大阪商科大學學長
法學博士　河田嗣郎著

日本社會政策

千倉書房版

序

社會政策には科學としての意義と、實踐としての意義とある。兩者は元より別個のもので然かも互に關聯せるものである。玆には實踐としての我國の現行社會政策について總括的な觀察を試んとするものであるが、さればとて全然現行法規の說明や實際施設の解說のみを以て終るわけにはゆかない。その說明を爲すと共に之に關する理論を明かにして、政策としての指導方針を與へる所がなくてはならぬ。不完全乍ら之を試みた積りである。

たゞ何分にも社會政策といはれるもの丶範圍が廣くて、然かも其の限界が明確に定め難い所から、記述と論議とは、たゞ重要部門と思はれる所のものに就いて、其中の主要項目を取上げて之を試むる外はなかつた。從つて本書の取扱ふ所は、我國社會政策の全部を網羅せるものではない。其の意味に於ける完璧は期し難かつたのである。

尙又記述も論議も新たに稿を起した部分と、從來既に公にしてゐる拙著中から多少の加除

修訂を施しながら抄錄した部分とを含んでゐる。政策の實踐と理論とに於て變化のないものは舊稿と雖も決して其の價値を減じてゐないことを信じたからである。讀者幸に諒恕せられんことを。

卷末に附錄として添へた社會政策年表は、裕正夫君を煩はして作製して貰つたものである。記して謝意を表する。

昭和十二年八月

著　者

目次

第一編　近時思想の變化と經濟及政策觀の變化……（一）
第一章　經濟觀の變化……（一）
第二章　社會政策觀の變化……（三）
第二編　日本の勞働政策……（四七）
第一章　勞働保護法……（四七）
第二章　少年勞働の保護（工場法）……（五五）
第三章　女子勞働の保護（工場法）……（六六）
第四章　成年男子勞働の保護……（七五）

第五章 勞働者の災害扶助……（八六）
第六章 退職積立金及退職手當制……（一〇三）
第七章 商店法案……（一一四）

第三編 我國の勞働及社會保險……（一二五）
第一章 社會保險一般論……（一二五）
第二章 健康保險法……（一四〇）
第三章 國民健康保險法案……（一七六）

第四編 日本の勞働組合と爭議調停制……（一八七）
第一章 勞働組合……（一八七）
第二章 勞働組合法案……（二一七）

第三章　勞働爭議……（二六八）
第四章　勞働爭議調停法……（二七一）

第五編　日本の農村社會政策……（三〇一）

第一章　我が國情と中產主義……（三〇一）
第二章　農村近時の社會情勢……（三三一）
第三章　小作組合運動……（三六五）
第四章　小作爭議調停制……（三九〇）
第五章　小作法案と農地法案……（四〇七）

附錄　日本社會政策年表……（四九九）

第一編　近時思想の變化と經濟及政策觀の變化

第一章　經濟觀の變化

我邦の社會政策は、個別的な社會救恤事業としては、づつと古くから行はれてゐること、他の多くの文化諸國に於けると變りはないが、やゝ組織のある政策らしい政策として行はれるやうになつたのは比較的近時のことであり、諸先進國に比較して甚しく後れてゐる。之を英獨の如きと比較すれば、實質的には半世紀乃至一世紀も遲れを取つてゐると見て差支ないであらう。然かもその後れたる發足以後の過程に於ても、一般思想界の風潮の變化と社會實狀の變化とに連れて、かなり複雜な變遷過程を辿つてゐるが、最近時に至つては、又更に思潮と世相の急激なる變化兆候に伴つて、かなり著しい方向轉換をしなければならないやうに見受けられる。少くとも政策の今後を考へ、時勢に遲れないで能く之れに適合一致した政策を實施して行かう

とするについては、どうしても此の時勢一般の變化兆候と之に適應すべき社會政策の指導原理の樹て方の變化の必要性については、先づ以て十分考慮する所がなくてはならない。

私は本書に於ては、實踐的な意味に於ける我邦社會政策の現狀について、その主要なる分野の實際狀態を檢討すると共に、今後に處すべき方針と覺悟とについて、論議を試みて見たいと思ふのであるから、然かも政策を檢討するについての重要性は、今日及び今後に處すべき指導方針を考究するに在るから、先づ以て現今吾々が當面してゐる思想の變化とこれに促されて表はれつゝある社會生活、社會經濟、社會政策などに關する觀念の變化について、その一般傾向を窺つてみることの重要なるを感ぜざるを得ない。仍て暫くその大様について觀察してみやうと思ふのだが、それは先づ大體に於て、近時の傾向としての經濟觀と政策觀との變化についての觀察として之を試みるものである。

人も知るが如く、世界戰爭以前と世界戰爭以後とを比較すれば、經濟とか政策と云ふものに關する根本觀念が著しく變つて來つゝある。そして現に其の變化の進行中にある。從つて私が茲に指摘する所も唯其の一つの傾向に付ての話であつて、既に斯う云ふ風に觀念が完全に變化してしまつたと云ふ意味ではない。たゞ併し相當有力な一つの傾向として、さう云ふ傾向が進行しつゝあり、さうして恐らくは世間一般も大體はさう言ふ風に變化しつゝあることを認めて居り、又吾々としては或る程度まではさう云ふ有樣を納得しなけれ

ばならないのではなからうかと思はれる次第である。勿論、斯う云ふ大きな時代的變化は、唯世界戰爭と云ふ一つの時期を境として、其の以前と以後に於て、截然と區別が出來ると云ふ風には參らぬ。戰爭前ハツキリ斯うであつたが、戰爭以後はすつかり變つてしまつて、まるで廻り舞臺が廻つたやうに變る譯には參らない。從つて吾々が變化の兆候を考へる傾向も戰前から既に之を窺ふことが出來たが、併し何といつても、あの世界戰爭と云ふ一つの大きな出來事は、何しろ戰爭其のものが破壞的の行爲であるから、所謂既成制度をひどく叩き壞してしまつたのである。從つて時代の變化を窺ふに就いては、戰爭前と戰爭後とを一つの區切として比較して見ることは便利でなければならない。

然らば大體經濟と云ふものに對する考へ方が、戰爭前と戰爭後とに於て、どう云ふ風に變つて來たかといふに、先づ吾々の頭に浮ぶことは、從來は經濟と云へば何だか政治とか、教育とか、軍事とか云ふものとは違つたそれ自身の一つの世界である、政治が一つの世界であり、教育が一つの世界であり、軍事が一つの世界であるが如くに、經濟と云ふものは又一つの獨自の世界であると云ふ風に考へて、經濟の事に關する研究をしたり、又いろ〳〵と實地政策を行ふ者は、それ自身としての世界に於ける經濟の事を處理し、そのことを研究し、其間に行はれる原理原則を探究すると云ふ考へ方をして居たのである。

所が、近頃戰後に著しくなつて來た傾向は、經濟と云つても、政治と云つても、教育と云つても、其他あ

らゆる文化と云つても、それは畢竟するに吾々人生に實際行はれて居るものを、一つの見地から觀た所の人生の一表現に過ぎない、從つてお互ひに關聯したものであつて、詰り一つの纏まつた大きな人生なるものゝ全體を理解することなくしては、經濟の世界を理解することは出來ないし、又經濟の世界を理解する爲には政治の世界も、其他各般の世界をも、一つの聯絡關係を保ちながら考へなければならない。詰り、吾々の經濟と云ふものは、一つの纏まつたボデイである、經濟的複合體（ウイルトシヤフツ、コンプレキス）であるが、併し是は獨り經濟に限らず、吾々の社會生活自體が一つの纏まつたものであつて、其纏まつたものが生成發育を遂げて行く、其一つの生の表現として吾々は、或る見地から經濟と云ふものを考へるに過ぎない、近頃よく「生きた經濟」と云ふやうなことをいふのであるが、さう云ふ風に見て行かなければならぬと考へるのである。斯う云ふ傾向は明かに一つの著しい傾向であるやうに思はれる。

今一つは既に早くアダム・スミス頃から養はれた考へであるが、其考は、經濟と云ふ世界は物の世界であると云ふ考へ方である。財を生產し、財を交易し、財を分配し、財を消費する、その財の世界を經濟の世界と云ふと考へる所の考へ方、從つて之に關する研究を爲する場合には、恰も自然科學者が日月星辰を見るが如くに財の世界を見て行き、やゝ之を客觀的に觀照して、其間に存する原理原則を見出さんとする態度を執つて居るのである。アダム・スミスのかのエポック、メーキングな書物を見てもそれは個々の富に關する研

究、富が如何にして出來るか、如何にして增加するか、之に關して研究を爲すものと云ふやうな標題が付いて居る譯である。大體斯う云ふ風な見方をして居たのである。されば出來得る限り、そこに倫理的な見地とか、其他いろ／＼の研究者としての主觀的な要素を交へないやうに努め、純客觀性を見付けて、そこに理論を建設しやうと云ふ風に考へて居たのである。尤も戰爭前でも獨逸の歷史派の如きは、斯くの如き態度に慊らず、ロッシャーの有名な言葉に、經濟學の出發點も歸着點もそれは人間であると云ふてゐるやうに、經濟を人生に即せしめんとしたのであるが、併しまだそれでも十分徹底的には行かないで一般的には依然として經濟は物の世界であると云ふ觀念が强かつた。日本でも經濟界のことを財界、財の世界と考へる風があり、此觀念は今日に至るまで依然として力强いものである。

所が戰爭以後に於ける著しい傾向は、經濟と云ふものは人生其ものであると觀る傾向である。勿論それは物財を行爲の對象とするけれども、財は唯行爲の對象として存するのみで、人間を離れて物財の世界に關する研究を爲すのが經濟學でもなければ、財の世界に於ける財の生産、交易、消費が經濟でもない。やはり是は人間としての生きた經濟と見なければならぬ。生きたものであるから、從つて其間にはいろ／＼と活動もあれば感情も交るし、倫理や道德も交るのである。斯くの如くに考へ直して來た點も近時著しいものであると思はれる。

さう云ふ譯であるから、戰爭前に於ける見方に於ては、經濟と云ふものは、それ自身が一つの世界であるが故に、其の經濟が國家と云ふ組織内に於て行はれるについて、國家は權力を持つた團體であるにしても、其の權力を濫りに振廻はして、經濟の世界をヂスターブしてはいけない、成べくそつとして置く、さうして自由に放任して置けば、其の世界は自からによくなつて行き發達して行く。然るに之に徒らに權力を振廻はして餘計な干渉を試みたり、餘計なおせつかいをすれば、自然的に動いて行くべきコースが亂されてよくない。國家は出來るだけ消極的態度を執るべきものである。而も考へて見ると、國家と云ふものは、元來或る一定のファンクションに依つて出來上つてゐるものであり、其のファンクションを行ふ爲のものに過ぎないから、定められたファンクション以外に手を出すべきものでない。そして經濟の如きは國家の司るファンクションではない、各個人々々が爲すべきことであるとも見た。是が人の知る通りレッセ、フェールである。アダム・スミス以後に於ける自由主義者等は極端に此考を示して居る。尤も其後に於ける獨逸あたりの傾向は實踐的にも幾らか之を緩和する傾向になつては居たが、併し世界戰後に於て最も著しい變化を見るに至つたのである。さうして是がレッセ、フェールであると云ふことは、言換へれば、經濟と云ふ世界には自から合理性が働いて、放任して置けば自らによくなると云ふ考が基礎をなして居る。是は經濟上に於ける一つのラショナリズム（合理主義）である。そして當時の考としては、獨り經濟のみに關しての考へでなく、もつと廣く合

理主義を妥當せしめたのであるが、併し經濟の世界に對しては、やはりラショナリズムが基礎をなして居り、此が基礎をなしてゐるから、放任して置けばよい、自然によくなる、日月星辰が法則に從つて動いて行くが如く、動植物が進化の法則に從つて自然のまゝに成生發育するが如くに、經濟は放任して置けば發展を遂げて行くと、斯う云ふ風に考へて居たのである。

然るに世界戰爭以後に於ては、著しく此考が變つて來たことに氣付かざるを得ない。是は一つには、戰爭と云ふことに依つて齎らされた經濟界の混亂と、其の混亂狀態に直面して經濟と云ふものは、實に動いて居るものであると云ふことを、目のあたり見ざるを得なかつたからである。戰爭前には世の中が平和であつたから、經濟も靜かな發展を遂げた。所が戰爭後は非常に波瀾重疊と云ふことになつて居る。此の波瀾重疊の動搖の際に直面したから、經濟と云ふものに對しても餘程考が變つて來たのである。さうして其の變つて來たのは從來の經濟的ラショナリズムを疑ひ、寧ろ之を否認するやうになつて來たことである。放任して置いて必ずしもよくならない、放任して置いた結果はどうかと云ふと、段々それは自己否定に陷つたではないか、本當にラショナリズムが妥當して居れば、幾ら經濟界が戰爭其他の事情に依つて一時は混亂しても、やがて自から立直つて、又もとのやうに靜かな發展を遂げて行かなければならない筈である。所がどうだ、戰爭に依つて打壞されていろ／＼動搖して結局世界的恐慌と云ふやうなキャタストローフを迎へるやうになつたの

ではないか、あの恐慌と云ふ現象は、經濟的合理主義の自己否定である。自己破産である。どうにも斯うにもならないではないか、放任して置いてはどうにもならない、悪くなる許りである、斯う云ふ傾向を目のあたり見たのであるから、其に一つ根本の考へ方の變化を見ざるを得なくなつたのである。

同時に今一つ考へてみなければならないことは、戰爭前に於ける資本主義の發展時代に於ては、經濟は急速な發展を遂げ、國の富は著しく增加した。個人々々の間も階級的の區別こそあれ、一般的には段々と富を蓄積することが出來、生活は裕になり、そこに一般思想界は何となく唯物思想的傾向が強くなつたことである。戰爭前の著しい特色としては、人生のあらゆる價値の中に於て、經濟價値と云ふものに非常に優越な地位を與へて居た。價値には自から優劣がなければならぬが、其の優劣の列位の中に於て經濟價値の占むべき地位は、今頃の新らしい傾向の人から考へれば、もつと／＼低い所に在るのが當然であるけれども、戰爭前に於ける傾向としては、其の價値を他のあらゆる文化的價値よりも、より以上の地位に置き、結局あらゆる價値を引きくるめて見た人生其もの、人格價値と云ふものと比較しても、より以上のものであると云ふが如き錯覺をすら起したのである。人間にとつて何が大事であると言つても、人格の價値ぐらゐ大事なものはない。然るに經濟價値を尊ぶ結果、其の經濟價値を現はす貨幣を尊重し、貨幣に依つて計られる價値に非常な貴さを認める結果、名譽を犧牲にして金を儲けやう、貞操を賣つても金を得やうと云ふやうなことになつた

のである。而も世の中の人がそれを怪しまないと云ふのは、時勢一般がさう云ふ風に經濟價値に優越な地位を與へた爲である。價値の列位に於て占むべからざる地位を、經濟價値が占めたと云ふことになつて居るのである。併し此事に付ても考へ直さなければならぬと云ふことに近頃氣がついて來たのである。

今一度戰後に於ける著しき特徵をいつて見るならば、一つは前に述べたことから、經濟なるものに對して政治を加味すると云ふことである。經濟と云ふものは、從來はそれ自身獨自の世界であつて、國家の政策の如きものが之を攪亂してはいけない、それに對して國家の政策が加へられるにしても或る限られたものに對してのみでなければならぬと云ふやうな考へであつて、從來は政治と經濟とは切離して別物の如く考へて居た。所が是が段々變つて來て、經濟と云ふものと、政治とか、政策とか云ふものとは、そんなにはつきり區別が出來るものではない。のみならず、經濟がナショナリズムの基礎を失つたとするならば、而も其の經濟なるものが全體としての吾々の生活、然かも社會生活の全表現の一方面に過ぎないとするならば、社會全體としての意思が之を導き整へて行くことは當然である。其の意味に於て經濟には政策の意義が當然に加はるべきである。少しく極端な言葉で言へば、經濟なるものと政策なるものとは別々なものではないと云ふ考が出て來て居るのである。是は近時のいろ／＼の現象を見れば必ず氣の付くことであるが、今日の流行語の統制經濟とか經濟管理とか云ふやうな言葉は、要するにそれの一つの具體表現である。諸國が關稅を高めて

日本品を排斥すると云ふやうなことも、やはり經濟に對する政策的關與である。若し是が從來の如きものであつたならば、英吉利流のフリー、ツレードであつたならば、あんなことは出て來ない筈である。日本結構、萬歳、亞米利加大いに結構、千客萬來と歡迎する態度でなければならない。——是が一つの徴候である。

今一つは、經濟なるものはさう云ふ風な人生生活であるとして、而も其の人生に於ては、人生が纏まつた全體としての人格を持ち、其の人格價値と云ふものが、價値の列位上最も優越な地位を占めなければならないものであるといふ所から、近頃の新らしい傾向として、經濟に倫理觀念を當嵌め、之を規律するに道德律を以てすると云ふ意味の經濟の倫理化と云ふか、モラリゼーションといふことが著しい傾向である。例へば近頃やかましい國際資源の再分配問題の如きでも、やはり一種の倫理的な觀念が基礎になつて居る。恰も所謂社會政策に於て、從來社會内に於ける富の分配を公平にしなければならぬ、社會的正義（ソシアル、ジャスチス）が實現しなければならぬと云ふ考方を、國際經濟相互の間に當嵌めて、一種の規律を造つて行かんとするものである。諸國は共存共榮を以て指導原理と爲すべきだといふことも、吾々個人々々お互の人格を尊重しお互が共存共榮するが如くに、國家も各々互に其の獨立を尊重して、各々が手を携へて生きて行くべきである。所謂 "do live and let live" である。この "do live and let live" と云ふことは、どうしても一種の道德的の觀念に立脚しなければならぬ、斯う云ふ觀念を國際間にまで及ぼさうとするのであるから、

況んや一國內に於ける經濟に對しては、出來得る限りこれをモラライズして行くべきだと考へて來るのは當然である。而も其モーラルは單純な個人的の道德ではない、一種の社會道德を加へて行くと云ふことであるのは言ふまでもない。現に近時の思潮はさう云ふ風になつて行きつゝあるのであつて、之をしないで從來の單純なる自由競爭では、世の中は紛糾錯雜するばかりである。強弱相噬み合ふ世界に於ては戰爭の絕え間がない。又社會內に於ては階級間に階級鬪爭の絕え間がない。そして其の結果は社會は段々分離し、分裂して行くばかりである。だから少くとも國家內に於ては、一つの國家的結合と云ふことに作り上げて行く必要がある。斯う云ふ風に考へて來たのである。

更に考へておくべきことは、斯う云ふ風な傾向が出て來たものであるから、此の新しい傾向には、何となく資本主義の時代を乘越えて、而も資本主義以前の時代を回顧すると云ふ風があるといふことである。中世時代への一つ回顧である。中世時代は或程今日に較べて文明は低かつた、富の蓄積は今日とは迚も比較にならないけれども、中世と云ふものはなんとなく所謂『文化』を持つて居た。クルツールと云ふものを持つて居た。所が資本主義はシヴィリゼーションを進めては行くけれども、資本主義それ自身のクルツールは極めて貧弱で、立派なものは殆どないと謂うてよいであらうが、併し中世時代には兎に角之を持つて居たのである。其の經濟生活を見ても、其の經濟は當時のクルツールと一致して居た。職人が桶を作るとして、桶を作

ると云ふことは經濟行爲であるけれども、其の桶を作るのにやはり自分の生命を打込んで一刀々々樂んで作る、從つて作つたものは見るとゲテ物であつても、ゲテ物としてのそこになんとも言へない味ひがある、斯う云ふのが中世の職人の仕事であつた。併し今日はそんな手桶なんか作らない、大抵バケツを使ふ。バケツは安くて便利であるけれども、バケツにどれだけ藝術的の味ひが出て居るか。妙な言葉であるけれど、資本主義はバケツ文明を以てよく〳〵象徴して居るのではないか。斯う云ふ意味から、(よく〳〵使ふ言葉であるが)よき古き時代グッド、オールド、タイムと云つたやうな言葉を使ふのである。中世時代を顧みて、あの當時はよかつたと云ふやうな心持が動いて居る。從つて此の新しい變化の傾向は、ルネイサンスに對する一種の逆のルネイサンスである。ル、ルネイッサンス又はゲーゲン、ルネイサンスであると言はれる。ルネイサンスは中世と云ふものを抑へつけて、新しいヒューマニズムを復活せしめた。所が此のヒューマニズムは非常に現世主義で、富とか何とか云ふものを肯定するやうな立場である。それをもう一遍中世の宗教的のやうなものにしてはどうであらうか。宗教は阿片であるなどと言はれるけれども、なんとなくそこに(阿片かも知れないが)陶醉するやうな、さう云ふものがあつてもよくはないであらうか。餘りにも現代は現世主義か行過ぎたのであるから、もう一度ルネイサンスを逆に行かうと云ふ傾向、さう云ふやうなものではないかと思はれる。

斯う云ふのが大體の傾向であるからして、從つて之を現實的に見ると云ふと、今日の一切の經濟に對する

考へ方が、——國家主義の國に於てはいよ／＼さうであるが、——國家的社會生活の必要を充たす爲に經濟を行ふと云ふことになるのである。同時に又倫理道德の觀念を交へると云ふことの爲に、經濟界に於けるいろ／＼の現像をは、道德的に整へて行かうと云ふ努力が現はれて來て居るのである。

一々その實際的な表現を說示することは出來ないが、著しい所だけを述べてみやうならば、例へば正當價格ジャスト、プライス又はライシャス、プライスと云ふ觀念が近頃又餘程有力になつて來たやうである。是と同樣に、利子に對しても正當利子の觀念、或る場合には利子を否定し、否定しない場合に於ても、正當利子と云ふ風なものを實現しようと云ふ努力が現はれて來た。賃銀の如きものは愈々以て正當賃銀を實現しなければならぬと云ふ風に考へられて來た。さうして又利潤と云ふものに對しても利潤の是非を批判しようとする考が出て來たのであつて、近頃折々新聞雜誌などで日本に於ても之を見るのは、なんとか利潤の制限をしようと云ふやうな考である。併しこんなことは從來の經濟觀念からしたならば寧ろ笑ふべきものである。價格は經濟界に於ける働きとして自からに出來上がる法則があつてそれに依つて出來上がるもので、ジャストでもアンジャストでもない。賃銀は賃銀で、それは勞働の需要供給の關係で出來上がる、其の出來上がる賃銀は人々の勞働價値に比例すべきであるけれども、即ち價格決定の原則が妥當すべきであるけれども、それで勞働者が生きて行けるかどうか、それは經濟の知つたことではない。生きて行けても行けなくても、勞働

の需要が多くて供給が少ければ、賃銀は高いし、之と逆の場合は安いと云ふ考である。又利潤にしても、能力のある人が金を儲けるのに何の不思議もない。事業を甘くやつた人が金を儲けるのはそれは事業をやるが爲に當然に取得すべきものである、何の不思議もないと云ふ考へ方である。併しさう云ふ考へ方に對して、近頃正當、不正當と云ふやうな考を交へやうとして居る。近頃は又所有と云ふことがやゝ詰らないものになりかけたと云ふことも云はれるが、所有と云ふものに對しても、從來の考は、之を非常に神聖なものであるとして、苟くも之を侵してはならない、出來る限り法律に依つて護らなければならないと云ふ考であつた。所が近頃の傾向は、一體物を所有すると云ふことは、道徳的に正しいことであらうかどうか、先づ一應之を批判して見ようと云ふことになつた。殊に土地に對する所有の如きものは、羅馬法的所有權の觀念を認めることが果して正しいかどうかと考へられるに至つた。此考は大戰前からもあつたが、近頃特に著しくなつて來たのである。正に所有權に對する疑ひが出て來たのである。是もやはりモーラルを入れて行かうと云ふ考から當然に出て來るのである。又今日の考では事業を保護しよう、中小商工業を保護しよう、さうして之に依つて國家經濟を整へよう、之に依つて經濟生活を堅實にして行かうと云ふ考へ方も出て來たのである。

今一つ述べなければならないことは、なんとなく傾向が中世的回顧的要素を含んで居るが故に、最近の傾向としては、又なんとなく慾を制して行かうと云ふ制慾的の考も多少頭を擡げて來たことである。是は資本

主義の如きものであつたならば、慾を進めて行く、働いて儲ける、儲けて發展する、發展して儲けるから愈愈發展する、益〻充實すると云ふ考へ方であらねばならぬ。ヒューマニズムは人本主義であるが、それを經濟的に解釋して行けば、幾らでも働いて幾らでも儲ける、幾らでも富む、富めば贅澤の仕放題であると云ふことになる。然るに、近頃の傾向のやうに、人間は富むと云ふことだけが尊いのではない、國も亦富を作ることだけが是れでないと云ふ風に考へて來ると、資本主義に比較して、なんとなく幾らか制慾的の考が出て來たことも當然である。尤も之には二通りある。其一は今日要求せられるやうな國家生活を中心として行き、經濟の政治化を行つて行くと云ふことになると、殊に中小商工業や農業を基礎としての經濟を組織して行くことになると、金が儲からなくなるであらうが、金が儲からなくなると云ふことは、詰り新しい社會に堅實性を持たす爲の一つのコストと見てもよい、其コストを拂はなければならぬ、其爲に金は儲からなくなり、貿易は幾らか退步するかも知れないし、又國際貸借上のバランスは幾らか惡くなるかも知れないし、つまり發展すると云ふ見地から行けば、やゝ退步するやうな結果になるかも知れないが、其代り國内がシツクリ出來上つて社會内部に於ける調和も出來、堅實性も增すとすれば、其位の犧牲は拂つてもよい、それが要するに新らしい社會生活を買ふ爲のコストであると云ふ風に考へるのが一つの意味である。もう一つは、現代人はもつと享樂的の考をやめなくてはいけない、資本主義は餘りに享樂觀を進め過ぎた、もつと享樂的

人生觀を抑へて行かなければならぬ。宗教は大體此世を輕らか否定する傾向のもので、彼岸と云ふものに人生の價値を認めて居る。だから此世の中に於て富まうとか、此世の中に於て裕かにやらうとか云ふやうなことを成べく抑へて、寧ろ彼岸に於ける永遠の生命の爲に努力する、心の貧しき者は幸なりと言つて居る、富める者の天國に行くことのむつかしいのは、駱駝が針の穴を通る程むつかしいといつてゐる。是は慾を出來得る限りさう云ふ物質的意味では收縮して、其代り精神的に充實して、來世に於ける永遠の生命を獲得しようと云ふのである。然るにヒューマニズムは之に反して、此世の中に於ける人生を豐富にして行かう、さうして、よい意味に於ても惡い意味に於ても享樂と云ふことに重きを置いて居るのである。所が今日は餘り極端な享樂が行はれた結果、餘りに享樂時代に趨り過ぎて、殊に嘆はしいことは、今の若い人々が非常に享樂主義になつて、人生に對する理想を失つてしまつて居る。それは一つには世の中が不安で、殊に就職難とか失業とか何とか云ふやうなことがあるからさうなるのかも知れないが、兎に角其日々々を生きて行き、甚だしいのは刹那々々を生きて行くといふ風である。是は餘りに人生を安價に見つもり過ぎて居るもので、要するに人生に對する本當のモーラルの立脚地がないからである。もつとモーラルな立脚地を作つて人生の眞意義を摑んで行くやうにしなくてはならない。さうして前に述べたやうに、經濟價値以上の價値があると云ふことを明かに認識して、それが實現するやうに努力する所の人生を作らなければならないと云ふ風に考へて

來たのである。

さう云ふ風であるから、上にいろ／＼述べたやうに、正當價格とか正當賃銀とか云ふやうなことも出て來るのであるが、試に其中の一つだけ、正當價格に對する現在の人々の希求する所を覗つてみやうならば、以前から社會主義の如きは或る程度に於てさう云ふ正當價格の要求を持つて居るのであるが、それよりも幾らか違つた意味で、或は更により以上の力を持つて、近時頗る正當價格の聲が出て來たのである。之を促した原因又は事情は、一つは世界的恐慌に依る物價下落、殊に農産物の價格が非常に下落して、殆ど生産費を償ふことが出來ない、それが爲に農民は働けども働けども追つつかない、啄木の歌に、幾ら働いても働いても自分の生活がよくならない、ヂッと手を見ると云ふやうなのがあつたと思ふが、さう云ふ風に考へて來るとどうも今日の價格現象と云ふものを、それは自然的のものであるから當然にラショナルであると云ふて放置して置いてよいものかどうかと云ふ風に、考へて來ざるを得なくなるのである。又工業品と農業品とでは價格狀況として鋏狀の現象が出て來るのだが、是も資本主義の立場から云ふならば、さう云ふ風になるのが自然の成行きで、さうなるのは致方のないことだとせられるけれども、併しそれでは到底やつて行けない多くの人々が出て來るのであつて、是が自然であるからラショナルである、致方ないと云つて濟まさるべきものであるかどうか、もつと價格と云ふことに就ては根本的檢討を加へる餘地がないかどうかと、考へて來るの

である。茲に於てか正當價格の考が頭を擡げ來るのであるが、正當價格と云ふ意味にも二通りある。一は資本主義側の意味であつて、公正價格と云ふか、英語で言へばフェヤー、プライス、獨逸語でリヒチガー、プライス、斯う云ふ言葉で現はさるべきもので、自由競爭市場に於て自由なる需要と自由なる供給が自由に結合して、所謂フェヤー、エキスチェンジが行はれて即ちフェヤー、プレーが行はれて出來上がる價格がフェヤー、プライスである。其の價格が安いとか高いとか云ふことは、それを作つた人が生きて行けるか行けないかと云ふことゝ比較すべきものではない。果してその市場が眞にフリー、マーケットであるかどうか、其の自由市場に於て自由競爭が行はれるかどうかと云ふことを考へなければならぬ。斯う云ふ意味の公正價格ならばそれは從來の資本主義の世の中に於ても之を實現しなければならぬとせられて居たものである。マーシャルの經濟原論に於て、かゝる價格を作上げるに付て需給の均衡と云ふことをやかましく言つたのはそれである。然るに近頃唱へられるのはさう云ふ意味のものではない、それも結構であるが其れ以上に道德的に考へて見て、果してそれがジャストであるかないか、ゲレヒトであるかないか、斯う云ふ道德的批判を加へての意味に於ける正當價格と云ふものを要求することになつて來たのである。此の觀念の變化を一つの實地政策上に於て卑近な實例に照して考へるならば、近年我が國に於て米穀の價格に對する政策が行はれて居が、之を行ふに付て資本主義的のフェヤー、プライスを實現しようと云ふ考へ方と、道德的な正當價格を

實現しようと云ふ考へ方とは決して同一であり得ない。米を作るのに何程のコストを要して居るか、生産費は幾らであるかと云ふやうなことを考へて、其の生産費を償はないやうな米價では困る、幾らそれが需要供給から見た價格であつても、生産費以下になるやうでは困る、だから生産費を標準として價格を調節すると云ふ考へ方は、是はなんとなく資本主義的であつて、價格をよくして行かう、正しい價格を作らうと云ふ努力であるけれども、やはりそれは物本位的な考へ方に傾いて居る。純粹の自由主義ならば自然の價格構成に放任して置くのだが、一歩進んでそれを統制して行かうと云ふ場合に於ても、尚ほ此の意味に於てコストを標準にして行かうと云ふのは、幾らか資本主義である。更にもう一歩進んで、米の價格は之を作る人がそれを作つて生きて行き、それを賣つて代價を得ることに依つて生きて行くのだから、米の價格の如きは、之を作る農民が、世間普通の生活標準に於ける生活をなし得る程度の所得にありつく高さのものでなければならぬ、それが本當のヂャスト、プライスであると云ふ風に考へるならば、それは人間としての米の生産者を、人間らしく生かして行くが爲の價格と云ふことになつて、非常に人間的になつて來るのである。

　其考へ方は從來のやうに、物の世界に於ける價格であるから、物を作るに要する費用といふ風に考へないで、人がやる經濟であるから、之をやつてそれを唯一の生活の資源として、人間が生きて行くに適當する價格でなければならぬと考へるのである。從て極めて倫理的である。又賃銀の如きものに至つてもさうであ

る。賃銀は自由主義經濟で行くならば、唯需要供給の關係で出來る賃銀だから、勞働の需給が自由に行はれ自由競爭の結果出來た價格としての賃銀である限りは、飽くまでそれはフェヤーであると考へるに過ぎない。然るに今いふが如くに之に人間的要素を加へて行くならば、賃銀の如きものは、やはり勞働者がそれを得ることに依つてのみ生きて行くもので、それが得られなければ生きられないし、それが生活費に不足するならば慘めな生活をしなければならぬのだから、賃銀は正當な賃銀としては、勞働者が人間として其時々に於ける國民的生活標準を標準とした生活の出來るだけの實際生活を保障する賃銀、是が正當の賃銀であると考ふべきものである。尤も此考は戰前にもある。例へば彼のリヴィング、ウェージの議論もそれである。苟くも勞働者は生きて行かなければならぬのだから、生きて行くと云ふことを保障する意味の賃銀でなければならぬ。所が從來の個人主義は、全然生活と賃銀とを別個の原則から觀て行かうとして居るものであり、共產主義の如きは此間を密接に結びつけて行かうとするものである。其意味に於ては共產主義の主張にも聽くべき所があり、少くとも賃銀はそれに依つて生きて行けるだけの賃銀でなければならぬと主張する議論である。更に進んで其の生活と云ふものを個人的に考へるならば、それは主人は主人、妻は妻である、妻もやはり何處かへ働きに出るか或は內職をしなければならぬ場合がある。そして子供はどうかといへば、子供は多くても少くても、さう云ふことは從來の賃銀は一切考慮しなかつたのである。併し苟くもリヴィング、ウェー

ジたるべきであるならば、子供の多い人も少い人も同じやうに取扱つてはいけないと云ふやうな考から、茲に又ファミリー、ウェージの考も出て來たのであつて、さう云ふ制度を作つて子供の多い人と少い人と區別し、子供の多い人も安心して働けるシステムを作らうといふのである。斯う云ふことは既にオーストラリアの或る州で試みられたことがあるが、斯う云ふ風な考が今日では愈〻以て發展して行くのではなからうかと思はれる。

すべて斯う云ふ風に考へると、前に述べたやうに、今日の傾向は從來の物本位の、物の世界としての經濟と云ふものに對して、人間本位的な考を樹て、人間經濟觀念より立脚することになるのである。メンシェン、エコノミー即ち人間經濟と云ふ言葉を使ふのであるが、從來のやうにギューター、エコノミー即ち物財經濟でなくて、人間經濟を作り上げて行かうと云ふ考がこれである。そして苟くも人間經濟である限り、そこにモーラルがなくてはならぬ。同時に其の人生はロビンソン・クルーソーのやうな孤立生活ではなく、今日の纏まつた社會的生活をして居るのであるから、國家としての共同社會生活が完全に調和がとれ、生き〳〵と發展して行くやうな意味に於て、國家社會の意思を以て之を整へ、其の統制の下に進んで行くものでなければならぬと云ふことになる。從つて經濟のモラリゼーションと云ふことゝ、經濟のポリチカリゼーションと云ふことゝが起きて來るわけで、是が今日に於ける非常に著しい傾向である。さうして此の傾向は唯獨り經

濟と云ふ生活表現に於て之を見るのみならず、吾々の生活をあらゆる視角から觀たあらゆる表現に對して考へられることになつて來たのである。

第二章　社會政策觀の變化

近時に於ける思想の變化は、經濟なるものと經濟政策なるものとに關する觀念の上に於て、前章に之を說くやうな變化を生ずるに至らしめたが、更に之を社會政策なるものに就いて見ても、同樣に又、其の意義の解釋の上からして既に大いなる變化を生ぜしめ、引いてその實地政策を行ふべき方針に關しても、著明な方向變換を爲すことを餘儀なからしめるものがある。從て此の大いなる時代的變化について理解する所なくしては、到底よく今日の時勢に適應すべき政策を樹て、實績を擧げることは出來難いばかりでなく、學問としての社會政策を講究するに就いても、到底正鵠を獲ることが出來なくなつてしまつた。

仍て少しく之を考ふるに、抑も社會政策の立場とする所は、そのイデオロギーに依つて定まる。所が元來社會政策なるものに固有なイデオロギーは無い。時代を支配する思想の傾向が大體に於て社會政策を導き、その立場を定むるのであるから、時代思想の變化は、やがて社會政策のイデオロギーの變化となり、その指導原理を變ぜしむる。これは獨り社會政策に限つたことではなく、普通に政策と名づけられるものに就いて

一様に謂へる所であることは、前章に之を明かにした所に徴するも知り得られる次第で、若し政策が時代の如何に拘らず終始一貫して、不變の原理に依つて指導されるものであつたなら、理想論としては兎も角、實地政策としては、時に時代に適合するかと思へば、時には又時代に適合し得ないことになつて、常にその實際的効果を發揮し得るといふわけにはゆき得ないであらう

尤も社會政策は、これを普通の經濟政策に比ぶれば、理想としての立場を守ること強く、決して常に臨機應變的に移り變りゆくものではないが、それにしても決して又一定不動の立場を執つて、時代の變化を無視し、時代思想の大轉換にも超然としてあり得るものではない。苟もそれが政策である限り、理論的にも實踐的にも、しかく高踏的で純法則的ではあり得ない。

斯かる見地から吾々は、現今世界に於ける時代思想の著しき變化の時期に際して、その變化と共に移り往かんとする社會政策のイデオロギーの變化に就いては、之を認識し、その新傾向を把握することに怠つてはならない。若しこれを怠つて只管に從來の觀念を守り、所謂舊套を固持してゐては、時代は容赦なく吾々を置き去りにして、吾々はたゞ舊式な觀念論者に墮してしまふ外はないであらう。

然らば時代思想は現今如何に變化しつゝあり、社會政策のイデオロギーはこれと共に如何なる方向を取つて**如何様に移り變らんとしつゝあるか。**

謂ふ迄もなく時代思想は、種々の視界からその特色を捕捉することが出來る。從つて現今の一般的な時代思潮の變化も、種々の見地からその動向を認識することが出來るのだが、所謂社會觀なるものに就いて、最も識別し易い一視界として、普通に指摘さるゝ所に從へば、今や我等の社會生活に關する時代思潮は、從來の個別觀的な社會觀、若くは個人主義的な社會思想から、全體觀的な社會觀へ、そして國家主義的な社會思想へ向つて急激に變化しつゝありと稱せられる。

試みに此の見方から之を考ふれば、社會政策のイデオロギーも亦從來の個人主義的な若くは個別觀的な立場から、新たに全體觀的な社會觀への變化の道に沿ふて、その立場を換へつゝあるものと謂ふ外はなく、從來は専ら個人々々の完成とその平等なる社會的待遇との實現さるべき社會狀態を造り出すことを目標として進み行かんとしたものが、今や個人々々よりも社會全體の、しかも國家として纏つて整つた全一の社會生活の實現に向つて進み行くことを以て理念とすることに、變化しつゝありと謂ふべきである。

時代思想の變化を右の如くに說明することは、今や廣く行はれ、全くありふれた見方となつてしまつた感があるが、吾々に取つて大事なことは、斯くの如き見方と說明の仕方そのものではなく、この見方の變化に從つて考へるならば、社會問題なるものは、その發生の理由を如何に說くべきであるか、又社會政策なるものも、その方針を如何に從來と變化せしむべきであるかといふことであらねばならぬ。詳言すれば從來の個

別觀的な社會觀を以てしては、社會問題の發生する理由を斯々に考へて來たのだが、今や全體的社會觀が樹立さるゝに連れて、その理由は斯ういふ風に考へ直さなければならぬ。そして又社會政策も、それに應じてその方針及び實施方策を、斯樣に考へ直さなければならぬといふ點が、肝要な點であらねばならぬ。

此の肝要點に即して之を考へてみるのに、今や、時代思潮の變化は、吾々をして、社會問題の理由と社會政策の方針とについて、著しく其の見方を變へることを餘儀なからしめつゝあるやうである。固よりその見地の變化に從つての議論の立て方は、決して一樣ではあり得ないし、又一樣であることを必要としない。從つて例へば、現今ナチス獨逸に於て、普通に行はれてゐる議論としての社會問題の新しい說明や、社會政策の新イデオロギーが、必ずしも其儘に我國に於ても行はれなければならぬとは限らない。又我國に於ても、其の新見地としての根本の立場こそ共通であれ、議論の樹て方に於ては多少づつ異つたもいが、種々に行はれても、一向に差支ないことである。又止むを得ないことでもある。たゞ重要なのは、社會問題の發生理由と社會政策のイデオロギーに關するその根本見地の新しき變化といふことである。

從來の個人主義又は個別觀を基礎とする社會觀に從へば、社會問題は何が故に發生するのであるか。これに對する說明は大體次のやうであつた。

元來社會は、各個人がその生存の意義を完全に成就せんが爲めに、その必要と便宜とに從つて行はれる共

同生活である、個人々々の生存と共の意義の完成といふことが根本であつて、その根本の上に社會的共同生活は行はれるに過ぎない。固より個人は主であつて、社會は從である。そして各個人は銘々獨立な人格的存在價値を有するもので、人格は本來獨立にして自由なものである。その獨立にして自由なる人格の完成こそは、各人の生存の眞意義を爲すもので、各人はその人格的存在意義を擴張し充實せんが爲めに生存し、生活を營む。社會はその生活の便宜上より生れ出でたる團體である。

してみれば、つまり社會は各個人の集りとして成立てるもので、個人存在の意義は第一次的であり、社會の存在意義は第二次的である。

そして社會が各個人の存在を基礎とし、その集團として成立てるものであるといふ立場から之を考ふるならば、社會としては、正に各個人の有する存在價値を十分に尊重すべき筈のもので、しかも各個人は銘々獨立にして自由なる人格的存在なれば、其の各個人の存在價値の間には、社會的に之を見て差等のあるべき筈はなく、皆一樣平等の價値として尊重されなくてはならない。

從つて社會なるものは、この個人々々の自由にして獨立なる人格的存在をそのまゝに承認して、各人をして彌が上にも其の存在意義を完成せしむるに適するものでなくてはならぬ。しかもそれは特定されたる或個人の生存意義の完成の爲めにではなく、社會内の各人の一人としてもれなき平等なる存在意義の完成を保障

するものでなくてはならぬ。即ち「各人の最高の完成」 "die höchste Vollendung aller" といふことが社會の社會としての存在意義を爲すもので、完全なる社會は正に斯くあるべきものである。

これが社會なるものゝ本來の存在意義であるに拘らず、現實の世に行はれてゐる所を見れば、各人に對する社會的待遇には甚しく厚薄があり、不平等である。各人がその生存意義の完成の爲めに社會から得る種々のチャンスは、各人の間に著しく相違してゐる。換言すれば、各人が其の生存上に有する社會的條件は種々雜多で、しかも極めて不公平に分配されてゐる。これが實狀である。政治關係に於ても、經濟關係に於ても、將又一般文化關係に於ても。

斯くの如く、社會なるものが、正にあるべき所と、現にある所との間に、甚しき相違を有し、其間に大いなる隔りがあり、齟齬があり、矛盾があり、不調和がある所から、社會問題は發生する次第である。社會が正にあるべき所に照して實狀を批評する所に、社會問題は發生し、實狀を正常狀態に合致せしめんが爲めに、社會運動は行はれ、又社會政策も施さるゝ。從つて、社會政策の立場とし目的とし任務とする所は、社會の實狀をして、各個人の平等なる生存意義の完成に適せしむるやう、之を改善するに在る。社會政策のイデオロギーは、この個人本位的なる思想に基き、個人價値の平等なる認識と、個人生存意義の公平なる完成とを期する所に立脚する。そして實際に行はるべき社會政策上の諸方策や、諸施設は、各個人に平等なる社會

的生存條件を與へ、生活上に於ける機會均等を得しむべく、之に適する社會狀態を實現することを、目標として行はるべきものである。

現に行はれてゐる社會生活の實狀に於ては、參政上に於ける機會の均等は、まだ決して完全に實現してゐない。固より國に依つて相違はあるが、男子間にも不平等である。ましてや經濟關係に於ては、元來個人主義が各人の經濟活動の平等なる自由を基本とするものであるに拘らず、その經濟的活動に關する資本、勞働等についての機會は、決して平等に賦與されてゐない。經濟活動に對する報酬關係に於ても、極めてその分配は不公平である。企業に關する發言權、營業に關する支配權、すべて皆平等なのはたゞ名義上又は觀念上のことに過ぎないで、實狀は、不平等極まれるものである。斯くてどうして各人の平等なる生存意義の完成が行はれ得ようぞ。

其他文化關係に於ても、教育上の機會、藝術の習得及び享受上の機會など、大抵は經濟關係と結び付いて居て、決して實際的に平等な機會が與へられてゐない。人格を涵養することに於て已にさうである。人格完成に關する機會均等は、實狀の決して之を保障せざる所で、社會の實狀は歪んでゐる。之を正しくすることが社會政策の任務であり、社會をしてその本然の存在意義に移らしむることが、社會政策の目的である。

要するに斯くの如く見、斯くの如く說くことに依つて、社會政策の目的と任務とを定めんとするのが、從

來の立場であつた。そしてその社會本然の存在意義なるものが、個人主義に立脚せる、「各人の最高完成」「各人の平等待遇」「個人生存の機會均等」といふことに在り、すべて此の立場から、社會問題を認識し、社會政策の必要を考へた所に、其の特色の存したことを認めなければならぬ。今でも社會政策論者の間には斯かる見地を守持してゐる者の多いことも、忘れてはならない所である。

新たなる思想の傾向として段々に時代に對して支配的勢力を得、今や思潮の大勢を動かさんとするまでに至つた所の全體觀的な社會觀は、社會問題に對して、右の如き考へ方とは全く趣を異にした態度を取つてゐる。其考に從へば、社會は元來それ自體として獨立な存在を有し、生々發育するものであつて、個人が各自の生存の便宜上これを造り成したと見るべきものではなく、却つて各個人は好むと好まざるとに拘らず既存の社會の中に生れて來、その中で育ち、やがて又その中で死滅してしまふものである。そして各個人が盛に出生し死亡するに拘らず、社會全體としては、それはたゞその内部に於ける組織分子の新陳代謝たるに過ぎず、その新陳代謝に依つて全體としての社會は發育を遂げて行くものである。されば社會は常に之を全一體と見るべきもので、全一體としての存在意義を有し、常にその全一體としての統一と調和とが紊されないやうにして、全一體としての發達の圓滿ならんことを期すべきものである。

然るにこの社會一體としての緊密なる結合は、一方に社會全體を貫いて流るゝ統一されたる團體的觀念と、

その基礎となるべき全體主義的な思想とが嚴として存在し、社會人心に對して十分なる統制力を有することを必要とすると同時に、他方には又全社會が統制ある秩序團體として、堅固に造り成されんが爲めに、整つた組織が織り成されて、全一的な團體としての社會的構成が完備してゐることを必要とする。そしてその社會的構成は、種々の基礎的團體と其上に重複して作り成されたる上級團體との、複雜にして微妙なる結合組織として成立たねばならぬが、それ等の團體は、何れも皆個人が各個の利便の爲めに、或共通目的を以てその目的の限りに於て、一定の職能を有する團體として之を造り出したものではなく、人間生存の當然の理由から發生し、個人を包容しつゝ團體それ自體としての存在意義を有し、團體相互の關係も亦それ等が相結ばれて、更に大いなる社會的結合となる性質を有するものであらねばならぬ。

全一體としての社會は、右の二要素即ち團體的精神要素と、團體的組織との吻合によりて構成せらるべきものであるから、その二要素が各々整つたものであり、又相互の結合が相適應してよく諧調の取れたものである限りは、社會團體は全體として好く整ひ、內部的な摩擦もなければ、齟齬もなく、全體としての發展は圓滿に進行して、動搖の感ぜらるゝことは無いものである。然るに若し此の二要素が、その各々に就いて見ても、或は思想の上に於て團體的な精神が衰亡するとか、その統制力が失はれたり、微弱になつたりするとか、或は團體的諸組織の側に於てその紐帶が弛んだり、瓦解したりして、全社會的構成にひびが入ることに

なるといふと、單に社會生活は內部的に動搖し、とかく圓滿なる進行が妨げられ、全一體としての諧調が失はれることになるのを避け難い。

社會問題は實に右の如き意味に於て、社會的結合上に、精神と組織との兩方面に於て、調和の缺けて來たことの間から發生するものである。つまり全體主義的な思想が力を失つて、社會的に必要な精神的結合要素が弛廢し、又全社會を一體として造り上ぐるに適する社會構成上に必要な諸組織が衰亡することに依つて社會問題なるものは、その發生を見るに至らしめらるゝものである。

此の見地からすれば、社會問題なるものは、前に個人主義的見地から之を見た場合のやうに、各個人の個人としての完成を爲すに適する理想的な社會狀態と、現存社會の實際狀態とが一致しないから發生するのではなくて、社會が社會全體として、緊密な內部的構成と統制力ある社會的精神との完備せる理想的狀態を有しないで、却つてその全社會的精神が弛み、全一的な社會構成が紊れて來た所の、現存社會の實際的情勢に依つて、發生せしめらるゝものと解すべきである。此處が即ち個人主義觀に立脚して之を考へた場合と、社會的全體觀に立脚して之を考へた場合とで、社會問題なるものゝ觀方と、その意味の解し方とに、大いなる相違の存する所である。

已に社會問題に對する其意義の解釋に、右の如き寧ろ相反し若くは互に對蹠せる相違があるのだから、社

會政策についても亦兩者の見解は著しく相違せざるを得ないのは當然である。蓋し社會政策は畢竟社會問題を緩和し、之を解決せんが爲めのものであるから、一は個人の完成の爲めに社會狀態を之に適せしめんと欲するに反して、他は飽迄社會全一體としての完成の爲めに、社會狀態を整へ、各個人を之に適合せしめんと欲する次第である。

叙上の如き見解の相違に從つて、近時に於ける變化を窺ふならば、近時社會問題の理由を考へるに就いて、團體精神の衰微といふことが甚だ重視さるゝに至つたことが、先づ目につくであらう。即ち近時大いに勢力を增すに至つた團體主義思想に立つ者は、社會問題が簇生するやうになつた理由の第一として、大體次のやうに考へてゐる。

中世時代に在つては、時代を支配した思想は、大體團體主義的であり、近世時代に入つて國家主義思想が勃興してからも固より思想は團體主義的であつた。然るに其後個人主義的な自由主義思想が蔓延するやうになつてからといふものは、團體主義的な思想は段々その支配力を奪はれて、思想の上から之を見れば、社會生活に於ては、團體的な求心力は衰へるばかりで、遠心力が益々威力を逞しうするやうになつてしまつた。そして人々は、たゞ自己の存在價値を重んじて、團體特に全一體としての社會の存在價値を顧みず、極端なる個人主義者にあらざれば、即ち宇宙主義的な傾向を帶びた人々のみ多くなつてしまつた。人々は自己の自

由を尊重し、之を主張し、之を擴大せんとするの餘り、他人のことや社會のことは殆んど顧慮しないで、自由勝手な振舞をすることが、人格の獨立と尊嚴を保つ所以と考へ、社會の利益を犧牲にしても、自己の利益を主張せんとこれ努め、各々自己の立場々々に於て利便を主張して、敢て讓らうとはせず、たゞ權利あるを知つて義務の存するを忘れ、權利の主張はやがて激烈なる鬪爭となり、個人的鬪爭は延いて階級的鬪爭となり、茲に多くの深刻なる社會問題は發生して、社會をまるで慘澹たる修羅場と化するに至つた。

然かも亦一方個人主義は唯物的な思想傾向と結んで、物的利益特に貨幣に依つて評價さるゝ金錢利益が最も重んぜられ、最も貴ばれて、各個人間並びに階級間に於ける利害鬪爭は、彌々露骨なものとなつてしまつた。そしてこの唯物主義的な傾向が益々進展したといふことは、其の反面に於て、精神主義的な傾向が其力を失つたといふことを意味する次第であるから、個人生活に於ても社會生活に於ても、精神的要素は益々輕蔑されてしまつて、精神的向上に依つて個人生活の標準を高めようとか、社會生活を統制しようとかいふ考は、殆んど無くなつてしまはんとする程であつた。各人は個人的發展といへば、たゞ有形的な物質的な生活の充實をのみ考へるやうになり、まして社會生活に於て精神的向上に依つて人生價値の水準を高めることなどは、思つても見ないやうなことになつた。

從つて道德は段々に蔑視されるやうになり、道德規範に依つて人生を規律し、社會生活を秩序づけようと

希ふものはなく、道德を無視し、道德を乘越えて、個人利益の伸張をのみこれはかるといふのが、一世の風を爲すに立至つたのである。

此の風潮は、資本主義的經濟生活が進展するにつれて、極めて露骨に表現して來たのであるが、他方また社會主義的運動が有力になつて來るにつれても、マルキシズム流の精神主義無視と道德輕蔑とが、其の威力を伸べてしまつたのであつて、何れにしても時代そのものとしては、益々非精神主義的に、又沒道德的になりても進んでしまつたわけである。

然し乍ら、斯くの如く道德的規範が其力を失つてしまつては、社會生活が調子よく整つて行はれ得よう筈はない。社會を全體として規律し之を統制するものは、決して法律の力だけではあり得ない。法律は其の基礎に道德あるに依つて而めて其の眞威力を發揮し得るに過ぎないから、道德の缺けた法律は却つて强者の利便を增し、惡德者を保護する結果にも陷り易いのである。斯くて世の實狀はたゞ力のみが其威を振つて、しかもその力なるものは、主として資本の力であり、お金の力であり、形式上の權利としての法の上の力であつた。そしてそれ等の力と力とが相爭ひ、又それ等の力に對して、纔かに殘れる道德上の力が、正義の戰を試みるといふ有樣を呈することが、時代の風を爲すに至つたのである。

斯くの如くにして、世に社會問題が頻發するに何の不思議があらう。社會を全一體として、其の統一を務

かし、その時弊を傷け、その國論を失はしむるものは、すべてこれ社會問題として發見すべき性質のものであるから、右の如き、國體的精神と國體的道德との缺如した時代の實狀に於て、その精神缺如の理由に依つて、社會問題の發生するのは當然である。

しかも尙ほよく之を考ふれば、社會團體は國家として構成されて、その國家は之を統制する國家的精神と之に應ずる國家的組織とを完全に具備したものでなくてはならぬのに、斯くの如く精神的要素が缺けてしまつては、國家生活も、亦その魂を失つて、動もすれば分解的な勢に依つて脅かされることになるのを免れ得い。從つて社會問題はやがてこれ國家の存立と繁榮とを脅かすに足る重大問題たらざるを得ないわけで、國家精神の衰頽ほど、國家生活に取つて恐るべきものはない。

要するにこの精神方面に重きを置いて、社會的團體精神の衰亡を以て現代に於ける社會問題發生の主要原因と見んとすること、近時の國體主義的思想傾向の一特色とする所で、最近甚だ著明に之を窺ふことが出來る。そして此の點は、從來個人主義觀に立脚し、自由主義的風潮に養はれ、唯物主義的思想の影響をも免れ得なかつた所の人々が、社會問題の發生原因として說く所と、甚だ其趣を異にするを忘れてはならぬ。

社會問題に對する新しき見地は、問題發生の理由に關して、右の如き精神的理由と併せて、尙ほ社會組織上に於ける有形的理由を說くものであるが、その說明は大體次のやうである。

即ち社會が全體として一の纏つた組織團體であることの爲めには、その構成は基礎的な組織より始めて、上層的な組織に至るまで、互に脈絡の取れた、永續的な、社會的團體生活の爲めに本然的なものでなければならぬこと、既述の通りである。そして中世時代に至るまでは、社會的構成は此の意義に叶つた諸團體の結合に依つて爲されてゐた。然るに近世時代に入り時代が進むに連れて、斯かる組織は漸次に解體するやうになつて、政治的にも經濟的にも、個人主義に合致した組織が出來上ることになつてしまつた。そしてその結果は、社會全體としての解體傾向が著しくなつて來て、社會生存を脅かすべき幾多の問題が、其間から發生することになつたのである。

試みに少しく立入つてそれ等諸團體の崩解せる狀況について見れば、先づ何といつても人間が共同生活を爲し、連帶的な責任の下に活動を爲して行くことの爲めには、一家としての家族的結合は、最も基礎的なものであり、又よく人間性質に合致し從つて其の發達も自然的なものである。そしてその家族團體は殆んど人間の原始時代からの生活形式であつた。然るに此の團結すらも、近代個人主義が自由主義的思想の下に發展して、漸次に支配的な勢力を得るにつれて、先づ第一には思想的な理由から、次には之に基く、經濟活動の原則即ち職業關係から、追々に其の結合力を弛められ、各個人は家族的團體生活より解放せらるゝことが、人間としての眞面目を發揮する道であるかの如くにすら考へて、各自獨立の生活に入らんとするに至つ

た。

謂ふ迄もなく個人主義はそれ生活上の原則として妥當する場合には、生活上に於ける各個人の自己責任主義として表現する。されば個人主義の發展といふことは、當然に家族的結合に依る團體主義的な生活とは、原則上に於て相反し、家族的團體生活が共同連帶主義を以て原則とすることゝ正面的に相反する。洵に近世時代に入つてからは、人々は追々に自己生活上の事は自己に於て全責任を以て之を行ふといふ風になり、從來一家の人々は榮辱を共にし、盛衰を共にしたるに、今や個人々々相離れて各々自己流の生活もなし、職業にも就き、榮ゆるも衰ふるも、各自の能力と運命とにこれ從ふことになり、其風現代に於て實に著しいものがある。

けれども斯くの如くに、社會的共同生活の最も基礎的な結合團體である所の家族團體すら崩解してしまつて、どうして廣き社會が全體として共同一致的な團體生活を爲し遂げ得ようぞ。家族制度崩解の氣運は、同時に社會全體の共同的結合を弛緩せしめ、やがて全社會的分解に向はしめんとする氣運たらざるを得ない。一家を個人にまで分解せしめた氣運は、同時に全社會を個人にまで分解せしめないでは措かないのである。即ち同じ觀察眼を以て之を見て行けば、右の氣運は、舊來の村落又は部落共同團體をも崩解に歸せしめんとし、都市共同團體の如きは、夙に之を瓦解せしめてしまつた。部落共同團體の如きは、人間共同生活の政

治的並びに經濟的團結としては、直ちに宗族團體の上に築かるべき上部建築である。從つて其の發生は極めて古く、未開時代に遡るものである。そして其の內部に於ける部落民の生活は、甚だ共同的であつて、財產も共有のものが多く、經濟活動も之を共同にするものが少くなかつた。政治は固より協同自治的であつた。

然るに此の部落團體は、更に之を大きくしたる村落團體と共に、近世的には段々時勢後れのものであるが如くに考へられ、又政治と經濟との實狀は漸次に其の協同自治的な內容と實質とを失はしめて、村落といへばたゞ地域的に一範圍とせられたる行政區劃に過ぎざるものとなり、町村自治といふた所で、それはたゞ行政の形式に過ぎないで、眞に自治的な共同生活團體としての實質はなくなつてしまつたのである。即ち今やそれは行政組織であつて、生活そのものが精神的にも有形的にも直に共同に行はれる團體組織ではない。

次に又人の職業生活について見ても、例へば中世時代に發達してゐた同業組合（ギルド）の如きは、やはり眞實に共同自治的なものであつた。其の所屬員は皆榮辱を共にし、團體的な統制の下に、その規律と訓練に服し乍ら、共同的に精進し努力したのである。然るに此の種の共同的職業團體も近代自由主義と個人主義との爲めに打亡ぼされ、自由企業制と自由勞働制とは完全に組合所屬の各員を解放し、之を個別化してしまつた。そして此の組合制度の下に存したる親方と職人徒弟との間の師弟的な情誼關係は現代企業組織の下に於ける雇主と勞働者との間に於ては、之を見んと欲するも能はざる有樣となつた。そして今や兩者の間には

後の勞働問題なるものが、火花を散らして展開し、激烈にして深刻なる闘爭を見るに至り、やがては企業組織そのものをも、破壞し去らんとする勢をすら呈するに至つた。

其他擧げ來れば、尙ほ幾多の協同團體について、右と同樣の運命を語ることが出來るのだが、一々之を揭ぐるまでもなく、要するに現代の自由主義は、あらゆる關係に於て個人を個人として解放することに其力を集注し、結局社會をしてばらばらになつた個人の弛き集合團體たるに過ぎざるに至らしめた。從つて之を政治組織の上から見るも、國家は全社會を包容する組織であるとはいへ、之を全一體として緊密に堅固に結び上ぐべき國家精神は弛緩し、國家は全一的團體たるべきものであり乍ら、成るべく其の組成員たる個人の自由を束縛せざることに心を用ゐ、個人の行動に對して努めて干涉を避け、所謂レッセ・フェールを以て最も當を得たる國家の態度となすことになつたのである。即ち國家は權力を有する政治的構成であるとはいへ、その權力は努めて之を用ゐざるを好しとし、徒らに政策を行ひ干涉を試むることは、個人の活動を妨げ、その効果を殺減こそすれ、決して個人の發展を助け幸福を增す所以にあらずと爲し、國家は出來得る限り消極的な態度を取ることが、國家の本質に叶ふものなりと考へ、又實際に然かあらしめんとするやうになつたのである。

要するに斯くの如くにして、全社會は之を全一的に統制し規律し指導し鞭撻するものを缺いで、たゞ個人

個人の自由なる行動にまかされ、個人は時折々の又隨所々々の目的に從つて一時的な團結を爲して、各々利害と便宜との爲めに相爭ふことになり、個人競爭と團體競爭と階級鬪爭とが、勝手放題に行はれることになつてしまつたのである。斯くて假に其所に社會問題が發生しなかつたならば、それこそ全く奇蹟である。蓋し社會問題とは是等の競爭乃至は鬪爭關係に即して、全社會的統一を紊り、その統制を失はしめて、全一體としての社會生活を危殆に導く如き問題を謂ふに外ならざるものであるから。

總べて叙上の如くに社會問題の意義を考へ、又その原因を檢討する所から、新しい團體主義的な見地は、社會問題の解決に關しても、社會政策の根本方針とする所は、必ずや社會問題の斯くの如き諸原因を衝き、之を是正することに存しなければならぬと見る。そしてその原因が精神的方面と社會組織の方面とに存することに從つて、社會政策も亦此の二方面に對して問題の原因を除くことを怠つてはならぬと考ふる。

そして最も注意すべきことは、社會問題の原因が現代社會生活の根柢を爲す所に存する理由に依り、社會政策も亦現代社會生活を根本的に、しかも根本精神と根本組織とに關して是正し、改革することに任じ、本を正すことに依つて末を正しくしなければならぬと考ふる點である。諸種の制規や施設も行はれる必要があり、保護立法や救濟施設の如きも、固より大いに必要ではあるが、然したゞ末端にのみ囚はれて是等のことが行はれたのでは、社會問題は到底よく解決され得るものではなく、是非ともそれ等と同時に、拔本塞源的な

方策の施さるゝことを要すると考ふるものである。

即ち先づ第一には、社會を全一體として認識し、その完全なる整調と引締りたる統一とを實現せんが爲めに、その社會の全一的統制體としての構成を精神的に活かすことが必要で、その爲めには、社會の政治的な全一的構成たる國家について國家精神を旺にし、社會の隅々に至るまで、打てば響くやうに觸るれば血の出るやうに國家精神の充溢することを必要とする。この國家精神の振興に依る以外には、全社會を精神的に統一すべきより以上有効な道はあり得ないのだから、是非ともこの點に非常な力が注がれなければならぬ。自由主義的な個人主義思想に依つて失はれたる國家的團體精神を復活し、しかも昔日よりも一層進歩せる國家主義思想を以て、社會人心の刷新を爲すことなしには、堅固なる社會全一的な一致結合は期し難く、何を措いても先づ第一に大切なのはこの事だと考ふるのである。

そして此の新たなる國家主義的思想は、近世の初期に於ける專制國家をそのまゝに復活せしめるやうなものであつてならないことは勿論で、道德に立脚し、主權は最高至上の正と善との表現であり、政治は即ち正しきを行ひ善を實現することに外ならず、法は道德を基礎とし、規律は正義を行ふものであるといふ觀念を以て、新國家主義は樹立さるべきものである。即ち倫理國家の觀念これである。社會政策は實にこの觀念に基いて、これを確實にし、之を實現せしめ、之を普遍せしめ、之を徹底せしむる爲めに行はるべきものとせ

られる。

次に有形方面に在つては、既に崩解し若しくは、將さに崩解せんとする社會的基礎組織を建て直ほすことが、社會政策の根本方針であらねばならぬ。即ち幾多の基礎的協同團體に、これ無くしては社會的單一構成は出來難いものであるのだから、すべて之等を既倒に救ひ、未然に助けて、社會を基礎組織からして共同團體として全一的に造り上げて行くことをせなければならぬ。然し崩解に歸したる諸々の協同團體は、たとひ之を復活せしむるにしても、古き時代のものを其儘に復舊して、それで到底よく現今の時代に合致し得べきものではない。それ等はたゞその組織の本質を爲す所と、其の精神とする所に於て、之を復活すれば足り、組織の細部については、よく現代の實狀に合致するやう之を造り爲すことを要するは、言を俟たざる所である。

例へば家族制度の如きにしても、古き時代の封建家長制的なものを、其儘に復活することの不可にして又不可能なるは勿論のことである。これはやはり現代的に夫婦と子女とを以て組織されたるものを保存し、之を個人主義的に分解せしめることなく、一の共同生活體として維持するを以て足れりとする。たゞ大切なことは、一家生活の根柢となるべき一家精神であり、教養と訓練と、連帶的責任感と、長幼の秩序と、恩愛と敬慕と、犧牲的精神と獻身的態度とである。一家を以てすべて斯樣な尊むべき道德の苗床であり、修養の道

場であり、同時に温き休息所であり、快適な安住所であらしむることである。

又村落團體の如きにしても、其の失ひつゝある所のものは、共同自治の精神であり、隣保共助の働であり、生活全般に渉る指導であり、訓練である。是等を復活せしめて、たゞに行政の形式的範疇たるに止まらしめないで、活きた人間存在の實質的共同組織たらしむることである。

次に又同業組合の如きにしても、現時の發達した生産と交易との組織と活動とを、中世時代そのまゝのギルド組織に包容せしめようとした所で、それは到底お話にならぬことである。たゞ失はれたることの惜むべきは、その共同的な相互扶助の精神と、共同的な責任觀と、職に對する自尊心と自重心と、團體の統制に服し規律を守り、團體と共に活き共に榮え共に名譽を擧げ、福利を進めんとする共同捨身の態度である。そして又師弟の間に於ける温情、義理、友誼、鍛錬である。すべて是等の尊むべきものが失はれ、同時に利害の共通性が制度と共に亡びたことが、現時の勞働問題の如きを激發せしめる主たる理由であるから、是等の共同主義的な精神上の寶を取戻し、之をして新たに活き新たに發育するを得しむべき、現代に適せる生産組織を造り出して、職能的共同組織として之を助成することが肝要である。

尚ほ述べ來れば際限の無いことだが、要するに斯くの如く考ふることに依つて、新たに力を得つゝある團體主義的な思想傾向は、國家主義的なる全體觀に立脚して、其の見地よりして社會問題を解釋し、又社會政

策の目的任務をも理解せんとするものである。そしてその觀方が從來の個人主義的見地に立つてゐた社會政策觀と根本に於て相違せることが、最も吾々の注意を惹く所である。そして兩者の立場の相違は、たゞ學會として選び分かたるゝといふやうなものでなく、實に現今に於ける時代相的な一般變化の一表現として、一方より他方に移り變り行かんとしつゝあること、特に注目に値する所たらざるを得ない。社會政策を學ぶ者も、亦實地に之を行ふ任務に當る者も、この時代的な變化については、悉細に之を觀察して、明確な把握を得るに努むる所なくてはならぬ。たゞ然し乍らその時代相的な變化が、今日まだ固定するまでに立至つてゐないことも、同時に注意すべき所であつて、今あはてゝ更衣するには時期が早過ぎるが、變化せんとする時代の動きと、其の動向に沿ふて爲さるべき社會問題及び社會政策認識上の變化とに關しては、熟々と之を考へて置く必要がある。特にその認識の下に於て、將來の社會政策に對する實地的な方針を考へて置くことは、最も必要であらねばならぬ。

第二編　日本の勞働政策

第一章　勞働保護法

勞働政策は稍々廣汎な意義を有し、其中には國家が立法及び行政の道に依つて進んで勞働者を保護する政策的施設と、勞働者自らが組合的結合を爲して所謂自助の道に沿ふて進み行くのを國家に於て指導誘掖する政策とを包含する。そして英獨その他の産業先進國に在つては、この兩方面に於て甚だ進歩した又有効な政策が行はれてゐることは周知の事實である。

然るに我國に於ては、産業の進歩が明治以後に於て漸く其の緒につき、其の發展が歐米諸國に比して大いに後れたのと、所謂勞働問題なるものゝ發現も從つて後れ、國家の施設も勞働者の運動も時勢の要求に伴つてしか行はれないものであるとの關係から、勞働政策と名づくべきものゝ發達に於て、いまだ甚だ不十分な

るものあるを掩ひ難い。

先づ國家の側よりする勞働者保護施設の中直接にその勞働保護の爲めに設けられる法規について見るに、これは所謂工場法を以て本幹と爲すことは言ふ迄もない。蓋し現時の勞働保護は、工場工業の發達に伴ひ、これに從事する勞働者の生命、健康、道德、精神等を保護することの必要の切實なる實狀に促されて行はれることになつたもので、これを以て中心點と爲すからである。從つて所謂勞働保護は、先づ工業勞働保護を意味し、然も大工業に從事する賃銀勞働者の保護を意味する有樣である。

工業勞働を保護する爲めに最も早く工場法を施けたのは英吉利である。これは英吉利が工業の大先進國たる實狀より見て當然のことであるが、それでもその制定を見るまでには、かなりの社會的努力と犧牲とを要したものであることを忘れてはならない。

英國最初の工場法（The Factory Act）は一八〇二年に制定せられ、九歲以下の幼年者を徒弟として紡績工場に使用するを禁止し、其の勞働時間はこれを一日十二時間に制限し、夜業を禁止した。蓋し英國當初の紡績工場に於ける年少者は洵に弊害の多いもので、國家は到底これを放任するを得なかつたからである。そして此の幼稚な立法は其後漸次に改善されて、一八三三年にはあらゆる纎維工業の工場は工場法の適用を受くることゝなり、九歲以下の小兒の使用を禁止し、九歲以上十三歲以下の者は一日の勞働を八

時間とし、十三歳以上十八歳以下の者は十二時間勞働と爲し、夜業は皆禁止せられた。又休日に關する規定も設けられ、年少者を雇はんとする者は、彼等が勞働に堪へ得る證明書を有するを必要とした。同法の實施の爲めには特別な工場監督官も任用せられたのである。

一八四二年には女子及び十歳以下の年少者を鑛山に於て坑内作業に使用するを禁止した(The Mines and Collieries Act)。次で一八四四年に至つて、鑛山及び纖維工業に於ける女子勞働者にも之れを適用することとなり、女子は十三歳以上十八歳以下の男子と同列に置かれることになつた。斯くて一八四七年に至つては十時間勞働法(The Ten Hours Act)が制定せられ、女子及び年少者(十三歳以上十八歳以下)の勞働を一日十時間に限定し、又其後の改正に依つて、週日の勞働は毎日十時間半とし、日曜日の勞働は之を五時間と定めた。此の法律は甚だ意義あるものであつて、先に(一八四四年)布かれたる半時法(The Half Time Act)よりも重要である。此の半時法なるものは、十三歳以下(後に十四歳以下)の年少勞働者は毎日制限時間の半を勞働するか、然らざれば制限時間だけ隔日に働いて其餘の時間を以て學校に通學しなければならぬと定めたものである。

其後又英國の工場法は、一八六四年にはあらゆる大工業に適用せられることになり、一八六七年には小工業にも適用を及ぼされ、一八七八年に至つては、終に工業に關する一般的法令の制定を見るに至り(The

Factory and Workshop Consolidation Act）、終に一九〇一年に至つては彼の模範的なる工場及び仕事場法（The Factory and Workshop Act）の制定を見ることになつた。此法は、勞働時間の制限以外に勞働を始むる時間及び終る時間に關する規定を設け、又休息時間に關し、時間外勞働に關し、勞賃支拂の日時及び場所に關し、勞働者の怠慢及び過失に對して雇主が課する過料に關し、出來高拂賃銀制に關し其他細末のことに至る迄諸多の事項に關して規定する所があつた。そして一九二〇年に發布されたる法律は（The Employment of Women, Young Persons and Children Act）十四歳以下の年少者の使用を禁止し、女子及び十六歳以上の少年男子は、一定條件の下に於て一日八時間を超過せざる勞働時間内組別交替制の下に使用さるゝを許さるゝものとし、其の勞働は、午前六時より午後十時迄の間に於てのみ行はるべきものとし、土曜日に限り午前六時より午後二時迄の間に於てせらるべきものと定めた。

我國に於て工業勞働者保護の爲めに、初めて調査の行はれたのは夙に明治十五年のことで、農商務省は、工務局内に調査課を設置して勞役法及び工場條令に關する材料の蒐集を企つることになつた。斯くして明治十六年には、早くも勞役法、師弟契約法及び工場規則の立案に着手し、之れに關する意見を民間に諮詢する迄に至つた。其後勸業諮問會の設置せらるゝに及び、右等の諸規則に關し幾回かの諮問が行はれ、又勞働者保護問題に關する第一歩としての雇傭關係の取締に就いても、研究が重ねられ、明治二十年には職工條令及び

職工徒弟條令案の脫稿を見る迄に至つた。今其の案の内容に就いて見るに、當時の我國の經濟界の一般の狀態に比較して、大いに進步せるものであつたことを窺ひ得る。然し此の二法案は共に法令となるを得ないで握り潰されてしまつた。後又明治三十年に至つて、新たに職工の保護取締に關して法案の起草を見ることゝなり、職工法案と稱せられた。其他相次いで多くの勞働法案の起草を見たが、何れもたゞ準備的基礎を造るが爲めに役立つたに過ぎないで、法として實施せらるゝに至らなかつた。

明治三十一年には先の職工法案を改めて新たに工場法案なるものを造り、農商工高等會議に諮詢することになり、同三十三年には臨時工場調査職員たるものが設置されて、更に詳細な調査と研究を重ぬることゝなり、同三十五年に又一の法案を得るに至つた。爾後此の法案を基礎として、關係諸方面に對する諮問が引續いて行はれ、終に明治四十三年に至つて、法案は第二十六議會に提出さるゝ迄に漕ぎつけたのである。然るに法案中に於ける夜業禁止に對して、綿絲紡績業者間に激烈な反對運動が起り、法案は撤回さるゝの不面目を忍ばざるを得なかつた。

其後同法案は、農商務當局及び生産調査會等の手に依つて幾多の修正を加へられた上に、第二十七議會に提出せられ、又さらに議會に於て修正を加へられて、終に明治四十四年三月二十九日を以て立法の手續を完了し、一個の法律たるを得ることゝなつた。之れ實に現行の工場法の出產である。然し乍ら同法は直ちに施

行せらるゝ運びに至らないで、幾度か實施の豫定を立てられては行惱み、終に漸く大正五年九月一日を以て其の實施を見るに至つた。

實に我國の工場法は、右の如き長い沿革の下に幾多の困難を經て漸く制定されたもので、成文法としての其の内容は尚ほ甚だ不完全たるに拘らず、其の出生の困難だつたことは、洵に特筆に値するものがある。即ち初めて其の調査に着手されてより三十有餘年の長き年月を費やしたのである。そして其の制定に關しては勞働者側よりの要求は殆んど云ふに足るものなく、主として學者や政務當局の慫慂發意に依つたもので、其の制定に斯く長き年月を費やしたのも、勞働者の一般的自覺が頗る後れ、其の方面よりする要求が少なかつたに因ると見なければならぬ。即ち求められたるよりも與へられたるを否み難い。

このやうな沿革を經て、勞働者保護法は、先づ工場法として行はるゝに至つたものであるが、其の規定する所は、一般的に之をいへば、主としては先づ國民保健上の考慮よりして、女子及び年少者の雇傭に關する制限を設け、特に年少勞働者の雇傭され得べき年齢に關する制限的標準を定め、次には其の勞働時間を制限し、引いて又一般的に勞働時間に關する制限的標準を定め、又夜業に關する禁止又は制限を設け、次には勞賃の支拂方法、支拂日等に關する命令的規定を設け、次には工場に於ける衛生設備に關する命令的規定を設け、次には又工場監督に關する制定を爲して違反者に對する取締や、刑罰等のことを定むるを以て通例とす

る。而して立法の主旨は、勞働契約に關しては成る可く當事者の發意による改善の行はれんことを希望し、勞働者中に在つても自治能力の十分な者には成る可く自助的に事を爲し得べき餘地を殘し、女子や年少者などの如き自助力の缺けたる者に對して主として保護の翼を垂れんとするに存する。惟ふに之は從來の思想が前に詳論したやうに、個人主義的な自由主義を基調とするものであるが爲めに成るべく人の權利を尊重し、その自由を束縛しないやうにせうとする主旨から出てゐるものである。即ち成年に達した男子は勞働者と雖も立派な一人前の人格者であるから、勞働契約はすべてその自由意思に從つて自由に爲さしむべきものであり、國家が猥りにその後見人の如き態度に出でて、之を保護し、その勞働時間や其他に關する自由を制限してはならないといふ主旨から出たものである。但しそれにしては女子に對しては、之を男子並みに扱はないで、國家が保護し、やゝ未成年男子と同樣に見る點が不徹底である。同じく人格を尊重するならば、宜しく男女同等にすべしと主張する議論と運動との絶へざる所以である。

けれども之を最近の思想からいへば、その一般的な變化からして、勞働關係の如きに於て、勞働者を保護することは、男子たると女子たるとを問はず、少しもその人格の獨立性を傷けるものではなく、勞働に關する人々の自由といふことを、たゞ人々の思ふ儘に放任すべきものだといふ風には考へないのだから、此等の勞働保護規定に關する見地も從來とはよほど變つて來ざるを得ない傾向に在る。

併しそれは兎に角として、尚ほ進んで勞働保護規定としての工場法の内容について、今少しく詳かに之を檢討してみるであらう。一般的議論と之に對する我國工場法の現行規定とを對比してもて進み行くことにする。蓋し我國現行工場法の規定だけを說明するのでは、たゞ條文の解讀に終ることになり易いのと、その不完全な點がはつきりしないのと、從つて今後規定の改正を要する所も明かになり得ないからである。

我國の工場法は、左の各號の一に該當する工場に適用せられる（同法第一條第一項）。

一、常時十人以上の職工を使用するもの

二、事業の性質危險なるもの又は衞生上有害の虞あるもの

然し之には除外例が認められ、工場法の適用を必要とせざる工場は勅令を以て之を除外することを得と定められてある（同法第一條第二項）。そしてその勅令は大正五年八月二日勅令第百九十三號として公布せられ、其の第二條に於て、除外さるべきものが列擧されてゐる。尚又第三條に於ては、右に揭げた工場法第一條第一項第二號に該當するもの（即ち危險なるもの又は衞生上有害の虞あるもの）が列擧してある。其の種類實に六十種の多きに及んでゐる。

第二章　少年勞働の保護（工場法）

現時の自由企業制の下に於ける自由勞働契約は、兒童や少年や婦女子やをして、益々多く諸々の産業に勞働者として從事せしめてゐる。然るに此等の者は、自助能力を缺けるが爲めに、一面には資本主企業家の營利上の採算からとかく機械同樣に過度の勞働に服せしめられる恐があると同時に、他面には又家庭の利便の爲めに賃銀所得を得べき手段として苦役せしめらるゝ所となり易く、最も國家の保護を必要とする者である。即ち年少者等は未だ身神の發育せざるに先つて其の健康を犧牲にして僅かの賃銀の爲めに働かなければならなかつたり、其の勞働時間は彼等の健康の堪え得る以上に長きものであつたり、夜業と云ふ不自然にして又彼等の身神に極めて有害な勞働に從事しなければならなかつたりし乍ら、然かも成年男子の如く組合を組織するなどの方法に依る自助手段を以て、此等の勞働上の弊害を切拔け得る能力のないものである。之れに對しては社會一般の利益を維持する任に在る國家は、國民教育上の必要から、又國民保健上の必要から、先づ以て立法の手段に依つて其の勞働制限を加へ、之に對する保護を十分にしなければならぬ。

そこで年少勞働者の使用せられる産業方面はどんな方面を主とするかと見るに、殆んどあらゆる産業に渉つて使用せられつゝあり、たゞ其の使用の數や状況等に差等あるを見る有樣である。即ち石炭其の他の鑛山にも使用せらるれば、紡織業、製靴工場、製麵麭所、製菓場、帽子衣服製造所、屠殺場及製肉所、兩種の金屬工業所、印刷及び製本所、紡績工場、煙草製造所、絹又は羊毛織編物工場等には最も多く使用せられ、新興の諸化學工業方面にも用ゐられる。其の他普通商店や銀行や取引店の如きに於て多く使用せられ、又農業にも頗る廣く使用されるのは人のよく知る所である。尙又年少者が多くの家内工業に使用せられ、所謂スウェッチング・システム Sweating system の犧牲となりつゝあることは、大いに注目に値する所である。そしてその業務の種類に至つては、數十又は百を以て數ふべき程ど多數である。

然るに少年勞働者に在つては、其の職業の爲めに或は疾病に罹り、或は負傷する場合が、成年勞働者に於けるよりも多いことを注意するを要する。即ち其の身體の發育がまだ不十分で其の抵抗力が弱い爲めに、年少者は病菌や有毒物等に犯され易く、其の疾病率が從つて高いのみならず、其の智能と體力との不十分なるが爲めに、機械や材料の取扱に熟達なく、又年少氣鋭と無頓着と冒險心と無思慮との爲めに、危險を恐るゝ所少く、負傷し易いことは、事實の證明する所である。米國ボストンに於て年少勞働者使用許可に關聯して調査せられた所によれば、毎十二人の子供の内一人は勞働就業後必ず一回は何等かの負傷をして居る。そし

て負傷の十分の七迄は子供が勞務に從事中に起つたのである。又他の調査によれば、十六歳以下の少年勞働者は、成年男子勞働者に比し負傷する場合が二倍ほど多く、十六歳以下の少女は成年女子に比し三倍の多きに及んで居る。又米國南部の紡績工場に於ては、十六歳以下の勞働者の負傷率は、四十一歳以上の勞働者に比して五割ほど大であつた（Watkins, Introduction to the Study of Labour Problems, p. 155）。年少勞働者の中に在つても十五歳以上二十歳以下と云ふ年配は特に身體の發育が著しくて、從つて其の變化の甚しい時期で、又疾病にも犯され易く、病の進行も急速であるから、此の年配にある勞働者の罹病率は頗る高く、特に紡績工場や印刷工場などに於ては其の死亡率が最も高い有様である。

此等の事情に對する顧慮は、之れを一國民の保健上より見るも、智能上より見るも、道德上より見るも、頗る重要なことである。その狀態の如何に依つて、次のゼネレーションの優秀と否とは分れ來らざるを得ない。特に年少者の勞働の廣く行はるゝことの爲めに、彼等に對する教育の行はれる機會が少くせられ、その期間が短縮せらるゝことは、此の意味に於て最も重大な關係を有せざるを得ない。玆に於てか當今文明諸國に在つては、主として保健上と教育上との見地よりして、年少者の勞働に對する禁止や制限や條件が設けられ、立法と行政との手段に依つて、其の勞働取締が行はれつゝある次第である。そして其の政策の實行に就いては、勞働に關し年齡の限定を爲すことゝ、教育に關する命令的指定を爲すことゝ、年少者の健康が勞働

に堪へ得るや否やの專門醫師の保障に關する規定を爲すことゝ、勞働時間に關する限定を爲すことゝ、賃銀に關する定めを爲すこと特に最低賃銀の定めを爲すことゝ、年少者に勞働上の親切な指導を爲すべき機關を設けることゝは、最も重要な事項として、規定と取締と施設との重要項目を形造つてゐる。

そこで年少者の勞働に對する保護の爲めに行はるべき實地政策に就いて考ふるに、先づ問題となるのは、勞働の禁止さるべき又は制限さるべき年齡に關する事項である。仍て少し此點に就いてみるに、勞働に關する法規上の保護に關しては、現今に至るまで隨分と色々な意見の相違を見るに拘らず、兒童と稱すべき幼年者の勞働は一般原則として之れを禁止すべしと云ふことに關するほど、意見の一致を見たものはない。たゞ問題となる所は、其の勞働を禁止すべき年齡を何歲以下に定むべきかに存し、此點に關しては種々の意見が行はれてゐる。而して現今之れに關する法令の制定せられたる諸國に於ては、十二歲以下を以て禁止年齡とするものと、十四歲以下とするものとがある。

此の兒童勞働禁止年齡の問題は、兒童の教育と離るべからざる關係を有するもので、現今兒童の義務教育年齡は之れを十四歲迄と爲すべしとするのが普通である爲めに、從つて其の勞働禁止年齡をも同じく十四歲迄と爲すを可とする傾向が、一般的に其度を增しつゝあるを否み難い。然るに幼年者の勞働禁止年齡を十四歲迄高めることに對しては、從來之れを非とする議論もある。其の理由とする所は、(一)勞働は元來技術の

習練を必要とするもので、其の習練は之れを年少の時分から鍛ひ込まなければ、年を取つてからは十分の効果を擧げ難いものであるから、十四歳になる迄も勞働を行はしめないと云ふのは、此點より見て不可なりとすること、(二)勞働者の一家の生計困難で主人や主婦の收入だけでは遣つて行けぬ場合には子供の勞働に依つて一家所得の補充を爲すを必要とする。而して勞働者の家庭は大抵此の必要に迫られて居ると云ふこと、(三)産業は其の種類に依つて、技術上又は經營上幼年者の勞働を必要とし、單に其の勞働が年少者の勞働に適するのみならず、其の事業の經營は年少者の安き勞働を用ひ得るに依つて始めて立行くを得るもので、此の生産費の節約が行はれなくては、事業として立行き得ざるものが少くないと云ふこととこれである。

　此の議論の理由とする所は、一々尤もには聞ゆるけれども、決して動きの取れぬ議論とはなり得ない。先づ其の第一の理由とする所に就いて見るに、成程勞働の技術的習練は弱年の頃より之れを積む必要があるであらう。けれども其の習練は學校教育を受けることを廢めて、實際勞働に從事しなければどうしても之れを得ることの出來ないものであるか、又學校教育を犠牲にして迄之れを得なければならぬほどの効果が、十四歳制限を十二歳制限に止める其差の二年間に收めらるゝものなりや否や、此等の點が抑も攻究に値する問題である。そして此の習練の必要と云ふことは獨り工業勞働に關してのみならず、農業勞働に關しても或は後者に於てより多く主張せらるゝ所であるが、其の習練は學校教育上に於ても、又その傍らに於ても、方法さへよ

ければ相當に擧げ得らるべきものたるのみならず、縱令之れを得ることが出來ないからとて、勞働者がたゞ生産の機具たらず、一個の人間たる限り、其の幼年時に於て十分の學校教育を受けて置くことは、技術に多少の熟練を得ることよりも重要たとも謂ひ得られるのである。次に第二の理由とする所に就いては、現今の勞働者の生計狀態から云へば、洵に尤な所があつて、事が實際生活上の事たるだけ一概に理論上で論定する譯には行き難いが、然し之れを便宜的に謂へば、餘り早くから子供を勞働さして其の身體の十分な發達を阻礙するよりも、之れを十分に成長せしめた後に働かした方が、其の勞働は更に有効となり、從つて勞働所得も多くなり得べきを謂ひ得られる。然しどうでも子供を早くから勞働に服せしめて稼がせなければ其の生計の立ち行き難い家庭がありとせば、その救助は寧ろ他の道例へば救貧事業などに之を求むべきであつて、一家生計の爲めに兒童の健康と發育とを犧牲にするは不可である。それでなくても父兄は無思慮な者や邪惡な者に至つては、子女を喰ひ物にする恐ある次第で、國民一般の利害より之を觀て今法令を以て年少勞働の禁止年齡を十四歳と爲すべしとする要求が、此の事情の爲めに不可とせらるべき謂れはない。尚又考へなければならぬことは、餘りに多くの年少勞働者が使用せられる結果は、成年者に對して自ら賃銀引下げの働きを爲すことゝなり、一般に賃銀標準を低下せしむる爲めに、子供を働かせて僅かばかりの收入があつて家計の助となるが如くに見ゆる所は、却つて成年者の賃銀收入の減少を意味する所たるが爲めに、兩者相殺されて

勞働者の家計は年少者の勞働に依つて實は多くの助けを得て居る譯ではなくなると云ふことゝこれである。斯かる事情は近視眼者流にはとかく觀過さるゝ所なれども、政策を攻ふる者に在つては注意して攻究すべき所に屬する。北米合衆國産業委員會の調査によれば、或種の纖維工業に於て年少者と女子とが共に出でて勞働に從事する家庭の收入は、たゞ男子のみの使用されてゐるものに比して決して多くないことが發見された。

次に第三の理由とする所は甚だ當を得ない議論である。年少者の安い勞働を使用するにあらざれば、經營上成立し難いやうな事業あればとて、それが爲めに兒童の健康と教育とを犧牲にして之れを成立せしめんとするのは、畢竟之れ富の爲めに人を犧牲にせんとする議論で、最も臭味強き資本家的の議論たるを免れぬ。そして從來技術上の理由から、年少者の勞働の方が年長者の勞働よりも、より好く適當せる勞働ありとせられたことは、近時に在つては必ずしもさうでなく、成長せる者の方がやはり仕事の功程も多く、仕事も入念に行はれて、其の成績良く、より多くこれに適當することが立證せらるゝに至つたのが少くない。又少年の安い勞働を使はなければ、幼年勞働を用ふる外國との貿易上の競爭が出來兼ねると云ふ議論もあるが、之れ亦實に餘りにも重商主義的な見解で、利の爲めに人を犧牲にせんとする考として排斥せられなければならぬ。そして此の不便は、漸次勞働保護に關する國際規約の道が開かれるに從つて、文明諸國は何れも軌を一にして兒童勞働を禁止することに依つて、十分に免れることが出來る筈である。

此の年少者勞働禁止年齡に關する問題は、今日ではもはややかましく問題にするにたらないほど世界的には解決されてゐるのだが、然し、我國に於ては、現に生きた問題として喧しく論議されてゐることを忘れてはならぬ。即ちかの義務教育年限延長に關する問題がそれであつて、之を表から見れば教育年限の延長に關する問題であるが、それは同時に之を裏から見れば勞働禁止年齡に關する問題である。從つて若し義務教育年限が今の六年制から八年制に變更されることになれば、その年齡の終了する迄は當然に雇傭勞働には從事し得られないから、勞働禁止年齡も十四歲に引上げられることになるわけで、年少者の夜間勞働禁止規定と相俟つてさへ行けば、特に禁止年齡の規定を設けずとも、實際的には學齡間は禁止されることになる。

そして此の義務教育年限延長の問題は、今後如何に決定されることになるか判らないが、大勢は延長論に傾いてゐることは勿論で、結局は時期の問題に過ぎないであらう。苟も文明國として世界に立ち、然かも今日の激烈な國際競爭場裡に在る我國としては、一般國民の教育程度を他文明諸國並みにすることの必要なるは殆んど言を俟たざる所であり、又これをかくの如く他國との比較の上から見ないで、文明國としての文化向上の上から見ても、一般國民に對する教育程度を引上げ、其の教養を上ぼすことは、極めて必要である。特に現今のやうに學藝や技術の日進月歩的に發達しつゝある時代に於ては、國民教育の程度は追々に之を引上げて行かねばならないわけで、その程度の高下は、やがて文化國としての我國の實價の高下を定むるものと謂

はねばならぬ。蓋し政治といはず、軍事といはず、經濟といはず、其他一般の文化といはず、其の進步と發展とは、結局は教育の力に俟つ外はなく、然かもその教育は、一部國民に偏すべきものにあらずして、一般的に普及すべきものであるからだ。此點年少者勞働禁止年齡の決定と相俟つて、今後我國に於て特に大いに考慮すべき所である。

次に勞働禁止年齡以上或年齡例へば十四歳又は十六歳以下に在る年少者に關しては、日曜休日制を勵行せしむると同時に、夜業の禁止を行ふのは論ずる迄もなく必要なことであり、又その一日の勞働時間を比較的短時間に制限することが必要である。又此等の幼年勞働者に關しては、其の健康に對して特に有害な種類の勞働は列擧的に之れを禁止し、尙ほ其上に此等の年少者の從事するを許さるゝ種類の勞働に關しても、當該少年の身體なり、精神なりが、其の勞働に堪へ得る體質及び健康狀態に在るや否やを醫師に診斷せしめ、之に適する證明ある者にあらざれば之れを使用すべからざるものとする制限を設くることも必要である。

次に必要なことは、此等少年勞働者の一日の勞働最長限度を定め、其の限度以上の勞働は絕對に禁止し、何程の割增賃銀を以てするも、時間外勞働を許さざることゝなすを必要とする。而して尙ほ一面には、兒童の教育に關して顧慮せらるゝ所がなくてはならぬから、此の顧慮の下に每日の最長勞働時間を比較的短く定めて、每日勞働外の時間中の一定時間を以て其の教育に充てることにするか、然らざれば、曾て一八四四年

に英國に於て試みられた方法の如きに依り、毎日の勞働時間は正當に之を定め、其代り隔日勞働として、交互の隔日は之れを教育の爲めに用ひることゝなすか、若くは、我邦で例へば目前造船所で試みて居るやうに一週間は勞務に從事せしめ、次の一週間は教育に充てるといふやうな隔週制を採用するか、ともかく何れかの道に依つて勞働と教育との兩立を計ることにしなければならぬ。尚又此等少年勞働者の勞働に對しては、十分な休息時間を與ふることが必要で、之れに關しても法の規定を明確にして之れを勵行せねばならぬ。

專門家の意見に從へば、工場及び仕事場に於て毎日勞働する者の最長勞働時間は六時間とし、之れに半時間の休息を與へ、家庭勞働に從事する者は七時間勞働として、同じく半時間の休息を與へ、隔日勞働の場合には十時間乃至十時間半勞働として、之れに半時間乃至一時間の休息を五時間引續き勞働したる後に與ふるを以て、衛生上許容さるべき最大（勞働に關して）及最少（休息時間に關して）限度と爲すと云ふことである。

我國現行の工場法は、滿十六歳未滿の者に對しては、一日の最長勞働時間を十一時間とし、之を超へて就業せしむることを許さゞると同時に（第三條第一項）、原則として午後十時より午前五時に至る夜間勞働を禁止して居るが、行政官廳の許可を受けたるときは午後十一時迄就業せしむることを得るとしてゐる（第四條）。

而して、休日は日曜日制に依らず、滿十六歳未滿の者に對しては、毎月少くとも二回の休日を設くべきも

のとし、そして作業中の休息は、一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間を與ふべきものとし、就業時間中に於て之れを設くべきものと定めて居るのである。そして其の休憩時間は一齊に之れを與ふべしと爲し、たゞ行政官廳の許可を受けたるときを例外としてある（第七條）。尚又危險なる勞働に關しては、十六歲未滿の者をして運轉中の機械若くは動力傳導裝置の危險たる部分の掃除、注油、檢査若くは修繕を爲さしめ、又は運轉中の機械若くは動力傳導裝置に調帶、調索の取付け若くは取外しを爲さしめ、其他危險なる業務に就かしむることを許さずとしてある（第九條）。次に又健康に害ある勞働に關しても、十六歲未滿の者をして、毒藥、劇藥、其の他の有害料品又は爆發性發火性若くは引火性の料品を取扱ふ業務及び著しく塵埃、粉末を飛散し、又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務、其の他危險又は衞生上有害なる場所に於ける業務に就かしむることを得ずと規定してある（第十條）。

第三章　女子勞働の保護（工場法）

現時の産業組織が女子勞働に待つ所の多くなるは明かなことであつて、現今女子が家庭を出でて企業勞働に傭はれ、雇傭勞働者として男子や年少者と並び働く狀況は益々著しからんとしつゝある。諸々の産業國に於ける統計を見れば、第一に其の員數に於て女子勞働者が一國の産業的活動上に貢獻する所の、如何に多大なるかを窺ひ知ることが出來る。

そして現時の傾向としては、家庭内における仕事は最早や女子の優れる力を十分に使用するに足らず、從つて家庭内に餘裕を見出したる女子の勞働力が、出でて社會的に雇傭勞働に從事せんとする風の益々盛なるものあると同時に、他人に傭はれて其の家庭内に働く女子が、思想上の要求より其の境遇を嫌ひ、やはり生産企業に雇傭されんとするの風も、年と共に著明となり、旁以て産業方面に於ける女子勞働の重要さを加へつゝある。

産業上における企業に傭はるゝ女子勞働は、其の當初に在つてはやはり年少者の勞働と同樣に其の條件頗

る劣悪にして、勞働時間や賃銀や工場又は宿舎に於ける設備等も甚だ宜しからざる狀況を呈して居たが、然し社會は女子の勞働を以て一時的のものと見、女子の多くは嫁入時期迄雇傭勞働に從事するに過ぎないと云ふ所から、其の弊害に就いて多く顧慮する所がなかつた。又女子勞働者自身も同樣な考から、其の勞働條件に就いては男子勞働者ほど之れを重大に考へず、少々くらゐ劣惡な條件は之れを忍んで、訴ふる所なく、苦しき勞働をも暫くの辛棒なればとて忍んで行ふを意としなかつた。

從つて其の狀態は永く改善せらるゝ所なくして推移して來たが、近頃に至つては女子にして生涯勞働者たるものも段々に表はれて來、又暫時的勞働者たるにしても、其の期間勞働者たる限りは雇傭條件其の他に就いての改善が行はれ、合理的な條件の供與せられんことを要望することになつた。特に女子勞働の諸條件が男子勞働の諸條件に比して不公平に劣れる所あるが爲めに、之れをしてせめて均等公平なるものたらしめんとする要求が表はれて來たことは、現今女子勞働問題としては其の核子を形造るものと見ることが出來る。

此の男女就業上の平等待遇の要求は、やはりその思想上の根據を個人主義的見地に置くもので、女子就業の自由といふことゝ相並び、女子は成るべく多く勞働に從事して經濟的に男子より獨立すると共に、其の待遇の平等を要求して、人格的獨立を先づ經濟的獨立に求めんとするものであつた。

然るに此の根本見地に關しても、最近の思想傾向に於ては、從來の個人主義的な獨立と自由との要求に對

して、少なからず趣を異にせる考がはいつて來るやうになり、從つて女子勞働に關しても、大いに考へ方が變化せんとしつゝあることを注意しなければならぬ。即ち今や彼の全體主義的な社會觀から、社會の全一的構成が强調され、その構成の基礎を爲すべき家族制度の維持の必要といふことが重視されることになつた結果、女子が猥りに家庭を離れて、雇傭勞働に從事するのを一種の弊風と見るやうになり、これを以て家族制度の崩壞する有力原因と考ふる所から、其の女子勞働を禁止又は制限すべしとする主張が、大いに有力になつて來たのである。

獨乙のナチスの如きは右の如き見地から、女子の工場其の他に於ける產業的な雇傭勞働を一般的になるべく制限し、少くとも一家の主婦たるものゝ賃傭勞働は、之を禁止し、主婦は家庭にあつて、之を整備し、之を堅實にし、之を高尙にすべき重要任務を帶ぶるものなれば、專ら力を此の方面に注ぐやうにしなければならぬと考へてゐる。そしてその主婦勞働禁止に伴ふ一家所得の不足を補ふ道としては、彼の一家生活賃銀制を布き、主人たるものが出でて働けば、其の賃銀はよく一家の生活を支ふるに足るものたる賃銀制を布くべき筈のものだと考へてゐるのである。

斯かる風潮の變化は、やがて我國にも及んで來ざるを得ないであらう。殊に我國は由來家族制度の國として、其の尊重と維持とに、思想的にも實地的にも大いに力を致しつゝある國柄たから、家庭の女子特に主婦

までが、出でて賃傭勞働に從事しなければ、一家が生活して行けないやうなことになる實狀は、努めて今後これを防止し除去すると共に、斯かる勢を進ましめる個人自由主義的な思想と、之を餘儀なからしむる經濟的實狀とが、現狀以上に進展することに對しては、極力これを阻止する方策を講じなければならぬとせらるるに至るべきは明かである。

然しこれはたゞ思想の上で之を阻止せんと努めるだけでは到底目的を達し得べきものでなく、同時に經濟の實狀が益々個人主義化して、女子の賃傭勞働を餘儀なからしむる勢を進めることのないやうに、その方面の實狀の改革を是非とも伴はなくてはならない。これが我國の女子勞働問題の今後に課せられたる重大問題であることを、誰人も十分認識することを要する。

併しそれはそれとして、又立歸つて從來の見地から、女子の勞働に對して、現今の工場法が保護する所を見るに、それは年少勞働者に對すると同樣に、保健上の見地からの勞働時間の制限や夜業の禁止を始めとし更には風紀道德上の見地からの保護的制限を主とする。先づ女子の勞働時間について見れば、從來女子の勞働に對しては隨分長い勞働時間が課せられたること、諸國の實例の示す所であつて、法規の之れを限定せざる所に在つては、十時間から十二時間に及ぶ。然し近時は女子勞働時間の制限と夜業禁止とは、其の必要が廣く認められるに至つた。然しそれでも尙ほ是迄其の勞働時間制限の必要とせられるのは、多くはたゞ健康

上の考慮のみよりせられ、ネキストゼネレーションとして強健な子供を得ん爲めには、女子を過勞せしめて其の健康を害してはならぬと云ふ考が、其の主たる考であつた。女子を人間として其の人格的價値を認めて正當に待遇し、之れに勞働時間以外の餘暇を與へて、身體の疲勞の恢復のみならず、其の餘暇を以て精神を養ひ、或は學問に技藝に之れを用ひしめ、又よく家庭生活をも味はしめんとする考慮の如きは、多く加へらるゝ所がなかつた。たゞ最近に至つて始めてかゝる方面のことが考へられるやうになり、漸く問題が當然の道筋に入り來つたものと云ふべきである。英國の Reconstruction committee の如きも、衣食のことゝ併せて女子に勉學修養の時間が與へられ、又家庭の人として同時に市民としての教養の行はるべき餘暇の與へられることが、併せ考へらるゝにあらざれば、女子の地位の上進は兎角十分に行はれ難かるべきことを指摘して居る。

尙ほ女子の勞働に就いて注意すべきことは、女子勞働が最も多く彼の Sweating system の犧牲となることである。即ち從來被服裁縫業其の他に於て Sweating system として知られたる家內工業の多くは、家庭內に於ける婦女子の勞働に依つて行はれたものであつて、其の勞働の報酬がまことに安く、女子勞働者に對する眞實の搾取であることは、既に諸國に於て明確に指摘せられた所である。特に英國の議會の行つた調查は、多くの闇黑な場面を明るみに暴露した。そして之れが爲めに Sweating 撲滅の氣運は大いに動き、現今

では一方に消費者の之れが撲滅運動と法の取締特に最低賃銀制の制定と、他方には勞働者一般の自覺とに依り、Sweating system はよほど減少するに至つたが、然し現今尚ほ之れが爲めに女子勞働者が不當に安い賃銀を以て使用せられ、其の健康と當然に得べき利益とを犧牲に供しつゝある所の未だ決して亡びざることは、社會政策上依然たる注意の要求せられる所である。そして其の弊害の我國に於て依然として多大なるものあるは、特に注意に値する。

要るに女子の勞働に關しては、其の條件の頗る宜しからざるものあり、社會政策上多くの顧慮せらるべきものあるが爲めに、現今の國家はやはり此等の自助力の十分ならざる勞働者を保護する任務よりして、女子勞働者の勞働に關して種々の制限を設け、又種々の施設を爲す態度を採つて居る。そして其の施設は勞働時間と、勞賃と、工場の設備と、其の技術的訓練と、其の自助力の涵養と、其の他多くの重要點に觸れて行はれるのである。

仍て進んで國家の行ふ女子勞働者保護政策に就いて見るに、先づ其の保護立法に關してその及ぶべき範圍如何と云ふことは、詳細の研究を要する所であるが、大體に於てはどうしても「性」に關する顧慮より來り、之れに依つて其の範圍も自らに限定せられる。されば第一には、女性としての德性を保護し涵養するが上の注意よりして、之れを傷害する恐ある勞働に關する制限を設くること、次には月經時及び懷胎時乃至は產前

産後と云ふが如き生理的事由に對する特別の顧慮より來る勞働の制限、次には既婚の女子にして家庭を作れる者は、其の主婦としての任務、特に子女ある者に於ては其の養育の爲めに彼等の負へる任務を顧慮し、主婦として家政上に有する勞務と責任とを全からしめんが爲めに、其の勞働に對して行ふべき制限等のことが問題となる次第である。

而して此等の女性及び母性の保護と云ふこと以外に、やはり普通の勞働者として保護せらるべき所のものの附け加へられるのは言を俟たない。即ち道徳上の顧慮よりしては、常に高き濕度を保ち然かも一定の温度を必要とするが如き工場勞働に、男女を混合して勞働せしむることを禁止するとか、裸體となつて勞働する鑛山の如きに於て、男女混合作業を禁止するとか、監督の行屆かざる場所に於て男女の混合して勞働するを禁止するとかの事が考へられ、次に女性に特別なる生理上の顧慮よりしては、月經時及び懷胎時には勞働を休むを得るものとなし、然かも此の休業中に對しては保險の施設等に依つて其の生活を維持し得るだけの支給の行はるゝものとなすことや、産後何週間に對しては勞働を禁止し、然かも其間は保險制度の方法に依つて本人及び其の嬰兒の十分なる扶養を爲すに足るだけの支給を受くるを得せしむるの規定を設くることや、次に其の主婦としての任務に關聯しては、彼等には中食時の休憩時間を特に長くすることや、其の他之に類する特殊の規定が設けらるべきものとする。而して此等以外の普通の保護に關しては、女子勞働者は大體に

於て十四歳以上十六歳又は十八歳以下の年齢階級に在る男子と、同樣な保護を與へらるべきものと爲し、休日、休憩時間、最長勞働時間の制定、健康に害ある勞働の禁止、夜間勞働の禁止等のことが行はるべきものとせられるのである。

我邦の工場法に於ても、女子の勞働保護に關しては、女性及び母性の保護以外の關係に於ては、十六歳未滿の者に對するのと同一の取扱を爲してゐる。即ち、一日勞働時間の制限を十一時間以内とすること（第三條）、午後十時より午前五時に至る深夜業を禁止すること（第四條）、毎月少くとも二回の休日を與へ、一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を、就業時間中に於て設くること（第七條）、運轉中の機械若くは動力傳導裝置の危險なる部分の掃除、注油、檢査若くは修繕を爲さしめ、又これに調帶、調索の取附け若くは取外しを爲さしめ、其の他危險なる業務に就かしむることを禁止すること（第九條）、又更には毒藥、劇藥其の他有害料品又は爆發性、發火性若くは引火性の料品を取扱ふ業務及び著しく塵埃粉末を飛散し、又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務其の他危險又は衛生上有害なる場所に於ける業務に就かしむることを得ずと爲す點（第十條）等すべてこれである。

そして右に掲げた有毒有害なる作業に從事せしむることに就いては、主務大臣の定むる所に依り、之を十六歳以上の女子に對しても適用することを得るものとしてある（第十一條第二項）。

惟ふに之は女性保護といふ見地と併せて母性を保護し、有毒物や有害物が母たる勞働者の身體に附着してゐて、乳兒其の他幼少な子女の健康を害する事を防がんが爲めの考慮から出て來た規定と見るべきであらう。尙ほ母性保護に關しては我が工場法は、主務大臣をして産前産後若くは生兒哺育中の女子の就業に付制限又は禁止の規定を設くることを得しめてゐる（第十二條）。

其他、獨り女子勞働者に對するばかりでの意味からではないが、行政官廳は命令の定むる所に依り工場及附屬建設物並設備が危險を生じ又は衞生、風紀其の他公益を害する虞ありと認むるときは、豫防又は除害の爲め必要なる事項を工業主に命じ、必要と認むるときは其の全部又は一部の使用を停止するを得ることにしてある（第十三條第一項）。

第四章　成年男子勞働の保護

少年者及び女子の勞働に對して法律上の保護が必要とせらるゝと同じく、成年男子の勞働に對しても、其の或條件に就いては法律上の保護の必要とせらるゝものがある。從來は一般的に彼の自由主義の見地に據り契約自由の原則よりして、成年男子の勞働契約に關しては、其の條件の如何は之れを當事者の自由決定に一任して來たのであるが、然し勞働時間が餘りに長きに失して、爲めに勞働者の健康を害し、又其の勞働能率を低下せしめ、引いて一般的に國民保健上及び國民經濟上の利益より之れを見て、多くの弊害の發生するが如き場合に於て、或は又勞働の種類が直接に勞働者の健康や生命に、危害を及ぼす恐のあるが如き場合に於ては、勞働者が其の勞働時間の適當に短縮されんことや、勞働設備を適當に完備せんことやに對して要求を齎すは、正當な要求として、國家は之れを是認すると同時に、之れに對する政策を講ずるを以て任務としなければならぬ。蓋し勞働者各自の力を以て自助的に此の要求を雇主に對して爲し其の目的を達せんことは、到底十分には望むべからざる所で、斯くては勞働者をして、雇主の利己的企業の犧牲たらしむるを避け難い

か、然らざれば勞働爭議を頻發せしむることになる外はないからである。元來勞働者は各自の力を以てする分では、勞働に就くか就かぬかの、選擇を爲す餘裕すらない場合が多く、生活上の必要は彼等をして與へらるゝ勞働に就くの外選擇の餘地なからしむるを例とするものなれば、其の與へらるゝ勞働の條件としての時間の長短や衛生其他の勞働設備の良否やに就いて、彼此れと雇主に註文し、その註文が容れられなければ全く其の勞働に從事しないか、或は他の勞働を求めて之れに從ふかの選擇を爲す餘地などは、殆んど之れを有することのないのが普通である。然るに從來契約自由主義が、勞働者をしてたゞ各自の陷る運命のまゝに放任した爲めに、勞働者は其の勞働の實際に於て、常に不利益なる條件に甘んじて、厭應なしに之れに從はねばならなくなり、其の結果として事實の之れを示めすが如き幾多の弊害を見ることゝなつた。

尤も勞働者は、各自相分れて居ては斯かる自助の力はないけれど、多數團結して組合を組織し、其間に有力な勞働組合が發達するに至れば、其力に依つて勞働條件の改善を圖り、勞働時間の短縮の如きは、之を要求して能く其の要求を貫くを得、現に英國其他に於て實例を見つゝある。けれども勞働組合は一時に勞働者一般に涉つて其の組織と發達との見らるべきものではなく、之を組織し得て有効な働を爲し得るのは、實際に於ては比較的優秀な勞働者の部類に過ぎないのを例とし、つまり自助の能力を備へた人達の集合團體たる次第で、普通一般或はそれ以下の勞働者は、其の經濟上並びに社會上の地位と實力とが劣弱であればあるほ

ど、自助的團體運動を爲し得て有効な働を奏し得るに至る迄には、長き年月を要する。從つて其の自助的團體運動の發達に放任する儘では、廣く勞働者一般に渉つて勞働時間の制限などの行はれ得べき望は少い。特に其の制限を一律にして、强制的に勵行することに就いては、自助運動の効果は不十分ならざるを得ないのである。

然らば勞働時間の制限や其他勞働設備の改善の如きは、之を企業家の發意に任かせ、其の雇主としての人道的義務心に訴へて、行はしめたらよからうとも考へられるのであるが、元來營利企業たるを以て本則とする現時の生產事業に於て、其の營利上の利害とは相反すと信ぜられて居る所の勞働時間の短縮や、金のかゝる工場衛生設備などを、雇主の自由意思に依つて其の發意の下に行はしめんとするのは、望み難きを望むものと謂はねばならぬ。成程數多い企業家の中には、人道的見地よりして、自ら進んで此等の施設を行ふことを喜ぶ者もあるであらう。けれども又他方には、人の健康や生命は犧牲にしても多々益々自己を利せんとする種類の企業家が多數に存在して居るのが、實際の實狀なのだから、此等の人々は競爭上苟も他の企業家の遣方に乘ずべき隙あらば、忽ち之れに乘じて競爭者を覆さんと試み、勞働の時間は出來得る限り之れを長くし、工場衛生設備の如きは、出來得る限り之れに費用をかけぬやうにし、以て自己の事業の生產費を低減せんと努むるを例とする。茲に於てか、折角勞働者の爲めに計らんとする篤志の企業家が有つたからとて、彼

等は事業上の競爭の爲めに已むを得ず之れを斷念せなければならぬ。つまり之を企業家の意思に委かす分では、勞働時間の短縮其他のやうな、一見企業利益と矛盾する事柄は、實行され得ないと云ふことになつてしまうのである。

斯るが故に、國家はやはり社會一般の利害より之れを考慮して、成年男子勞働者に對しても亦立法や行政の手段に依つて、其の勞働時間を適當の限度に制限し、之を强行するの止むを得ざるを感ずる次第で、文化國家として現時の國家は之れを爲すを以て當然の任務とせざるを得ない。然るに國家の此の態度に對してはやはり又彼の個人自由權の見地よりして、反對を試むる者がある。斯かる場合に國家が契約の自由に立入るのは、人々の自由を侵害するものであつて、宜敷くない。働くと働かざると、長く働くと短き時間だけ働くと、皆之れ各人の自由の權利内の事だから、苟も成年男子たる者に對して、此の自由權を制限するは宜敷くないと論ずるのである。けれども斯かる見地が現時の社會生活上の必要と理論とに一致し難いことは、苟も公共的の見地から之を見、社會一體觀から考へて見れば、火を睹るよりも瞭かである。

たとへ一人前の人格者たる成年男子勞働者たりとも、其の經濟上及び社會上の實力が、自助的に勞働時間の過長等より來る諸多の弊害を除去するに足らざる場合に於て、國家が一方には勞働者の爲めに、他方には社會一般の調和と發達との爲めに、之に對して保護的施設を爲すのは、毫も差支ないことで、之が爲めに個

人々格が毀傷せらるるものでもなく、人格の基礎が危くせらるるものでもない。要するに斯かる偏奇な個人主義的人權論や無制限なマンチェスター流の自由放任論は、今日の理論としては通用し難くなつてしまつた。苟も社會共同生活上の必要と個人利害との調和の下に、新しい政策理論の立てらるべきものである限り、國家が立法行政の手段に依つて勞働時間の制限などを行ふことの正當であることの理由は、よくよく了解されねばならぬ。

然らば現今成年男子勞働者に對する法的保護は、主として如何なる方面に關して行はるゝやと云ふに、それは先づ勞働時間に關する制限である。蓋し他の方面のことは原則としてなるべく之れを勞働者の自助に委かすを可とするにしても、勞働時間に關しては法的干涉の之れに加へらるゝにあらざれば、其の限定の標準が立ち難く、又よく之を一律に各種方面の產業に對して實行し得られないからである。

勞働時間の制限は、固より其の短縮を意味するのだが、時間の短縮に伴ふ利益は、之に依つて多數の勞働者に就職の機會を能ふるを得、失業者の數を減ずるを得ること、一般的に勞賃標準を高からしむるを得ること、從つて國民一般に涉つて其の消費能力を增し、商品の販路を大ならしむるを得ること、勞働の能力を高め生產費を減少せしむるを得ること、各勞働者に家庭生活を樂しむ時間を與ふるが故に國民一般の道德的感情を和げて其の標準の向上を得しむること、勞働者從つて國民の多數者に社會的なる又文化的なる生活を享

受するを得しめ、文明人らしい生活を爲す機會と修養とを得しむることなどに存する。
然るに論者中には、今尙ほ種々な理由からして、勞働時間に對する制限の如きは之れを不可とする者が有る。先づ其の反對の理由とする所は、勞働時間が制限短縮せらるれば、當然の結果として生產効果を減ずることになり、爲めに企業家は業務上多大の困難を感じ、場合に依つては到底其の業務を續行し得ざるに至るを避け難い。而して斯く生產率の減少を來すと云ふことは、國民經濟全體の不利益たるのみならず、勞働者自身に取つても結局不利益とならざるを得ないと云ふことである。我邦に於ては、此種の論者が、企業家中には現に隨分多數である。殆んど全部に近いであらう。
惟ふに、此の反對理由は勞働時間短縮の程度如何に關聯する問題であつて、其の程度が餘り甚しきに及べば、之れが爲めに生產効果の減少を見るに至るべきは否み難い。然るに若し其の勞働が從來過長なりしものを少しく減じて、適度の勞働時間となすものであるに於ては、勞働者の疲勞を減じ、勞働者は每日愉快な精神と健全な身體とを以て業に就き得ることになつて、却つて勞働能力を增し、生產の結果は從前よりも多くなり、少くとも減少しないで濟むことになるのは、屢次實例の之れを示す所である。
次に勞働時間制限に反對する論者中には、勞働時間を短縮すれば、徒らに勞働者の飮酒癖を增長せしめ、其他不健康なことに其の餘れる時間を消費せしめるに過ぎない、所謂小人閑居不善を爲さしむるに過ぎず、

却つて勞働者を墮落せしむる結果を齎すことになると論ずる者がある。然し之れは寧ろあべこべに見るべきであつて、勞働者を斯く墮落せしむる所のものは、長い時間の勞働と低廉な賃銀とに外ならぬ。勞働者は安い勞賃を以て長時間に渉つて働き、其の身體を休養し、又其の精神を修養すべき時間の餘裕を有せざるが故に、其の生活は殆んど向上の機會に接することが出來ないで、段々と荒み行く外なく、終に自暴自棄となつてどん底生活に沈淪してしまうことになるのである。彼等に相當の暇な時間を與へて生活の改善と人格的向上とを圖り得る餘裕を造つてやることは、實に勞働者を人として待遇する所以である。

次に考ふべきことは、勞働時間の短縮は、同時に勞賃收入の減少を意味するやうなことがあつてはならぬのであつて、勞働時間は短縮されても、收入は減少せず、寧ろ増加することすらあり得なければならぬ筈のものだと云ふことである。然し之れは果して能く行はれ得ることであらうか。

勞働時間短縮に反對する論者中には、此點を捕へて以て其の反對の理由と爲さんとする者がある。即ち此等の論者は、勞働時間を短縮すれば勞働の結果としての生産高を減じ、從つて勞働者の得べき勞賃收入の源を減少せしめ、各自の得る實際收入は減少せざるを得ないと論ずるのである。けれども之は當然にさうなるものではない。特に出來高拂に依つて賃銀の支拂はるゝものに在つては、勞働者は十時間かゝつてやる所を優に八時間でもやり得ることになるのを例とする。又時間拂賃銀制の場合に於ても、勞働時間の長きは之に

比例して生産量の多きを意味するものでなく、勞働能率は餘り勞働時間が長きに於ては却つて減少するもので、勞働時間は相當に短きを以て十分な勞働能率を發揮せしむる所以とする。機械が主として働く種類の勞働に在つても、勞働者の疲勞はやはり機械の働きを鈍らすものである。けれども之は要するに程度問題であつて、十二時間の勞働は十時間でも出來るであらうが、十時間の勞働は六時間や五時間では出來兼ねる。されば他の事情にして變化なしとすれば、勞働時間を一定限度以上に短縮すれば其の生産結果は減少し、それが延いて軈ては勞働者の勞賃收入の上にも影響するものと見なければならぬ。併し實際に於ては其の所謂他の事情なるものが大いに變化するのであるから、此の事情は其の條件が變化するに依つて、それ自體大いに變化せざるを得ない。即ち勞働時間の短縮の必要とせらるる結果として、機械の發明や改良は盛に行はれるやうになり、生産技術及び經營上の改善も行はれ、勞働時間の短縮による生産率の減少は、此等の改善に由る增加の爲めに補はれて餘あることになる。現に過去半世紀餘の諸國に於ける經驗は、之を實證してゐる。

尙ほ勞働時間の制限に關しては、たゞに其の勞働の繼續すべき一日中の時間の長さを限定するを以て足れりとしない。それと同時に勞働の始まる時刻と勞働を終る時刻とに關して、之を規律する必要がある。之れは夜業の禁止と最も密接な關係を持つものである。けれども此の始業及び終業時刻に關しては、限定的に之れを法律に於て明定すれば之れに越したことはないが、勞働組合のある所に於ては、その働に委かせ、然ら

さる所に於ても、之れを企業家及び勞働者の健全な判斷に委かせて置いて大過なきものである。それよりも必要なことは勞働繼續中に於ける休憩時間に關する規定である。

成年男子の勞働に對する時間の制限に關しては、議論としては尙ほ多少の反對論あること上述の如くであるが、然し實狀としては大勢すでに之を是認し其の制限標準としては、一日八時間一週四十八時間を採用することが、殆んど常識化してしまつてゐる。そして其の實施は、英國などに在つては、世界大戰以前からすでに或種の產業方面には實施されてゐたが、大戰後は一般的に產業諸國間に於て急速に實施氣勢が動いて來た。特に世界勞働會議が開催さるゝやうになつてからは、其の氣勢は段々確實なものとなり、多くの諸國に其の實施を見るに至つたのである。

我國に在つては問題はかなり早くから、識者の間に論議せられ、其の實行の爲めにも、識者と勞働者との間に運動が行はれてゐるけれども、今日に至るも尙ほ其の一般的實施を見ることを得ないのは、洵に遺憾である。殊に華府に開かれたる第一回勞働會議に於ては、之に關する條約案まで出來上がるに至つたのだが、遂に其の批准を見るを得ないで、今日では立消えになつたやうな有樣である。そして終に我國は國際聯盟を脫退するの止むなきに至つたが、それでも倂し國際勞働會議には常に委員を派遣して之に參加してゐるのであるから、勞働時間の制限その他勞働保護に關しては、決して國際的協定を拒んでゐるわけではない。たゞ

買り勞働時間の一般的制限特に八時間勞働の實施に關しては、國内の現狀は、中々容易にその實現を見るを得難い情勢に在る。ましてや最近は軍需工業の總動員的な活動の必要に促されて、夜を日に繼いで生産能力の最大限度の發揮を期してゐる有樣であり、其他需用品工業等に於ても、隨分勞働の集約化が行はれてゐるから、勞働時間の制限といふやうな問題は甚しく等閑に附せられんとする嫌がある。

とはいふものゝ、又極めて最近に至つては、一朝有事の日に對する勞働力の餘裕を造ることの必要が、痛感され、又國民保健の問題も、甚だ重要意義を認められて來てゐるから、そして軍當局の如きが率先して勞働力の豫備的節約を主張してゐるから、勞働者保護の爲めの勞働時間の制限の如きも、問題として全然葬り去られんとしつゝあるわけではない。

現在の準戰時的一般狀勢に應じて、産業方面に於ても準戰時的體系が造り上げられんとする時期に當つては、勞働者保護の爲めの勞働時間の制限その他の施設は、或期間を限つては或限度に於て稍々犧牲に供せらるゝ觀を呈するに至ることは避け難い所ではあるが、併し元來勞働者の保護といふことは、たゞ勞働者に樂をさせやう、之に特殊の恩寵を加へやうといふのではなく、國家社會全體としての調和ある健全なる發達の爲めに、特には産業發展の爲めにも必要とせらるゝ所で、たゞ眼前の利便の爲めに勞働者を酷使することが決して永續的な意味に於ける國家の發展と産業の發達とを期する道で無いといふ所からも、勞働者保護の必

要は是認せられるものであることを、呉々も注意しなくてはならぬ。勞働者を保護し、その生活の安定と勞働力の涵養とを圖ることが、所謂國家百年の長計の爲めには、是非とも必要であり、勞働者の人格を尊重しその向上の爲めの修養を爲さしめることは、國家一般の文化向上の意義を完了せしむる上に、必要缺ぐべからざる所であることを忘れてはならない。徒らに非常時々々の聲に掩はれて、勞働者保護の政策を怠るやうなことがあつては、洵に國家の前途の爲めに憂をのこすものである。況んや非常時の聲に隱れて勞働に對する企業的搾取を擅にするが如きをや。私は我國現在の時期に於て、之を痛論せざるを得ない。

第五章　勞働者の災害扶助

勞働者が勞働を爲すに當り、業務上負傷したり、疾病に罹り又は死亡する等の如きことのあるのは、屢々發生することであるが、此等の所謂災害に對しては、やはり勞働者を扶助すべき施設が必要である。若しこれ無きに於ては、勞働者は到底自らの力のみを以てしては、能く之を治療することが出來ず、又死亡した場合には、遺族は忽ち路頭に迷ふやうなことにもなり易く、社會的に見ても個人的に見ても、甚だ憂ふべき現象を生ずることを避け難い。

この勞働者の負傷、疾病等の場合に於ける扶助の責任や、方法等に關しては、大いに論ずべきものがあるが、先づ之に關する我國現行の規定について見るに、工業勞働者に關しては工場法施行令（大正五年八月三日勅令第百九十三號）第二章に「職工又は其の遺族の扶助」として詳細な規定が設けられてあると共に、「勞働者災害扶助法」（昭和六年四月二日法律第五十四號）及び『勞働者災害扶助責任保險法』（昭和六年四月二日法律第五十五號）が制定されてゐる。

先づ勞働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ける事業主の責任に關しては、工場法施行令は其の第四條に於て之を明かにし、勞働者災害扶助法は第二條に於て之を規定してゐる。即ち工場法施行令に於ては、詳細な規定が爲されてあるが、其の主なる條項を摘錄すれば左の如し。

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃銀ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃銀百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給ヲ一日ニ付賃銀百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第七條 職工ノ負傷疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ揭クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

一 終身自由ヲ辨スルコト能ハサルモノ賃銀五百四十日分以上

二 終身勞務ニ服スル能ハサルモノ賃銀三百六十日分以上

三　從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ貽シタルモノ賃銀百八十日分以上

四　身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ賃銀四十日分以上

第七條ノ二　職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ災害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第八條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃銀三十日分（其ノ金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓）以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑族ト尊族ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條　前條第二項ニ定メタル同順位ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　職工ノ家督相續人又ハ戶主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三　直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四　前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條　第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一　職工ノ家督相續人又ハ戸主

二　職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三　職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

次に勞働者災害扶助法先づ其の第一條に於て、本法の適用さるべき事業の範圍を定めてゐる、それに依れば、（一）土石砂鑛を採取する事業にして動力若は火藥類を用ゐる若は地下に於て作業を爲すもの又は常時十人以上の勞働者を使用するもの、（二）土木工事又は工作用の建設、保存、修理、變更若は破壞の工事にして左の一に該當するもの（イ）國、道府縣、市町村又は勅令を以て指定する公共團體の直營工事、（ロ）鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者が其の事業の爲にする直營工事、（ハ）其の他の工事にして勅令の定むる規模のもの、（三）鐵道、軌道若は索道の運輸事業又は一定の路線に依る自動車の運輸事業、（四）船舶への貨物の積卸の事業、岸壁、波止場、停車場若は倉庫に於ける貨物取扱の事業又は工場、鑛山若は土砂鑛を採取する場所に於ける貨物積卸の事業にして動力に依る起重機、昇降機其の他の揚重機を用ふるもの又は常時十人以上の勞働者を用ふるもの、（五）前各號に掲ぐるもの丶外危險なる

事業又は衛生上有害の虞ある事業にして勅令を以て指定するものに適用されるのである。尚ほ前揚の規定に該當せざる土石砂鑛を採取する事業及岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物取扱の事業についても、主務大臣は地域を限り本法を適用するを得る旨を定めてゐる（第一條）。

勞働者災害扶助法に於て事業主といはれるものゝ意義については、第三條及第四條に規定して之を明かにしてある。

第三條　前條ノ事業主トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ全部又ハ一部カ數次ノ請負ニ依リ爲サルル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人カ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ元請負人カ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ツ催告スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人カ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方カ知レサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條　第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業カ專ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

大體工場法施行令及び勞働者災害扶助法の規定する所の眼目は以上の如きものであるが、尙ほ勞働者扶助に關する規定は、鑛業法の中にもある。即ち第八十條に於て、鑛業權者は、命令の定むる所に依り鑛夫が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては、本人又は其の遺族者は本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者を扶助すべしと定めてある。

そこで我邦に於ては、勞働者災害扶助法、工場法又は鑛業法に基く扶助の責任を果さしむるが爲めの施設として、更に又「勞働者災害扶助責任保險法」なるものが設けられて居る（昭和六年四月二日法律第五十五號）。これは實に社會政策的施設としては、吾等の法律の扶助規定を實質的に有効ならしむるが爲めに、必要缺くべからざるものと謂はねばならぬ。

本法に依る我邦の勞働者災害扶助責任保險は政府の之を管掌するものであつて（第一條）、勞働者災害扶助責任保險に於ては、勞働者災害扶助法、工場法又は鑛業法に基く扶助責任を保險するものであるが、扶助責任の保險を付すべき事業の種類、保險すべき扶助責任の範圍及保險料率、保險料納附期日其の他保險料に關する事項に至つては、之を法律に規定しないで、命令を以て定むることにしてゐる（第二條）。そして原則として保險契約者を以て保險金受取人と爲す定である（第四條第一項）。けれども此の規定あるに拘らず勅令の定むる所に依り政府は扶助を受くべき者に保險金を支拂ふことも出來るやうになつてゐる（同第二項）。

扨て以上は我邦に於ける所謂災害扶助に關する規定の大要であつて、未だ不完全のものたることを蔽ひ難いけれども、然し大體に於ては勞働者の業務上に於ける負傷、疾病、死亡等に依つて生ずる經濟上の困難を扶助すべき道筋だけは、之に依つて整へられてゐる次第である。そして從來の工場法施行令中の規定や鑛業法中の規定やに加へて、更に勞働者災害扶助法を設け、特に其の責任保險法を定めたことは、勞働者保護の立法としては、やゝ効果的なものとなり得たものと謂はねばならぬ。そして此等は、後に述ぶるであらう所の勞働者の負傷、疾病、死亡等に對する社會保險制又は勞働者保險制と併せ働くことに依つて、其の實質的効果を一層多大ならしむべき性質のものであることを注意しなければならぬ。

そこで又立歸つて、業務上に於ける勞働者の負傷に對する賠償又は救濟の問題について、少しく一般理論的に考へて見るのに、現時の産業の下に在つては、勞働者が勞働することに依つて負傷するのは、或る範圍內に於ては實に免れ難き所であつて、其は災難たるに相違ないけれども、個々の勞働者に就いて之を見ず一般的に之を見れば、避く可からざる運命と謂はねばならぬ。即ち其は一般的に謂へば不慮の災害たるよりも、産業の性質に伴ふ當然の犧牲と見なければならないものがある。そして産業が進歩すれば、技術的には災害防止の設備が段々發達して來るけれども、種々の産業が新たに開けて來るのと、各方面に於ける産業の規模が追々大規模のものとなつて來るのとで、勞働上に於ける災害の事實の發現に至つては、現時の産業上の犧

牲として避く可からざる所である。然し其の犧牲の生ずるに就いては、又種々の原因の存することは言を俟たない。

負傷の原因を尋ぬるに就いて先づ考ふ可きは、負傷の因つて生じたる有形的の事實である。即ち例へば汽鑵が破裂したとか、高い所から墜落したとか、重い物體が落ち掛つたとか云ふ種類の事柄であつて、此の意味の原因調べは諸國に於て統計的に行はれて居るが、それに依つて見れば、高所よりの墜落、物體の墜落による打撲骨折の如きが最も頻繁なる場合を形造り、次はやはり機械に因る負傷である。汽鑵の破裂や藥品の爆發等に因る負傷の場合は、右等に比すれば百分の一位にしか當らぬ。

次に問題となることは、其の負傷が何人の責任に依つて生じたかと云ふ問題である。此の問題は機械的に之を取扱ふことが出來難く、同時に又其が損害賠償の問題になつて來るものだから、負傷原因に關する問題の中に在つては、常に最も面倒な問題である。然し兎も角原因を尋ぬると云ふことになれば、其は大體三つの區別が立てられる。一は勞働者自身の過失怠慢等による場合で、二は雇主の責任に歸因する場合、三は右兩者何れとも判定が付き兼ね、つまり現時の產業の有する一般的危險性に其の原因を歸せざる可からざる場合である。

勞働者負傷の責任の所在に就いて、之を統計的に調査した材料の備はつて居るのは、獨逸と諾威と和蘭と

である。それに依つて見れば、職業上の危險又は產業一般の危險に歸因す可き場合が最も多く、大體に於て凡ての場合の四割內外に及ぶのが、獨逸の實狀の示す所である。そして其の斯くの如くなる所以は、原因の責任の所在が不明な爲めに、統計取扱上此の項目の下に多くの場合を追ひ込んでしまうにもよるけれど、又一面には實に現時の產業上に在つては、技術の未だ十分完全ならざる等の理由によつて、到底防止し難しと見られる負傷の起る場合が少くないからでもある。

次に雇主の責任に歸因する負傷の場合に就いて見るに、產業發達の未だ十分ならざる時分には、雇主に於て殆んど多く機械の安全、危險防止の設備等のことを考へず、又政府や輿論も多く之を監督する所がないから、機械の不完全な爲め、又適當な危險防止の設備の缺けてゐる爲め、又適當な作業規律の備はらざるが爲めに、勞働者の負傷を見る場合が割合に多かつたが、近時政府の監督も段々に嚴密に行はれるやうになり、雇主も自ら進んで其の點に注意するやうになり、又技術の發達も危險防止を技術的に可能ならしむる範圍を追々に廣げて來た爲めに、年の進むにつれて、雇主の責任に歸す可き負傷は減少する傾向を示して來た。

最後に勞働者自身の過失に歸因する負傷に至つては、年と共に寧ろ段々增加する傾向があり、然かも其の原因を更に詳かに觀察すれば、勞働者が熟練及び注意の不足に因つて負傷する場合が最も多く、然かも其の場合は年々に增加する傾向がある。仍て之に就いて考へて見るのに、勞働者が一般的に段々に不熟練になる

と云ふことは考へられぬことで、手先の技倆こそ段々下がる傾向ありとも、機械を取扱ふことに於ては、機械の改良と知識の進歩とにより、寧ろ段々に熟達こそすれ、不熟練になるとは考へられぬ。然るにも拘らず近時勞働者の不熟練や不注意の爲めに負傷する場合の多くなつて來たのは、どうしても其の原因が主として不注意と云ふことに存せざるを得ない。而して此に因る負傷の場合の多くなるのは、現今機械の發達と企業經營上の傾向とに依つて、仕事が非常な速力を以て行はれるやうになつた爲めに、普通の注意では足らないで、特に注意深い作業をせなければならないのに、勞働者に於て其だけの注意が拂はれないと云ふ事實に歸因する。

それと同時に又勞働者の作業上に於ける疲勞が、機械の發達により其の運轉が特別の注意と身神の働とを要するほど敏速に又間斷なく行はれるやうになつた結果として、とかく負傷を生ぜしむるほど、注意を鈍らす所あることを、思はなくてはならぬ。つまり仕事が迅速で不斷の注意を要し、從つて疲れ方が甚だしいが爲めに、勞働者は作業上、正に拂ふ可きだけの注意を拂ひ得ないで、負傷する場合が多いと見なければならぬ。特に疲勞と負傷との關係に就いては、獨、伊其他の國々に於て綿密な統計的研究が行はれて居るが、其の研究の結果に照して見るも、疲勞が重さなるに連れて負傷の多い事實は、明瞭に認め得られる。されば一週の間に在つては、木曜日以後累進的に負傷の生ずる場合が増し、土曜日を以て最大とし、日曜日には休業

の廣く行はれる爲めに急に負傷者は減少するが、其の代り日曜日に遊興し過ぎたり飲酒したりする結果、月曜日には負傷率が高いと云ふ有樣である。

然し何れにしても、勞働上に於ける負傷は其の原因の如何に拘らず、又其の負傷の種類の如何に拘らず、傷害を被つた犧牲者に取つては、經濟上の大いなる損害たり、延いて生活上その他幾多の困難を生ぜしむることは、絮說を待たない。

此の經濟上の損害に對しては、必ずや何等かの賠償の道が付いて居なければならぬのだが、特別に勞働上に於ける損害賠償に關する原則が法規上に確立せられざるに於ては、其の賠償はたゞ普通の法律上の損害賠償の原則に從つて處理せらるゝ外はない。たゞ民法の規定が據る可き唯一の救濟の道たらざるを得ない。そして民法ではたゞ一般的の規定があるばかりで、其の一般的の規定では、何人でも他人に對して損害を與へた者は、之を賠償すべき義務あることゝ、其の損害は之を與へた人の行爲に依つて生じたると、又其人が責任を負ふ可き支配の下に在る者の行爲に依つて生じたると、將又其の人の支配下に在る事物に依つて生じたるとを問はず、總べて損害を與へた者に於て之を賠償す可きものとせられて居る。けれども實際に於て負傷の責任が果して雇主に存するや否やは、之を損害賠償の請求者に於て立證せなければならず、其の立證が的確に行はれて後、而めて雇主の賠償義務は現實のものとなるのである。然るに此の立證は仲々に容易なこと

ではなく、然かも其は裁判上の問題であるから、負傷に對する賠償が實際に行はれるのは、たゞ事件中の一小部分に過ぎざることになる。

茲に於てか近時に在つては、勞働者の負傷賠償の責任は、其の原因の如何に拘らず、之を雇主に課す可きものとなし、雇主の過失の有無と云ふことは勿論のこと、一般的に其の原因の如何、其の過失が何人、何事情に屬すかと云ふことも、一切之を問ふ必要なしとするに至つたのである。そして此の新しき觀念の下に於ては、勞働者の負傷に對する雇主の賠償義務は、從來とは全然異れる見地より之を立てることになつた。其の新らしい觀念は從來と異り、勞働上の負傷を法律上の問題と見るよりも、寧ろより多く經濟上及び社會上の問題と見、人の身體に關する損傷は、機械の損耗同樣に、總べて皆な生産の行はれるが爲めに要する費用なれば、其の費用は其の生産物の代價中に包含せらる可き性質のものなりと見ることになつた。即ち斯くて終に問題は負傷の責任に關する問題より離れて、單純な負傷救濟の問題たるに至つた次第である。

されば現時の進歩せる觀念に於ては、勞働上の負傷に對する救濟施設は、其の負傷の原因、從つて其の負傷に對する責任の何人に屬するかを問ふことなく、たゞ負傷に依つて勞働者自身及び其の家族の被る經濟上の困難を、救濟する必要ありと云ふ事實のみよりして行はれることゝなつた。即ち過去四五十年來に於ける諸國の勞働災害救濟施設の發達は、所謂職業上の危險の原則（Principle of ocupational risk）に依りて

導かれたのであつて、其の原則を徹底的に適用すれば、勞働災害救濟施設の實施範圍に關する問題も、自らに解決せらる可きものである。

已に負傷の責任に關する問題が除却せられることになれば、負傷の原因より考へて、賠償の目的となり得可き負傷の範圍を定めるに就いても、餘り之を狹くすることなく、成る可く之を廣くす可きは當然である。若し其の範圍を狹くするならば、其の負傷は雇傭關係より發生し、其の雇傭勞働の行はれるに就いて生じたものでなければならぬことになるが、若し之を廣くするならば、負傷はたゞ雇傭勞働の時間中に生じたるものであれば可なりと云ふことになる。そして諸國の實狀を見れば、強制負傷保險法が行はれて居ないで、たゞ雇主の賠償責任のみを定めて居るやうな所では、負傷の範圍は成るべく之を狹く解釋し、強制保險法のある所では、成る可く之を廣く解釋する風になつて居る。

之と關聯して又同じく勞働と云ふ中に在つても、製造工業や建築業や交通業や鑛山業の如きに於ける勞働に對しては、負傷賠償制を定めるけれども、商業、農業及び事務所の勞働家庭内勞働等に對しては、負傷救濟の手を及ぼさないことにして居る國々が、まだ多數に存在して居る。先づ家庭勞働に對しては、英國及び濠洲に於ては、之をも負傷賠償の範圍内に入れて居るけれども、從來他の諸國に在つては、舊時の家長的な家族制度風の考へから、之を負傷救濟制より除外して、容易に其の狀態の變遷を見難い有樣であつた。然し

家庭勞働者を除外す可き理由はなく、彼等が負傷の危險を有することも否定す可からざる事實だから、事情はどうしても變化せざるを得ない。次に事務所に雇はれてゐる人々に就いては、工業や鑛山業に附屬する事務所に雇はれてゐる者と、銀行や保險會社などの事務所に雇はれてゐる者とでは、之を區別して取扱ふ可き理由がある。

そして或國の法律は、前者のみは之を負傷賠償制の中に包含せしめて居るが、やはりまだ多數の國々に於ては、前者も後者も之を除外するを例として居る。次に商業上の勞働者は、隨分業務上で負傷する場合が多いのだから、其の危險ある種類の業務に當る者は、之を賠償制中より除外す可き筈はないが、然し之を其の制度中に包含せしめたのは、從來は寧ろ却つて少い有樣だつた。（英、佛、白）次に農業勞働者に關する問題は、此の點に關して最も重要な問題であつて、彼等を負傷賠償制より除外する理由は殆んど立ち難いに拘らず、從來は種々の理由を設けて、之を除外する風が持續されて來た。即ち其の理由としては、先づ第一に農業の業務は負傷の危險を伴ふことが少いと云ふのである。然し現今農業にも追々動力や機械を使用するやうになつて來たから、農業勞働は危險ならずと、一概に論斷するを得べきものではなくなつてしまつた。それに又從來とても色々な道具で負傷したり、又家畜から負傷したりする場合は隨分多かつたのであつて、決して農業勞働を危險ならずと云ひ得可きものではない。又從來農業は貧弱な業務で、其の雇主の中には、自

らも勞働者たるに過ぎないやうなのも多く交つて居るのだから、雇主に賠償の負擔を課することは、不可能だと云ふ理由も掲げられて居た。然し之は制度の立方一つによつては、全く反對理由とはたり得ないわけで負傷保險制にすれば多くの困難なしに之を實行することが出來る。何れにしても農業勞働者に對する負傷救濟制度は、多少其趣を特種的なものにすることはよいとしても、農業勞働なるものを全然救濟施設より除外す可き理由は、毛頭存在しない。されば獨逸の如きは、農業勞働者をも負傷保險制の中に包容することにしたのだが、他の多くの國々に於ては、まだ仲々此の模範に追從し得ざる者がある。そしてそれは多くは議論よりも、立法の實際上に地主階級の勢力の强大なことから生ずる所なのだから、其の方面の事情の變化と共に、而日は漸次革まる可きものと思はれる。

次に又勞働災害賠償の行はる可き範圍を、成る可く狹くせんとする他の努力も、依然として諸國の間に其の跡を留め、其の努力は勞働負傷に對する賠償は、元來危險な勞働に對する特別の救濟施設だからと云ふ意味を、固執することに依つて行はれ、同じく工業の中に在つても、たゞ其の勞働の危險なものゝみを列擧し其の列擧されたる種類の工業に於てのみ、負傷賠償の行はれるものと爲さんとすることである。

此の態度が勞働負傷救濟の意味より之を見て、正當視せらる可きものにあらざることは甚だ瞭易き所で、負傷に對する救濟は、負傷の事實の生じた場合に行はる可きもので、然かも其の負傷が勞働上に生じたもの

である限りは、犠牲となれる勞働者が之によつて受くる經濟上の苦痛を救濟せんとするものなれば、其の負傷の事實さへあればそれでよい。其が如何なる種類の産業に於ける勞働に依つて生ぜるかは問ふの必要なく其の救濟施設はあらゆる種類の産業のあらゆる種類の勞働に對して行はる可きものに外ならぬ。即ち斯くてこそ而めて負傷救濟施設としての實効力が發揮され得るのである。

然るに更に又負傷救濟の範圍を狹くせんとするの希望は、その行はる可き業務に於ける雇傭勞働者の數の上に制限を置き、一定數以上の勞働者を使用する業務に於てのみ、負傷救濟施設の適用ある可きものとせんとして居る。即ち恰も工場法の適用に於て之を見る如く、例へば十人以上とか十五人以上とかの勞働者を使用する業務に於て、負傷救濟の施設の適用あるものとせんとするのであつて、其の主旨は小規模産業を保護せんとするに出で、小産業に負傷救濟の費用を負擔さすに於ては、其の産業は立行き難いから、負傷救濟の負擔はたゞ能く之に堪へ得る比較的大規模なものにのみ課す可きものとせんとするのである。併し乍ら此の考へが妥當のものでないことは、言を俟たない。元來勞働者を雇つて使ひ乍ら、彼等が業務上負傷せる場合にも、之を救濟するだけの力もなく、其の負傷より生ずる身體の苦痛と、經濟上の困難とを、悉く勞働者に負はしめて、それで漸くに成立ち得るやうな産業ならば、そんな産業は存在しない方が却つて社會の爲めによいのである。勞働者を犠牲にして而めて企業を續け得、又消費者は其の産物を使用消費するを得るものな

らば、企業家も消費者も共に之れ一種の搾取經濟を行ふもので、斯かる産業の存續するのは、却つて不當の甚だしきものと謂はねばならぬ。

總べて右に論示する所は、たゞ雇主階級が成可く勞働者の負傷賠償の責を免れんとし、又は其の負擔を輕減せんとするより生ずる實際上の問題に過ぎないで、そが理論上の根據に立ち勞働負傷賠償制そのものを根本的に覆すに足るものではない。たゞ舊來の思想が殘存し新たな口實が設けられて、時勢の要求には已むを得ず追從し乍らも、澁々之に追從する有樣を示すに外ならぬ。從つて時勢が進み行くに連れて、此等の障礙は漸次に其の力を失ひ、施設は其の適用の範圍も擴がり、其の働も有効なものとなつて來つゝある。

第六章　退職積立金及退職手當制

我邦に於ける勞働者保護の政策は、まだ甚だ不完備であるから、失業に對する救濟施設の如きも、其の必要は切實なるに拘らず、至つて不完全の域に在るを否み難い。そしてそれは又一つには、我國の失業問題が其の實狀に於て歐米諸産業國に於けるほど行詰つたものでなく、一面には家族制度の維持されてゐるが爲めに、失業救濟の道が或程度までは備はつてゐることにも依るものである。

諸外國に在つては失業の救濟は大抵は失業保險制に依つて之を行はんとし、その保險は實行のかなり困難な技術的理由を有するに拘らず、或は都市營保險制に依り、或は國營保險制に依つて、既に之に着手し、相當の成績を擧げてゐるものも少くない。然るに我邦にては、勞働保險制は疾病、傷害等に關してすら、まだ甚だ不完全なほどだから、失業保險の如きに至つては殆んど手が着いてゐない有樣で、失業救濟の一助として、近年に至つて漸く退職積立金に依る退職手當制が實施さるゝに至つたに過ぎぬ。

『退職積立金及退職手當法』は、昭和十一年六月三日法律第四十二號として公布されたもので、(一)工場法

の適用を受くる工場及び（二）鑛業法の適用を受くる事業にして、常時五十人以上の勞働者を使用するものに適用される（第一條第一項）。然し主務大臣は事業の種類又は規模を限つて、本法の適用を除外することを得る（第一條第二項）。

そして本法の適用を受くる事業に使用せらるゝ勞働者の中に在つても、（一）六月以内の期間を定めて使用せらるゝ者、（二）日日雇入れらるゝ者、（三）季節的事業に使用せらるゝ者には適用せられない（第五條）。又本法は政府の事業には適用せられない（第十條）。

本法に依つて事業主の積立つべき退職手當積立金及び準備積立金の額は、勅令の定むる所に依り法人たる事業主に在つては事業年度、個人たる事業主に在つては暦年に於ける、勞働者の其の期間中の賃金の百分の七に相當する額以下とされてある（第八條）。そして事業主は勅令の定むる所に依り、勞働者の賃銀の中より其の百分の二に相當する金額を、各勞働者に代り其の名義を以て退職積立金として積立てなければならない（第十一條第一項）。そして又事業主は勅令の定むる所に依り、毎年一回以上一定の期間末に於ける勞働者の其の期間中の賃銀の百分の二に相當する金額を退職手當積立金として、遲滯なく積立てなければならない（第十六條第一項）。尚又事業主は、右第十六條の退職手當積立金の外に、勅令の定むる所に依り、毎年一回以上一定の期間末に於ける勞働者の其の期間中の賃銀の百分の三以内に於て、行政官廳の認可を受けたる金額を、

退職手當積立金として遲滯なく積立てなければならぬが、但し行政官廳の許可を受けたるときは此限にあらずと定められてある（第十七條）。

勞働者は、退職（解雇及死亡を含む以下之に同じ）其の他の事由に依り本法の適用を受けざるに至りたる場合には、上に掲げた退職積立金の支拂を受けることが出來るが、その場合にあらざれば其の支拂を受けることを得ない（第十二條）。又勞働者が退職其の他の事由に依り本法の適用を受けざるに至りたるときは、事業主は本法（第十八號、第十九條第二項及第二十八條第二項）の規定に依り、其の勞働者の計算に屬する金額と、上に掲げた第十六條第一項の規定に依る積立の最後の期間後の賃銀の百分の二に相當する金額を、退職手當として支給しなければならない。但し命令の定むる所に依り特別の事由ある場合に於ては、其の全部又は一部を支給せざることを得る（第二十四條第一項）。

勞働者が死亡したときには、退職手當は、遺族又は勞働者の死亡當時其の收入に依つて生計を維持したる者に之を支給するのである（第二十四條第四項）。

本法に依る退職手當を受くるの權利は之を讓渡し又は差押ふることを得ない（第二十九條）。

以上が、退職積立金及退職手當法の規定の骨子である。これあるに依つて勞働者は失業したる場合に於ても、一時の手當は支給せらるるから、暫く其の生計を支ふることは出來る次第である。けれども失業に依つ

て生ずる困難は、全般的には到底かゝる方法を以て救濟され得るものでないことは明かで、若し我邦に於ても、失業問題が深刻になつて來るやうなことがあるに於ては、更に一層有効な方策を講じ施設を爲さねばならぬことは勿論である

仍て少しく失業に對する勞働者保護の問題について、一般的に考へて見るのに、現時の雇傭勞働制の下に於ける勞働者の生活にとつては、失業と云ふ事實は負傷や疾病と同樣に頗る重大な意義を有する。其が勞働に對する障礙たり、其の間賃銀所得の失はるゝことより之を見れば、失業と負傷及び疾病とは其の經濟的の意義を同うするものと謂はねばならぬ。從つて其の根本的な救濟と云ふことになれば、負傷や疾病の事實に對して事後の救濟を爲すよりも、之を豫防する方法を講ずるを以て更に有効と爲すと同じく、失業の事實も亦事實として全く存在せざるに至るやう、又少くとも大いに其の表はるゝ度數と範圍との減少せらるゝやう其の方法の講ぜらるゝを以て、最も大切のことゝせなければならぬ。

然れども之を現今の實狀に就いて見れば、社會經濟が共產主義化するか社會主義化するかして、生產と消費との聯絡が全社會を通じて計畫的に行はれ、從つて又勞働の需要と供給とが過不足なく適合せしめらるる狀態の造り出されざる限り、所謂自由企業制の下に生產が行はれ、自由交易によつて生產と消費とが連結せられ、勞働に對しては私的企業よりする需要と、之に對する勞働者側の任意的供給が行はれ、其需給の連結

は勞働の賣買として實現せられ、其の賣買は自由競爭制の下に行はれて、全體として之を統制する働の存在しない狀態の下に在つては、勞働の供給が需要と十分圓滑に又過不足なく適合するを得んことは、到底望み得可からざる所で、其間失業と云ふ事實の發生するのは、已むを得ない。

然かも何程疾病や負傷は、勞働者中凡そ何程のものが常に之に犯されて居るかと云ふことが、數字的にかなり正確に示され得るに反して、失業の方は必ず一定步合の者が之に犯されて居ると云ふことだけは明かでも、之を數字の上でやゝ正確に其の步合を示すことは困難である。蓋し失業と云ふ事實は、其の變動性が負傷や疾病に於けるよりも遙かに大なるに加へて、其の失業の事實は、働けば働く能力あるに拘らず働けないであるのでなければならぬのに、何等かの事由の爲めに働くにも働き得ざる狀態に在る場合と、明瞭に之を區別することが困難である。それに又失業には已むを得ざる經濟界の實狀の爲めに生じ、勞働者其人は働かんと欲して職を求めて居るに拘らず、働く可き口のない場合がそれでなければならぬけれども、勞働者が怠けて職を求めざるが爲めに失業の狀態に在る場合と、之を區別することとも困難である。特に此の後の場合は失業救濟施設の行はるゝ際に於て、失業を作る者を除外し難き困難を齎すものである。

失業の步合を正確に計算せんが爲めには、一年間に失業として勞働市場より失はるゝ時間の總數を計算して掛ることが必要だが、然しかゝる計算の行はれて十分な數字的の資料の供せられたものがない。大抵の國

々に在つては、勞働者の數の中で、何人が或日に於て失業の狀態に在つたかを示すに過ぎぬ。此の方法が十分正確な狀態を示すに足らざることは、日々の失業狀態が失業者個人々々の特種の事情を伴ひ、之を明確に識別することの困難なるに照し考ふれば、容易に知り得られる。

而して又失業の狀態は年々に依り經濟界の景氣の如何に依つて、同じ地方に於ても著しく相違するのみならず、一年内に在つても季節によつて異り、夏期には失業歩合低く冬期に高く、然かも月の異るに依つて大いに趣を異にする。それは又地方々々の相違により、同一國内に於ても歩合の相違を見るを免れ難く、又產業の種類の異るに從つて失業狀態の著しく相違するは言を俟たざる所である。而して冬期に於て失業歩合の高いことは、他方冬期に在つては生活上に要する費用が嵩み、さなきだに勞働者の生活を他の季節に比して困難ならしむる事情と照し考ふるに於て、甚だ意義深きものとなる。從つて失業問題は主として冬期に於ける問題となり、少くとも冬期に於て其の問題としての意義を增さざるを得ない。

けれども今產業を區別して考へ、それぞれの產業部類に於ける失業歩合を見れば、それは恰も負傷歩合に於けるが如く、そこに凡そ一定せる歩合の存するを窺ふことが出來る。一定せるサイクルの存するを見ることが出來る。之は諸國の統計に依つて實證される所であるが、理窟の上から考へても、元來失業と云ふ現象が、勞働の需給の不適合より生ずるものである限り、勞働に於ける需給の適合の行はれる道筋である所の各

產業部類を小分して、其の各々を別々に觀察する場合には、其の不適合狀態は一定せる狀態を示し、其の變化にも自ら一定の規律の存することを、多少ともに明瞭に窺ふを得可き筈である。

兎に角、現今失業の事實は事實として之を否定し難き所であり、勞働者が一般的に產業の經營や勞働の使用に對して、管理權を有せざる限りは、失業といふ事實の生ずるのは、事實としては如何ともし難い所である。そして其より生ずる勞働者の生活上の困難は、疾病や負傷の場合に於けると同樣に、かなり多大なるものであることを否み難い。

然らば其の救濟の方法は之を如何にす可きやと云ふに、ソヴイエト、ロシアのやうに之に對しては社會制度を根本的に改革することに依つて、世に失業なるものの生ずる餘地なからしめんとする社會主義の見地は暫く措き、自由主義を基調とする制度の下に於ける政策としては、つまり勞働者の賃銀を何れかの形に於て失業の場合に對する困難を救ふに資するだけ增加せしむると同時に、產業と一般社會とが、やはり其の救濟の爲めに要する費用の一部分を負擔して、自助と社會公共の力に依つて、之を救ひ得可き施設を爲すと云ふこと以外には存し得ない。即ちやはり之に對しても保險の制度を立て、然かも之を强制的な保險と爲し、國家は之に對して補助金を交付するの仕組を立てることとである。此の設備を行ふことなくしては、或人々の攷ふるが如く、失業者に職を與ふることが、唯一の解決の道であるからといふので、國家や地方自治體の如

きが種々の事業を起して、其の事業に失業勞働者を使用すべしといふやうなことでは、到底よく問題は解決し得べきものでない。國家が救濟の爲めの土木事業其の他の事業を起すと謂つて見た所で、たゞ失業者を救はんが爲めに無闇に不急な事業を起せる筈のものでなく、失業者を見ることが常態であるがまゝに、引續き之を救濟す可き事業を行へば、其の事業はやはり平常の事業となつてしまひ、其の事業を損得收支の計算を拔きにして、たゞ失業者救濟の爲めに行ふと云ふが如きことは、現時の國家としては到底よく永續して行ひ得可きものでない。此の救濟方法はたゞ或恐慌時の如きに際して、不時に多數の失業者の生じたやうな場合に於ける應急策たる以外には、多く效果のないものである。

從つて失業の脅威に對して勞働者の生活安定を得しむる爲めには、やはり保險施設が必要であることを認めなければならぬが、其の保險が果して有效に行はれ得可きや否やに就いては、從來、兎角の疑問が挿まれた。從來失業保險の可能と有效とを疑つた者は、先づ第一には、保險は規則正しく表はるゝ危險に對しては行はれ得るけれども、其の危險の發生が無秩序なものに對しては、技術上保險は行はれ難い。然るに失業の事實には其の發生に規律がない爲めに、此の事實より生ずる勞働者生活上の困難を救ふことを目的とする保險は、到底有效に行はれ得可きものでないと考へた。即ち、失業は經濟界の不景氣の際に主に表はるゝ現象であると解するも、其の不景氣の發生は時を選ばないもので、ゼボンス其他に依つて唱へらるゝ恐慌發生の

規律の如きものも、たゞ一種の想像に止り、其の法則的價値の立證せられたものがない。然かも失業の事實はたゞ恐慌に伴つてのみ表はれるものとは限らず、恐慌と云ふ程度に及ばさる不景氣の際にも表はれるし、又其の不景氣は經濟界一般の不景氣たる場合もあれば、個々の産業の沈衰を意味する場合もあり、如何に見ても失業現象の發生に規律性を認めることが出來ぬと云ふのである。次に又失業の事實は客觀的の事由より來ることを本則とす可きだけれども、勞働者各自の主觀的事由からも失業は生じ得可く、特に勞働者が失業を作る場合も多く、保險制が行はるれは其の虚僞は愈々大とならざるを得ないであらう。そして保險當局に於て虚僞の失業と眞實に職を求めて然かも之を見出し得ざるものとを識別することは、決して容易の業でなく、それが爲めに保險の失敗に終ることは、經驗の之を示す所である。

右の如き理由に依つて、失業保險と云へば殆んど不可能に近いものと考へられたのだが、獨逸帝國統計局は、此の問題に就いて十分精密な調査を行つた結果、一九〇六年に於て、此等の困難は困難には相違ないけれども、然し失業保險を行ふに就いて、越ゆ可からざる技術上の困難の存するものではない旨を公にした。それに又此等の困難あるに拘らず、勞働者の自助的團體が任意的に失業に對する保險救濟を行つて來た從來の經驗は、かなり有効な働を其の方面に於て表はすを得、事實の上に於て此等の困難の決して踰越す可からさるものに非ざることを立證したのである。

勞働組合は其の本來の性質から云へば、勞働者が勞働に從事するに就いての勞働條件を改善することを以て目的とするものだけれども、然し一時的に勞働者の境遇を改善することも其の大いな目的であり、それに又組合員にして失業せるものゝ何等の救助を得ることなくして存在すると云ふ事實は、組合の存立に取つてに關る重大なる現象で、組合の主旨に反し又組合の發達の妨となるものなれば、組合事業の一附隨事業として、失業者に對する救濟を行ふは、英國に於て多く其の實例を見る所であり、特に職工組合の發達せる英國に於て其制度が有効に行はれ、就中建築業、金屬業、機械工業、造船業等の職工組合に於て其制の最も著明なるものがあつた。

斯くて失業に對する保險的救濟は、勞働組合の組織による團結を以てすれば、能く之を行ひ得ることが實證せられた譯であるが、然しただ困つたことには、勞働組合は勞働者の全部を包括するに足らず、英國の如く其の最もよく發達せる國に在つても、之に加入し得ざる勞働者の數は頗る多い。まして勞働組合の發達不十分なる多くの國々に在つては、此の道より來る便宜は事實に於て多く之を望み難き有樣に在る。

そこで問題はやはり社會的な保險制度としての失業救濟施設の必要と云ふことに移つて來ざるを得ない。そして此の社會的な保險制としては、失業方面に於ても亦初めは任意的な保險制で行はれ、漸次强制的な保險制度に向つて發達する傾向を有すること、疾病保險の如きに於けると多く異る所はない。而して此の社會

的たる失業保險は、大抵公權力團體より補助金を交付する制度として行はれるのであるが、之を行ふ公共團體が國家たる場合は寧ろ後の發達に屬し、當初は多く地方自治團體が之を行ふを例とした。

然るに、終に英吉利に在つては、全然國家的な強制失業保險を制定することになり、彼の國家保險法の第二部に於て之に關する規定を作つたのである。最も其の第一部たる疾病及廢疾保險に比較すれば、失業保險は制度としてやゝ整備されたもので、試驗的の性質を失ひ得なかつたけれども、兎も角從來不可能に近いものであるかの如くに考へられて居た所を、思ひ切つて實行することにしたのである。

我邦に於ても、失業の救濟を更に有効に行はれん爲めには、退職積立金及退職手當制度の如きでは、到底不十分であるから、將來の問題としては、所謂國家的な失業保險制を考へる外はないものと思はれる。そして其れは、他の方面の種々の勞働保險制と併せ考究せらるべきものである。

第七章　商店法案

鑛業並びに工業に從事する勞働者に對する國家の保護は、上數章に述ぶるが如く、かなり早くから久かなり有効に行はれて、我邦に於ても鑛業法中の規定と工業法とは、まだ不完全だとはいひ條、ともかく勞働政策としての保護の羽翼を擴げてゐる。然るに之に反して、商業に從事する勞働者に對しては、從來何れの國に於てもやゝ其の保護の後れた嫌があつたが、それでも歐米諸國に在つては、今や相當に整つた保護規定と保護施設とを持つてゐる。併しそれは他國のことで、我國に於ては從來殆んど何等の保護を見ない。

之れは我國に在つては、百貨店その他の大規模な資本制的な商業の行はれるやうになつたのは近時のことで、從來は大商店にしても中小商店にしても、其の大多數は舊式な經營方法に依つて、少からず中世的な俤を止めて居り、大體に於て家族的で、使用人に對しても所謂番頭手代、丁稚小僧として家庭の人の如くに之を見る風のあつた所から、此等の使用人に對する保護は、之を其の家族制的な待遇にまかせて置けばよいわけで、強いて國家が法を設けて保護を爲す必要は無いと考へられて居たからである。

けれども近時の風潮は、獨り百貨店及び類似の大商店に於てのみならず、一般的に資本主義的な營利本位の營業振りと、自由主義的な思想とが浸入して來て、店主と使用人との關係は、もはや到底昔時の溫情關係を以て律すべからず、店主はたゞ雇主として使用人を見ること鑛業や工業に於ける雇主が勞働者に對するのと異る所なく、營利の目的の爲めには動もすれば之を酷使する一方、使用人も亦店主に對しては舊來のやうに家長として旦那樣として溫情を以て之に仕へる氣風を失つて、双方たゞ雇傭契約の當事者として相手方を見るといふ風になつてしまつた。從て若し商業使用人に對する社會政策上の保護が、從來のまゝに等閑に附せられて過ぎ往くに於ては、商業使用人等は、取殘されたる境遇に於て時勢から繼子扱ひされる運命に陷るを免れ難い。之に對する保護の道を講ずることは、我國現下の社會政策上の一急務と感ぜらるゝに立至つた次第である。

茲に於てか、政府は最近その政策上の缺陷を充さんが爲めに、商店法を立案し、之を各機關に諮問して其の意見を徵し、近き機會に之を成案として議會に提出せんとする用意を整へることになつた。

試にその社會局案なるものについて見れば、其の主要點に關しては、大體次の如き內容が盛られてある。

先づ商店法は、市及び主務大臣の指定する町村に於て、物品販賣業又は理容業を營む店舖に之を適用せんとすること（規定第一）。そして、その主務大臣の指定する町村といふのは、大抵は市に隣接する町村を意味

し、理容業といふ中には理髪業を含むものと解せられる。料理店、飲食店などには本法は適用されない筈である。

商店法の規律せんとする主要點は、營業時間であつて、之を在來の實狀のやうなだらしの無いまゝ放置しておいては、使用人等の勞働時間は實に過長なもので、如何にも可哀相である。そこで法案は、閉店時刻を午後十時と定め（行政官廳は地域を限り之を午後十一時迄繰延べることを得る（規定第三））店主は此の閉店時刻後顧客に對して右（規定第一）に定むる營業を爲すことを得ない。但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限にあらずと爲し、又負傷、疾病、災害其の他緊急の事由を提示せる顧客に對しては、閉店時刻後と雖も必要に應ずる物品の販賣を爲すことを得るものとすること（規定第二）。

此の閉店時刻に對しては、法案は業務の繁忙なる時期に付行政官廳が必要ありと認むるときは、期間又は地域を限り一年につき六十日以內例外的取扱を爲すことを得るものとせんとしてゐる（規定第四）。又臨時必要ありと認むるときも、期間又は地域を限つて例外的取扱を爲すことが出來る。

次に商店法の內容としては、使用人に對する休日の規定を爲すことが重要だが、之に關しては法案は、店主は使用人に對し毎月一回以上の休日を設くべしとしてゐる（規定第五）。之では休日回數が少な過ぎるのは言ふ迄もない。

右は一般的規定であるが、尚ほ大店舗に關しては工場法の規定に準據して次の如く定めんとしてゐる。即ち常時五十人以上の使用人を使用する店舗に在つては、十六歳未滿の者及び女子をして一日十一時間を超えて就業せしむることを得ず（規定第七第一項）。そして店主は前項の就業時間が六時間を超ゆるときは三十分以上、十時間を超ゆるときは一時間以上の休憩時間を就業時間中に於て設くべきこと（第三項）併し、業務の繁忙なる時期に於ては、店主は行政官廳の許可を受け、一年につき六十日以内右第一項の就業時間を延長するを得る（第二項）。又臨時必要ある場合に於ては、店主は行政官廳の許可を受け、第一項の就業時間を延長することが出來る（第四項）。

尚ほか丶る大店舗に於ては休日についても、店主は十六歳未滿の者及び女子に對し毎月二回以上の休日を設くべきものとし（規定第八第一項）、例外的に、業務の繁忙な時期又は臨時必要ある場合に於ては、店主は行政官廳の許可を受け、前項の休日を月一回に止むることを得るものとせんとしてゐる（第二項）。

右十六才未滿の者及び女子に對する休日及び休憩時間の規定については、讀者は工場法第七條を比較參照されたい。

大體右に示す所が商店法案の骨子とする所で、規定甚だ簡にして又不徹底ではあるが、全然か丶る法規の無きに優ること萬々だから、其の一日も早く成法化せんことを祈らざるを得ない。我國最初の商店法として

は工場法との釣合からいつても、先づ此の程度のもので滿足する外はあるまい。

然るにも拘らず、此の程度の法規の制定に對してすら、當業者間には彼此反對意向があり、又營業時間の制限に對しては、消費者側に於ても之を不便とするといふ説も示されゐるが、たゞ便利々々といつて、だらしの無い習慣を其儘にして置いてよいわけのものでもなく、一旦午後十時限り閉店といふ習慣が出來てしまへば、消費者は自らに之れに慣れて、格別大した不便を感ずるものでないことは、歐米諸國の實狀の示す通りである。

尚ほ規定の内容を詳かにせんが爲めに、社會局勞働部編『勞働時報』所載（第十四卷第五號）の法案要綱とその適用せらるべき商店數及び從業員數の調査材料を採錄して置く。

商店法案要綱（社會局案）

第一　本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村ニ於テ物品販賣業又ハ理容業ヲ營ム店舖ニ之ヲ適用スルコト

第二　店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻後顧客ニ對シ第一ノ營業ヲ爲スコトヲ得サルコト但シ閉店時刻前ヨリ引續キ店舖ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラサルコト

店主ハ閉店時刻後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ對シ必要ニ應スル物品ヲ販賣スルコトヲ得ルコト

第三　閉店時刻ハ午後十時トスルコト

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延フルコトヲ得ルコト

第四　業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ニ付六十日以内第二ノ規定ヲ適用セス又ハ第三ノ時刻ヲ繰延フルコトヲ得ルコト

前項ノ外行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ第二ノ規定ヲ適用セス又ハ第三ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得ルコト

第五　店主ハ使用人ニ對シ毎月一回以上ノ休日ヲ設クヘキコト

第六　左ニ掲クル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二ノ規定ハ之ヲ適用セサルコト

一　興行場、觀覽場、競技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二　展覽會場、共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三　停車場又ハ船舶發着所ニ於ケル店舗

四　其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第五ノ規定ハ之ヲ適用セサルコト

第七　常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得サルコト

店主ハ前項ノ就業時間カ六時間ヲ超エルトキハ三十分以上、十時間ヲ超エルトキハ一時間以上ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘキコト

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ニ付六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ

得ルコト

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得ルコト

第八　第七第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月三回以上ノ休日ヲ設クヘキコト

業務ノ繁忙ナル時期又ハ臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ休日ヲ一回迄ニ止ムルコトヲ得ルコト

第九　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衞生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命スルコトヲ得ルコト

第十　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ地域ヲ限リ本法ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ停止スルコトヲ得ルコト

第十一　行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢セシムルコトヲ得ルコト

第十二　店主ハ店舗ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舗管理人ヲ選任スルコトヲ得ルコト

店主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ店舗管理人ヲ選任スルコトヲ要スルコト

店舗管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘキコト但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト

第十三　第十二ノ店舗管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ店主ニ代ルモノトスルコト

店主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舗管理人

ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シキコト

第十四 店主又ハ第十三ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二第一項、第五、第七第一項第二項又ハ第八第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルコト

第十五 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルコト

第十六 店主又ハ第十三ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得サルコト

第十七 本法及本法ニ基キテ發スル命令ハ市及第一ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル町村ニ於テ營利ノ目的トセサル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ準用スルコト

第十八 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セサルコト

行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ付終業スヘキ時刻ヲ定ムルコトヲ得ルコト

備考　左表ハ最近ニ於ケル該當調査ナキヲ以テ昭和五年國勢調査ヲ基礎トシテ推定ニ作成セルモノナリ、即チ全國ノ部［業主、使用人（男女）］ニ付テハ昭和十年國勢調査帝國内地人口ノ昭和五年國勢調査帝國内地人口ニ對スル比率一〇・七割ヲ、市部［業主、使用人（男女）］ハ昭和十年國勢調査帝國内地人口ノ昭和五年國勢調査帝國内地人口ニ對スル比率一四・六割ヲ夫々昭和五年國勢調査ニ基ク該當數ニ乘シテ得タル數ヲ千位未滿ハ四捨五入ニ依リ算出セリ、使用人計ハ使用人男、女ノ數ヲ加算シ、總計ハ業主及使用人計ノ數ヲ加算シタリ。

商店法適用商店及從業員數調（推定）

		業主	使用人 男	使用人 女	使用人 計	總計
物品販賣業	全國	一、四八二、〇〇〇	一、五一五、〇〇〇	五一一、〇〇〇	二、〇二六、〇〇〇	三、四九八、〇〇〇
	內市部	八五三、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇	一七七、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	二、一八二、〇〇〇
理髮業及理容業	全國	一二四、〇〇〇	五八、〇〇〇	四六、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	二二八、〇〇〇
	內市部	七九、〇〇〇	三七、〇〇〇	二九、〇〇〇	六六、〇〇〇	一四五、〇〇〇

參考表

			業主	使用人 男	使用人 女	使用人 計	總計
昭和五年國勢調査	物品販賣業	全國	一、三八五、一九六	一、四〇六、四五九	四七七、七七七	一、八八四、二三六	三、二六九、四三二
		內市部	五八三、九二三	七八六、八二四	一二三、四二九	九一〇、二五三	一、四九四、一七六
	理髮業及理容業	全國	一二六、〇七三	五四、六〇二	四二、七一二	九七、三一四	二二三、三八七
		內市部	五四、一七三	二五、三八九	一九、九四六	四五、三三五	九九、五〇八
	帝國內地人口		六四、四五〇、〇〇五人				
	內市部		一五、四四四、三〇〇人				
昭和十年國勢調査	帝國內地人口		六九、二五四、一四八人				
	內市部		二二、五八九、一一二人				

備考

1. 理髪業主及理容業主トハ理髪師、髪結、美容師ニシテ雇主又ハ單獨ニシテ業務ヲ營ム者ヲ謂フモノトス
2. 昭和五年國勢調査ニ於ケ失業者トハ使用人ノ地位ニアルモノナルノ故ニ之ヲ（商品販賣ニ六、七二五人、理髪業及理容業九〇六人）各使用人ノ内ヨリ控除セリ
3. 理髪業及理容業ノ市部ニ於ケル數字ハ總計ノミ存スルニ止マルヲ以テ、本表ニ於ケル業主及使用人ノ男、女、數ハ其ノ總計ヲ全國ノ部ニ於ケル各該當數字ノ割合ニテ按分ノ算出セリ

五十人以上ヲ使用スル大商店ニ關スル調

（一） 五十人以上ヲ使用スル大商店ノ規模別店舗數調

業態別＼規模別	五〇人—九九人	一〇〇人—一九九人	二〇〇人—二九九人	三〇〇人—三九九人	四〇〇人—四九九人	五〇〇人—六九九人	七〇〇人—九九九人	一、〇〇〇人—一、四九九人	一、五〇〇人—一、九九九人	二、〇〇〇人—二、九九九人	三、〇〇〇人以上	計
卸賣商	一四五	五二	一六	二	五	—	一	—	—	—	—	二二二
小賣（百貨店）	三一	二四	二〇	一一	四	八	四	九	六	五	一	一二三
小賣（其ノ他）	三五	一〇	三	一	—	一	—	—	—	—	—	五〇
總計	二一一	八七	三九	一四	九	九	五	九	六	五	一	三九五

（二） 五十人以上ヲ使用スル大商店ノ業種別調

業態別＼業種別	百貨店	呉服	織物	化粧品藥品	雜貨	食料品	金物	機械	證券	文房具	書籍	糸類	紙	染料	其ノ他	計
卸賣商	—	五七	四九	二八	一二	一〇	七	九	五	三	六	五	一一	三	一七	二二二
小賣（百貨店）	一二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二三
小賣（其ノ他）	—	一四	—	—	一三	一五	一	二	—	二	—	—	—	—	三	五〇
總計	一二三	七一	四九	二八	二五	二五	八	一一	五	五	六	五	一一	三	二〇	三九五

三　五十人以上ノ大商店ニ於ケル保護使用人數調

業態別＼區分	男子	女子 十六歳未滿	女子 十六歳以上	女子 計	總計
卸賣商	七九三	一六〇	三、六八四	三、八四四	四、六三七
小賣商（百貨店）	四一八	一、一一五	三〇、八〇九	三一、九二四	三二、三四二
小賣商（其ノ他）	七五	一一二	一、九一〇	二、〇二二	二、〇九七
總計	一、二八六	一、三八七	三六、四〇三	三七、七九〇	三九、〇七六

第三編　我國の勞働及社會保險

第一章　社會保險一般論

獨り勞働者はかりでなく、廣く中産無資の人々に對して、社會政策を行ひ社會的施設を爲すについては、所謂社會保險なるものほど、從來その效果の廣く認められ、制度として之れほど成功したものは少い。即ち社會保險は、勞働者其の他所得の少い者が、其の危險に曝されつゝある所の不慮の災害、疾病、癈疾、老衰及び失業等の不幸な出來事に對して、其等の人々を保護せんが爲めに、之を私人の行ふ慈善救恤の事業に委ね置くことなく、社會公共の事務として其の組織を造り、其等の人々に對して無償で恩惠を與ふることなく、其等の人々にも適當の負擔を課し乍ら、其の負擔に比すれば甚た多大な給付を、右等諸種の不幸事の生じた場合に、其等の人々か權利として享受するを得しめんかために、設けられる所のものである。

然らば社會保險とは如何なるものなりやといふに、經濟的觀察よりして之を言へば、實義の社會保險とは個人主義の上に造られた經濟的施設で、所得の少い階級の人々の感ずる所の偶然的にして然かも經濟的に之を評價し得べき財的必要に應ぜんが爲めのものである。そして其は保險的施設であるが故に、普通の私的事業たる保險と共通の性質を有するけれども、私的保險事業は或は營利を目的とし、或は少くとも私經濟的見地より、其の業務を構成し運用するものであるのに反して、社會保險は、社會政策上の必要と見地とより行はれるものである。即ち社會的に存する財產及び所得の分配上の不公平の爲めに、財產と所得との缺けたる者、若くは少い者が、不慮の出來事の爲めに生活上に困難を感ずる際、之に保險金を給付することによつて、其の困難を輕減し、依つて以て社會的な經濟的不公平に伴ふ弊害を、多少でも緩和せんとする爲めの施設である。

勞働者其他一般的に勤勞に依つて活くる者等が、諸種の事情のために勤勞不能の狀態に陷り、其間所得にありつく道がなくて、生活に困難を感ずる事の多いのは、實狀の之を示す所である。元來無產階級の人々は働いて所得を得、之に依つて生活するの外に生きて行く道のないものなれば、一朝勤勞不能の狀態に陷るに於ては、其の狀態が長く續けば勿論のこと、餘り長く續かない場合に於ても、少からず困難するのを避け難い。又負傷疾病等に對して、充分の手當を爲し治療を行ふに就いて、其の費用に事を缺き、其より生ずる苦

痛と困難とをして愈々大ならしめ、又愈々長からしむることになるを避け難い。

然るに今勞働者其の他無產者の生活に伴ふ多くの不幸事を、慈善事業に依つて救濟せんとするが如きことは、政策として極力排斥す可きものである。勞働者にとつても、最も大事なものは其の魂である。魂を賣つて有形の安樂を買ひ不幸を免れんとするが如きことは、最も排斥しなければならぬ。此の意味に於ては、國家や其の他の公權力が之を行ふものとしての救貧事業の如きも、其の齎す結果に於ては、同一樣のものであつて、其の行はれるのは、只已むを得ざるに出づに過ぎない。自ら生存する能力のない者を、落伍者として救濟するに過ぎない。

果して然りとせば、今勞働者其の他勤勞所得者の曝されて居る所の、勤勞不能を齎す可き多くの危險に對しては、如何なる方法を以て、之が保護の道を講じたらばよいかと云へば、其はどうしても保險の制度に依るより外に、よく現代の思想上の要求に悖らないで、然かもよく保護の目的を達し、勤勞者をして多くの災厄より免れしむる道はない。保險は元より慈善事業ではなく、被保險者も之に掛金を拂つて負擔に任じ、然かも其の災厄の生じた場合には、權利として保險金の支拂を要求する事が出來、其の保險金は相當有効に、災厄に對して之を保護するに足るだけのものであり、保險料として小額づゝを拂込む苦痛は餘り大ならずして、相當有効な生存上の保障を得る事の出來る譯なのだから、保險の制度は實によく、勤勞に伴ふ多くの災

厄に對して、勤勞者を保護するに足る所の政策上の施設と見る事が出來る。

然し乍らその保險は、私の會社の行ふ營利的な保險であつては、十分よく其の社會的な目的を達し得可きものでない。從つて其の保險は、國家か地方團體か、兎も角公共團體が之を行ふものであることを、必要とする。又其の保險は任意的のものたらず、强制的のものとして、公權力に依つて加入が强制せらるゝものでなくてはならぬ。

即ち其が任意的のもので、然かも私の保險會社の保險に加入す可きものとせらるゝ分では、それは貯蓄が要求せられると同じことであつて、勞働者の如きは之に加入するに於ては、多少ながら現在に掛金負擔をせなければならぬ所からして、敢て之に加入せんとは欲せず、社會保險の効果は甚だ微弱なものとなつてしまうのである。又私の保險會社に任意に加入をした分では、一度加入しても、途中で脫退する場合が非常に多くなり、爲めに却つて勞働者の如きは不利益を被ることになる。されば社會保險特に勞働保險は國家や地方團體が自ら之を經營するか、然らざれば其の直接監督の下に在る所の公共的な保險組合の如きものに依つて、經營せられるものであることを必要とし、然かも其の保險は、强制保險たらしむることを必要とする。

然るに論者中には、かゝる强制的な保險制は雇主及び勞働者に對して、共に其の自由を束縛することになるのを、不可と考ふる者がある。成程强制勞働保險が行はれることになれば、多少ともに自由の制限さるゝ

は免れ難き所である。けれども此の自由の制限は、之を行はなければ、以て十分に勞働に伴ふ負傷其他多くの災厄に對して、勞働者の生活を保障する事が出來ず、他の道を以てしては、到底よく此等の災厄に關して感ぜらるゝ所の一般的な社會利益を衛り、又之を進め難い次第なのだから、洵に致方のないことゝ見なければならぬ。之を各人の自由に放任することに依つて、よく災厄救濟の道が立ち得るならば、國家は好んで個人の自由を束縛せんとするものでないけれども、個人の力で自由に之を能くし能はざる所のもので、然かも事柄が社會一般の利害に密接な關係を有するものに對しては、國家は多少個人の自由を束縛するとも、敢て之を行ふ外はない。此の意味に於て、又其他多くの關係に於て、現今無制限なる個人自由主義は、到底よく之を維持す可からざることゝなつたのである。

又或見解は、一般的に强制保險に反對すると云ふのではないが、就中たゞ强制傷害保險に對しては、之を非なりとせんとして居る。其の見解は、强制勞働傷害保險が行はれることになれば、勞働者は之が爲めに安神して、勞働に際し負傷に對する注意を怠るやうになり、爲めに負傷者を出すことが却つて多くなる結果を齎すと云ふのである。けれども之はよく考へてみると、決して憂ふるに足ることでなく、事實は必ずしも然らざるを知ることが出來る。獨逸などの統計に於て、强制勞働傷害保險制が實施されて以來、勞働者の負傷率が多くなつて表はれて來て居るのは、保險制の實施さるゝまでは、輕微な負傷は公にされないで濟み、そ

れが一々統計に上ぼさるゝことがなかつたのに、保險が行はれてからは、其等が一々數字の上に示さるゝやうになつた爲めであつて、決して保險の行はれた爲めに、負傷率が增加したとは謂へない。

されば之を實際に徵するも、獨、墺等に於て、保險實施後統計の上に表はれた負傷の增加は、主として輕微な負傷の增加であつて、重傷の方面ではない。又勞働者が如何に無關心なればとて、保險のあるが故に負傷の危險に對して注意を怠るとは、人情の上から考へてみても考へられない所である。人が負傷を恐れるのは、其の治療に金がかゝるからではなく、其が爲めに生ずる身體の苦痛あるが爲めであるからには、保險制が出來たために安神して勞働上の危險に對する注意を缺ぐに至るものとは考へられない。されば之を事實に就いて見れば、保險制が實施されて以後、獨逸などにあつては、保險團體又雇主側に於て、勞働者の負傷防止に關して、大いなる利害を感ずるやうになつた結果として、其の防止のために十分な設備が爲され、又勞働者の訓練に心掛くることになり、其結果重き負傷は、却つて漸次減少する傾向が著明である。

又强制保險が行はれるに至れば、疾病、負傷等に對する醫師の態度が、其事務的となり非譯的となるの結果、其の費用は多きを要するに拘らず、治療の効果は擧らぬやうになり、少からざる社會的弊害を見るに至るとして、之を恐れる者もあるが、事實は反對である。即ち保險が行はれば勞働者が負傷し、又は疾病に罹つた場合には、速かに診察治療を受くる爲め、其の治療の効果は大いに擧がるのである。保險がなければ勞

働者等は、少しの輕微な病氣や負傷は、之を抛つて置くのが例で、其の爲めに、かりそめのことより大事に至らしむる場合が多いが、保險制があれば、勞働者は費用の負擔を恐るゝことなき爲めに、速かに治療を受けるやうになる。又保險當局に於ては、常に診察治療の有効に行はれることを希望し、醫師に對して、其の監督を怠らない様に努めるから、事實は却つて保險と云ふ組織の備はるが爲めに、有効な診察治療を受けうることになるのである。

次に又保險制に對しては、勞働者の側に於て之を濫用し、假病を使ふ弊害の生ずることは、否定し難い所だけれども、其の害あればとて、保險制を否定する譯には行かない。其の弊害は保險制の造らるゝに因つて生ずる弊害ではなく、人情の弱點から生ずる弊害であつて、人情に此の種の弱點ある所から、保險制も亦多少之に因つて濫用せらるゝに過ぎない。

斯の如く、強制保險制に對する反對意見と、其の弊害に對する危懼とは、強制保險制を排斥するに足る程のものでない所から、現今諸國に於ては、勞働保險と云へば、大多數は之を強制保險制とする風になつて居る。而して之を強制保險制となすに於ては、勞働者をして廣く之に加入せしむることになり、保險の規模が從つて大となるが爲めに、一面には其の制度に要する費用を節約するを得ると同時に、一面に於ては其保險としての効力を大ならしめ、保險金の支拂や、疾病其他に對する實物給付に付ても、遺憾なく之を爲すを得

て保險事故たる多くの災厄に對して、有効に其の救濟を爲し得ることになる。そして又一般的に、勞働強制保險制が實施せらるゝに於ては、總べて生産に關して之に携はる勞働者が、勞働の爲めに負傷せる場合は勿論のこと、疾病に罹かり、又廢疾となる如き場合に於ては、之に對する救助の費用は、即ち之れ生産に關する一種の生産費として、生産上當然負擔さる可きものなりと云ふ考が、普通に行渉り、保險の制度の存することの、合理的にして又必要缺く可からざる理由も亦從つてよく了解せらるゝに至る利益がある。

尚又一般的な強制勞働保險制が布かれ、個々の小施設に依つて、勞働者が勞働上の災厄に對する保障を得る代りに、廣きに渉る包括的な施設に依つて、其の保障を得ることになれば、勞働者が職業を轉じ、又勞働の場所を變じ、他地方に移轉する自由も保障されて、轉職や移住を爲すとも、其がために保險掛金を棒に振るが如きことのない利便がある。

要するに現今勞働保險制は、其の必要缺く可からざるものであるが爲めに、諸國に於て益々廣く益々有効に行はれんとしつゝあるが、それは發達すればするに連れて、當初勞働者の爲めにのみ設けられた勞働保險たりしものも、漸次に化して廣く社會の人々を包容する社會保險制となるものである。而して其の傾向は、勞働保險の目的とするが如き保障は、獨り勞働者階級が之を必要とするに止らず、中等階級の或部分即ち下級給料取や小商人や手工業者や小農民やの如きも、之を必要とする所から考へて、洵に當然で、又大いに歡

迎す可き傾向と見なければならぬ。貧弱な中等階級中、特に勤勞に依つて衣食する給料生活者階級の大部分の如きに取つては、強制的な社會保險の必要なことは、毫も勞働者階級に於けると異る所のないことは、少しく給料取階級の實質と、其の生活の實狀とに就いて、講究するに於ては、誰しも之を會得することが出來る。實に此の階級は、たゞ智的勞働者として少しく普通勞働者と區別せられる所があるに過ぎない。其の實質に於ては、廣義の勞働者階級に屬するものに外ならないのである。此等に對して、先づ勞働保險が其の手を擴げて、漸次に社會保險化することは、洵に至當のことゝ謂ふ可きである。

尙ほ少しく社會保險の範圍、詳言すれば之に依つて保護せらる可き人々の範圍に就いて考へて見るに、社會保險が強制保險として實施せられる場合には、其の範圍を限定することは、自由保險として行はれる場合に比して、一層重き意義を有せざるを得ない、然るに此の範圍の限定は、社會保險の目的とする所に關する見解の異るに從つて其の趣を異にせざるを得ないが、大體に於て其の範圍に關しては、次の如く四樣の限定を爲すことが出來る。即ち（一）あらゆる人々を包括す可き全國的組織のものとすること、（二）報酬を得る爲めに職業に從事する者を保險すること、（三）經濟上の力の弱い勤勞者を保險すること、（四）總べての賃傭勞働者若くは其の或部分を保險すること。今此等に關する少しく詳細な觀察を試むる。

（一）全國的保險

如何なる職業に從事するを問はず、又保險に加入する際も其の所得高の如何を問はずして、疾病、傷害、疾病若くは傷害の結果たる癈疾、分娩、老衰、死亡等より生ずる經濟上の損害に對して、あらゆる人々を保險するものを全國的保險（National insurance）といふ。然るに斯の如く、保險の範圍を擴むることに就いて、早速問題となる所は、老衰及び死亡と云ふ事實は、勞働者ならば此に因つて所得を失ひ又は減じて、生活に困ることにもなる可きだが、勞働者其他勤勞所得に依つて活くる者以外に就いて見れば、此等の事實は格別直接に經濟上の困難を伴ふわけでない。從つて廣く一般的に社會の人々を包容する保險制を設けて、此等の事實に伴ふ經濟上の困難に對する、救濟の道を講ずる必要は無いことになる。されば全國的な社會保險はたゞ疾病、傷害、癈疾及分娩に依つて生ずる醫療上の費用の負擔増加に對してのみ之を保險する制度たらしむるを以つて、正當とすといふやうに考へられる。

然るにも拘らず從來の實狀に於ては、全國的社會保險が實施せらるるに至つたのは、却つて老衰と疾病との場合に關してゞあつた。そして此を正當附ける理由としては、人の經濟生活は元來不安定なものであること、其の財産や所得にたとへ大なりとも消滅する恐のあるを免れざること、其の生存中病氣や負傷などの爲めに生ずる費用は之を荷ひ得ざることある可きことなどが、掲げられて居る。要するに社會に於けるあらゆる人々が、働き得る時期に、又其の經濟の榮えて居る時期に、將來に對する備を爲す可く強制保險の制度に

依つて、其の責を負はされて居ないならば、後日若し此等の人々が其の經濟上の手段を失ふに於ては、早速社會の御厄介になるを免れないであらう。されば獨立の生計手段を有する人々をも、廣く强制保險に加入せしむることにするのが、社會としての權利でもあり、又義務でもあるといふのである。

併し又之に反對する者へから云へば、苟も獨立の生計を立て、且つ富裕な財産や所得を有する者は、自己責任として將來のために備を爲す可き筈のものなれば、たとへ其の中の少數者が斯かる心掛を缺ぐことありとも、それが爲めに一般的に强制保險を布くことは、立法があまり個人の自由に立入り過ぎるものだと非難する。

（二）勤勞者保險

社會保險は之を勤勞者にのみ限り行ふことが出來る。そして其の勤勞者は獨立に業務を營むものであると他人に雇はれて賃傭勞働に從事するものであるとを問はず、又其の所得の大小如何をも問ふことなく、苟も勤勞所得に依つて生活する人々を、包容する保險となさんとするものである。若し社會保險の目的とする所が、仕事を爲す能力に缺乏を來した者や、仕事を爲す可き就職の機會を得ざる者やに對して、其の生活を支持するを得しむることに存すと見るならば、獨立勞働者たると被傭勞働者たるとを問はず、苟も勞働に依つて衣食する者を、被保險者の範圍と爲すべしとするのは、甚だ概念の明確を得たものと謂ふことが出來る。

そして其の被保險者範圍に關して、困難を感ずることは少い筈である。然のみならず、其の被保險者範圍を定むるに就いては、所得の大小をも問ふことなしとするに於ては、其の意味よりする範圍の限定に關する問題も發生する餘地がない。

他人に雇はるゝことなく、自己獨立の勞働に依つて生活する者に對しても、社會保險の行はるべき必要のあることは、此等の人々の生活が經濟的に之を見れば、被傭勞働者と多く異る所のない事情よりも考へられるが、同時に又被傭勞働者と獨立勞働者とは、決して明確に區別せられた截然と剖分れた兩部類ではなく、兩者は互に交叉せる區分である。即ち一身上の事情や經濟上の理由などに依つて、獨立勞働者であつたものが被傭勞働者に變つたり、被傭勞働者が獨立勞働者になつたりする例は多數に存する。從つて勞働者を以つて社會保險の被保險者範圍とするからには、兩者を共に其の範圍内に包含せしむるを正當とすることは疑のない所である。たゞ問題は、兩者に對し別々の保險組織を建つ可きか、兩者に共通な一組織を設く可きかと云ふことである。

兩者に共通な保險組織を造ることに對する難點は、たとへ同一樣の危險といへども、獨立勞働者と被傭勞働者とに對しては、必ずしも同一樣な經濟上の結果を齎さず、又同一樣の保險上の責任をも生じないといふことである。即ち所得を失ふ可き危險に就いて考ふるも、被傭勞働者は人に雇はれなければ働くことの出來

ない結果、失業とか、負傷とか、病氣とかいふ事實により、全然所得に有付く可き道を失ふことがあるけれども、獨立勞働者に在つては、よし自分は働けなくとも、其の家族や助手や雇人に依つて仕事を繼續することが可能で、從つて或程度の所得は之を保持することの可能な場合が少くない。保險の管理に伴ふ責任に於ては、獨立勞働者は掛金負擔を全部自己に於て荷ふ外はないが、被傭勞働者に在つては、其の全部（例へば傷害保險の如き）又は一部分（例へば疾病、廢疾、老齡保險の如き）を雇主に負擔せしむることが出來る。それに又更には保險料や保險金は、被保險者の所得を基礎と爲すを以つて普通とするに拘らず、其の所得は被傭勞働者に就いては、之を確かむること極めて容易なのに反して、獨立勞働者に就ては決して容易でない。後者には其の所得を隱蔽する弊あるを免れ難い。從つて今若し兩者を同一保險の下に包括するに於ては、動もすれば獨立勞働者に比して、被傭勞働者がより以上の負擔に任じ、前者は後者の犧牲に於て不當利得することになる恐ありとせざるを得ない。

最後に困難な事情は、被傭勞働者と獨立勞働者とでは、其の年齡分布の狀態が一樣ならず、前者よりも後者の方により年を取つた者の多いのが例である。即ち被傭勞働者は年を取ると、獨立勞働者になるものが比較的多いと云ふこと、換言すれば、獨立勞働者となるには、かなり年を取つてからでないと出來難い事情のあることである。そしてこの事は兩者に共通な保險組織を設ける上に、技術上の支障を爲すを否み難い。

總べて此等の事情あるが爲めに、共通保險はとかく十分な發達を遂げ得ず、獨立勞働者に對しても社會保險の必要が大であるに拘らず、兎角之を包容する保險の發展を見難いのを例とする。

（三）被傭勞働者保險

獨立勞働者を社會保險の範圍に入れることの困難は、社會保險の範圍を以て、被傭勞働者に限定せんとする見地を、成立せしめる。そして社會保險の範圍を斯くの如く限定せんとする見地は、獨立勞働者たると被傭勞働者たるとを問はず、所得の額の少い者のみを以つて、社會保險の被保險者範圍と爲さんとする見地と其の理由を一にするものと見て差支ない。即ち賃傭勞働者は一般的に賃銀所得の少いものであり、其の所得は日常生活の爲めに全部を用ひ盡され、到底十分な貯蓄を爲す餘裕もなければ、任意的に自由保險に加入する餘裕もなく、從つて疾病、負傷、老衰、失業等に由つて生ずる生活上の困難に對して、自助的な備へを爲すことに任せて置けない事情がある。然かも此等の者が負傷や病氣や老衰や失業等に依つて被る經濟上の苦痛は、之に備へる餘裕がないだけに一層多大であるから、何等か之を救濟す可き社會的施設を爲す必要は、最も痛切に感ぜられざるを得ない。

次に社會保險を賃傭勞働者のみに限る組織の長所とする所は、此の組織を以つてすれば、保險技術上之を實行することが容易だといふ點である。即ち此の組織の下に於ては、保險費用は保險料の一部分として、之

を雇主に負擔せしむるを得るのみならず、勞働者の掛金は賃金支拂の際、事業家に於て之を差引いて保險に掛込む便利がある。

然るに此の制度に對する非難は、勞働者中に在つてたゞ賃傭勞働者のみを保險して、之と同樣の境遇にある獨立勞働者を除外するのは、眞の社會保險たる所以に非ず、尙又被傭勞働者といふからには、其の範圍が廣く、所謂給料取をも包含する次第だが、斯かる廣義の賃傭者中には其の所得額も隨分多いものがあるのに此等もすべて其の所得を貯蓄したり、私の保險に加入したりする餘力のないものと見るのは、甚だしき見當違ひたるを免れ難いと云ふことである。茲に於てか、此の制度を樹つるに就いては、被保險者たる可き者の範圍は一定額以下の賃所得を有する者と爲し、其の限定を設くることが必要と考へられる。そして其の限定は、賃金の平均標準と生活標準とを斟酌して、見定めらる可きことは言を俟たない。

第二章　健康保險法

我國の社會保險は勞働保險として健康保險法が制定實施されてゐるに過ぎない。然かも健康保險法は大正十一年四月二十二日法律第七十號として公布され、大正十五年七月一日より實施されたのであるから、獨逸などに於て、既に早く一八八〇年代に勞働者傷害保險や疾病保險などの設置されたのと比較して、甚しく後れたものと謂はねばならぬ。併しそれは産業の發達が後れたのに依ることだから致方がないとして、先づともかくも一定範圍内の被傭勞働者に對する强制保險として制定されたことは、能く時勢の必要に應じたものと謂ふべきである。

本法は大正十五年（法律第三十四號）と昭和四年（法律第二十號）と昭和九年（法律第十三號）とに依て改正せられてゐる。其の規定の主要點を摘ひ、制度としての實質を述べるならば、大樣次のやうである。

先づ健康保險制は、讀んで其名の示すが如く比較的多くの保險種類を包含するものであつて、他國では別別の保險制となつてゐるものを、一括包容してゐる觀がある。即ち第一條の規定を見るに、

第一條　健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料分娩費若ハ出産手當金ノ支給ノ爲スモノトス

とあつて、負傷に對する傷害保險と、疾病保險と、埋葬及び分娩に對する保險とを合體してゐる。

被保險者の範圍は第十三條の規定に依つて明かにせられてゐるが、實施當初より最近までは、工場法の適用される工場と鑛業法の適用を受くる鑛山とに被傭されてゐる勞働者に限られてゐた。從つて其數も凡そ二百萬人に過ぎなかつたのだが、昭和九年の改正に依り、昭和十年四月一日からは工場法若くは鑛業法の適用を受くるもの以外の事業に於ても、常時五人以上の勞働者を使用するものに對して、列擧的に其の範圍が擴げられた。斯くて約二百五十萬人の勞働者が被保險者範圍内に入れらるゝことになつた次第である。

即ち第十三條の規定に依れば、

左の各號の一に該當する工場、事業場又は事業に使用せらるゝ者は、健康保險の被保險者とす。但し臨時に使用せらるゝ者にして勅令を以て指定するもの及一年の報酬千二百圓を超ゆる職員は此限に在らず。

一、工場法第一條の規定に依り同法の適用を受くる工場

二、鑛業法の適用を受くる事業場又は工場

三、左に掲ぐる事業にして常時五人以上の勞働者を使用するもの

(イ) 物の製造、加工、選別、包裝、修理又は解體の事業

(ロ) 鑛物の採掘又は採取の事業

(ハ) 電氣の傳導又は動力の發生若は傳導の事業

(ニ) 地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業

(ホ) (ニ) に掲ぐるものを除くの外陸上に於て爲す貨物又は旅客を運送する事業にして勅令を以て指定するもの

と限定されてある。これに該當するものは、言ふ迄もなく強制加入せしめられるものである。然るに健康保險法は尚ほ此の以外に於ても任意加入の道を設けてゐる。即ち其の第四十條に左の如く規定してある。

前條の工場、事業場又は事業を除くの外左の各號の一に該當する事業の事業主は主務大臣の認可を受け其の事業及之に附屬する事業に使用せらるゝ者を包括して健康保險の被保險者と爲すことを得。前條の工場、事業場又は事業に附屬する事業に付亦同じ

一、前條第三號の事業にして常時五人未滿の勞働者を使用するもの

二、土木工事又は工作物の建設、保存、修理若は破壞の工事にして主務大臣の指定するもの

三、貨物積卸の事業
四、前各號に定むるもの、外勅令を以て指定する事業
前項の認可を申請するには被保險者と爲るべき者の二分の一以上の同意を得ることを要す
一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於ては第一項の規定の適用に付ては主務大臣は其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得

そして第十五條に

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス
第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

と定め、第十六條に

第十六條 第十三條ノ工場又ハ事業カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ工場又ハ事業ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト見做ス

と規定してある。被保險者の資格の得喪については、第十七條及第十九條に次の如く定めてある。

第十七條 第十三條及十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第十八條　第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條　第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

次に健康保險の保險者は政府及法人たる健康保險組合であつて（第二十二條及第二十六條）、政府は健康保險組合の組合員に非ざる被保險者の保險を管掌し（第二十四條）、健康保險組合は其の組合員たる被保險者の保險を管掌する（第二十五條）。

健康保險組合は、事業主及び其の事業に使用せらるゝ被保險者を以て之を組織する（第二十七條）のであるが、其の設立に關しては、次の如き規定がある（第二十八條――第三十一條）。

第二十八條　一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條　健康保險組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十條　前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第三十一條　主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

次に健康保險の目的たる保險給付に關しては、本來の主旨は療養の給付を爲すにあり、療養上必要ありと認むるときは、保險者は被保險者を病院に收容することも出來るのだが（第四十三條）療養の給付を爲すこと困難なる場合又は被保險者の申請ありたる場合に於ては、保險者は勅令の定むる所に依り療養の給付に代へて療養費を支給することを得る（第四十四條）。

此の保險給付のことに關しては、從來諸國に於て種々議論もあり、又理論的に研究を要する所も少くない。元來社會保險の目的とし任務とする所は、疾病、負傷、分娩、老衰、失業等の事實に因つて、勞働者及び之に類似の境遇に在る者が、經濟上の困難を嘗むるに至つた際、之を救濟して其の經濟を助け生活上の安定を得しむるに在る。然るに斯かる事實に依つて生ずる經濟上の結果といふのは、一方に於ては負傷や疾病や分

娩等の際、醫藥品其他を必要とし、其の支辨の爲めに費用の增加を來すといふことであり、他方に於ては其の所得は、勞働者其他之に類似の者の所得が主として其の勞働より生ずるものである限り、疾病、負傷等の事實により、又老衰や失業の爲めに其の所得の全部又は一部分を失ふことを意味する。即ち一方には費用を增すに拘らず、所得の方は減じ、又失業や老衰などに依つては費用を增すことなくとも、所得の減少又は喪失の爲めに生活に困難を感ずるに至ることに對して、之を經濟的に救助するのが、社會保險の目的とし任務とする所たらざるを得ないのである。

從つて其の救濟に關しては、一方には醫療や藥品や義眼、義手、義足等の如きものが實物に於て給與せられると共に、他方に於ては其の費用を辨じ所得の補を爲すために、一定額の金錢の給與せられるのを普通とする。

我が健康保險法では、上述の如く療養そのものを給付するのを原則と爲し、たゞ被保險者の申請あつた場合に、金錢給付を之れに代へて爲すことを得るのだが、それも勅令の規定に準據して爲すべく限定してゐる。斯く直接に醫療の供與の行はれて居る例もなくないのであつて、之を行ふ國々では、之は必要で又有效なことだと信ぜられて居る。蓋し直接の醫療給付を爲せば、疾病や負傷に對する手當は有效に且つ迅速に行はれる見込があり、醫師に對する監督も行はれ易い。それに又金錢の給付を受けた分では、負傷勞働者は一家の

衣食の必要のために追はれて、疾病や負傷に對する手當の方は之を等閑にし、給付金を生活費に充當する恐があるからである。金錢の支給と併せて醫療の直接給付を爲すのが、最も有效な方法で、疾病又は負傷其物と因て生ずる經濟上の困難とに對する救濟が併せ行はれ得ることになる。

此の意味に於て保險給付に於ける療養に外の金錢手當に就いても我が健康保險法に於て規定してあるが、それは被保險者が、療養の爲め勞務に服すること能はざる場合に限り、然かも其の手當金額は報酬日額の百分の六十に相當する金額としてある。（第四十五條）そして本法に於て報酬といふのは、事業に使用せらるゝ者が、勞働の報酬として事業主より受くる賃銀、給料又は俸給及之に準ずべきものを謂ふのである。そしてその賃銀、給料又は俸給に準ずべきものゝ範圍及評價に關しては、勅令を以つて之を定めることになつてゐる。（第二條）

傷病手當に關する規定左の如し。

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

次に療養の給付及び傷病手當金の支給さるべき期間については、諸國に於て議論のある所だが、我が健康保險法に於ては次の規定の如く、原則としては百八十日を以つて最長限度と爲し、尚ほ場合を限定して例外的にそれ以上に渉る支給をなし得ることにしてある。

第四十七條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ保險給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サス

第四十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

一　他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ

二　前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

試みに少しく、負傷及び疾病の場合に於ける保險給付に依る救濟の程度について考へてみるのに、先づ負傷の場合については救濟の程度を如何にすべきであるか。若し救濟が負傷に依つて失はれる利益の全價値に相等す可きものなりとせば、勞働者が負傷に依つて受けるあらゆる損害が評價されて、之に相當する賠償が支拂はれなければならぬ。

けれども其の損害の中には身體や精神の被る苦痛もあり、顏の美を失ひ體軀が不具畸形となる等のこともあつて、其等の損害は到底之を評價し得べき性質のものでなく、然かも亦元來勞働傷害救濟の程度は、たゞ負傷に依つて生ずる勞働者の經濟上の苦痛を救濟すると云ふことだけを目的とするものなのだから、賠償はたゞ之にのみ對して行はる可きものである。

然るに實際に於ては、其の救濟は勞働者の受くる經濟上の損失の全額に對して行はれることなく、それよりも少額なのを常とする。尤も勞働者側に於ては、其の額が賃銀の全額たらんことを要求し、其の爲めに勞働運動をも行ふて來たのであるが、其の要求通り全額制となすに於ては、負傷者は却つて負傷したのをよいことにして、其後は働けば働けるに拘らず、全く働かないで救濟金で衣食するやうになるのを避け難いから之はどうしても賃銀全額よりは割引して支給せらる可きものと一般に考へられて居る。

之を實例に徵すれば、賃銀額の五割乃至六割と云ふのが、大多數の國の採れる制であるが、獨逸は六割六分三分の二制を採つた。七割制を採つた國もあり、和蘭、又終に八割まで支給する例も瑞西に依つて開かれ、之が先づ最高限度と見られて居る。而して大體の傾向を云へば、諸國に於ける其の給付限度は時勢と共に漸次に增加せられる風がある。

次に勞働者が疾病に罹つた場合に之に支拂はれる保險給付金のことであるが、此の金額を定むるに就いて

は二つの原則が攷へられる。一は給付金はたゞ勞働者をして病中其の生活を維持せしむることを以て目的とし、所謂生活の最低必要費若くは之に近いものを支給すべしと爲すもので、他は勞働者をして病中と雖も平常通りの生活を爲すを得しむるに足るだけのものを支給すべしと爲すものである。此の二原則は疾病保險が疾病と云ふ事實より生ずる勞働者の經濟上の損害を救濟すると云ふ意味から云へば、何れを可なりともし難く、何れにも理由のあることである。

従て平素割合に輕い掛金負擔を以て然かも病中平素の生活を維持するに足るだけのものが保險給付金として支給し得られるならば、それに越したことはないが、その程度の支給を爲すが爲めには平素勞働者其他のものゝ掛金を高くするを餘儀なくされ、その方に於て多少ともに勞働者の苦痛を見、又傭主の負擔を過重ならしめ、又國家の經費を多大ならしむるやうであるならば、やはり給付金としてはたゞ生存を維持するに必要なだけの支給を爲すに止むる外はない。諸國の實狀に於ては國家的强制保險は生活必要費を支給するに止むる見地を取つて居る。

之を實狀に就いて見れば、疾病保險に於て支給さるべき保險金の額を定むるには二樣の制度が行はれて居る。一は罹病勞働者の所得の如何を顧る所なく、其の最低生活費に適應する意味に於て均一な支給をなすものであり、他は罹病者の賃銀所得額に應じて支給額を定むるものである。

均一支給をなす實例は少いが、英吉利と愛蘭とは其制を採つた。尤も男女により額を異にした。

給付額を罹病者の所得に應ぜしむる制度を採るものに在つては、其額は之を所得額の或部分に等しからしむることにする。從つて其の給付は、疾病に依り罹病者の失ふ所の一部分をしか償はぬことになるわけである。其の場合に標準とせらるる賃銀は實際罹病者の之を得つゝあつた賃銀であることもあれば、又基礎賃銀として一定部類の賃銀階級に於ける平均額を以て標準と爲すこともある。實際賃銀を標準と爲す例はラトヴィア及び獨逸に之を見る。他の多くの國々は幾つかの賃銀階級を定むる制を採つた。例へばポルチュガルに於ては三、ルーマニア、ノールウェー及びブルガリアに於ては五、オーストリアにては九、チェッコ、スロヴァキァに於ては一〇、ポーランドにては十四、Serb-Croat-Sloven Kingdom にては十七階級を定めたのである。

そして其の定められたる基礎賃銀に對して、其の幾割が保險金として給付せらるゝかは、國々により規定一樣ならず、又同一制度の下に於ても場合により多少異るのを見る。大抵五〇%乃至八〇%の間に在る。同一制度の下に於て場合により異れる割合を以て支給額の定められるのは、大抵は病氣の繼續期間によるのであつて、例へばハンガリーの如きでは初め四週間迄は基本賃銀の六割を支給し、五週目からは七割五分と定めた。尚又被保險者が家庭的係累を有すると否とにより其割合を異にする制度もあり、例へば家庭の父たる

者に對して基本賃銀の五割が支給せられる場合には、係累の無い者に對しては三割五分しか支給しないといふ風にせられるのである。更には又給付額は基本賃銀額の高いものに對しては累進的に少い割合を以て計算する制度がある。例へばオーストリアにては初めの七階級に對しては其八割を以て支給額とし、第八階級に對しては七割四分、第九階級に對しては六割六分三分の二を以て之を算定することにした。

次には保險金給付期間のことだが、疾病保險はたゞ一時的な疾病に對して之を保險するに止めると云ふ方針を採るのが普通である。英國を除くの外は皆そうした。即ち保險金は一定率を以て何週間か支拂はれるのであるが、其の支拂はるゝ最長期間を法律を以て限定し、その以上に及ばないことにするのであつて、其の意味は一人の勞働者を完全に救助せんが爲めに多數の勞働者に救濟の及び難きことになるを防がんが爲めである。

疾病保險の立場よりするも、長引く病氣例へば肺病とかリューマチスの如きに對して保險をする必要が無いと見るわけではないが、その救濟に關しては又私の任意保險なり或は癈疾保險なりの備を爲すべきものとし、疾病保險としては、比較的早く治癒する病氣に對する保險をのみ行ふを以て滿足すべきものと見るのである。而して右の如き意味合から、保險金の支拂はれる最長期間を定めるに就いては、獨逸では二十六週間を下るべからず然かも五十二週間を超ゆべからずと定めた、墺太利及洪牙利に在つては二十週間以上たるべ

きものとし、最長一年に及ぶを得としたが、實際に於ては二十週間以上を以て最長限度と爲すものはなかつた。那諾に在つては一率に其の最長期間は二十六週間と限定し、其の限度までは保險金を支拂ふべきものとした。

然るに英吉利に在つては此の最長期間に關しては何等の制限なく、從つて如何に長引く病氣でも之を保險し又如何に長くても保險金を支拂ふものとした。併し乍ら英國の國家保險は謂はゞ疾病保險と癈疾保險との合成物と見る方が適當であつて、此の兩者に對しては支給せらるゝ保險金を異にし、又其の名稱を異にする。そして疾病に對する保險金の支給は二十六週間迄しか行はれず、其の期間内の給與金を疾病給與金 Sick benefit と稱し、其の以後支給せらるゝ所のものは之を癈疾給與金 Disablement benefit と稱するのである。

斯く英吉利の如く疾病保險と他の保險とを併合して一の保險と爲すことや、又獨逸其他の如く疾病保險と傷害保險とは制度としては別々のものであり乍ら、兩者の働きを表はすに就いては之を合同して働かしめ、負傷の場合當初何週間かは保險金を疾病保險の方から出し、其の後に及んで初めて傷害保險の方から支給する方法を取るなどのことは、多く行はれる所である。然るに後者の例の如きに關しては、疾病保險に其の保險料を勞働者が最も多く負擔するものであるのに、負傷の如く雇主が之を賠償すると云ふことを以て元來の

主旨と爲して居たやうなものに對して、當初何週間でもともかく其方から保險金を支出するのは不都合だと非難する議論がある。

即ち斯かることが行はれるに於ては、雇主は當然に負擔すべき所を免れて勞働者に其の一部分を負擔せしむることになり、頗る狡猾な遣方と言はねばならぬとするのである。此の非難は理論の上からは洵に至當な非難と謂はねばならぬが、之に對してかやうな制度を辯護するものは、輕微な負傷の如きに對しては實は保險金よりも直接の醫療が必要であるのに、疾病保險の方には其の設備が出來て居るのだから、之を負傷に對して利用するは冗費を除く所以で、兩制度併用の主旨とする所は專ら此の冗費を省くことに存し、決して保險の費用を雇主より勞働者に轉嫁せんが爲めに、そんな目的で以て行はれて居るのではないと辯明する。

然るに此の點に關しても英國の制度は大陸の制度と大いに趣を異にし、英國に在つては疾病保險が出來たからとて、少しも雇主の傷害賠償義務を輕減する所はなかつた。そうではなくて英國では却つて、勞働者にして傷害賠償金を得た者は疾病保險金を受取るを得ざるものとした。然し大陸制と英國制との相違する理由は格別深い理論からではない。たゞ英國に在つては、雇主の傷害賠償制の方が疾病保險制よりも十五年も早くから行はれて居たからのことに過ぎぬ。

尙ほ保險金以外に於ける醫療及び藥品の實地給與に關して今少しく述べておく。獨逸を始め多くの國々に

在つては、疾病勞働者に對しては保險の方から隨分寛大に醫療施藥を行ふことになつて居り、內科及び外科其他の醫療と併せて二十六週間迄は無料施藥を爲し、其他眼鏡や繃帶類をも給與し、又病院を設けて患者を之に收容することも行はれ、藥湯電氣治療等の設備に至る迄保險組合に於て之を爲すものが少くない。墺國洪國、那諾、英吉利等に於ても事情は大抵同樣である。英國では之を Medical benefit と稱する。然らば何が故に諸國はただ保險金のみを給與して、實際の醫療のことは之を罹病勞働者の自由に任さないかと云ふに、それには前にも一言したやうに、色々の理由がある。

即ち一つには、疾病に對する保險的救濟は、疾病より生ずる勞働者の生活上の困難を輕減するを以て直接の目的と爲すとはいへ、その一面には病そのものを救治することを以て本來の目的と爲し、然かするには、保險組織の働として直接にその醫療施藥をも併せて行ふを合理的と爲すこと、第二にはたゞ保險金を與へて罹病者をして任意に醫療を受けしむる分では、醫師が果して誠實に又有効に治療を施してゐるかどうかを監督し難く、爲めに醫療をして充分有効なるを得せしめざる恐がある。然るに今之を直接に與へることになれば、其の監督も比較的よく行屆いて行はれ、醫師をして勞働者の無智に乘ぜしめないやうにすることが出來る。第三には保險金だけを與へると之を病の爲めには用ひないで、生活上の他の必要の爲めに用ひ、疾病保險としての効果を失ふに至らしめる恐あること。第四には醫療施藥の實地給與を爲すことにすれば、醫師に

對する報酬等に關して醫師側の要求を切下げることも出來、一般的に治療費用を節約するを得て保險經費をして比較的低安なるを得せしむる。第五には又此道に依て一般公衆衛生狀態を改善するに貢献するを得、やゝ其の標準を高からしむるを得る側を爲すことが出來ると云ふのが、其の理由の主なものである。そして總べて此等の實地給與を爲すに就いては、保險者と醫師會とが對立し、兩者の間に集合的なる談合を遂げ契約を取結ぶを以て双方に取つて便宜とする。

そこで又翻つて考ふるに、次に重要な問題は保險費用の負擔に關することであるが、保險費用は、被保險者と其の雇主とが之を分擔するを原則とし、國家保險にあらざる場合には、國庫も其の一部分を補給するのが普通である。我が健康保險法も此の主旨に據つてゐる。即ち保險者は被保險者より保險料を徴收することになつてゐるが（第七十一條）被保險者と其の雇主とは原則として各保險料額の二分の一を負擔するのである（第七十二條）。

第七十一條　保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス
保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條　被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十三條　業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ

付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ增加スルコトヲ得

健康保險組合の保險給付に要する費用に對しては、國庫は原則として其の十分の一を負擔する(第七十條)。

第七十條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各種健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

そして被保險者の負擔する保險料額については、其の最高限度を定むること勿論必要で、我が法律は、一日につき報酬日額の百分の三を超ゆることを得ずとしてゐる(第七十四條)。

そして事業主は其の使用する被保險者の負擔すべき保險料を納付する義務を負ふものである(第七十八條)。

そして彼は之を被保險者に支拂ふべき報酬より控除することを得る(第七十八條)。

第七十四條　被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第百二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニアラス

前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徴收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條　健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ增加スルコトヲ得

第七十六條　被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徴收セス

一　傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二　第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第七十七條　事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第七十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條　事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

そこで又少しく保險費用の負擔に關する問題を理論的に考へてみるのに、若し保險なるものを私の事業として行ふのであるならば、之に要する費用は主として之を被保險者に負擔せしめなければならない。然し乍ら社會保險は其の性質が著しく私營保險と異り、其の目的及び任務の上から見て、費用の一部分は之を雇主に負擔せしめ、又其の一部分は國家や地方自治體の公費を以て支辨することが正當と考へられる。

とはいへ社會保險に於ても尚ほ被保險者が保險費用を負擔す可きものだとする觀念は殘存して居るのであつて、人に依つては、被保險者に於て費用を負擔するに非ざれば、少くとも其の一部分を負擔するに非ざれば保險といふ制度の觀念は成立たないやうに考へる人もある。即ち被保險者が之を負擔するとしないとが、保險と單純な救恤との區別あらしむる所以だと考へるのである。惟ふに此の點に就いては、尚ほ研究を要する

ものがあるが、實際上の必要から云へば、被保險者に何程かの經費負擔を爲さしむるは、無意義のことでない。從つて多くの立法例に於ては、之を負擔せしめることになつて居る。

被保險者に保險費用の一部を負擔せしむることを正當付ける理由としては、種々の事項が擧げられるが、就中重要なものは、第一には被保險者が、保險せられる危險の發生に關して、負ふ可き責任といふことである。

そして此の責任と云ふ問題は、傷害保險に就いて最も意義の重大なるを見るのだが、然し傷害に關しては賠償觀念より保險觀念への進化が行はれるにつれて、傷害は產業一般の危險性に伴ふものが多いのと同時に賠償觀念を捨つる限り、多く責任の有無に就いて論ず可き必要なしとするに至り、終に保險料は獨り企業家之を負擔し、被保險者たる勞働者には、其の負擔に任ぜしめざることになつてしまつた。傷害保險に於て已に然りであるから、其他の疾病保險や失業保險や老衰保險やに就いては、殆んど此の責任論の入り來る餘地はない。次の理由として考へられる所は、被保險者の自尊心を傷けないやうにすること、換言すれは被保險者は慈善や救恤としてでなく、權利として保險金を受取り得るものでなくてはならぬとする點である。即ち之が爲めに被保險者にも何程かの保險料を納付せしむべきだとすることである。勿論之は社會保險が社會的な公の設備である限り、其の費用は租稅に依つて社會一般の負擔に歸するものであるから、被保險者は納稅

者の一人として、社會保險に對しては一定の權利的要求を持ち得可き筈なれど、それにしても其の場合に感ぜらるゝ權利は、被保險者が直接に其の保險施設に要する費用を負擔した場合に感ぜらるゝものに比して、薄弱であらねばならぬ。

併し此の點に就いては理論は決して一定して居ないのであつて、勞働者の代表者等の間に於てすら意見の相違があり、其の相違は時により又國によつて色々に生じて居る、即ち或者は費用負擔に對する保險的辨濟といふ主義を支持するに對して、他の者は非負擔制を採り、負擔の有無は保險の性質を變更するに足るものに非ずと見、救恤と保險との區別を費用負擔の有無に係らしむ可きに非ずと見る。獨逸及び瑞西の勞働代表者等は前説を採り、白耳義、英吉利及び其植民地、諾威其他の勞働代表者等は後説を執つた。

次の理由としては、被保險者が費用を負擔することは、其の節約を奬勵するに足るとせられる。此の觀念は或種の保險特に養老保險の如きに於ては特に重んぜらるゝ所であるが、然し此の方面に於ても亦、全然異れる見地からして、養老年金を費用負擔制に依らないで、即ち保險料の拂込を要しない制度として、實施せんとするものも表はれて來た。尤も其は救貧制に代る制度として、之を考ふることからさうするのでもあるが、要するに節約といふことを以て、費用負擔制を正當ならしむる理由とせんとすることに關しても、意見の一致は見られないのである。

最後に今一つ理由とせらるゝ所は、被保險者は經費負擔をすることに依つて、其の保險施設の管理に對する發言權を得るといふ觀念である。即ち彼の財政上の觀念として、納税者は豫算決算其の他の財務の審議權を有すと せられると同樣な見地からして、費用の負擔と管理上の發言權とを對立せしめ、兩者間には相對的にして場合に依つては比例的な關係のあるものと見んとするのである。そして此の見地は企業家の間にも勞働者の間にも共に存するを見る所で、管理上の發言權を多くせんが爲めに、費用負擔の割り前を多く負擔せんとする考へが、雇主側に表はれた實例を獨逸に於て見たるが如く、勞働者の間に於ても、管理上の發言權を獲得せんが爲めに、費用負擔に任ぜざる可からずとする考へが、表明せらるゝを見るやうな有樣である。然し實際に於ては、斯やうな見地が一般的に採用せられて居る譯ではない。

事業主が勞働保險の費用を負擔することに就いては、其の理由は比較的明瞭である。即ち企業家は勞働者の雇主として、雇傭關係に關しては常に勞働者を正常の狀態にあらしむ可き責任と利害とを感ずるものである。そして企業家は企業經營者としては、其の業務遂行の爲めに必要な物的設備をも、正常的な狀態にあらしむ可き利害關係を有するもので、其の消耗や不時の毀損等に對しては、之を補塡す可き工夫を爲すを怠らず、大抵は之に保險を附することにして居る。

此の見地からしても、企業家は勞働者の生命健康等を保險に附するのは當然のことゝ謂はねばならぬ。即

も企業家は勞働者の生活を支持せしむる爲めに賃銀を支拂ふ如く、其の不慮の災害や罹病其の他に對しては保險を附して其の補償の道を講ず可き筈のものである。勿論企業家は勞働者に對しては平素賃銀を支拂ふて居る。そして賃銀は現今の實状に於ては、勞働に對する代價たる性質のものと考へられるのではあるけれども、多少其の間に又勞働者の生活保障たる意味の含まれて居ることは否定し難い。

けれども其の生活保障と云ふのは、ただ常時的な生活を支へしめるといふ意味しか持ち得ないのであつて疾病、負傷等の場合に生ずる餘分の費用をも含めて之を保障するものではない。まして此等の傷害、疾病、老衰、廢疾、失業、死亡等に依つて賃銀其の物の減少や喪失を見る場合に於ける生活の支持までを包括保障するものではない。されば保險金の支給と云ふことは、此等の困難時に對する賃銀の補充たる性質を有するものと見て差支なく、此の意味に於て雇主も其の全部若くは一部分の負擔に任ず可き地位にあるものとせられざるを得ない。

社會保險が實施せられることになつて、勞働者が生活上に於ける不時の災難に對する或程度の安心を得、從つて生活全般に對して落着いた態度を執り得るに至るといふことは、勞働者の爲めに之を考へても、社會的に考へても、共に甚だ結構なことゝ謂はなければならぬ。そして又之を企業家の利害から云ふも、勞働者の生活を安定せしむることは、其の生活標準を向上せしめ、又其の勞働能率を增さしむる所以なれば、企業

家に於て保險費用の負擔に任ずるとも、其を償ふに足る利益が他方に發生する結果、餘り大した實際上の負擔とはならないで濟む場合が少くない。

次に社會保險に要する費用は、國庫も之を負擔すべきものである。社會保險の制度は、讀んで字の如くそが一の社會的な施設である所から考へて見ても明かなやうに、其の施設を完備し、其の發達を圖り、其の有効性を十分に發揮せしむることは、社會一般の利益とする所である。特に勞働者が其の業務上に遭遇する諸多の災害的な困難や、勞働不能に對する不安と之に伴ふ困難に對して、保險的な保障を受けて經濟上の安定を得ることや、其の一般的保健狀態の改善せらるゝことやに就いては、社會は最も直接な利害を感ぜざるを得ない。

されば國家としては社會保險の發達を計る爲めには、種々の方面に於て之を指導し援助することに努めなければならぬが、其の財務的な基礎を固め、其の保險としての財務的有効性を發揚せしむる爲めには、保險費用の一部分の負擔に任ずるのは、洵に當然のことである。そして其は勞働上の災害が、産業一般の危險性から生じたり、疾病に社會性があつたり、又失業といふ事實が經濟界一般の狀況によつて增減し、又國家の政策に影響せられたりする所から考へれば、國家の責任といふ見地からも、其が保險費用を負擔することを正當とする。暫くかゝる責任觀を抜きにして、現時の文化國家としての任務から考へても、國家が其の負擔

に任ずるのは、尙に國家當然の任務を果すものと謂はねばならぬ。たとへ自由主義的見地の下に、國家制度の認めらるゝ時代に於ても、國家が貧民を救助する任務などは、是認せられたのであるから、現時の如き社會的統制を基調とせんとする國家任務視の下に於ては、愈々以て國家の此種の任務は當然のものとせられざるを得ない。

勞働傷害保險に在つては、負傷に對する賠償金と保險管理に要する費用とは、共に雇主に之を負擔せしむる原則が認められて居るが、雇主が其の責任を果すに就いて如何に之を爲す可きかに關しては、國々の立法例は一樣でない。大體之を二派に分つことが出來る。其の一派は雇主をして各個別に其の責を負はしむるもので、之は大抵勞働傷害保險が任意保險とせられて居る所で認められるが、强制保險の下に於ても之を見ることが出來る。他の一派は産業をして一體として共同的に責任を負はしむるもので、之は主として强制保險制の行はれる所に於て認められる。

此の原則に從つて試に諸國の狀況を見れば、次の如く之を三つに分類することが出來る。

(一)　任意保險制を以てする賠償法

此の分類に屬するものは、亞爾然丁、濠太剌利(二州)、白耳義、ボリビヤ、伯剌西爾、加奈陀(二州)、エクアドール、佛蘭西、グレートブリテン、印度、リチユアニヤ、ニユフアウンドランド、新西蘭、巴奈馬、

秘露、サルヴアドール、南亞弗利加、西班牙、合衆國（諸州の大部分）、ウルグエイ等である。

（二）個別的責任主義を基礎とする強制傷害保險制

之に屬する例としては、濠太剌利（南濠太剌利、西濠太剌利、ヴイクトリヤ）、チリー、キユバ、丁抹、芬蘭、伊太利、和蘭、葡萄牙、合衆國（三州）等を擧げうる。

（三）共同責任主義を基礎とする強制傷害保險制

此の制度を採れるものは濠太剌利（クヰーンスランド）、墺太利、ブルガリヤ、加奈陀（六州）、チエッコ・スロヴアキヤ、エストニヤ、獨逸、洪牙利、伊太利（農業傷害）、日本、ラトヴイヤ、ルクセンブルグ、ポーランド、ルーマニヤ、瑞典、瑞西の諸國である。

たゞ注意を要することは、諸國の立法に時々改正せられるから、右の分類が漏れなく現在の實狀に當つてゐるかどうかは、十分確實を期し難いことである。

次に疾病保險其の他殘疾、老衰、死亡保險などに於ては、傷害保險に於けると異り、産業上の危險といふ觀念が直接に關係しない所から、其の費用負擔に關する理論は十分な發達を遂げて居ない。從つて國々に依つて趣を異にして居るが、何れの所にも共通な點は掛金の一部分を雇主に於て負擔すると云ふことである。之は理論より見て、勞働者が疾病に罹るのは一つには其の職業の性質より來るものであるが爲めに、雇主は

企業家として其の救濟費の一部を負擔するを正當とすると云ふことからも來て居るし、又一つにはたゞ單純に之に依つて勞働者の負擔を輕減する便宜上の制度でもあり、更に又一つには雇主すら其の負擔の一部に任ずることになれば、保險に加入するを欲せざる勞働者に加入を強制する上に有力な理由が出來る點もある。

そして國家其の他の公權力團體が費用を分擔する制度も開けて來たが、其の分擔を正當附ける理由としては社會の相互扶助といふ觀念を以てせられる。即ち勞働者は其の貯蓄能力の乏い所から之を補助しなければ保險の普及は計り難く、特に強制保險を行ふに就いては、國家が其の費用の一部分を負擔するにあらざれば、強制加入を斷行して社會保險をして眞實に社會的な制度と爲すことが出來難いのである。

仍て諸國の立法例に就いて見るに、國家より補助を爲す任意保險の制度が當初の形式として最も早く發達し、此の制度としての疾病保險はベルギー、デンマーク、フランス、スヱーデン、スイス等に之を見ることが出來た。そして國家の補助は丁抹に於ては被保險人の掛金の約半額に當り、瑞典に於ては約四分の一に相當する。

癈疾及老衰保險に於ては、任意保險制の存する所では國家は更に立入つた態度を取り、拉典民族の國々にては國家は特別な保險基金を設けた。ベルギー、フランス、イタリー、ポルチユガル、スペイン及多數の瑞西のカントンに之を見た。併し此等の任意制國の成績はあまり思はしくなかつたものだから、曾て任意保險

制を採用したものも強制保險に移らんとする傾向が生じた。そして費用に關しては雇主にも其の一部分の負擔に任ぜしむるやうになりつゝある。

疾病保險については、（一）費用を被保險者と公共基金とにて分擔するもの（ポルチユガル、ルーマニヤ）（二）勞働者と雇主とで分擔するもの（オーストリア、チエツコ・スロヴアキア、ドイツ、ハンガリー、ラトヴイア、ルクサンブール、ポーランド等）（三）被保險者と雇主と國家とで分擔するもの等の區別がある。

以上の區別の中に在つて葡萄牙の國家的疾病保險制は、費用を一部分は被保險者の拂込金により、一部分は保險加入の義務なき人々即ち一定額以上の所得ある者の拂込金及租税に依つて賄ふことにした。ルーマニアに於ては費用は主として勞働者自身をして負擔せしめるが、國家は病院を建設すべき土地を給與し、又一定の歳入を生ずべき財源を支給することにした。

英國の健康保險法は廢疾保險を包括し、それは主として國家からの補給に依つて賄はれる。那諾にては費用は勞働者と國家と地方自治體と雇主とに依つて分擔される。併し雇主の負擔は主として勞働の爲めの負傷を賠償する目的の方に用ひられるのである。

費用を勞働者と雇主とに於て分擔する制度の國々では其の分擔歩合は一樣でない。勞働者の負擔歩合は四〇%から六六$\frac{2}{3}$%に及び、雇主の負擔は三三$\frac{1}{3}$乃至六〇%になつて居る。最も普通な制度は兩者が均

等に負擔する制度である

國家が直接には何等費用の分擔をしない所でも、疾病保險の發達を獎勵する意味に於ては種々の方法により給付を爲すのが例で、例へば（一）病院建設の爲めに一定金額を支給するもの、（二）被保險者が兵役服務中其の掛金の全部又は一部分を支給するもの、（三）保險の管理費其の他を支給するものなどの方法が取られる。

すべて斯くの如く比較的古い方の保險制に在つては、雇主と勞働者との共同負擔を以て本則としてゐるが其の後國家保險に對する任意加入を獎勵することの生める經驗は、終に此種の保險に對しても國家が其の經費の一部分を負擔するを可とするに至り、那諾及英吉利の國家保險は之を實行することになつた。即ち那諾に在つては勞働者六、雇主一、地方自治體一、國家二の割合で以て保險料を負擔することゝした。又英吉利に在つては當初掛金は男子勞働者に就いては勞働者四片、雇主三片、國家二片の割合となし、女子勞働者に就いては勞働者三片、雇主三片、國家二片とした。されば英吉利に在つては國家は女子勞働者に就いては保險料の四分の一を補助することになる。從つて獨逸との比較に於て勞働者の負擔が獨逸では六割六歩六厘強であるのに、英吉利では男子四割四分五厘、女子三割七歩五厘に當るに過ぎなかつた。

勞働者の支拂ふ保險料の實額を何程と定むるかに就いては、やはり又國々により其の採れる所に相違があ

る。獨逸其の他の國々に在つては、それは主として保險組合各自の働に委かすことゝ爲し、法律はたゞ勞働者の負擔額に關する最高制限を定め勞賃の一定步合以上に上るを得ざるを以て原則となし、又一定步合以上に及ぶ場合に對しては制限を設くることにした。即ち獨逸に在つては掛金は經費負擔主義によつたのであつて、勞働者及び雇主は其の所屬疾病組合が必要としただけの經費を三分の二と三分の一との割合で分擔するのである。其の掛金は勞働者に在つては基本賃銀の百分の幾個と云ふ風にして定めるのである。然るに英吉利に在つては勞働者の掛金は法律を以て其の額を一定した(當初男子勞働者四片女子勞働者三片)。けれども此の定額制は一樣に之を行ふに於ては賃銀所得少き勞働者に對し重き負擔を課することになるが故に、一定額以下の所得の者に對しては階級を設けて各々割引を爲し、一定額以下の者は掛金負擔を免除することにした。而して此等の割引及び免除より生ずる欠陷は雇主と國家とに於て共同して之を補充するものとし、各場合に對して其の補充負擔步合が定められたのである。

保險料の掛込は我國の健康保險法に於ても之を見るやうに、先づ雇主に於て自己負擔の分と勞働者負擔の分とを併せて納付し、然る後雇主は勞働者に支拂ふ報酬中より勞働者負擔部分だけを限り差引回收すべきものとする。保險料納付の方法は郵便局より各勞働者に就きカードを得て之れに切手を貼付するのが普通である。

保險料の納付は一週間毎の計算になつて居るけれども、其の納期は必ずしも每週たることを要せず、賃銀支拂期日毎に之を納付するのである。我が健康保險法では、納付期日に關しては勅令を以て之を定むることにしてある(第七十九條)。

扨て立歸つて健康保險法に規定されたる死亡給與について見るに、それはたゞ埋葬料の限度に止まつてゐる。

第四十九條　被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍內ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

次に分娩の際に於ける給付については、左の各號の規定がある。即ち分娩費としての一回の給付と、出產手當としての一定額一定期間に於ける給付規定とである。

第五十條　被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ、出產手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條　保險者ハ被保險者ヲ產院ニ收容シ又ハ助產ノ手當ヲ爲スコトヲ得

產院ニ收容シ又ハ助產ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出產手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

之ヲ減額スルコトヲ得

第五十二條　分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第五十三條　分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テハ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係アル保險者之ヲ分擔ス

第五十四條　出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

惟ふに分娩保險は固より之を獨立の保險と爲すを得べきものであつて、之を疾病保險中に包含せしむるは唯之れ便宜上より來るに過ぎぬ。けれども諸國は大抵其の便法を採つて居り、之を獨立の保險となしたのは獨り伊太利を以て先驅とした。即ち同國に在つてはまだ一般的な疾病強制保險制は國家的に設立せられざるに先立ち、一九一〇年七月一日の法律を以て強制的出産保險を制定した。即ち年齡十五歲以上五十歲以下の女子にして工場に勞働する者は、既婚者たると未婚者たるとを問はず、總べて強制的に保險に加入すべきものとし、掛金は勞働者本人と雇主と半分宛とし、其の掛金額をば女子勞働者の年齡の異るに依つて多少區別したのである。そして保險金の支拂に際しては國家は之に補給を爲し、保險金額の四分の一を補給することとした。

伊太利以外の諸國にして疾病保險制を有するものに在つては、法律は女子勞働者に對しては出産救助金を

給與すべきことを強制した。即ち獨逸に在つては當初分娩に必要な醫療以外に六週間の普通の疾病保險金を支給すべきものとし、其の額は當該女子勞働者が其の間既に勞働に歸り從ふと否とを問はず之を支給すべきものとしたが、一九一一年又之を改めて次の如く定めた。女子が分娩前一ケ年内に於て少くとも六ケ月間引續き保險せられた者であるに於ては、其が必要な限り醫療の直接給付を受くるのみならず、分娩費として一定額の一時金支給を受け、又十週間迄は疾病保險金に當る額を毎日支給さるゝものとし、然かも其の額は法律の定むる一定金額を下ることなきものとする。

尚又新生兒が哺乳する間は、分娩後十二週間迄疾病保險金の半額に當る額を毎日支給され、其の額も亦法の定むる額以下には下ることなきものとする。若し産婦が出産の爲めに死亡し、又は産時保險給付を受けつゝある期間内に死亡した際には、其の殘餘の日子に對する出産保險金及び哺乳保險金は新生兒に給付せられることにしたのである。而して保險組合は必要ある場合には右の出産保險金支給期間は之を十三週間迄、哺乳保險金支給期間は、之を二十六週間迄延長するを得、又保險金をも一定限度まで增加するを得るものとされた。洪牙利及び那威はやはり當初獨逸の例に倣つたが、墺太利は其の額を四週間分と定めた。然るに英國に在つては、四週間分の普通の疾病保險金以外に一率に一定金額(當初三十志)を支給するものとしたが、(Maternity benefits と稱する)、其の代り醫藥の實地給與をしないから、事實に於ては此の金額は醫療其の他

の手當の爲めに用ひらるべきものとなるのである。

次に女子自身勞働者ならずして勞働者の妻たるもの丶分娩に對しては、從來保險制は殆んど之を顧慮することなく、他の多くの事情同樣に斯かる勞働者家庭內の出來事に對しては、救濟の手を及ぼさゞるを例とした。然し家內に於ける出産の事實が勞働者の生活に少からざる影響を及ぼすことは疑のない所で、何等かの施設の之に對して爲さるべきは、出産といふ事實が普通頻繁の事件であることより之を攷へても、當然のことと見ねばならぬ。然し此點に關しては、英國の疾病保險が諸國に率先して其の定を爲した。即ち同國に在つては勞働者が保險に加入せる者である限り、其の妻の出産に際してもやはり女子勞働者の出産の場合に於けると同一額(當初三十志)を支給するものとしたのである。然るに獨逸の保險法も亦戰後の改正により、出産保險金、哺乳保險金等は、やはり之を被保險勞働者の妻や被保險者と同一家庭に住ふ其の娘、繼娘、養女等にも一定の條件の下に之を與ふるを得るものとした。又此の保險金は被保險者の死亡後九ケ月以內に妻が分娩した場合には給付せらるゝものとした。

尙ほ最後に一言附記すべきは、葬式料支給に關することである。此は謂はゞ疾病保險に附屬せるものであつて制度として多く見るに足るほどのものはないが、とにかく附從として行はれて居る。即ち獨逸に在つては法律は疾病金庫組合に對して被保險者死亡の場合には最少二十日分最高四十日分の賃銀に相當する額と云

ふ限界の間に於て各々然るべき支給額を定むべきものとし、尚又疾病保險組合は被保險者の妻又は子女の死亡した場合にも、前者に對しては被保險者死亡の場合の支給金額の四分の三迄、後者に對しては其の半額まで支給するを得るものと爲した。墺太利及び洪牙利に於ても此制に倣つたが、那諾に在つては二十五日分の賃金に相當する額とし同時に其の最高金額（五十クラウン）を定めた。

尚ほ我が健康保險法には、保險給付に關し、其の支給、支給停止、不支給等に關しての必要な規定があるが、一々說明するには及ばない。注意すべきは、保險給付を受くる權利は、之を讓渡し又は差押ふるを得ざることである（第六十八條）。

我が健康保險法に依つて定められたる所と、之に關聯して講究さるべき主なる問題とは、大體上に說く所の如きものであるが、之に依つても明かなやうに、我國に於ける勞働保險は、まだ甚だ不完全な域を脫し得ないで、其の範圍も負傷、疾病、分娩、埋葬の範圍を出でず、又その包容すべき事業種類にも擴張の餘地が多い。從て將來の問題としては、其の包容すべき事業の種類を擴げることが先づ第一の任務と考へられる。差當り土木建築勞働者（約五十三萬人）商業使用人（約百三十萬人）家庭使用人（約八十萬人）交通運輸勞

働者（約三十萬人）を包容する必要があり、尚ほ給料生活者（約百四十萬人）にも之を及ぼすの要ありと唱へられてゐるのは至當である。

第三章　國民健康保險法案

前章に述べたやうに、我國の現行健康保險法は所謂勞働保險として、被傭勞働者に對する保險を行ふ爲めに設けられてゐるものであるが、近時一般の傾向としては、勞働保險は漸次その範圍を擴張して、一般的な社會保險となさんとする情勢に在ることは、先に本編第一章に於て之を述べた通りであるから、我國に於ても、最近大いに其の範圍擴張の必要が認められるに至つた。

即ち我が現行健康保險法は、その適用範圍を、現在の規定範圍以外の産業部類の勞働者にも擴げ及ぼすとの必要である以外に、現行法が勞働者その人のみを見て、其の家族のことを範圍内に入れて考へて居たいのをも改めて、將來は家族にも之を及ぼす必要がある。

尚又農民及び中小商工業者、一般的に見たる給料生活者其の他少所得の人々に對する健康保險の擴張といふことも、國策上極めて大切なことたるを失はない。

玆に於てか、最近に至つては、一般國民保健の問題が重要化すると共に、國民健康保險制を設定せんとす

る企が具體化して來た。現に其案は出來上つて居り、昭和十年十一月內務大臣より社會保險調査會に諮問し十二月十日の總會に於て修正可決せられ、第七十議會には政府案として提出さるゝまでに立至つた。

政府の提出したる法案は、衆議院は多少修正の上通過したのだけれども、貴族院に於て審議未了の中に不幸にも議會が解散された爲めに、其儘になつてしまつて、終に成立するに至らなかつた。

試に其の法案の示す所により其の骨子について見るに、之は上に述ぶるが如く、昭和十年十二月に社會保險調査會に於て可決されたものを基礎とするものであつて、其の要點とする所は大體次の如きものである。（法案全文は、昭和十二年三月十日官報號外に掲載されてある。）

先づ國民健康保險の目的とする所は、相互共濟の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に關して保險給付を爲すことに存する（第一條）。大體に於て勞働者の爲めの健康保險法の目的とする所と同樣であるが、後者は前に之を明かにしたやうに、其の保險制度としての發達の出發點に於ては、疾病若くは負傷が、勞働者の携はれる業務に關聯せるものであることを觀察の基礎としてゐるに反して、國民健康保險に於ては、全然そんな考へを入れる餘地がない。

國民健康保險の保險者は、國民健康保險組合であつて（第二條）、組合は之を二種に分ち、一は普通國民健康保險組合で、他は特別國民健康保險組合である。共に法人である（第十二條）そして原則として普通國民健

康保險組合は、其の地域内の世帶主を組合員とし、特別國民健康保險組合は同一の事業又は同種の業務に從事する者を組合員として組織する。但し後に述ぶる被保險者たる資格に於て法の規定に依り被保險者たる資格の無い者は組合員たることを得ない。尤も其の場合に於ても、其の世帶内に被保險者たる資格ある者が居るときには此の限りでない（第十三條第一項及第二項）。

普通國民健康保險組合の地域は市町村の區域に依る。但し特別の事由あるときは此の區域に依らないことを得る（同條第三項）。

そして普通國民健康保險組合に付き其の組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員たる場合に於て、地方長官がその必要ありと認めて其の組合を指定したときには、組合員たる資格を有する者は總べて組合員となるものとする。たゞ特別の事由ある者にして命令を以て定むるものは除外される（第十六條）。即ちこの指定されたる組合については強制加入せしめられるわけで、必要に應じ國民健康保險組合をして強制組合たらしむることの出來る道を開いておくわけである。

尙ほ保險者としては、營利を目的とせざる社團法人は命令の定むる所に依り、地方長官の許可を受けて組合の事業を行ふことを得る（第九條）（此點が大いに議論ある所である）

次に被保險者であるが、之は國民健康保險組合については其の行ふ保險が相互保險である所から、組合員

及び組合員の世帯に屬する者を以て被保險者とするのである（第十七條第一項）。但し左の各號の一に該當する者は此の限に在らず（同上但書）。

（一）健康保險の被保險者

（二）他の組合又は組合の事業を行ふ法人の被保險者

（三）特別の事由ある者にして規約を以て定むるもの

尤も此の規定に拘らず組合は規約の定むる所に依り組合員の世帯に屬する者を包括して被保險者と爲さゞることを得る。

然るに尚ほ法案に於ては、組合は事業に支障なき場合に限り被保險者にあらざる者をして組合の施設を利用せしむることを得るものと爲さんとしてゐる（第十九條）。

次に保險給付に關しては、組合は被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付を爲すのである。尚ほ組合は、命令の定むる所に依り、右等の給付に併せて其の他の保險給付を爲すことを得る。然るに特別の事由ある組合は規約の定むる所に依り、右等の給付に代へて療養費、助産費又は葬祭費を支給することゝ爲すことが出來る（第二十一條）。

斯く給付を原則として實物給付とすることの理由は、前章に健康保險の場合について述べた所と同一であ

る。實物給付に代へて其の費用を給付するのは例外的である。

されば療養の給付、助産の給付又は葬祭の給付を爲す組合が、其の給付を爲すことの困難な場合其の他必要ある場合に於ては、其の都度之に代へて療養費、助産費又は葬祭費を支給することを得るものと限定的な規定を附加するのである（第二十三條）。

尚ほ給付に關聯して法案には、組合は被保險者の健康を保持增進するため左の施設を爲すことを得と定めてある（第二十四條）。

（一）疾病又は負傷の豫防に關する施設

（二）健康診斷に關する施設

（三）保養に關する施設

（四）其の他健康の保持增進に關する施設

次に保險費用に關しては、組合は其の事業に要する費用に充つる爲め、組合員より保險料を徵收する（第二十五條第一項）。併し組合は特別の事由ある者に對し、保險料を減免し又はその徵收を猶豫することが出來る（同第二項）。

尚ほ組合は療養の給付に要する費用の一部を其の給付を受くる者（給付を受くる者組合員に非ざる場合に

於ては其の屬する世帶の組合員）より徴收するを得るのである（第二十三條）。

以上は國民健康保險法案の骨子とする所である。大體は之に依つて、其の相貌を窺ふことが出來ると思ふが、尙ほ更に之を詳かにするために、社會保險調査會に於て可決せられた案要綱を附記しておく。

第一　總　說

一　本保險ハ庶民ノ健康保險ヲ目的トスルコト

二　本保險ハ被保險者ノ疾病、負傷及分娩ヲ以テ保險事故トスルモ被保險者ノ死亡ヲモ保險事故トスルコトヲ得ルコト但シ分娩ニ付テハ特別ノ事情アル組合ニ於テハ保險事故ト爲サザルコトヲ得ルコト

三　本保險ハ國民健康保險組合ヲ以テ其ノ保險者トスルコト

第二　國民健康保險組合

一　總　則

（一）組合ハ普通國民健康保險組合ト特別國民健康保險組合ノ二種トスルコト

（二）組合ハ之ヲ法人トスルコト

（三）國、道、府縣及市町村ハ豫算ノ範圍内ニ於テ組合ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルコト

二　組　織

（一）普通國民健康保險組合ハ其ノ地域内ニ於テ一戶ヲ構フル者又ハ一戶ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ以テ組合員トスルコト前項ノ地域ハ市町村ノ區域ニ依ルコト但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニヨラザルコトヲ得

ルコト

（二）監督官廳必要アリト認ムルトキハ普通國民健康保險組合ノ地域內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ヲ總テ組合員タラシムルコトヲ得ルコト

（三）特別國民健康保險組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ同種ノ業務ニ從事スル者、同一ノ事業ニ使用セラルル者其ノ他共同ノ利害關係ヲ有スル者ヲ以テ組合員トスルコト

（四）組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ贊助スル者ヲ贊助組合員ト爲スコトヲ得ルコト

三　設立

（一）組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ規約ヲ作リ組合員タラントスル者ノ同意ヲ得テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

四　被保險者

（一）組合ハ組合員及規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帶ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコト

（二）組合ノ地域內ニ定住セザル者其ノ他特別ノ事由アル者ニ付テハ規約ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト爲サザルコトヲ得ルコト

（三）貧困ノ爲法令ニ依ル救護ヲ受クル者及法令ニ依リ疾病及負傷ニ付療養ニ關スル給付ヲ受クル者ハ被保險者ト爲ササルコト

（四）多額ノ收入アル者及其ノ世帶ニ屬スル者ハ被保險者ト爲ササルヲ例トスルコト

五　保險給付及保險施設

（一）組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ療法ニ要スル費用ヲ支給スルコト

（二）療養ノ給付ハ左ノ範圍トスルコト

（イ）診察（往診ヲ含ム）

（ロ）藥劑（賣藥ヲ含ム）又ハ治療材料ノ支給

（ハ）處置、手術其ノ他ノ治療

（ニ）入院

（ホ）看護

（ヘ）移送

（三）療養ノ給付ニ付テハ組合ハ特別ノ事情ナキ限リ一般ノ醫師、齒科醫師、藥劑士其ノ他ノ醫療機關ヲ組合ノ醫療機關トシテ指定シ被保險者ニ醫療機關選擇ノ自由ヲ認ムルコト

（四）分娩ヲ保險事故ト爲ス組合ニ於テハ被保險者ノ分娩ニ關シ助産ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ助産ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト

（五）組合ハ被保險者ノ死亡ニ關シ葬祭ノ給付又ハ之ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト

（六）療養、助産又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合ニ於テ其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ之ニ代ヘテ之ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得ルコト

（七）組合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケテ其ノ他ノ給付ヲモ爲スコトヲ得ルコト

（八）組合ニ於テ爲ス保險給付ノ種類、範圍、期間、程度及受給條件ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

（九）組合ハ療養ノ給付ニ要シタル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受ケタル者（給付ヲ受ケタル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帶ノ組合員）ニ負擔セシムルコトヲ得ルコト

（十）組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

六　費用

（一）組合ハ組合員ヨリ保險料ヲ徴收スルコト

（二）保險料ノ算定及徴收ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

（三）補助組合員ノ負擔ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

（四）保險料其ノ他ノ徴收金ノ滯納ニ付テハ組合ハ滯納者ノ居住セル市町村又ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得ルコト

（五）一定期間以上繼續シテ保險給付ヲ受ケザリシ者ニ對シテハ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間ニ拂込ミタル保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得ルコト

七　管理

（一）組合ニ組合會ヲ置キ組合ノ重要事項ヲ議決セシムルコト

（二）組合ニ理事若干名ヲ置キ組合事務ヲ執行セシムルコト

（三）理事中一名ヲ理事長トシ組合ヲ代表セシムルコト

（四）組合ハ規約ヲ以テ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得ルコト

八　分合解散

（一）組合ノ分割、合併又ハ解散ハ組合會ノ議決ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

（二）組合解散ノ場合ニ於ケル清算方法ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト、

第三　國民健康保險組合聯合會

一　組合ハ共同ノ目的ヲ達スル爲國民健康保險組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

二　聯合會ハ之ヲ法人トスルコト

第四　監督

一　組合及聯合會ハ内務大臣及地方長官之ヲ監督スルコト

二　監督官廳ハ組合及聯合會ニ對シ監督上必要ナル諸報告ヲ爲サシメ、實地檢査ヲ爲シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルコト

三　監督官廳ハ一定ノ場合ニ組合及聯合會ノ決議ヲ取消シ役員ヲ解職シ又ハ組合及聯合會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第五　審査、調停及訴願

一　保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ審査ヲ行ヒ組合及聯合會ト醫療機關トノ間ニ起リタル保險給付ニ關スル契約ニ付テノ紛爭ニ關シ調停ヲ行フ爲中央及地方ニ國民健康保險委員會ヲ設置スルコト

二　國民健康保險委員會ハ官吏、學識經驗アル者、組合ノ役員、組合員、醫師、齒科醫師及藥劑師等ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三　保險料其ノ他ノ徴收金ノ賦課徴收、滯納處分又ハ組合員若ハ被保險者ノ資格ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シ得ル途ヲ拓クコト

第四編　日本の勞働組合と爭議調停制

第一章　勞　働　組　合

我邦の勞働組合運動は、之を英米其の他に比較して、甚しく後れて居り、今尚ほ其の組織體系に於ても、其の運動方針に於ても、極めて區々にして統制なき狀態に在る。英國に在つては勞働者の運動は夙に十九世紀の初め頃から目鼻がつき、ロバート・オウエンの時代に於ては著しく發展し、チヤーチスト運動時代の苦艱を經て、十九世紀の中葉には、所謂職工組合主義（Trade Unionism or Craft Unionism）が確立するに至り、一八七一年には職工組合法（Trade Union Act）の制定をすら見たのであつたが、我國では今日に至るも尚ほ正式な勞働組合法は制定されてゐない有様で、少くとも半世紀以上後れてゐると見て差支ない

であらう。

我國に於ても、勞働者の組合的な運動の起源を遠く遡つて探求するならば、既に明治時代の後半には之を見出し得るであらうが、組合運動らしい運動がほんとのスタートを切るやうになつたのは大正の時代のことで、デモクラシー氣運の熾だつた頃からのことであるのは言ふ迄もない。

其の後運動は一張一弛の狀況であるが、兎も角も實質的には時代と共に進步發達しつゝあること明かで、最近時代思潮の變化と共に又一種の煩悶時代には這入つてゐるが、組合運動それ自身としては、實質的には相當深く根を下ろし、又かなり廣く根を張るに至つてゐることも掩ひ難い實狀である。

試に先づ其の現狀について窺つて見るのに、協調會編昭和十一年度勞働年鑑の示す所に依れば、昭和十年末に於ける組合數九百九十三組合で、其の組合員數四十萬八千六百六十二人（內女子二三、九二七人）と註せられ、當時に於ける勞働者總數（五、九〇六、五八九九人內女子一、七五九、六一九人）に比較して其の六・九%に當つてゐる。

昭和元年以來の組合的組織勞働者の數と組織率との比較表其の他之を府縣別、業態別、職業產業別、單一聯合別等にして表にしたものを示せば、昭和十一年末の實狀次の如し。

勞働者數並組織勞働者數年次別表

年次	勞働者總數	組織勞働者數	同上組織率 %
昭和元年（末）	四、六四一、六八一	二八四、七三九	六・一
同二年	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三	六・五
同三年	四、八二四、七八〇	三〇八、九〇〇	六・三
同四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同五年	四、七一三、〇〇二	三五四、三一二	七・五
同六年	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同七年	四、八六〇、二七六	三七七、六二五	七・八
同八年	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五
同九年	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七
同十年	五、九〇六、五八九	四〇八、六六二	六・九

勞働者數並勞働組合員數種別表

種別	勞働者數（括弧内女）	勞働組合員數（括弧内女）	組織率 %
工場勞働者	二、七九一、九〇三（一、一六二、〇三三）	一七六、四七七（一七、三一八）	六・三

鑛山勞働者	二七四、八〇四（二七、一三六）	五、七九九（一一五）	二・一
運輸交通々信勞働者	五四四、四七五（七一、三七四）	一七六、七五六（三、九二四）	三二・五
日傭勞働者其の他	二、二九五、四〇八（四九八、〇八六）	四九、六三〇（二一、五七〇）	二・二
計	五、九〇六、五八九（一、七五九、六二九）	四〇八、六六二（二三、九二七）	六・九

業態別

業態別	組合數	組合員數（括弧內女）
機械器具	八六	一〇〇、四四六（一、八二八）
化學	一一三	二七、八二三（四、二六一）
染織	四一	一五、一五九（七、九〇二）
飲食物	三三	五、一九〇（六〇九）
雜工業	一〇九	一八、七五四（二、六六〇）
鑛業	一六	五、七九九（一一五）
瓦斯電氣	二二	九、一〇六（五八）
運輸交通	一一五	一六八、八九二（三、八〇六）
通信	三七	七、八六四（一一八）
土木建築	四四	八、〇〇九（二〇）

其の他	三七七	四一、六二一（六、五六八）
計	九九三	四〇八、六六二（二三、九二七）

職業産業別

種別	組合數	組合員數
職業別	二〇五	二八、〇〇六
産業別	四七一	三四三、七三八
一般勞働者	三一七	三六、九一八
計	九九三	四〇八、六六二

單一聯合別

種別	組合數	組合員數
單一組合	五四四	二二八、一五七
聯合組合（聯合加盟組合）	三八六（六三）	一八〇、五〇五
計	九九三	四〇八、六六二

府縣別

廳府縣	組合數	組合員數（括弧内女）	廳府縣	組合數	組合員數（括弧内女）
北海道	二七	一一、二八四（二〇）	東京	二三九	七四、二三七（九、〇九九）

京都	二七	五、三九八（一二二一）
大阪	九九	六七、二二六（五、〇〇八）
神奈川	五一	四四、七六一（一、五六九）
兵庫	六九	九九、六七八（一、五六二）
長崎	二一	九、四八三（二一〇）
新潟	一三	二、二一八（五〇五）
埼玉	七	三、〇〇七（六六三）
群馬	八	一、一二三（七二三）
千葉	六	一、六九一（一九七）
茨城	一〇	四五七（―）
栃木	一七	四、六六九（一）
奈良	一〇	一、〇二九（―）
三重	八	一、一二〇（三一五）
愛知	七六	九、九八七（六四〇）
静岡	一二	一、七一八（五五九）
山梨	―	八九（―）
滋賀	八	四九七（六〇）
岐阜	二七	四、九九九（一、二八一）
長野	二〇	一、九七四（六八）
宮城	一〇	一、五九六（七六）
福島	三	二〇〇（―）
岩手	一	六二（―）

青森	五	一、〇三三（一）
山形	—	—
秋田	七	九〇六（四一）
福井	五	六九二（一五）
石川	一二	二、〇六一（六〇）
富山	一〇	六一六（一）
鳥取	二	八二（一）
島根	—	—
岡山	五	六二五（一）
廣島	一七	二六、一四九（四〇〇）
山口	一九	三、六八八（一二六）
和歌山	二二	二、二四九（一）
德島	二一	二、〇四九（二五）
香川	三	四八九（一）
愛媛	一〇	八二一（二八）
高知	四〇	三、二〇九（九六七）
福岡	一五	一三、一七一（一二八）
大分	四	一一〇（一八）
佐賀	七	六四一（九三）
熊本	—	—
宮崎	—	—
鹿兒島	八	九八六（一）

沖　縄	一二	一、五八三（一）	一	
計	九九三	四〇八、六六二（二一三、九二七）		

然し此等我邦の勞働組合の中には、其の主義立場等に於て色々と相違せるものが雜然と含まれてゐることは言を俟たざる所である。同じく協調會勞働年鑑の示す所に依つて、昭和十年に於ける主要組合の色分けに依る其の運動狀況を見れば大樣次の如くに記されてある。

（イ）共產主義を信條とする日本勞働組合全國協議會（所謂全協）、並に無政府主義を奉ずる全國勞働組合自由聯合會等は益々衰頹の狀を示し、たゞ、全國勞働組合自由聯合會は、昭和九年頃からの傾向として積極的に團體協約を締結して組合の擴大强化を圖らんと盡してはゐたが、社會情勢は、組合の行詰と破綻とを導くのみで、十年秋の「無政府共產黨」の銀行襲擊事件の如きは、正しく從來の運動の破局を示現せるに過ぎないものと見做される。

（ロ）國家社會主義の勞働組合の多くは日本主義或ひは勞働組合主義に轉向し、勢力微々たる情勢にある。

昭和九年秋その關東側は全國勞働組合同盟に、又關西側は日本勞働總同盟に各々合同し、日本勞働同盟は一時殆んど解消の貌にありしも、當時合同に反對せる『滋賀縣聯合會』を中心とせる少數者は、勤勞日本黨支持の下に『勞働同盟中央連絡委員會』を組織して、舊同盟の孤壘を守つてゐたが、其の後同委員會も自然崩壞せんとするが如き情勢にあつた所、同委員會の中心勢力たる前記滋賀縣聯合會が『滋賀勞働同盟』と改稱し、國家社會主義の旆を揭げた。

於茲、東京に於て、『日本勞働同盟再建全國代表者會議』が開催せられ、茲に再び日本勞働同盟は結成せられ『所謂分裂合同の危機を切拔けて、國家社會主義の聖旗を堅持し……一切の非國民的、反國家的、國賊的分子との徹底的鬪爭

を誓ふ」云々と聲明してゐる。

又大日本國家社會黨の支持組合は九年末大日本勞働組合協議會を組織し、更に曾ては國家社會主義を唱へ相當の勢力を有したる遞友同志會も一部のものは日本遞信從業員組合を又一部は遞信從業員組合戰線統一協議會を組織し、是等のものは從來より遞信部內に存したる遞信從業員會聯合と共に九年十一月遞信從業員聯盟を組織（本聯盟の一部は五月遞信從業員會同盟を組織せり）するに及びて、遞友同志會は孤影悄然と總同盟に復歸した等、國家社會主義的勞働組合の陣容は著しく衰微の情勢に在る。

（ハ）所謂合法左翼の勞働組合と稱せらるゝ日本勞働組合全國評議會や日本交通勞働總聯盟等に於ても其の勢力の伸張に見る可きものなく、反ファッショ組合の全國的合同を企圖し以て、勢力の保存を計らんとしてゐる。

（ニ）「健全なる勞働組合主義」をモットーとせる勞働組合は、日本勞働組合會議を主流として我國勞働組合の中心勢力を形づくりつゝあるも、日本勞働組合總聯合の日本主義運動への完全轉向、新日本海員組合の結成等もあり、全般的には、勢力稍停滯の狀態にあるが、運動方針等に於ても愈々產業協力に邁進しつゝある。

（ホ）日本主義の勞働組合は從來日本產業勞働俱樂部を中心として居たが、昭和組合の解散（十年五月）日本產業勞働協進組合（八幡製鐵所）の日本製鐵從業員組合への合流（十年七月）橫濱ドックの三菱重工業への合併に伴ふ工信會の解散（十年十月）或は日本交通從業員組合（東京市電）の解散（十年九月）等を見た。

然るに一方日本港灣從業員組合名古屋支部（約四百人）は從來の運動方針に慊焉たるものあり、五月之より脫退して日本主義的指導方針の下に中部港灣勞働組合を組織した。

又日本海員組合の前年來の內紛も一時一應解決の曙光が見えた如くであつたが、十年五月革正同盟の一派は新日本海

員組合を組織し社外船員を中心として組合員四千を擁して、日本主義勞働運動の陣營に投じた。

日本勞働組合總聯合會はその日本主義的傾向は急に著しく濃厚となり、四月開催の中央委員會は日本主義勞働運動への轉向を宣言し、九月の日本勞働組合會議に於て脫退を宣明し、十一月名古屋に開催せる全國大會に於ては、新に次の如き綱領を掲げ、愈々積極的に日本主義勞働運動を展開するに至つた。

綱　領

一　我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以て國家産業の發展を期す。

二　我等は公正なる勞資關係を確立し勞働者の向上を圖り、進んで經濟制度の革新を期す。

三　我等は業に勤み智を磨き德を樹て、自省以て人類文化に貢獻せんことを期す。

又愛知縣に於ては、從來日本勞働組合會議中部地方協議會並に全評を中心とする中部地方評議會及び日本製陶勞働組合同盟等があるが、勞働組合運動は一般に不振の狀態にあつた。然るに名古屋地方に於ては前にも記せる如く、中部港灣從業員組合の成立、亞で全評より脫退せる大日本忠孝勞働組合（準備會）の組織、或は總同盟中宮合同勞働組合の日本主義への轉向等により、從來の戰線に非常なる衝撃變動を與へ、既成組合の運動に對する批判と日本主義運動への關心を與へつゝあつた所、東三地方に於ける映畫並に鐵道爭議を契機として十年後半期に至り全縣下に亘り日本主義勞働組合の續出並に轉向が頻りに行はれ、愛知縣下の勞働運動は正に日本主義に風靡さるゝやの觀を呈し、總同盟愛知縣聯合會、日本製陶勞働組合同盟、官業勞働總同盟等が辛じて殘壘を守れる狀態である。

其の他日本主義勞働組合としては、日本勞働同盟より脫退組織されたる日本産業軍等を擧げ得るが、其の運動は多く は政治的に偏せる嫌あり勢力亦減退しつゝある。

斯くの如く、日本主義勞働運動は、總聯合がその陣營に投じたることを中心として考察するときに、昨年に於ける我國勞働組合運動の一の顯著なる特色と見ることが出來よう。

（ヘ） 其の他、官業勞働總同盟（日本勞働組合會議加盟）は、十月十七日小倉に於て擴大中央執行委員會を開き、豫ねて依囑せる特別委員會起草の「改正綱領起草主旨」を採擇し、明年度大會に於て正式に改正を決定することにし、同中央委員會は次の「綱領起草主旨」の決定のみに止めた。

一 國家觀念を明確にし、國情に即した合理的方法により社會進化に貢献するものなること。

一 官公業の重要性を認識し、健全なる勞働組合主義によるものなること。

一 組織と訓練により勞働條件の維持改善、福祉の增進並技術の進歩人格の修養に努めるものなること。

昭和九年秋の大會に於て海軍勞働組合聯盟はその「綱領」を改正して、所謂「報國方針」を採用したが、昨年五月十九―二十一日の同聯盟中央委員會では「改正綱領」の實踐方法に就いて協議した。

斯くの如く、我邦の勞働組合中には、其の思想上の立場とする所若くは其の主義とする所に於ては、大體的に見て、共產主義的なものと、國家社會主義的なものと、日本主義的なものと、所謂勞働組合主義的なものとが含まれてゐるわけだ。何れの國に於ても由來共產主義的若くは社會主義的な所謂左翼派と、勞働組合主義を奉ずる正統派との對立を免れなかつたが、近年に至つてはファッシズム其の他之に類する右翼的なものが此等と併立するやうになり、かなり複雜な樣相を呈するに至つた。其の實勢力に於て何れの派が優劣で

あるかは、固より國々に依つて相違する次第だが、本來勞働組合運動といへば、所謂資本主義の機構内に立脚して、合法的に又漸進的に勞働條件の維持と改善との爲めに運動を爲し、集合的團體契約の道に依つて其の目的を達せんと努むると共に、相互扶助の精神に依り、組合員相互の教育訓練と經濟的共濟とを行ふことを以て目的と爲すものを本幹とし、共產主義若くは社會主義に依る急進的改革を企てんとする一派が之に對抗するのを例としたのである。英米に於ける所謂產業別組合即ち英國で新組合(New Unions)と稱せられるものや、ナチス政權獲得前に於ける獨乙の自由派勞働組合(die freie Gewerkschaften)と稱せられた一派は後者に屬する。英米では前からずつと前者が有力であり、獨乙では後者が有力であつた。

今這間の事情を理解する爲めには、從來勞働組合の種別について、普通に了解されてゐる所を知つて置く必要がある。

普通に其の分類として掲げらるゝものは、(一)職業別組合(職工組合)(二)產業別組合及び(三)勞働總組合である。此等の區別の依て生ずる所を簡單に說明するならば、次の如くに謂ふことが出來るであらう。

(一)**職業別組合**(Trade Union or Craft Union)は、同一の職業又は相類似せる數種の職業に從事する勞働者の間に組織せられるもので、其の所屬職業に關して、勞働者の境遇の改善を計らんとするものである。されば此種の組合に在つては、職業に對する意識が頗る明瞭で、又其の職業に關する利害が主として眼

中に置かれ、廣く勞働者一般の境遇の改善とか、其の階級としての利害とか、其の階級的解放とか云ふが如きことは、組合組織の主眼目を爲すものでない。主としては、上に一言したやうに、現時の雇傭勞働組織の下に於ける雇傭上の諸條件を勞働者に有利なるやうに改善せんことを目的とし、その爲には、勞働者と雇主との間に於ける個別的な雇傭契約を廢めて、集合的な交渉に依り團體契約を結ばんとし、所謂集合取引を爲すことを以て主要任務とするのである。其の他組合員各自の向上發展の爲に、種々の相互扶助的な働を爲すことをも任務とするのは、固よりのことである。そして其の組合團體は主として熟練勞働者を以て組織せられる。從つて其の運動は主として經濟運動であり、其の方法としては、例へば同盟罷業やボーイコットなどの如きが用ひられる。然し場合によつては政治運動の如きも、決して避くる所ではなく、現に英國に在つては、政黨を組織して大いに政治運動を行つて居る。

（二）　**産業別組合**（Industrial Union）は、右の如く職業の區別に沿ふて組織さるるものでなく、同一産業に從事する勞働者をば、一組織の下に結合せんとするものであつて、熟練勞働者たると不熟練勞働者たるとを問はず、苟も同一産業に從ふものである限りは、之を結合して以てやはり産業的に造られたる企業家の團結に對立せんとするものである。されば職業別組合の方は、同一産業內に於ても、職の相異に依つて多數の組合が造らるるに反して、此種の組合にあつては、多數の職業に涉つて之を合縱し、一産業につき一組合

と爲すのを本則とする。されば又此種の組合に在つては、職業的の意識よりも階級的の意識が勝ち、其の運動は勞働條件の改善の爲にも行はれるが、又一般的に勞働者階級全體の利益の增進や地位の向上の爲に行はれ、更には勞働階級の解放を要求し、勞働階級による產業の支配をも實現せんと欲するのである。從つて其の運動方法の如きも、總同盟罷業だとか、サボタージュだとか云ふ風なのが好んで用ひられ、直接行動を推奬し、概して革命的な色彩が濃厚で、政治運動も亦根本的革新の爲に行はれんとする傾向が強い。

（三）**勞働總組合**（Labour Union）は、職業別組合の如く職の區別に拘泥することなく、又產業別組合の如く產業の區別にかかはることもなく、苟も勞働者たる限りは、如何なる產業如何なる職業に從事する者をも包容し、場合に依ては企業家をも入れ、給料取をも包括し、廣義に於ける勞働者一般の大同團結を計らんとするものである。そして其の目的とする所は、廣く勤勞者一般の地位の向上を圖るに在るが、其の運動は罷業等の所謂經濟的運動によることなく、主として社會立法、政治的改革、教育、生產者の協同組合、消費者の協同組合、其の他或は社會主義的なプログラムに依つて、社會一般に渉る改善を計らんとするのである。されば此種の組合の目的とする所は、やゝ理想に走る觀があり、其の行動も革命的ではなく、又階級鬪爭的でもなく、企業家と勞働者との利害は結局一致すべきものだとの見地から、之に適する和合一致の狀態を造り出さんと期するのである。

然し乍ら、注意すべきことは、總べて右のやうな區分は十分明確には之を立て難い場合の少からざることと、又同一種の組合の中に在つても、其の組織上に多少の相違の認むべきもののあることとである。即ち例へば職業別組合の如きにしても、其の組織は職の種別に沿ふて行はれるとは云ひながら、其の所謂職業の區別なるものは頗る嚴格に考へられて單一に其の區別毎に組合を組織するものと、やゝ相似た親類續きの職業は之を連衡して一組合と爲すものとがあり、又職業の區別に依つて造らるゝ組合とされながら、其の職業の區別は產業の區別たるに過ぎざるものもないではない。

されば其の組織上の種別に就いては、職業別と產業別との間に已に疑義が生ずると同時に、同一職業と見られるものに就いても、之を嚴格に狹義に解すると、やゝ緩く廣義に解するとの間に疑義の生ずる餘地のあることを知らねばならぬ。さうして又多數の產業を縫ふて同職の者の職業別組合が造られ、其の組合員は多數產業に渉つて存する場合は、實際上に甚だ少くないのだが、其の場合にも組合の組織は頗る複雜で、性質の單純ならざるを思はねばならぬ。機械工、大工等の如きは多くの種類の產業の何れにも存在し、特に書記の如きに至つては、殆んど總ての企業に附隨して居る。されば此等の者の間に其職の同一による組合が組織される場合には、恰も玆に述べるやうな事情が生ずる。(例 The Amalgamated Society of Engineers; The National Union of Engineers; The National Union of Clerks; The Amalgamated Society

of Carpenters and Joiners)

次に職業別組合に似てそれとやゝ異れるものがあつて、或は之を以て、一の獨立な種別と見るを適當とするかとも思はれるもののあることも、注意せなければならぬ。それは即ち職の區別によるのではなく、其の職に於て取扱ふ材料の種別に依り、之に沿ふて組合が組織されるものである。例へば木材、金屬等を取扱ひ之に加工を爲す者の間に、同一組合の組織さるゝが如き場合であつて(Material Union)獨逸に在つては、此種の組織方法が廣く用ひられた(獨逸金屬工組合の如し)。さうして此の組織方法の採られる場合にも、種別が嚴格に考へられる場合と、やゝ緩く考へられる場合とがある。又其の組合員には熟練工と不熟練工とが共に包容せられるのを見る。されば獨逸で之を見たやうに、各種の金屬職工を打て一丸とした組合組織もあれば、又英國で之を見るやうに、或種の金屬條に組織されたのもある。斯くて此種の組合に在つても、職業別組合に於けるが如く、其の組織上には廣狹二義についての疑義が生ずるのであるが、然し何れにしても此種の組合は、其の性質は必ずしも職業別組合と類似せず、獨逸の如きに在つては、職業別組合よりも寧ろ却つて産業別組合に近かつたことを認めねばならぬ。けれども同時に又實際に於ては、同一材料を取扱ふ職工の間に一組合を組織せんとする方法と、類似の數ケの職業に跨つて一組合を組成せんとする方法との間に明瞭な區別をつけんことは、甚だ困難な場合が少くない。

次に産業別組合に就いて注意すべきことは、元來産業別組合は同一産業に從事し共同に或種の品物の生産を行ふか、共同に或種の業務に任ずるか、兎も角同一種産業の從業勞働者を各自の熟練等には頓着なく結合して一組合を造らんとするものであるが、之は大體に於て企業の現業に於ける組成狀況に適應し、企業の種別に從つて企業家及びその團體も相分れてゐるが如くに、勞働者も亦その種別に從つて分れて團體を組成せんとするものなれば、やゝもすれば、同一部類の企業家の下に雇はれた者を以て組織する組合たらんとする傾向があり、その企業家が明瞭に一部類を形造り、他の部類と截別された場合に於て、特に其の傾向の顯著なのを見る。

けれども産業別による組合と雇主企業家を同くすることに依つて行はれる組合團結(Employment Union)とは、固より同一義のものでないから、斯く兩者の混同せられる傾向があると同時に、又兩者は到底實際的にも混同されざる場合が多い。即ち例へば、電氣事業に就いて同一都市内に於て其或ものは都市公共團體に依て他の瓦斯水道等の事業と共に經營せられ、又或ものは私立の會社に依て經營せられるが如き場合には、産業別組合によれば、市營の電氣事業に雇はれた者と電氣會社に雇はれたる者とは、合して一組合を組成したければならぬが、同一雇主の下に一組合を組成すると云ふ意味からすれば、都市電氣事業に雇はれた者は他の市營事業たる瓦斯や水道に雇はれた者と共に、一組合を造らねばならぬことになる。又造兵廠の職工に

就いても、兵器製造と云ふ同一産業に雇はれたものが産業別組合を造る場合と、例へば陸軍省所屬職工組合を造る場合とでは、右同樣の區別が生じて來るであらう。

次に又今一つ注意すべきことは、職業別組合に於ては、其の組合員たるを得るものは殆んど熟練工に限られ、不熟練な者は之れに加入するを得ないで、彼等は職業別組合の發達より何等の恩惠を得ないばかりでなく、却つて之が爲に勞働市場を獨占されて、失業に陷るか、然らざれば頗る安い賃銀その他不利な條件の下に雇傭される外なき境遇に陷るを常とする。茲に於てか、此等の取殘された勞働者等も、組合團結の必要に迫まられて、漸次その實現を見るに至つたことである。そして此の組合組織に在つては、元來がかゝる取殘された者を以て團體を造らんとするのであるから、職業の區別だとか、産業の區別だとか云ふやうなことには拘泥する所なく、從來此の區別に就いて彼此と爭の行はれるのを餘所に見て、勞働者一般に渉る大同團結を行はんとするに至つたことを見遁してはならぬ。

されば此の團體は、先づ右の如く不熟練勞働者たるが爲に職業別組合に加入し得ざるもの、次には從來まだ勞働組合の組織せられない或種の職業及び或種の産業に從事するもの、次には從來特別の組合が各々存在する所の職業や産業に在つても、その組織が未だ全國的に勞働者を包容し能はざる場合に、之に漏れた者等が參加するのであつて、それ職業別と産業別とに拘泥せず、又熟練勞働者たると不熟練勞働者たるとを問は

さる點に於て、大いに特色を有する。實に勞働總同盟とも云ふべきものである。惟ふに此種の組合は、英國の如きに於ても既に組成さるゝに至つたが（The General Labour Union）我國其の他勞働組合運動の大いに後れてゐる所に在つては、當初は甚だ勞働者を糾合するに適し、先づ發達すべきものである。

ともかく勞働組合は普通には上の如く分類されるのであるが、又その據て立つ主義方針から見れば、他樣の分類を爲すことが出來る。即ち業務的な組合と、共濟的な組合と革命的な組合とである。

（一）**業務的な組合**とは、前の區別に依る職業別組合の如く、現時の經濟組織をその原則に於て承認し、雇傭勞働制の下に於て勞働者の狀態の改善を計らんとするもので、階級的な意識よりも業務的な意識が強く經濟組織の根本的改革などゝ云ふことよりも、差當り勞働諸條件を整へ、之を勞働者に有利のものたらしめんと欲する。即ち賃金の增加、勞働時間の短縮、工場設備の改善、危險の防止及び負傷疾病等に對する救濟等を必要とし、その目的貫徹の爲には罷業やボイコット其他の手段を採ることの自由を獲、集合契約をして有效に行はれしめんとするに努める。さうして其の組合組織に於ては、飽迄民主制を保持するに怠らない。

（二）**共濟的な組合**も亦其の立場に於ては業務的な組合と甚だ相似た所があるけれども、之は前者の實際的なのに比して、やゝ理想的な傾向を有する。そして其の力瘤を入れる所は、勞働者の教育とか、勞働保險とか、利潤分配制とか、勞働者の企業參加制とか、共同生產組合とか云ふ風なものであつて、之に依て勞働

者一般の社會的境遇を向上改善せんとするのである。同盟罷業の如きも之を行ふは行ふけれど、最後の手段と考へ、成るべく之を避けんと努め、他の平和な手段によつて集合取引の實効を發揮せんと欲する。

（三）　次に**革命的な組合**は、前二者の如く保守的ならず、現時の資本主義制の經濟組織を根本的に誤れるものと見、之を打破して、勞働者の間に眞實な自主的組織を造り、その自治團體に依て生産一切のことを支配せんと期するのである。從つて勞働者が多くの職業別による組合に分裂するのを非とし、職業に關する區別を超越し、階級的な意識に依て、勞働者全般の解放運動を行はん爲に、一般的に大同團結を爲すべきものと主張する。從つて集合契約の如きを否認し、要するに資本主義との間に於ける一切の妥協を排して、勞働者の爲に勞働者の天下を造り出すことを目的とするのである。

總て此等の分類に照して、從來の實狀を見れば、英國の如きは勿論のこと、其の他の諸國に在つても、職業別による業務的な組合が最も多數であつて、又最も勢力を占めて居たのだが、最近に至つては、やゝ革新的色彩が一般的に表はれて來て、革命的な組合も相當に勢力を擴げつゝあるを注意せなければならぬ。尤も同じく革新的と稱せらるゝ中に在つても、一方には共産主義若くは社會主義的なものと、準無政府主義的なものとがあり、他方には又國粹的な右翼的なものがある。固より右翼的なものが全部革新的な組合だといふわけではなく、改善的漸進的で和衷的なのも多數にある。

要するに勞働組合は、其の組織の方法により又其の目的とする所に依つて、右述のやうに色々に區別分類せられるのであるが、尚茲に一つ注意すべきことがある。それは此等色々の分類に屬するものは、皆之を勞働組合として、之に關する一般的な研究を爲すに適するや、それとも分類中の或者の如きは、之れを今日普通に謂ふ所の勞働組合の中から除外して、之に關しては別個の研究を爲すを適當とするやと云ふことである。之に關しては從來多くの場合に於て、勞働組合に關する研究は、勞働組合の意義を比較的狹義に解して、其の組織の上と其の目的の上とより之を見、或種の組合に限り之を普通に謂ふ勞働組合なるものとせんとする風があつた。其の取扱方によれば、先づ組織の上より見た分類に關しては、職業別によるものと、産業別によるものとを問はず、苟も賃銀勞働者の團結せるものである限り之を勞働組合と見るけれども、業務經營者即ち企業者及び其の代理者をも加入せしむる組合は、之を勞働組合の概念中から除外し、勞働組合と云へば同一階級に屬する賃傭勞働者の團結であつて、それは他階級に對して、組織上横斷的であらねばならぬと考へられるのである。

次に狹義の勞働組合は、其の目的とする所より之を見れば、資本主義制と呼ばれる現時の經濟體系は、其の根本原則と組織との上に於て之を容認し、從つて賃傭勞働制をも承認して、其の下に於ける勞働者の經濟上其の他の境遇を改善し、特に雇傭勞働條件を勞働者に取つて有利なやうに改良せんとすることを以て目的

となすものを謂ひ、此の意味に於て勞働組合運動と社會主義運動とは區別さるべきものだと見るのである。されば現時の産業組織を其の根本より改造し、其の他一般的に社會の根本改造を目的とする所の所謂革命的組合の如きものは、狹義の勞働組合には屬せざるものと見んとするのである。さうして彼の革命的な勞働者の組合に至つては、之を普通の勞働組合以外に於て別個に取扱ひ、之に關する研究は又別個に行ふべきものと見るのである。

次に又狹義の勞働組合は其の目的とする所は、(一)現に勞働に從事する者の勞働上の諸條件やそれより生ずる諸事情に關して勞働者の利益を擁護し、之れを增進せんとすることゝ同時に、又(二)勞働者が失業したり、負傷したり、疾病に罹つたり、老衰したりして、其の勞働能力を喪失したり著しく減少したりする場合に對する救助を爲すことゝに存するもので、然かも此の後者の救濟的な任務は、勞働組合の發達史上に於ては最も重要な地位を占め、當初の勞働組合は主として此の目的の爲に存するものであつたとも謂へるのだが、然し現時にあつては、此等のことに關しては國家が保險制度其の他の手段方法に依つて大いに踏込んで施設を爲すやうになり、之を勞働組合の自助的努力にのみ放任することは段々に少なくなり、從つて此の目的の爲にする勞働組合の必要と意義とは大いに減少するに至つたから、此の救濟的な目的のみの爲に存する共濟組合としての勞働組合(例へば英國の Friendly Societies の如き)は、やはり之を狹義の勞働組合か

ら除外すべきものと見るのである。さうして此の共濟組合としての勞働組合中には、勞働者に非ざる者も多數に加入してゐる有樣で、其の組織は勞働者のみの間に行はれねばならぬ理由はなく、たゞ勞働者が其の組合員たることを必要とすること多き境涯に在ると云ふだけの理由で以て其等は主として勞働者の組合たるに外ならざれば、其の意味よりするも、やはり之は狹義の勞働組合には屬せないものと見るのが至當だと考へるのである。

總べて斯の如く見る所からして、狹義の勞働組合なるものは、たゞ主として勞働條件の決定に際して勞働者の地位を改善し、勞働契約の當事者として雇主側に對して勞働者側を有力のものたらしめんとすることを以て、其の本來の任務と爲し、之を目的として組織されたものを謂ふに過ぎずとせられる。さうして其の目的の爲めに狹義の勞働組合は、先づ勞働市場に於ける商品としての勞働の需要供給の狀態を整へんが爲めに需要に對する供給を場所的に平均に適合せしむる必要上から、或は勞働紹介の任務に當り、或は求職者に對する旅費給與の任務に當り、又次には供給の時間的な平均を圖る爲に、一時一定數の勞働者を失業者たらしむることの餘儀なき場合には、之に失業給與を行つたりすることを、本來の任務と爲すのである　然るに又勞働組合は、啻に斯の如く勞働市場に於ける勞働需給の調節を圖る以外に、雇傭契約の締結に際して雇主側に對する勞働者側の勢力を大にする爲には、場合に依ては勞働の供給を減少杜絕せしめ、雇主側が勞働者側

の希望する條件に應じない限りは、其の供給を爲さないだけの有力な働を爲す必要を認め、此の目的の爲にも之に適當な任務を行はんとする。さうして其の手段としては、組合團結の力により必要に應じて罷業を行ひ、又罷業中組合所屬以外の勞働者が來つて其の地位を埋め勞働供給の補充を爲すことを防がん爲に、極力之を排除せんとするのである。

この組合以外の者の排除と云ふことゝ、罷業の斷行と云ふことゝは、相關聯せる手段として普通に勞働組合手段として知られる迄に勞働組合には附き物の如くに考へらるゝほど、勞働組合の性質に叶つたものである。けれども此等は勞働組合の目的の貫徹即ち勞働契約の締結に際して勞働者側の勢力を强からしめ、從つて勞働諸條件を勞働者に有利なやうに決定せんとする目的の爲の手段として、頗る有效なものとせられ、從つて屢々この手段に訴へるのであるけれども、然し此等はやはり目的の爲の手段たる以上の意義を有するものではなく、狹義の勞働組合と此等の事柄との關係は、たゞその意味に於てのみ存するものである。從つて狹義の勞働組合はたゞ階級鬪爭のみの目的の爲に罷業を行つたり、或は又之を以て產業組織の現狀を根本的に打破せんが爲に革命手段として之を行はんとするが如きものとは、此の意味に於ても、其の性質目的を異にするものである。

斯くて即ち狹義の勞働組合は、場合によつては罷業の如き手段によつて、其の目的を遂行せんとすること

もあるが、然し罷業の如きは大體に於ては非常手段と考へられ、之に代るべき平和的な常軌手段としては、組合團結の力を以て勞働者を集合せる一體と見、其の一體たる組合と雇主との間に團體的な勞働契約を結び其の契約上に於ける勞働諸條件については、勞働時間に於ては最長限度を定め、賃銀に關しては賃率表の作製による契約を行はんとするのである。さうして勞働時間が工場法等による公的制限に服することになつてゐる國々に於ては、その方面に關する勞働組合の任務は著しく輕減されたから、賃率協定が勞働組合の行ふべき平常的な最大任務たるに至つた有樣である。

扨て以上見る所に依つても、勞働組合なるものは其の組織に於て又その目的任務に於て、かなり種々に分れて居り、實狀は極めて雜多であることを知るを得る。特に我國に在つては、勞働組合の發達がまだ甚だ幼稚であるだけ、そして思想界は混迷して居り、勞働者一般の地位及び境遇に對する自覺も貧弱で、その主義や立場に至つては一般的には殆んど理解も眞劍味もないといふ實狀である所から、勞働組合運動の現狀は今日尙ほ動搖不安の狀態であつて、その分野も極めて雜然としてゐる。

たゞ從來は一時甚だ左翼的な色彩の強いものが却つて多數を占め又有力で、サンヂカリズム流のものや革命的なマルキシズム張り乃至ボルシェヴイズムの亞流のやうなのが幅を利かしてゐたが、最近は反對に、思想界一般の變化につれて、國粹的な右翼運動が擡頭して、勞働組合も其の運動の一表現たらんとするやうな

のが出て來たことは、次に勞働年鑑の記載する所を採錄した部分について見ても明かである。そして現狀は謂はゞやゝ支離滅裂の狀況を呈してゐる。

然れども斯かる分裂狀態を以てしては、到底よく大いなる實力とはなり得ないで、勞働者の實際の境遇の改善にも多く役立たず、たゞ隨時の罷業を行ふだけの罷業團體たる實質をしか備へ得ないか、さなくば一部の指導者等の觀念的な行動の演習手段に用ゐられるか、場合に依つては不純な人々の指導下に其の衣食の途の爲めに奉仕せしめられることすら無きにあらざるに至ることも避け難い。

茲に於てか最近には又各々大體の主義立合場に沿ふて、勞働組合運動の戰線統一の計畫が表はれて來た。之に關しても協調會編昭和十一年版勞働年鑑の報ずる所を抄錄して置く。

整理統一の着々として實現に向ひしは十年度に於ける勞働界の重大たる業績であつた。而して、組合戰線の整理統一は、愛國勞働戰線の統一運動、日本勞働組合會議の線に沿へる合同運動、左翼組合の反ファッショ勞働組合の全的合同運動とそれぞれの分野に於いて觀望せられた。今その概略を展望しよう。

い、い、い、い、い、
日本主義勞働戰線の統一運動

從來日本主義を標榜して、勞働運動の一角に地歩を占めてゐたものに日本產業勞働俱樂部がある。日本主義勞働組合は、勞働運動を國家的信念の上に置き、勞資間に道德的精神を注入し階級鬪爭主義を排して、『勞資一體』『產業報國』を標的として進んでゐる。

イ　新日本海員組合の結成

その綱領は左記の如くである。

綱　領

一　我等は自己の本分を盡して公正たる勞資關係を確立し、産業協力の實を擧げて、國家海運の興隆に盡すと共に鐵の如き團結を保持して海上勞働者の福利増進と社會的地位の向上を期す。

一　我等は比類なき我國の國體を遵守し、合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて、全無産階級の解放と新日本の建設を期す。

ロ　東電愛國同盟の結成　東電愛國同盟は東京電燈株式會社從業員の一部を以て組織されてゐた東電護國會並に愛國同志會が合同して結成されたものである。「綱領」「主張」は左の如し。

綱　領

吾等は日本精神を宣揚し皇國日本の發展を期す。

主　張

一　吾等は國民としての責務を自覺し日本精神を體得すると共に人格の向上を期す。

一　吾等は電氣産業の國家的重要性を認識し之が健全なる發展を通じ國家に貢獻せんことを期す。

一　吾等は秩序ある團體的行動により雇傭條件の維持改善を計り以て生活の安定を期す。

ハ　遞信從業員會同盟の誕生　遞信從業員會同盟は遞信從業員聯盟の最近の急進化を排撃する一派によつて結成されたるもので、其の指導精神は左の綱領に見られる如く所謂「勞働報國」にある。

一　我等は全體的協力の下に遞信事業の健全なる發達を期す。

一　我等は遞信事業の國家的責任を自覺すると共に全從業員の生活向上を期す。

一　我等は遞信從業員會の全國的結成を期す。　以上

ニ　愛知縣下の日本主義運動　港灣從業員聯盟名古屋支部が日本主義に轉向して中部港灣勞働組合を結成したのを初め、六月には全評の山崎常吉氏が日本主義を標榜して、大日本忠孝勞働組合の名乘りをあげ、全評名港造船工組合がこれに次いで脫退し、十月には總同盟一宮合同勞働組合が總同盟を脫退して鮮友同志會と共に日本革新勞働聯盟を結成し……等相次いで組織せられ、十年秋に於ては、愛國派陣營の中心地たるの觀を呈した。

ホ　日本勞働組合總聯合の轉向　日本主義勞働陣營に千金の重みを與へたのは彼の日本勞働組合總聯合が日本勞働組合會議を脫退して日本主義の大旆を振りかざして、日本產業勞働俱樂部と共に愛國勞働運動の中堅勢力となつたことである。

ヘ　愛國勞働組合統一機關　日本勞働組合會議を脫退せる日本勞働組合總聯合は、愛國勞働組合の戰線統一に邁進すべく決意し、先づ、愛國勞働團體の全國的連絡機關結成に主力を注ぎ十月二日には、大阪に於て「愛國勞働組合關西地方統一協議會」が開催せられた。

斯る日本主義勞働組合の續出は期せずして、日本勞働組合會議と對立する是等組合の戰線統一或は『愛國勞働組合會議』の結成運動となつて現はれて來たのである。而して現在は地方協議會（或は懇談會）結成の過程に在り、近く全國

的結成の運びに至る機運にある。現に地方協議會の存する地方は左の通りである。

一　愛國勞働組合瀬戸地方聯合協議會（瀬戸地方五組合）

一　日本主義勞働團體中部地方協議會（大日本忠孝勞働組合外四組合）

一　關西愛國勞働組合統一準備會（總聯合外四組合）

一　愛國勞働組合統一促進關東地方懇談會（産業俱樂部、總聯合外五組合）

總同盟と全國勞働の合同

日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟が從來の傳統的感情的對立を乘り超えて合同せんとするに至りたる原因は、

イ、兩組合共に從來の運動方針に行詰りを來し之が打開を合同に求めたること。

ロ、非常時下に於ける勞働運動の困難なる時に於て組合の現狀は餘りに組織力弱く、且つ分裂してゐることを明確に認識し戰線統一必要の絶對性を認めたること。

等は最も一般的と見らるゝも更に合同の出發點となり、且つ之を促進せしめたるものは、

ハ、大阪市港南地方に於ける總同盟全國勞働の職場大衆によつて結成せられたる『全勞總同盟合同促進協議會』の組織である。

左翼組合の統一運動

左翼勞働組合の『組合戰線統一』に對する熱望は從來より熾烈でなくもなかつたが、昨夏に於けるコミンターンの第七回大會に於て共産主義運動は世界の情勢に鑑みて、凡ゆる反ファッシズムの思想傾向を有する團體であるならば從來排擊して止まざりし社會民主々義其の他の思想のものと雖も互に手を握つて、汎く反ファッシズム運動を起して、戰ふ可

きことを決議せしことに刺戟せられたるや否やは之を審かにせずと雖も、急に右反ファッショの勞働組合を全國的に統一合同して資本の攻勢に對抗せんとする意圖を持つてゐる。

イ　日本交通勞働總聯盟（東京交通勞働組合、大阪市電従業員組合を中心に大阪市自働車従業員組合、神戸市電従業員組合が、その加盟組合である）は常任委員會に於て「組合戰線統一の新狀勢に對する態度方針」を協議し次の如く決議した。

國際危機と經濟恐慌の深刻化、軍需インフレの破綻に伴ふ勤勞大衆の生活不安が加速度的に增大しつゝあり、他面資本家支配階級の手先として日本主義組合ファッショ組合の反動的統一が我々の前進に大なる障害物として立ち現はれつゝある時總同盟全勞の合同運動を始めとし今や日本の勞働運動に嘗て見ざる眞摯にして根強い戰線統一運動が盛り上つて來たことは誠に喜ぶべき階級的躍進の互歩である。この新たなる狀勢に直面して我々は、イ、我々自身過去の感情や行懸り意見の小異に拘泥することなく、階級的襟度を示すと共に他組合にも繩張りを捨てゝ斯くあらんことを要望し、ロ、組合內民主々義の確立、産業別整理を伴ふ反ファッショ組合の全線的統一を實現せしむべく、ハ、組織の上下を通じ共同闘爭其の他凡ゆる機會を捉へてこれが促進實現のために努力するものである。

ロ　日本勞働組合全國評議會　全評第二回大會は勞働組合戰線統一に關し、「本大會は反ファッショ勞働組合戰線の全的合同實現のため戰はんことを期す』と決議した。

而して、前に交總の提唱せる「全的合同問題」に對して全評は賛意を表し、これに參加を要望したのであつたが、總同盟全勞は全評の參加を排し、交總市從のみに關してこれが途を拓いた。

第二章　勞働組合法案

我邦に於ける勞働組合は、其の實狀に於ては未だ幼稚な發展階梯に在るとはいへ、前章に依つて明かなやうに、ともかく全國內に多數に存在し、又色々と異れる立場と主義と目的とに於て、互に競ひ合つてゐる有樣である。然るに此の實狀に對して寧ろ不思議にも思へることは、我國にはまだ此等の勞働組合に對して、之を指導し統制すべき對勞働組合政策なるものゝ確立してゐないことである。國家は勞働組合運動に對してあながち之を否認せんとする態度を採つてはゐないが、さればとて之に對してその進むべき道を示し、之を指導誘掖して其の健全な發達を促すべき實地方策を樹立してゐるでもない。詢に中途半端な有樣であり煮へ切らぬ態度である。

此事は國家が今日に至るも尚ほ、勞働組合を規律すべき勞働組合法を制定してゐないことに徵してもわかるのである。そして其の準據すべき法規が缺げてゐるものだから、勞働者は却つて種々まちまちな組合を造り勝手な運動を行つて居り、其の實狀をして前章に之を示すやうな雜然たるものたらしめたとも謂へるので

あつて、夙に一八七一年に於て勞働組合法(Trade Union Act)を制定した英吉利などに比較して、甚しく後れてゐると謂はなければならぬ。

けれども我國に於ても勞働組合法を制定しやうとする希望と努力とが、全然缺けてゐるわけでは決して無い。內務省社會局などに於ては、夙に其の爲に大いに努力する所あり、勞働組合法案の如きも、比較的進步した內容を有するものを作り上げてゐるのである。たゞ法案は何時までも法案のまゝに埋もれて居て、終に日の目を拜むに至り得ないのは、企業家側の反對と、今一つには時勢の變化に伴ふ所謂一般情勢の變化が、斯かる法律を造ることそれ自體に關して、彼此論議を醸さしむる處ある空氣を生み出すに至つたことに因るものと見なければならぬ。

社會局の立案した勞働組合法案としては、大正十四年に公にされたものが、先づ最も整つた面目を備ふるに至つたものと見てよいであらう。仍て其の當時それについて、法案の認めんとする勞働組合の性質を中心とした私の評論を、舊稿乍ら大體そのまゝに茲に採錄して置く。

その法案は政府案として第五十一議會に提出されたものであつて、工場法などに於ても其の例を見たやうに、當初當局官署で作られる此種の法案は割合に進んだもので、時勢と比較してさう後れたものでなく、諸外國の事情をも參酌して相當によく出來たものであるのを常とする。勞働組合法案も大體に於て其の例に漏

れぬと謂つて差支ないであらう。若しこれが議會に提出さるゝ前に又は議會に提出されてから、色々と利害關係の異る方面からの注文や政黨の立場とする所やからして、奇妙に修正さるゝことなく、大體法案の主旨とし方針とする所が變更せられないで、法律となるを得るならば、かなり良い法律となり得るものと見て差支ない。

法案第一條第一項の規定する所に從へば、勞働組合として法律の承認せんとする所のものは『勞働條件の維持改善を目的とする勞働者十人以上の團體またはその聯合』たるものとし、なほ其の第二項に於て勞働組合は、前項に掲ぐるものゝ外組合員の共濟修養其の他共同利益の保護增進を目的となすことを得るものとせられてある。此の規定に從へば、勞働組合たるものは勞働條件の維持改善を目的とする勞働者の團體たるを以て本體とし、組合員の共濟修養其の他共同利益の保護增進をも併せ目的とすることが出來るものゝやうである。又讀みやうによつては、同條の規定は、勞働組合は勞働條件の維持改善を目的とするものゝ外に、單に組合員の共濟修養其の他共同利益の保護增進を目的とするものとしても成立ち得るやうにも見へる。明文やゝ曖昧で果してどちらが正當の解釋であるかわかり兼ねる。

惟ふに勞働條件の維持改善を圖るといふことゝ、組合員相互の共濟修養其の他共同利益の保護增進を圖るといふことゝは、兩者同時に之を目的として組合を組織することの出來る性質のものであるが、兩者は事の性

質に於てはかなり相違してゐる所から、之を以て別々に勞働組合の目的と爲すことになれば、その目的が兩者何れに在るかに依て勞働組合の立場は大分異つたものとならざるを得ない。即ち勞働條件の維持改善を爲すを目的とするといふことになれば、その目的上實際的には勞働組合は雇傭關係に於て雇主に對立せるものとしての立場に居らざるを得ざることになるのが普通である。勞働條件の維持改善といふことは固より雇傭勞働者ならざる獨立勞働者に於てもあり得べき所だけれども、現今多くの勞働は雇傭勞働であり、又苟も勞働組合を作らんとする勞働者は大多數は雇傭勞働者であるから、其の所謂勞働條件の維持改善は雇傭上に於ける諸契約條件の維持改善といふこととならざるを得ない。從つて其の維持改善を圖るのを目的と爲すものである限り、勞働組合は雇主に對立し、雇主との折衝に於て、其の勞働條件の維持改善を爲すことになる外はない。何れにしても勞働條件の維持改善といふことは、勞働者と雇主との相對關係に於て猶めて可能となり得るものである。

よし又勞働が雇傭勞働として行はれず、獨立自主的な勞働として行はるゝものとしても、其の場合に在つても、勞働條件の維持改善の爲めに勞働者が組合を組織するといふからには、やはり其所には雇主ならずとも其等獨立勞働者に對して其の勞働條件を定むる上に直接の關係を有する或部類の人々があつて、勞働組合は此の人々に對して勞働條件の維持改善を爲すべき要求を致さん爲めに存在するものたらざるを得ない。我

國の小作人を一種の勞働者と見、獨立勞働者の部類に入れることが至當であるならば、此等のものが小作條件についてその維持改善を目的として組合を組織するに於ては、その組合もやはり玆に謂ふ勞働組合たらざるを得ないわけで、其の場合小作人組合は、やはり雇主ではないが勞働條件を定むるに就いての相手方たる地主と對立することになる。又工業勞働に在つても、彼の請負勞働の如きは、普通の雇傭勞働とは多少性質を異にして居るが、その請負條件の維持改善を目的として其等の勞働者が組合を組織すれば、これ亦勞働組合たるに相違なく、その組合は、やはり雇主ではないが請負勞働條件を定むるに就いての相手方たる企業家に對立することにならざるを得ない。

されはともかく、苟勞働條件の維持改善を目的とするものであるからには、勞働組合は、それが普通の雇傭勞働者の組合であらうと、又獨立勞働者の組合であらうと、勞働契約の相手方たる者に對立するものたらざるを得ない。勞働契約の全然行はれないやうな獨立勞働に在つては、普通の場合としてはその條件の維持改善といふことも考へられぬから、これを目的とする勞働組合の存立する筈もない。

然るに翻つて勞働組合法案の揭ぐる勞働組合の目的の他の方面、即ち組合員の共濟修養其の他共同利益の保護増進なるものに就いて見れば、これは勞働組合としては獨自一己に爲し遂げ得べき事柄であつて、相手となるべきものを必要としない。即ち勞働組合が雇主其の他のものとの相對關係に於て之を爲すべき性質の

事柄ではなく、組合內部に於て組合員相互間の事として之を爲し得べき性質のものである。たゞ法案に謂ふ所の共同利益の保護增進といふ意味が曖昧だが、已に勞働條件の維持改善の如きも廣い意味に於ては共同利益の保護增進たるに拘らず、之を引離して第一項と第二項とに別々に規定してある所を以て見れば、茲にいふ共同利益の保護增進なるものは、例へば勞働組合の事業として消費組合的な仕事をするといつた風の事柄を意味するものと思はれる。果して然らば之れ亦雇主と對立關係に於て成立つ事柄ではない。つまり第一條第二項に規定されてゐる勞働組合の目的たるべき事項は、勞働組合として獨立に之を行ひ得べき性質のものばかりであつて、其の意味に於て第一項に規定された目的とは性質を異にするものと見なければならぬ。

所で今勞働者の間に共濟や修養などの目的の爲めに組合團結の出來る場合には、勞働條件の維持改善を目的として組合が造られた際、その同一組合の附帶的な目的として此等も併せ目的とせられる場合と、勞働組合はたゞ此等の共濟や修養の如き事項をのみ目的と爲し、勞働條件の維持改善といふやうな雇主に對立的な意味を有する目的は之を有しない場合とがあるべき筈である。英國などの實例に於ては、勞働組合は其の發達の沿革上の理由からして、多くは共濟的の目的や修養的の目的を有し、同時に勞働條件の維持改善をも目的とし、つまり兩種の目的を兼ね有するのが少くない。同時に又勞働組合といへば主として勞働條件の維持改善を目的と爲し、共濟修養の如きことを目的とするものは又一種別異な組合として所謂友愛的組合 Fri-

endly society なる名稱と實質とを持つて居り、兩者が自ら分離し別々の發達を遂げつゝある風もある。從つて實状は決して兩者の明確な區別を許さぬけれど、然し近時の傾向としては、普通に勞働組合といへば、必ず勞働條件の維持改善に關する目的を有せざるべからずと見られる風が強く、その目的を有する組合が同時に共濟や修養の目的を兼ね備ふるは妨なしとするも、たゞ共濟や修養の如きをのみ目的とするものは、それは單純な友愛的組合たるに過ぎないで、勞働組合なるものとは別種のものとして兩者を區別するのを妥當と見るに傾いてゐるものと謂ふてよい。

わが勞働組合法案は此點に關して如何なる見方をして居るのか、條文の解釋上だけからでは十分明確には解かり兼ねる。第一條第二項の目的を有するばかりの組合をでも勞働組合として取扱はんとするのか、それとも勞働組合なるものは必ず第一項に掲ぐる目的は之を有すべきもので、第二項に掲ぐる目的は之と併せ目的とせられる場合に限り勞働組合の目的となり得るものか、其邊が十分明瞭でない。然し條文の解釋上だけからいへば、勞働組合は共濟修養の如きだけを目的とすることは出來ぬものと見なければならぬやうに見える。普通の法文解釋としては斯く見るより外仕方がない。惟ふに此點については今後尚ほ幾多の議論が行はれることであらう。

私の觀る所では、勞働組合といへば必ず勞働條件の維持改善を目的とするものたることを要し、それと併

せて組合員の共濟修養其の他共同利益の保護增進を爲すことを目的とするのは結構だが、たゞ後者の目的をのみ有するのでは勞働組合たるには甚だ不十分のものと謂ふ外はない。たゞそれだけのものに對しては、別に勞働組合法といふ特殊法を設けずとも、普通法規即ち民法上の之に適用さるべき規定だけで充分だと思はれる。そしていま勞働組合法案の各條項を見ても、たゞかゝる友愛的組合だけのものを眼中に置いた規定はない。やはり其の規定する所は勞働條件の維持改善を目的とする勞働組合を主眼として設けられたものと見る外はない。條文中重要な規定は（例へば第十一條及第十二條の如き）大抵皆その積りで設けられて居るやうである。果して然らば、私は之は至當のことだと信ずる。斯くて甫めて所謂橫斷組合を承認する意味が成立ち、時勢の要求に應じ得る次第である。

勞働組合法案が、勞働條件の維持改善を目的とする勞働組合を承認し、之を以て勞働組合の本體と見る態度を示して居るからには、雇主に對立する勞働組合即ち所謂橫斷組合なるものが公に認められることになるのだが、扨て然らば斯かる組合は之を組織するに就いて、其の組織を職業の區別に沿ふて行はるべきであるか、産業の區別に從つて行はるべきものであるか、將又それ等には全然關係なく組織さるべきものであるかに就いては、法案は表面的には何等準據となるべき規定を設けて居ない。又その規定の解釋上からしても、右の區別に關して法案は、充分明確な考を以て之を作つたと思はれるやうな條項を含んで居ない。法案編纂

の任に當つた人々は恐らく此點に關しては充分なる攷究考慮を重ねたことであらうが、その結果法案には表面上は何等その區別を規定せざることにしたものとも思はれる。

されば第一條第二項中の「其の他共同利益の保護增進」といふ字句についてみた所で、その共同利益なるものは、勞働者中同じ職業に從事する者の共同利益を意味するのか、同一産業に從事する者の共同利益なるのかそれとも苟も勞働者たる限りその階級に共通なる利益を指すのであるか、其點は少しも限定されて居ない案文の解釋だけからいへば、その共同利益なるものは、右三者中の何れであつても差支ない筈で、勞働者は此等の中何れかの共同利益若くは何れもの共同利益の保護增進の爲めに組合を組織し得べき筈である。

法案が斯かる區別に拘泥しなかつたのは、勞働組合はその組織は如何樣であつても、そはたゞ組合を組成する勞働者の好む所と事情の要求する所に委かすべしとの、寛大な態度に出たものと思はれるが、さて之が實際の問題となれば、此の組織體系に關する問題はかなり重要な意義を有せざるを得ない。そして我國の勞働組合が今後如何なる組織のものを主として本幹として發達するに至るかは、勞働運動の前途に取つても、同時に又經濟界に取つても、社會生活一般に取つても、極めて重大なことたらざるを得ない。

前章にも述べたやうに、現今諸國の勞働組合は英國在來の勞働組合が大多數其の例であるが如く、同一職業に從事する者の間に造られた組合（Craft Union）と、一八八九年頃以來英國にも其の例を見、北米合衆國に

在つても一八六九年に呱々の聲を擧げた所の The Noble Order of the Knights of Labor や、其の後身とも見るを得べき一九〇五年設立の The Industrial Workers of the World の如きに於て其の例を見るやうな、産業の區別に從ひ同一産業に從業する勞働者の間に造られた組合(Industrial Union)と、産業の區別や職業の區別やを全然問ふ所なく、勞働者たる限りの者は何人でも之に加入するを得る勞働總組合と稱せらるゝもの(Labour Union or General Labour Union)との三つの主な區別がある。その以外にも尚ほ同一材料を取扱ふ勞働者の間に組織される組合(例へば獨逸の金屬職工組合の如き)や、同一企業體の下に雇はれてゐる者の間に組織される組合(例へば官業勞働者組合)やの如き、組織系統上から見た區別も認められ、總て此等のものが同一國内に在つて併存して居る有樣である。

所でこの區別がたゞ勞働組合を組織するに就いての勞働者の系統に屬する區別たけであるならば、餘り重大な意義は有し得ないのだが、實際に於ては、此等の區別は同時に尙ほそれ以上に大いに複雜な組織上の區別を包含して居るのみならず、その組織の目的とする所や立場とする所も尠からず相違して居て、その組織上の區別が、たまたま勞働組合としての範疇を分たしむるに足るほどの區別であることになつて居るものだから、今此の組織に關することが、勞働組合運動全般に重大な意義を有せざるを得ざることになる次第である。從つて我國に於ても今後此等のものゝ中で何れが主に發達するかといふことゝ、何れのものゝ發達を助

成するのが政策上好ましい所であるかといふことゝが、頗る重大な意義を有せざるを得ない。從つて又勞働組合法を制定するに就いては、此點に關して豫め十分な攷究を遂げ、規定を爲すに當つては、全然それ等の區別を無視して何れにも共通な規定を設くるに止めるか、それともその區別を認めた上で規定上にもその區別より生ずる顧慮を拂ふべきかといふことも、重要のことたらざるを得ないのである。

固より勞働組合法としては、或種の組織を以てせらるゝ勞働組合をのみ認めて、之に妥當する規定をのみ設けるといふわけには行かぬであらうが、規定上にこの組織上の區別より生ずる顧慮を拂ひ、適當な斟酌を爲すことは出來得べき筈である。公にされた勞働組合法案には、表面的には格別立入つた斟酌はされてない。たゞ其の規定の內容的攷案を試むるに依て甫めてその斟酌の窺はれるものがある。それは後に述ぶるが如く勞働組合の組織と其の目的とする所とを併せ見て、その本性を叩くに依て甫めて見定められる所である。

そこで尙ほ少しく上に揭げた組織上の區別より生ずる勞働組合の種別について、其の各々の特色とする所に關し就中重要な諸點を攷へてみることにする。

已に前章に於ても之に觸れて說いて置いたやうに、職業別的な勞働組合は、英國に於て最も早く發達したものである。當初同國の勞働組合運動は、やゝユートピアン、ソシアリズム流の考に傾き、勞働者生產組合運動（Labourers' Co-operative Societies）ともなり、又政治的革命運動たる色彩をも帶びて Chartist

movement を見たのだが、一八五一年に The Amalgamated Society of Engineers の成立を見るに至つてからは、所謂勞働組合主義(The Trade Unionism or Craft Unionism)の確立を見、同職に從事する者が、その職業に關する勞働者共同の利益の保護增進の爲めに、特にその勞働條件の改善の爲めに、之を目的として組合を組織する風が一般に行渡り、所謂職業別勞働組合は英國に於ける古典的形態となつてしまつたのである。獨逸に於ても此種の勞働組合は所謂 Hirsch-Dunker 式組合として夙に其の基礎を築き上げた。又北米合衆國に在つても The Knights of Labor に對抗し之が崩解以後は米國勞働組合運動の指導的地位を占むるに至つた所の The American Federation of Labor の如きも、本來はやはりこの職業別組合主義に據つて立つてゐたものである。斯くて今や勞働組合の發達せる國々に在つては、此種の組合が最も廣く行はれ、其の勢力も亦國々により多少の優劣はあるにしても、最も有力な地位を占めて居る。つまり勞働組合運動の當初から現今に至るまでの間に於ては、大體此種の組合が運動の本流を爲して居ると見て差支なく、其の事は英國に於て最も著しく、獨逸では少し事情の異るものあるを見る。

　然らば此種の職業別的な組合は、其の目的とする所如何にといふに、主としてはたゞ其の職業に於ける勞働者の利益を保護增進するに在り、勞働者全體の利益の保護增進といふやうな事はあまり問題にしない。ただ自己職業に關する勞働者の利益を衛り之を進めることに依て同時に勞働者全體の利益を保護增進すること

になるならば愈々以てそれは結構だが、その直接の目的とする所は飽迄前者に在つて後者に存しない。從つて場合に依つては、餘りにも自己職業に於ける勞働者の利益を保護增進するに急な爲めに、却つて他の勞働者に迷惑を及ぼし、その失業を招いたり賃銀下落を生ぜしめたりすることありとも、それは致方なしとする態度を採るものだといふので、他の勞働者より非難を被ることすらあるのを避け難いやうな次第である。

　されば此種の組合に在つては、勞働者階級の全般的な解放だとか、賃傭勞働制の廢止だとか、勞働者自主組合に依る生產の管理經營だとか謂つたやうなことには、殆んど多く注意の拂はれる所がない。それよりも差當り現實な問題に於て組合員たる勞働者の利益を圖り、勞働條件の維持改善を爲すに注意し、其の爲に或は集合契約制を實現するとか、又その主張貫徹の手段として罷業を行ふとかするを以て任務とする。從つて其の行ふ罷業の如きも、たゞ勞働條件の維持改善に關する主張を貫くが上に止むを得ざる手段として、然かも謂はゞ最後の手段として、之を行ふに過ぎない。決して之を以て革命的の行動として行ふのでもなければ之に依て現時の產業組織を破壞し、勞働者の主管する新生產組織を實現せしめんが爲に之を行ふものでもない。又資本主階級に對する勞働者階級の階級鬪爭たる意味のみに於て之を行ふものでもない。即ちその意味に於て此種の勞働組合はそれ自身が一の鬪爭團體たるわけではない

　加之此種の組合は、一方には斯く勞働條件の維持改善の爲めに色々のことを爲すを以て目的とする以外に

併せて又組合內に於て組合員の共濟や修養訓練などの爲めにも種々の施設を爲すものが尠くない次第であつて、此種の友愛組合的性質を兼ね具ふるものが多い。

されば要するに此種の勞働組合は、勞働條件の維持改善を目的とする點に於て雇主に對立せるもので、所謂橫斷組合ではあるけれども、其の中に在つてはよほど穩健なものである。即ち現時の產業組織と企業制とを是認し、雇傭勞働制をも維持する立場に在つて、たゞその現存制度の下に於ける勞働條件の改善や勞働者境遇の向上を實現せしむることを以てその使命と爲すもので、謂はゞ改良主義的立場に居り、所謂勞働組合主義(Trade Unionism)といふ一種獨立の立場を取つて居る次第である。

そこで翻て又我が勞働組合法案を見るに、前に述べたやうに、其の規定には何等表面的には此の組織上に於ける勞働組合の區別に觸れたものを設けて居らぬが、然し內容的にその規定を叩いて見れば、第一條に於て勞働條件の維持改善を目的とするものを以て勞働組合の本體と見る態度を示して居り、更に又勞働組合は組合員の共濟修養を目的とすることも出來るものとして、とにかく勞働組合を其の目的とする所に於て限定し、その限定されたる目的を有する勞働者の組合を以て勞働組合と見ることにして居り、然かもその限定されたる目的は、普通の解釋から見れば、內容的に上に示す英國在來の職業別的な勞働組合の目的とする所と大體に於て一致して居るものと思はれる所から推せば、法案はやはり此種の組合を勞働組合と見て、之に關

する規定を爲すを本旨とせるものと謂ふことが出來るであらう。其の他の種類の勞働組合は、たとへ實際には存在することがあつても、それは法案に謂ふ所の勞働組合ではなく、從つて法案は此等のものとは何等直接の關係を有せず、法案の規定する所は之を以て此等のものゝ準據となるべきものとはしない態度を採つて居ると見て、差支ないであらう。

所で尚一つ前章にも說いた所を繰返して置きたいことは、職業別的な勞働組合は、その目的とし任務とする所が上に示すが如き所に存するものであるが爲に、之を組成する人々は同じ職業に從事する者であつても就中熟練な從つて勞働者として同職者中でも比較的高い地位に在る人々に限られ、その賃銀も高い部類の勞働者の組合たるを以て例とすることである。不熟練にして下級な勞働者は、たとへその職業範圍內に此種の勞働組合が存在して居ても、之に加入するを許されざるものが多い。女子勞働者の如きも亦彼等の多くが不熟練勞働者で又賃銀の低い下級勞働者たるの故を以て、從來組合に加入することを拒絕せられ、たゞ近時に至つて漸く女子勞働者中に固有の勞働組合を作り得るに至つたに過ぎない有樣である

そして此種の組合は、一方組合員の共濟の爲めに基金の備を爲すものが少くないから、その組合員に對しては、かなり高い入會金と定期の會費とを徵收するのを例とする。罷業基金の如きものゝ爲にも多くの費用を要し、此の事情からしても下級勞働者は之に加入し得ざる事情がある。

從つて此種の組合は、之に加入し得ざる勞働者より之を見れば、之あるが爲に組合員勞働者に依つて就職の機會が獨占せられる嫌があり、其の結果非組合員中には失業の機會が多くなり、又賃銀標準も組合員については集合取引其の他勞働組合の働に依て段々高めらるゝに反して、非組合員の間に於ては少しも高められることなく、失業を免れんが爲に賃銀標準は却つて非組合勞働者自ら多少之を低くする結果となる嫌も少からずとせらるゝ。然るに元來此種の勞働組合は、たゞ組合員たる者の勞働條件を維持改善したり其の他のことを爲すを以て目的と爲し、勞働者一般に對しては、たとへ組合所屬員と職業を同うする勞働者に對しても何等のことをも爲さんとするものでないのだから、右等の事情には全く顧慮する所なく、たゞ自己の爲すべき所だけを爲す態度を持して行くのである。茲に於てか此種の組合に對しては、非組合員の間や、他の立場を採れる勞働組合運動者の間には、之を一種の勞働階級中の貴族的團結として非難する風すらある次第である。

此點に關聯してわが勞働組合法案に就いて見るに、法案は固より此等の點に關しては何等積極的に規定する所なく、組合員たるべき者の資格は各組合に於て隨意に之を定むべきものとの態度を持して居る。從つて法案にはたゞ第三條に於て、勞働組合の規約には組合員の資格に關する規程と組合員の加入及び脫退に關する規程とを他の指定されたる諸事項に關する規程と共に記載することを要すと定めて居るに過ぎない。これ

勿論當然のことである。

職業別的勞働組合と異り、所謂產業別的勞働組合は、その組織の上からいふも、職業の區別には拘泥する所なく、同一產業に從事する勞働者の間に造られるもので、然かも同一產業に從事する勞働者たる限り、熟練者であらうと、不熟練者であらうと、總て之を打つて一丸と爲し、一組合として造り上げんとするものであることは既述の通りである。そしてそれが產業の區別に沿ふて組織せられる理由は、現今の經濟界に於ける各種の生產業は、大抵產業毎に實際的に一體系を形造つて居り、其間に利害共通なるものあり、特に企業家は產業の區別に從て團結して居るのを例とし、少くとも產業毎に其の立場を持つて居る有樣であるから、この實情に適應し、企業利益と企業家とに對立せん爲めには、勞働者も亦產業の區別に沿ふて團結するを適當とし又必要とするといふ所に存する。されば此種の勞働組合は產業の區別に依つてこそ組織せらるれ、その團結はつまり勞働者の階級的意識に依つて爲されたる勞働者全階級的のものである。

斯るが故に此種の組合に在つても、其の目的とする所は、啻に組合員たる者の目前に横はる勞働條件の維持改善や組合員勞働者の境遇の當面的な改善やに限られることなく、それよりも更に進んで勞働階級全般に渉つて根本的に其の地位の向上と境遇改善とを圖ることに存する。つまり勞働者階級をば一般的に現時の資本主義的產業組織より解放し、やがては勞働者階級による生產支配を實現せんとするものである。從つて罷

業を行ふにしても、それは勞働條件改善の爲に其の主張貫徹の手段として行はるゝ所のもの以外に、總同盟罷業を行ひ、サボタージユを行はんとするものであつて、階級戰爭の發露として、現在の產業組織と企業制とを轉覆せんが爲に之を行ふべきものとせられる。

されば前に示した職業別的な勞働組合に在つては、勞働者の階級的意識よりも業務的な意識が强いのに反して、產業別的な勞働組合に在つては斯かる業務的意識は比較的薄く、彼の集合取引の如きも、前者は大いに之に力瘤を入れるに反して、後者に於ては之を否認し、資本主義との間には斯かる妥協を容るべき餘地のないものと見、其の他一切の妥協を排斥せんとするのである。即ち現時の資本主義を根本的に否認する態度を取り、之を打破するが爲には直接行動を推奬せんとするが如く、槪して革命的色彩の濃厚なものが多い。尤も之は大體に就いての觀察であるから、悉くが皆さういふ目的を持つて居るとはいへぬけれど、職業別的組合に比較すれば產業別的組合に右の如き目的と任務とを有するものが多くて、兩者頗る立場を異にすることだけは明かである。

然らば此種の勞働組合は大體何時頃から如何なる國に於て主として發達して來たかといへば、その運動の發源地は佛蘭西だと見て大過なく、同國に於けるサンヂカリズム流の思想に促され、其の波及に依て諸國に此種の勞働組合運動の勃興を見るに至つたものといへる。即ち佛蘭西に在つては、一八八四年に勞働者結社

の禁が事實的に解かれて以後に於ても、英國在來の職業別的な改良主義的な勞働組合運動は發展せず、一八九二年に Fédération des bourses du travail が生れ、一九〇二年には Confédération général du travail (C. G. D. T.) が成立するに至つたのだが、その傾向は革命的で、サンヂカリズム式のものであつたことは人のよく知る所である。そして此の傾向が英國に波及するに及んでは、同國でも從來の勞働組合の外に、新たなものが生れることゝなつた。即ち同國に於ける在來の所謂勞働組合主義なるものに對しては、社會主義者の如きは元より甚だ不滿足で手ぬるしと思つて居たのであるから、社會主義思想が勢を得ると共に、所謂新組合運動を見るに至つた。

それは一八八九年に行はれたドック大罷業を切つ懸けにして表はれて來た新傾向で、新運動は鬪爭團體として資本主階級に對する鬪爭を爲し、資本主義制を亡ぼして其の城塞を奪ふを以て目的とした。爾來同國に在つては、此種の新組合運動は餘り著大な發展は爲し遂げ得ないけれど、然し現在に於ても其の勢力は消へてなくなつたわけではなく、之が爲に舊來の勞働組合主義も大いに其の影響を受け、目的や立場の上に多少の變化を見ざるを得なかつた。北米合衆國では革命的勞働組合運動は前に示した The Knigh's of Labor 及 I. W. W. に依て表現せられたが、此等が撲滅せられると共に大いに其力を殺がれてしまつた。然しその潜勢力は侮り難く、現在では彼の C. I. O. (Committee for Industrial Organization) がよほど有力に

なつてゐる。最後に獨逸の勞働組合運動は當初から社會主義的傾向に依て導かれ、ラサールやベーベルなどの力に依て社會民主々義の基礎の上に建設せられた所の勞働組合は、英國式の勞働組合主義的のものよりも優勢であつた。前章に示した自由勞働組合 die freien Gewerkschaften これである。然し此等をサンヂカリズム流の勞働組合と一緒にするは少し不穩當である。此等は大體マルクス主義に據て立つてゐたもので、英國式のものとは固より立場を異にして居る。

すべて此等の勞働組合は、同じく勞働組合たる乍ら、英國本來の職業別組合主義的のものと著しく其の性質を異にすることは明かである。そして兩者の相違が獨り其の組織の相違より來れるものにあらざることは言を俟たざる所で、其の主義として立場とする所の相違が元來根本の相違であつて、組織の相違は此の根本の相違に促されて表はれたものに過ぎぬ。私は說明の順序と便宜との爲めに、先づ組織の相違より入つて說明を進めたが、それはたゞ便宜上然かせるに過ぎざることを呉々も注意しなければならぬ。

そこで又立歸つて我が勞働組合法案を見るに、前に之を述べたやうに、法案は大體に於て英國流の職業組合主義（Craft Unionism）に據り、勞働條件の改善を爲すことを目的とする勞働者の團體を勞働組合として承認せんとするもの〻やうである。從つて革命的色彩を持つた C. G. T. 風のものや I. W. W. 流のものは之を勞働組合として認めんとはしてゐない。けれども法案の文面だけではその規定の文句がや〻空漠で廣汎な

意義を有する結果、此種の組合も亦よく存立し得べき餘地がある。即ち「勞働條件の維持改善」といふだけで勞働組合が限定せられ、その目的を有するものでさへあれば、之を勞働組合として承認するといふことだとすれば、たとへ產業別的勞働組合主義（Industrial Unionism）流のものでも、苟も廣義に於て勞働條件の維持特に改善を目的とせざるものはないのだから、皆その規定の下に公に承認さるべきものとなる。此種の革命主義的な勞働組合は結局は現時の產業組織を打破し、企業制を革めて勞働者主宰の生產狀態を造り出さんとするものだけれど、その目的の爲に現制度の下に於て組合運動を行ふのは、やはり勞働條件を改善せんが爲に之を行ふものに外ならぬ。從つて此種の組合といへども法案の規定する所だけに就いて見れば、其の規定に合致せぬものとはいへないから、やはり承認されることになり得る。少くとも法案の規定に表はれた字句は全然斯かる解釋を容れる餘地なしとはいふことが出來ない。

果して然らば、法案は如何なる種類の勞働組合を公に承認せらるべきものとして取扱はんとするのか、その間に區別を認むるや否やが甚だ曖昧である。曖昧でないとするならば、法案は如何なる種類の勞働組合をも苟もそれが勞働條件の維持改善を目的とするものである限り、悉く之を承認抱擁せんとする寛大な態度を持するものと見て差支ないか。今後時勢の推移と共に、新たに勞働組合法が造られる場合には、此等の點に關しては、もつとよく考究して、法文の規定をもつと明確にすることが必要であらう。

扨て以上は主として大正十四年八月に公表されたる勞働組合法原案について、その認めんとする勞働組合の性質を論じたのであるが、其の後大いに改正せられ、原案に不明だつた點が明かにされ、又不備だつた個所の充備された所が少くない。

何れにしても勞働組合法の制定といふことは、我國現在の實狀に於ても、洵に重要な事柄であり、勞働組合の發達を健全に指導せんが爲めには、一日も忽にすべからざる社會政策上の懸案であるから、茲に附記として勞働組合法案の起草立案や議會提出等の經過に關して年表的な説明を試むると共に、大正十四年八月公表の社會局立案の勞働組合法原案を條文のまゝ採錄し、併せて又大正十五年第五十一議會に提出されたる政府案の内容抄錄と、昭和四年政府作製の法案及び昭和六年第五十九議會に提出されたる右修正案の條文とを、比較參照に便利な形に於て抄錄添付して置く。讀者は以上に論ずる所と併せ見て、法案の改正や修正の跡を尋ねられんことを希望する。

勞働組合法案年表——要點ノミ。

大正九年以來歷代内閣ノ懸案トナル。

大正十四年

大正十四年八月社會局（原）案公表。行政調査會ノ審議ニウツサル。此原案ハカナリ進歩的ナリシタメ、勞働團體側ハ

反對セズ。陸海軍當局ハ之ニ反對ス。資本側モ反對ス。資本側（其ノ中心ハ工業倶樂部）ノ原案反對要點。原案第十一條・十二條即チ加入組合員ノ保護及勞働協約ニ反對シ、加入組合員ノ資格ニ産業別職業別及組合員ノ最少數（原案ヨリ多數）ノ制限ヲ附シ、組合ノ聯合會ヲ否認ス。カヽル資本側ノ反對態度ニ對シ日本勞働總同盟大阪聯合會ハ大日本紡績研究會ニ宛テ、八月二十五日警告文ヲ發セリ。カヽル勞資兩側ノ主張ヲ反映シテ出來上ツタモノガ政府案（中段ニ掲グ）デアツタ。

大正十五年

大正十五年二月十六日、政府案第五十一帝國議會衆議院ニ上程サル。特別委員會ニテ審議未了。コノ政府案ハ尚資本家團體ノ要求ヲ充シアタハズ、他方勞働團體亦之ニ反對運動ヲオコシタタメデアル。

昭和二年

昭和二年第五十二議會ニ於テ又モヤ握リツブサレテシマツタ。既ニ提出前カラ一方ニ於テ資本家側ノ裏面ニ於ケル猛烈ナル阻止運動アリ、他方無産政黨側ノ修正要求ノ運動ガアツテ、勞資双方ノ不評ノタメニ一時ハ不提出ノ風評サヘ有力デアツタガ、結局前年案通リデ僅ニ一二ノ單ナル字句ノ修正ニトドマルモノガ上程セラレタ。該法案ガ五十一議會案ト相異セル點ハ、（一）第二十五條ノ中合併又ハ分割ニヨツテ「成立スル勞働組合」ヲ「成立シタル勞働組合」ト修正。（二）附則『本法ハ大正十五年七月一日ヨリコレヲ實施ス』トアルヲ『本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム』ト修正。

昭和三年

昭和三年第五十五議會ニハ提出セラレナカツタ。政友會ハ由來勞働組合對策トシテ別ニ建設的ナル政策ヲ抱持シテオラズ、本年度ニ於テモソノ内閣ハ一般勞働運動ニ對シテ極度ニ反動的態度ヲ示シタ如ク、組合運動ニ對シテモ左翼的團體ニ向ツテハ何等假借スルトコロナキ彈壓ヲ試ミタ。日本勞働組合評議會ヲ解散シタルガ如キ、其ノ思ヒ切ツタ抑壓政策ノ片

鱗ノアラハレデアル。

昭和四年

勞働組合法ニ對シテ進歩的態度ヲトレル民政黨内閣ハ來議會提出ノ建前ヲ以テ内務省社會局草案勞働組合法ヲ作成シ、コレヲ昭和四年八月社會政策審議會ニ諮問シタ。同審議會ハソノ特別委員會ニ於テ前後數回ニ亙ル審議ヲ重ネ、カクテ得タル答申案ヲ十二月七日ノ審議會總會ニ付議シタ。右諮問案並ニ答申理由書左ノ如シ。

諮問第一、職業別又ハ產業別ノ組合ノミヲ認ムベキヤ。

答申、職業別又ハ產業別ノ組合ニ限ルベカラズ。理由、勞働組合法ハ自然ニ生レタル一切ノ勞働組合ヲ法律上公認スルヲ趣旨トス。

諮二、聯合組織ヲ認ムベキヤ。

答、認ムベシ。理由、現在最モ有力ナル組合ハ聯合組織ノモノ多シ、之ヲ法律上認メザルハ勞働組合法タル意義ヲ減殺ス。

諮三、法人格取得ヲ組合ノ任意トスベキヤ。

答、組合ノ任意トスベシ。

諮四、組合員タルノ故ヲ以テ勞働者ヲ解雇スルヲ禁ズルヤ。

答、禁ズベシ、但制裁ヲ附セズ。

諮五、同盟罷業ニヨル損害賠償義務ノ免除ヲ如何ニスベキヤ。

答、免除スベシ。

諮六、組合ノ監督ニ關シ如何ニ規定スベキヤ。

答、勞働組合ノ行爲ニシテ社會ノ安寧秩序ヲ紊ル場合ハ主務大臣ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得。

諮七、勞働協約ニ關スル規定ヲ設クベキヤ。

答、設クベカラズ。

社會政策審議會ハ滿場一致右答申案ヲ可決シタノデ、政府ハ右意向ヲ尊重シテ法案ヲ作製シタ。内務省ハコノ法案ヲ第五十七議會ニ提出スベキヲ言明シタ。右法案ハ可成リ進歩的ナリシタメ資本家側ハ一齊ニ反對、不贊成ヲ稱ヘタ。（同法案ハ後掲）

昭和五年

法案ノ提出サレル筈ナリシ第五十七議會ハ解散トナリシタメ、同法案ハ當然ニ第五十八特別議會ニ提出サルベキデアツタガ、政府ハ廣汎ナ組合法案ヲ會期ノ短イ特別議會デ審議スルコトハ不可能トノ理由デ、之ヲ中止シタ。資本家側（工業クラブ等）ノ反對ガ與ツテ力アリシモノト考ヘラレル。

特別議會後工業クラブ等ノ資本家團體ハ法案反對ノ理由ヲ次ノ如ク掲ゲテ、提案阻止運動ヲ試ミタ。

理由（一）組合法ノ原案ガ勞働者ノ團體ノミヲ公認シ、勞働者保護ニ偏ス。（二）第十二條。（三）第十三條。（四）爭議取締規定ノ不備。（五）社會主義ノ影響ヲ受ケテ發達シ、階級鬪爭ヲソノ使命トスル我國現在ノ勞働組合ニ法ノ保護ヲ與ヘルコトハ階級鬪爭ノ傾向ヲ助成シ産業ノ平和ヲ攪亂スルニ至ル。

政府内部及資本家團體ノ最後ノ諒解ヲ求ムルタメ十二月二十二日安達内相ノ主催デ勞、資、中立ノ三方面ノ代表者ヲ招キ勞働立法懇談會ヲ催シ、局面打開ヲ計ラントシタガ、資本家側ノ出席拒否、意見發表拒否ノタメニ失敗ニ終リ、政府ハヤムヲ得ズ玉碎主義ヲ以テ原案ヲ第五十九議會ニ提出スルノ外ナキニ至ツタ。

昭和六年

昭和六年一月十七日安達內相ハ資本家側　第三者側（勞働者側ヲ含マズ）ヲ招キテ所謂勞働法案懇談會ヲ開催シタ。二月五日江木鐵相ハ全國産業團體代表藤原銀次郎氏外二十一名ヲ招イテ懇談會ヲ開イタ。資本家側ハコノ兩懇談會ニ於テ大反對ヲ試ミタ結果、原案ニ大斧鉞ヲ加ヘタ修正案ガ出來上ツタ。コノ修正案ハ二十一日議會ニ提出サレ、二十四日委員會ニ附託、二十五日ヨリ三月十四日マデ十六回ニ亙リ委員會ガ開催サレ、十七日本會議ニ上程、議案ハ多數ヲ以テ可決サレ、直チニ貴族院ニ回附サレタガ、反對ニアヒ、結局ニギリツブサレタ。

右修正案ハ獨リ資本家側ノミナラズ、勞働者側カラモ反對サレ、政府案ハ兩難ニ陷入ツタノデアツタ。

原案ト修正案、ナラビニ兩者ノ相異、類同點ハ之ヲ後掲法案ニ照應明示セリ。

昭和七年以後ニハ、社會情勢ガ一轉セルタメニ、勞働組合法案ハ餘リ大キナ問題トハナラナカツタヨウデアル。

勞働組合法案

（其一）勞働組合法（社會局案）——（原案）

大正十四年八月公表

第一條　本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者十人以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

第二條　勞働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合設立ノ日ヨリ三週間內ニ組合規約ヲ添ヘ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ屆出ヅルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同ジ

聯合團體タル勞働組合ニ在リテハ前項ノ外之ヲ組織スル團體ノ名稱ヲ屆出ツルコトヲ要ス異動アリタルトキ亦同ジ

第三條 勞働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 名稱
二 目的
三 主タル事務所
四 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
五 組合員ノ資格ニ關スル規定
六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
七 會議ニ關スル規定
八 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
九 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
十 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第四條 勞働組合ハ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第五條 勞働組合前條ノ規定ニ依リ法人トナリタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス登記前ニ在リテハ法人タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
一 第三條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
二 法人トナリタル年月日
三 理事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條　民法第四十八條、第五十條、第五十二條乃至五十五條、第五十七條及第六十八條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

第七條　法人タル勞働組合合併ヲ爲シタルトキハ合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第八條　法人タル勞働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第九條　法人タル勞働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スコトヲ要ス民法第七十二條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル勞働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十條　勞働組合ニハ所得税、營業税及登錄税ヲ賦課セス

第十一條　雇傭者又ハ其ノ代理人ハ勞働者カ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス

雇傭者又ハ其ノ代理人ハ勞働者カ組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス

第十二條　勞働組合カ雇傭條件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約（勞働協約）ヲ爲シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限リ無効トス無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ

第十三條　地方長官ハ勞働組合ニ對シ其ノ業務財産及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十四條　勞働組合ハ組合設立ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第十五條　勞働組合ノ決議法令ニ違反スルトキハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

第十六條　勞働組合ノ規約法令ニ違反スルトキハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條　前二條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八條　勞働組合解散シタルトキハ其ノ代表者ハ一週間內ニ之ヲ地方長官ニ屆出ツルコトヲ要ス

第十九條　第二條、第十八條若ハ第二十四條ノ屆出ヲ爲ササル者又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若ハ第二十五條ノ規定ニ違反シ若ハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス其ノ屆出又ハ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者亦同シ

第二十條　法人タル勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一　第五條民法第四十八條及第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二　民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ケタルトキ

三　民法第八十一條ノ規定ニ反シ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四　民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第二十一條　第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

第二十三條　本法ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ第二條ノ手續ニ準シ屆出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ二箇月ニ組合員名簿ヲ作製シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第二十六條　勞働組合ノ登記ニ付テハ非訟事件手續法第百十七條第百十九條乃至第百二十二條及第百二十五條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ際現ニ存スル勞働者ノ團體ニシテ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ目的トスルモノハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ノ團體ニ非サルモノト雖本法施行ノ日ヨリ六箇月內ニ第四條第一項ノ規定ニ準シテ屆出ヲ爲ストキハ本法ニ依リ設立セラレタル勞働組合ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ屆出ヲ爲サムトスル團體ノ規約本法ノ規定ニ適合セサルトキハ之ヲ改定スヘシ但シ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ノ團體ニ非サルモノニ在リテハ第一條及第十二條ノ規定ニ拘ラス同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ニ非サル勞働者ヲ以テ勞働組合ノ組合員ト爲スコトヲ妨ケス

（其六二）　勞働組合法案

昭和四年政府作製ノ法案。——原案

昭和六年二月廿一日第五十九議會提出——修正案

（これは右案の修正されたるもの）

（傍線——ハ原案ニシテ修正案ト同一ナル場合ヲ示シ、傍線ナキ所ハ原案

（政府案）——第五十一帝國議會ノ衆議院ニ上程（大正十五年二月十六日）セラレタル政府案抄錄（但、之ハ特別委員會ニテ審議未了）。——

修正案

一、同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハ本法ニ依リ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

二、勞働組合ハ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ以テ目的トス

勞働組合ハ前項ノ外組合員ノ共濟、修養其ノ他共同利益ノ保護增進ヲ目的ト爲スコトヲ得

三、勞働組合ハ法人トス

（……ニハナク、修正案ニノミ存スル箇所ヲ示ス）

一、本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善及組合員ノ共濟修養其ノ他共同利益ノ保護增（ヲ目的トスル勞働者ノ團體マタハソノ聯合ヲ謂フ。勞働組合ハ前項ニ掲クルモノノ外組合員ノ共濟、修養ソノ他共同利益ノ保護增進ヲ目的ト爲スコトヲ得。）進ヲ目的トスル同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ノ勞働者ノ團體又ハ其ノ團體ノ同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ニ依ル聯合團體ヲ謂フ。

二、勞働組合ヲ設立シタルトキハ其ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間以内ニ規約、代表者ノ氏名及住所並ニ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政官廳ニ屆出ツヘシ

聯合團體タル勞働組合ニアリテハ前項ニ掲クル事項ノ外（……）ノ他之ヲ組織スル團體ノ名稱及其ノ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ屆出スヘシ（ヲ屆出ツヘシ）前項ノ規定ニ依リ屆出テタル事項ニ變更アリタルトキ（マタハ異動アリタルトキハ）ハ其ノ變更ノ日ヨリ一週間以内ニ之ヲ屆出スヘシ（行政官廳ニ屆出スヘシ）

三、勞働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　名稱

二　目的

三　主タル事務所ノ所在地
四　組合ノ構成ニ關スル規定
五　組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
六　會議ニ關スル規定
七　代表者其ノ他ノ役員ニ關スル規定
八　組合費其ノ他會計ニ關スル規定

ハ規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ法人ト爲ルコトヲ得

四、勞働組合ニシテ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルモノハ之ヲ法人トス法人タル勞働組合ハ其ノ名稱中ニ法人ナル文字ヲ用フヘシ

法人ニ非サル勞働組合ハ其ノ名稱中ニ法人タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

勞働組合前條ノ規定ニ依リ法人ト爲リタルトキハ

五、法人タル勞働組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ……二週間以內ニ主タル事務所所在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ爲スヘシ

一　名稱
二　目的

三　主タル事務所所在ノ場所
トナリタル……
四　法人タル勞働組合設立ノ年月日
五　理事ノ氏名及住所
前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ
六、本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ登記前ニアリテハ之ヲ以テ、他人ニ對抗スルコトヲ得ス〔一〕本法ニ基キテハ登錄稅ヲ課セス〔一〕本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十八條、五十條……第五十五條及第五十七條乃至
七、民法第四十四條……第五十二條乃至……第五十九條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス
左ニ掲クル事項ハ組合員ノ總會ノ決議ヲ經ヘシ
八、組合員ノ總會ノ決議スヘキ事項左ノ如シ
一　基金ヲ設置シ又ハ廢止スルコト
二　豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコト
三　規約ヲ變更スルコト
四　聯合團體タル勞働組合ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脫退スルコト

五　組合ヲ解散スルコト
合併又ハ分割スルコト
六　法人タル勞働組合ノ合併又ハ分割ヲ爲スコト

聯合團體タル勞働組合ニ在リテハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル組合ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ
團體
以テ總會トス

九、勞働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得
總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準
用ス

十、勞働組合ハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ニ非サル者ト雖モ、左ニ掲クル者ヲ組合員トナス
ハ勞働組合ノ組
合員ト爲ルコトヲ得、但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス
コトヲ得

一　當該組合ノ役員又ハ役員タリシモノ
二、勞働者タリシモノハ、三、總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者
二　同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者タリシ者

十一、勞働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ス

十二、同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ニ非サル者ト雖左ニ揭クル者ハ勞働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一、組合ノ役員ニ選任セラレタル者

二、同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者タリシ者

三、總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者

十三、勞働組合ハ組合員ノ脫退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ス

十四、（原案第

十二、勞働組合ハ衆議院議員又ハ北海道會、府縣會、市會、町村會其他之ニ準スヘキモノノ議員ノ選擧運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツルタメ組合員ヨリ金錢ヲ徵收スルコトヲ得ス

十二、十三、雇傭者ハ勞働者カ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス雇傭者ハ勞働者カ勞働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脫退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ニ違反スル解雇ノ意志表示又ハ雇傭契約ノ約款ハ之ヲ無効トス

十三、勞働組合ハ役員又ハ組合員カ勞働條件ノ維持又ハ改善ニ關シ勸誘ソノ他ノ方法ニ依リ他人ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ又ハ雇傭契約ヲ解除セシメ若ハ之ヲ締結セサラシメタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル損害ニ付テハ勞働組合、ソノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ任セス

十四、法人タル勞働組合ガ組合員（聯合團體タル勞働組合ニアリテハ之ニ屬スル組合ノ組合員）ノ共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣却スルノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ事業ヨリ生スル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ課セス

十四、十五、行政官廳ハ勞働組合ニ對シ其ノ行務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコ

十一條ト同様ナルモ之ニ對スル資本家側ノ罰則削除）

十五、勞働組合ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付他人ニ生セシメタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但シ勞働條件ニ關シ組合員ヲシテ協同ノ行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制限ヲ加ヘタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル雇傭關係上ノ損害ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十九、勞働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊リ又ハ公益ヲ害スルトキハ主務大臣ハ勞働組合ノ解散ヲ命

トヲ得

十五、十六、勞働組合ノ會議ノ決議法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得

十六、十七、勞働組合ノ規約法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

十七、十八、勞働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊ルトキハ主務大臣ハ勞働組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

十八、十九、前三條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

十九、二十、勞働組合ハ左ノ事由ニ由リ解散ス

一　規約ニ定メタル事由ノ發生

二　總會ノ決議

三、四、組合員ノ缺亡

四、五、組合解散ノ命令

スルコトヲ得

五、法人タル勞働組合ノ合併又ハ分割

二十、法人タル勞働組合ハ前條ノ規定ニ該當スル場合ノ外左ノ事由ニ由リ法人格ヲ喪失ス（一）規約中法人タルコトヲ定メタル規定ヲ廢スルコト（二）破產（三）勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスルコトヲ廢ムルコト

六、法人タル勞働組合ノ破產

二十一、法人タル勞働組合合併又ハ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ二月ヲ下ラサル一定ノ期間内ニ之ヲ述ヘヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スヘシ

債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ス前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲナシタル場合ニ於テハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

二十二、法人タル勞働組合合併シタルトキハ合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リ設立シタル組合ハ合併ニ因リ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

法人タル勞働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

二十三、法人タル勞働組合合併又ハ分割ヲナシタルトキハ二週間以內ニ合併又ハ分割後存續スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ合併又ハ分割ニ因リ設立シタル組合ニ付テハ第五條ノ登記ヲ爲スヘシ

ハ解散ノ登記ヲ爲スヘシ

又ハ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスルコトヲ止メタルトキ

二十四、勞働組合解散シタルトキハ一週間以內ニ其ノ事由及年月日ヲ行政官廳ニ屆出ツヘシ

十九　五

但シ第二十條第四號ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

法人格ヲ喪失シタルトキハ

二十五、法人タル勞働組合解散シタルトキハ合併、分割又ハ破產ノ場合ヲ除クノ他淸算ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財產ノ處分ハ規約又ハ總會ノ決議ニ依ル、民法第七十二條第三項及七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル勞働組合ノ淸算ニ關シ之ヲ準用ス

二十六、非訟事件手續法第三十五條、第三十六條及第百三十六條乃至第百三十九條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

三十三、（下段二十七條ニ同ジ）

二十六、
二十七、陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

二十七、
二十八、勞働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第二十二條、第二十四條若ハ附則第三項ノ屆出又ハ第十五條ノ報告ニ付之ヲ怠リ又ハ虚僞ノ屆出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

二、第十六條ノ命令ニ從ハサルトキ

二 第四條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ徴收シタルトキ

二十八、
二十九、法人タル勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條、第二十三條又ハ民法第七十六條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第二十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキ

三 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ケタルトキ

四　民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五　民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

二十九、非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

三十、非訟事件手續法第三十五條第三十六條及第百三十六條乃至第百三十八條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ニ掲クル事項ヲ目的トスル勞働者ノ團體又ハ聯合團體ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ノ勞働組合ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準シ屆出ヲ爲スヘシ

勞働組合法提案理由

一　近時勞働組合ノ發達著シク其ノ産業界ニ於ケル地位頗ル重要ト爲リ來レルノ狀勢ニ鑑ミ勞働組合法ヲ制定シテ勞働者ノ團結ヲ法律上公認スルト共ニ其ノ組織行動ニ對シ規準ヲ與ヘ其ノ運動ヲシテ秩序

的ナラシムルコト緊要ナリト認ム是レ本法案ヲ提出スル所以ナリ」

第三章　勞働爭議

我國に於ける勞働運動は倘ほ未だ幼稚の域を脱し難く、主としては臨時的に賃銀引上要求若くは引下防止の爲めに罷業を行ふ程度のものであり、勞働組合も亦前章及び前々章に示すが如く其の發達未熟であつて、之れ亦勞働爭議の機關として存在するが如き觀を呈し、勞働者の教育、修養、訓練等のことの爲めに盡す所も少く、賃銀以外の勞働條件の維持改善の爲めに努力するにしても、多くは爭議に訴へることに重きを置く風である。從つて我國の勞働運動に關して實狀を說く場合には、爭議に關する觀察を試むることが極めて重要ならざるを得ない。

尤も組合員相互の扶助救濟のためには、多少施設せる組合もあり、就中失業救濟事業、金融事業、住宅經營、診療所經營、勞働會館經營、勞働學校經營、消費組合經營等の事を行ふものは、かなりの數に上ぼつてゐることは見遁し難い所である。

但し茲では爭議について觀察したいのだが、先づ近年に於ける爭議の發生件數、參加人員、その要求事項

等について、集計表を示して見る（勞働時報第十四巻第五號所載）。

年月別（年月末累計）	件數	參加人員	要求事項別 賃銀増額	賃銀減額反對	賃銀算定支給方法の變更又は反對	賃銀支拂	勞働時間短縮	作業方法の變更又は反對	組合の自由又は確認	工場設備其他福利増進施設	解雇反對又は解雇者の復職	解雇手當の確立又は増額	監督者の排斥	其の他
昭和六年	二、四五六	一五四、五二八	二一〇	四一九	一〇三	二八一	三一	三一	一八	九	三四〇	三一七	四〇	三五六
昭和七年	二、二一七	一二三、三一三	三九一	二八九	九八	二八六	三〇	一七	七	一二	四八八	三一七	二六	二五二
昭和八年	一、八九七	一一六、七三三	三五六	一一〇	一〇三	二〇〇	三六	三二	七	一四	三一九	二二五	四三	二二〇
昭和九年	一、九一五	一二〇、三〇七	六三	七八	一一三	一八四	三一	三四	九	一五	三〇九	二八八	四五	一八六
昭和十年	一、八七二	一〇三、九六一	四八四	一〇二	一一五	一六五	二一	二九	一二	一三	二七二	三三七	四七	二二六
昭和十一年	一、九七五	九二、四二三	五六二	一三二	七〇	一六一	三三	二七	一三	九	三〇九	三九七	四四	二二七
昭和六年四月	六六一	四九、六九七	九八	一〇〇	三六	一四四	一〇	四	一	三	一一九	七八	一四	七六
昭和七年四月	五一〇	五〇、一九一	一〇四	六六	一〇	六四	四	一二	—	一一	一二六	八一	一七	六二
昭和八年四月	五二七	四一、〇九八	一一一	一〇	三九	四九	一〇	二	三	三	一〇一	六八	八	五三
昭和九年四月	五二四	三七、八六四	一七	七七	四二	五六	一二	九	一	一	一〇五	八五	一三	五三
昭和十年四月	五二一	二五、一六八	一四	二二	四八	四二	五	二	二	四	七六	七七	一四	五九
昭和十一年四月	五三九	一三、四二六	一六八	五三	一七	五六	七	八	二	四	八二	一一四	一七	六五
昭和十二年四月	九九	一八、一六七	一〇一	一〇	一四	五九	五	八	八	一	九九	二四	二	八八

之に依つて觀れば、近年爭議は其の件數に於ても、參加人員に於ても、年々減少の傾向を示してゐることがわかる。之は近年に於ける思想の變化と、經濟界の實狀とに因つて然るものであろから、昭和十二年に入

つてからは、物價騰貴に伴ふ經濟界の不安特に勤勞者階級の生活の不安の狀況に促されて、かなり又爭議頻發の狀況に轉じつゝあることを、注意せなければならぬ。

　近年に於ける勞働爭議の要求事項について見れば、やはり賃銀增額の要求が依然として每年とも斷然多きに居り、然かも年々增加の狀況を示し、特に昭和十二年四月末までの累計に於て、其の著しきを見る。之に反して賃銀減額反對を理由とするものは昭和六年には多かつたが年々減少するのは、賃銀引上の要求を爲すものと併せ見て、能く經濟界の實狀を反影するものであることがわかる。次に解雇反對又は解雇者の復職を理由とするものが、件數に於て多いのだが、これは年次比較に於ては、多少づゝ減少の傾向に在ること、亦經濟界近年の狀況を反射するものと見なければならぬ。次には解雇退職手當の確立又は增額を理由とする爭議が多く、年々大抵似たやうな數字を示してゐることを注意すべきである。賃銀算定方法や支給方法の變更を理由とするものも、年々かなり多數である。然るに勞働時間短縮を要求するものは每年極めて件數少く、工場設備其の他福利增進施設に關するものも少い。そして組合の自由又は確認といふ勞働權に關する爭議件數の每年甚だ少いことも、注目に値する所である。

　そこで少し一般的に爭議の原因について見るに、先づ賃銀關係は罷業其の他勞働爭議の生ずる原因として常に最も重きを爲すものであるが、其の事情は勞働運動の幼稚な時期に於て最も著明である。即ち勞働者が

勞働運動に關してまだ餘り進んだ考を行せず、其の要求もたゞ眼前の利害に關するものに限られる時期に在つては、賃銀は最も深い利害關係のあるものと考へられるのが常であるから、爭議も亦之を原因として行はれる場合が最も多い。同じく直接に勞働に關することであり乍ら、勞働時間の方は幼稚な勞働者には餘り問題とならない。時間は少々長くとも賃銀所得の多いのを希望し、爭議も從つて其の意味に於て行はれる場合が多い。そして賃銀に就いては啻に其の額のみが問題となるに止まらないで、其の支給方法や賃銀形態に關することも前掲表でも明かなやうに屢々原因となるのである。

　時間給制と出來高給制と何れを採用すべきかに就き、又兩者には夫々割增金附の多くの形態上の區分があるからそれ等の採用の可否や其の採用方法等に關して、爭議を釀す場合が少くない。特に近時の勞働組合に在つては、出來高給制を以て勞働者に都合よからざるものと見、之を排斥せんとする風が熾であるが故に、其の罷業の原因の發生する機會が少なくないのである。然し同時に又一方には近時先進產業國に在つては企業家側に科學的經營法の採用される風が段々廣きに及ぶやうになり、其の賃銀制も亦頗る複雜なものを採用することになり、從つて勞働組合側に於ても之に關する專門の知識を備へた者をして、常に企業家との交涉に當らしむることゝし、兩者間には之に關して綿密な賃率表を作製し、和解及仲裁契約をも併せ行ふことになり、其の風が一般の傾向を爲すに至らんとしてゐるから、之が爲に爭議が罷業に至らないで解決し、又

爭議と名つくべきものを見ないで、契約的に法律上の手續に依つて問題の解決する場合が多くなつて來たことも見遁してならぬ所である。

次に罷業原因としての勞働時間のことであるが、之は右に示すやうに勞働運動の幼稚な時期に於ては餘り多く罷業原因とはならない。勞働運動のやゝ進歩した以後に於て、其の原因を爲すことゝなる場合が多くなる。勞働時間に就いては言ふ迄もなく其の短縮が要求せられるのだが、同時に又勞働時間の始めと終りとを正しく精確に計算することや、作業中の休憩時間や、休日の定めなどに關するものも、爭議の原因となる場合が少くない。又居殘り勞働に關する事項も重要であつて、現今勞働組合として居殘り勞働を一般的に廢止せんとする希望が強く、之を許して居ては、折角勞働時間を短縮して、一面には勞働者の過度の疲勞を防ぎ、他面には暇な時間を得しめんとする企は、有名無實になつてしまう恐があるから、組合政策として其の一般的禁止を要望して居る。併し實状はまだ其所まで進んで居ないものだから、現に行はれる居殘勞働に就いてはとかく爭議の起る憂がある。そして其の爭ひは居殘の時間數に就ても表れ得べきだが、實状に於ては居殘時間に對する賃銀割増程度が最も多く問題となる。從つて問題は賃銀に關聯したものとして表はれるのを常とする。併し近時先進諸國に在つては、勞働時間に就ては國家政策が法規上之を限定し、少くとも一日內の勞働時間數と一週間內の勞働時間數とに關して、其の最長限を定めんとする風が段々表はれて來たから、勞

働時間に關する爭議は大いに減少するやうになり得た。華盛頓會議の結果國際條約案としても、勞働時間は一日八時間一週四十八時間を以て正常的な最長標準とすることになつたのは前に說いた通りである。けれども今日に至るも尙ほ其の條約批准を行はない國も少くない有樣で、我國も其の例にもれぬのだから、我國等では勞働時間に關して尙ほ爭議の起り得る餘地の殘されてゐるは遺憾である。それに又將來に於ては其の正常的な最長標準を更に短縮せんとする希望が勞働者の間に起り來るのは免れ難い所だから、勞働時間に關することが爭議原因を爲す場合は中々無くなりはしないであらう。

　とにかく勞働時間や賃銀に關する問題は勞働爭議の原因となり易いのであつて、實際に於ては現今に至るも罷業原因としては此等が最も多きを爲して居る。然し乍ら勞働者の自覺が愈々明確になり、其の運動が進歩すれば、かゝる物質的な又は經濟的な要求以上に、更に勞働者は權利に關する要求を原因として罷業を行ふに至る。即ち勞働者が其の人格上に於ける自覺よりして人權の尊重を要求し、種々の形に表はれたる實際狀態に就いて、舊來の非人格主義的な待遇を改めんことを要求し、又進んで人格主義の見地よりする勞働者の權利に關して、企業家が之を認め之を尊重し之に應ずる態度に出づべき約束を結ばんことを求むるに至るのである。之も其の要求の當初に於ては、主として舊時代からの遺習を破ることが問題となるのであつて、例へば雇主が勞働者に對して昔の親方が職人徒弟に對するやうな態度を取り、呼捨にしたりすることなきや

うにと云ふ要求を爲したり、又勞働者に對する訓練懲戒に就いて遺習を破らんことを求めたりするのである。又勞働者は雇主の家に起臥し其の供與する舊式な宿舍に起臥するを以て從屬的なりとして喜ばず、獨立に生活してこそ而めて獨立の人格者たる地位の承認を得るものとの考から、宿舍生活の廢止を要求したりするのである。然るに此等の遺習的たものが無くなれば、それに連れて勞働者の要求も亦進んで權利の要求となり特に勞働條件の決定、勞働に對する勞働者の振當て、解雇の場合に於ける勞働者の選擇方などに關して、勞働者は常に權利として當然に要求し得べきだけのものを要求し得んが爲に、其等の事柄をすべて規定上から行はれるものと爲し、請負や運動に依つて行はれることなからしめんと欲する。斯くて勞働契約に關しては勞働者は自由なる人格者として企業家に對して對等の地位に立つものとして、契約は組合團體の手に依つて行はれることが必要にして又有利のことゝ考へ、雇主側に於て勞働者の組合團體を承認し之を相手として契約一切の取引を爲さんことを要求するに至るのである。

要するに之は勞働者の組合主義に關する承認要求と云ふてよいものであつて、其の要求の爲に罷業の行はれるのを見るに至る。從つて其の罷業の實際の發現は、此權利要求の共鳴的發露により種々の理由を有することになる。併しそれ等は一般的に見て勞働者の權利に關するものである限り、之を一括して其の罷業原因としての意義を認めることが出來る。そしてそれは罷業原因として最後の發達に屬することも容易に認め得

べき所である。

要するに罷業その他勞働爭議は、右等の如き種々の事情を原因として行はれるもので、その行はれることそれ自身については、實状まことに已むを得ないものがある。即ち在來自由企業制が自由契約の下に自由勞働を用ゐることに依つて事業を營むものである限り、その勞働雇傭に關して其の條件其の他の事情から、爭議の發生することは、謂はゞ當然のことに屬し、之を如何ともすべきものがない。まして從來のやうに個人の權利を尊重し、勞働者についても其の勞働を爲すことについての權利が承認せられ、所謂勞働權は勞働者に固有の權利であると考へられるからには、勞働者が罷業を行ふことも其の權利の範圍内に屬し、所謂罷業權も勞働權の一種として公に認められる外はない。

そして勞働者が結社することも其の權利だと考へられ、勞働組合が公に合法的のものとして承認せられる限りは、勞働組合の活動の表現としての罷業は、その關係に於ても合法的なものとして承認せられなければならぬ。

今や罷業の合法性非合法性については、もはや議論の餘地はなくなつて、たとへ勞働組合法は制定せられずとも、組合の合法性と罷業の合法性とは、一般的に承認されたものとして取扱はるゝこと、我國に於ても否定し難い實際の事實である。たゞ最近に至つては、伊太利などの罷業禁止か、其の思想的背景と共に、我

國にも多少の影響を及ぼして來てゐるけれども、それはまだ一兆候として認められる程度のもので、在來の對罷業觀が根本的に動搖するまでには至つてゐない。

ファッショ伊太利に在つては、罷業は禁止されてゐるが、それは勞働者の權利を認めないが爲めではなく從來の自由主義的產業組織とは異つた組織を造り、勞資を打つて一丸とせる一種の協同生產組織を織り出すことを企てゝ居るからである。同國に於ても勞働者に對しては十分これを保護し、無產者の境遇を脫して中產階級の地位に上ぼり得るやうに之を政策上に實現することを期してゐるのである。その爲めには勞働權を確立し、勞働諸條件を改善し、勞働の利害と產業の利害とを一致せしめ、兩者を社會的に結合一致せしめんとするのである。

此の目的の爲めに、產業に對しては國家的な統制を行ひ、組合的な協同組織を造り上げて、一種の組合的國家若くは協同經濟組織を構成し、あらゆる社會問題は、此の組合的協同組織の働に依つて根本的に解決しなければならぬと考へてゐる。そしてあらゆる民主的な黨派組織を撲滅し、全國家的な全社會的な觀念を以て貫き、階級鬪爭的な觀念を根絕して社會連帶觀を確立し、社會的な共同依存と共同繁榮とを實現して、堅固にして和樂な社會生活を造り出すべしと考へるのである。

此の目的の爲めには、個人の間に於ける相互的共同活動を必要とするのみならず、階級間に於ける共同活

動を必要とするから、資本家階級と勞働者階級とは、飽まで和衷協同して共同利益を認識し、其の增進の爲に働くべきものだとせられる。そして國家は全社會的利益の支持者として又其の指導者として働くべきもので、經濟の組合的な協同組織と階級的連結とを實現し、國家の統制の下に、勞資の共同連帶的な活動を期待するのである。

そして國家の强大は經濟の充實に基すとの根本見地から、生產力の增加を計らんと企て、其の爲にも階級鬪爭は之を排除せざるべからず、共同勞働は必要缺くべからずと爲すのである。然かも國家内の經濟を計畫づける爲には、組織が必要で、勞働は須らく之を國軍的に組織化すべしと主張されるのである。

茲に於てか勞働憲章 Carta del Lavoro は制定されたのであつて、其の中に含まれてある勞資關係についての根本原則は、大樣次の如きものである。

一、雇傭者及び被傭者の重要性は生產全體の重要性の下位に在る（第四條）。

一、生產の全重要素の代表者としてコルポラチョン Corporation は自己所屬團體の全權を有するあらゆる場合に於て勞働關係の整規と生產の秩序とに關する規範（規定）を定むることを得（第六條）。

斯かる根本見地を基礎として、勞働に對しては、縱の統制と（サンヂカーに依る）橫の統制と（コルポラチョンに依る）とが同時に行はれるやうにし、其の勞働統制の源は集合的勞働契約を行ふことゝ、勞働裁判

の行はれることに在る。即ち勞資關係は、集合的團體契約に依つて先づ合理的に之を整へ、其の間に爭議の發生する餘地なからしむると同時に、若し不幸にして爭議の生ずる場合は、先づ適當團體をして和解を行はしめ、それでも治まらなければ國家が裁判に依つて之を治定するのである。從つて罷業も工場閉鎖も法定により禁止する。

罷業が禁止されては勞働者の權利が尊重されないやうに見ゆるが、勞働の保障に關しては勞働憲章が十分物を云ふのであつて、團體的集合契約に重きを置くのもそれが爲である。團體的勞働契約はその條件として文書に依ることゝ、登錄されることゝ、有効期限が定められることゝを要するが、其の代り一旦正式に締結されれば、當事者たる組合以外に對しても、之に依つて代表されたる職業部類に屬するものに對しては、適用されるのであつて、やゝ公法的な效力を有する。そして其の團體契約の內容には勞働報酬の額、報酬の仕方、勞働時間、見習期間、家庭勞働、休憩時間、夜業、週休日、有給祭日、解雇手當、死亡手當、軍役又はファッショ徵傭、疾病金庫、其の他爭議の解決方法等のことが含まれる。

次に勞働裁判は罷業の禁止と連繫し、共にファッシズムの經濟と國家との關係についての根本觀念に發源するもので、國家の優越性と其の統治力に對する信念に、個人に對して君臨すると共に、產業若くは職業團體にも君臨するものと信ずるが故に、個人の間若くは團體の間に於て之を治定し能はさる所のものに對して

は、國家が裁判に依つて之を治定するのである。從つて之は根本的に階級鬪爭の觀念を否認し、罷業その他階級鬪爭の權利は、自由主義に依つて確立されたけれども、國家主義に據て立つフアッシズムは之を否定する。そして國家の裁判は絶對正義に依つて行はれるもので、勞働關係は正義に依らない利害打算的な妥協に依つて造り出されてはならないとせられる。此の意味に於ては妥協的な調停制や仲裁制の如きも排斥されるのである。

然し裁判は當事者間の自發的な解決の道の盡きた場合に於て甫めて行はるべきものであるから、先づ經濟內部的な治平の道を講ずべきものであつて、組合聯合會 Federation 若くは總聯合會 Confederation 若くはコルポラチヨン Corporation の手に依つて解決策を講ずべきものとする。そして結局裁判が行はれる場合には、裁判は雇傭者及び被傭者の雙方の利益を考へ、其の面目を立てると共に、より以上に生産の全部的利益を守り、全局的な面目を立てることに努むるものである。

勞働裁判の判決の効力は、公認されたる勞資團體間の集合契約と同一の効力を有する。そして勞働裁判の行はれると共に罷業と工場閉鎖とが禁ぜられることは、之を自由に放任することが、國家單一的經濟觀念と根本的に矛盾するからである。從つて罷業及び閉出しは國家的全一性を冒瀆するものとして處罰さるべきものと爲し、之を行ふ者には罰金を課し、其の指導者、援助者、組織者には體刑を併課する。所謂公益事業に

於ける罷業又は閉出しには體罰を課する。そして國民生活に對してより多き弊害を及ぼすものほどより重き體罰を課するといふ主旨から、政治的罷業は最も重く之を罰せんとするのである。

以上に依つて大體伊太利ファッシズムの態度を窺ふことが出來るのであつて、それが從來の個人主義的自由觀に立脚した勞働政策と、頗る立場を異にすることを知るに足りる。

第四章　勞働爭議調停法

我國從來の勞働立法は謂ふ迄もなく個人主義的自由主義を根柢とする思想の基礎の上に立てられてあるから、勞働爭議に對しても、勞働者の權利を認め、罷業を禁止せざるばかりでなく、之を事實としては承認するの外なき態度を取り、從つて之を和解せしめ仲裁するについての、調停制度を造つてゐるのである。尤もそれは一般的ではない。所謂公益事業なるものに於ける爭議に限り、之を調停に附する道を造つてゐるのである。

即ち大正十五年に制定された勞働爭議調停法の規定する所に依れば、其の適用されるのは原則としては左の事業に限られる。但し茲に掲ぐる以外の事業に於ても、例外的には其の適用を見るのであつて、それは當事者雙方から請求のある場合とせられてゐる。

原則的に調停の行はれる事業は、

（一）　蒸氣、電氣其の他の動力を使用する鐵道、軌道又は船舶により公衆の需要に應ずる運輸事業

（二）　公衆の用に供する郵便、電信又は電話の事業

（三）　公衆の需要に應ずる水道、電氣又は瓦斯供給の事業

（四）　第一號乃至第三號の事業に專ら燃料を供給する事業にして其の休止が第一號乃至第三號の事業の進行を著しく阻害するもの

（五）　其の他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの

（六）　陸軍又は海軍の直營に係る兵器艦船の製造修理の事業にして勅令を以て定むるもの

是等の事業に在つては、勞働爭議の發生した場合には、行政官廳は當事者の請求に依り調停委員會を開設することを得るのである（勞働爭議調停法第一條）。

然るに法律は當事者の請求なき場合と雖ども、行政官廳に於て必要ありと認めたる場合には、やはり調停委員會を開設することが出來る定めを爲して居る（同條）。

されば此等の事業に就いては任意的な調停制度が設けられたと同時に、強制的調停制度も加味せられて居るのであつて、調停委員會を設けることだけは行政官廳の意思により、強制的に之を爲し得る次第である。たゞ併し乍ら此の強制的調停の開設は法律に列擧されたる事業にのみ限られ、其の他の事業に於ては當事者双方の請求あるにあらざれば調停委員會が開設せられることはない。そしてその當事者の請求による任意調

停も、法律に列擧せる事業に就ては、たゞ當事者の請求とのみ規定されて居るから、當事者一方だけの請求があれば調停委員會は開設せられる筈だが、列擧されたるもの以外の事業に在つては、當事者双方の請求ある場合と特に斷られて居るのである（第一條第二項）。

調停委員會開設の請求は左の事項を具し文書を以て之を爲すことを要する（勞働爭議調停法施行令第四條）。

（一）爭議の發生したる作業場の名稱及所在地

（二）爭議に關係ある勞働者の概數

（三）代表者に依り請求を爲す場合に於ては其の代表者たることを示すに足るべき事項

（四）調停委員會に關する通知を受くべき場所

（五）爭議の要求事項

（六）爭議の經過概要

爭議の當事者の一方から調停委員會開設の請求があつたときには、行政官廳は他の當事者に之を通知せなければならない（同第五條）。

調停委員會は行政官廳が之を開設することを得るものと定めてあるが、その行政官廳の職務は爭議の發生したる作業所の所在地の地方長官（東京府にありては警視總監）が之を行ふのである。若し同一の爭議が二

以上の地方長官の管轄に涉るときは、內務大臣は其一を指定して職務を行はしむることを得る。然るに內務大臣が其の必要ありと認めた場合には、玆にいふ行政官廳以外の行政官廳を指定して爭議調停に關する職務を行はしめ、又は自ら之を行ふことも出來る（勞働爭議調停法施行令第一條及第二條）。

但し船員法の適用ある船員の爭議については、地方長官の代りに遞信局長其の任に當り、內務大臣の代りに遞信大臣其の任に當るべきものとする（同第三條）。

調停委員會を開設せんとする場合には、行政官廳は其の旨を勞働爭議の當事者双方に通知せなければならない（調停法第二條）。そして調停委員會を開設せんとする旨の通知は文書を以て之を爲すべきものとする。行政官廳がこの通知を爲したるときは直ちに又其の旨を公示しなければならない（施行令第六條）。

調停委員會の構成は九人の委員を以て之を組織することになつて居る。委員の中六人は勞働爭議の當事者をして各同數づゝを選定せしめ、他の三人は當事者の選定した委員をして爭議に直接利害關係を有しない者を選定せしめ、行政官廳之を囑託するのである（調停法第三條）。其の選定に就いては、勞働爭議の當事者が調停委員會の開設せらるゝ通知を受けたるときは三日以內に其の選定を爲し、委員の氏名を行政官廳に屆出づるを要することになつて居る（同第三條第一項）。當事者がこの屆出を爲さゞる場合には行政官廳は當事者に代り委員を選定するのであつて、この委員は當事者の選定したるものと看做される（同條第二項）。此の選

定の手續が終つたならば、行政官廳は其の委員が選定すべき中立委員の選定を爲すべきことを要求すべきものとし、其の選定は四日以内に行はれて其の氏名を行政官廳に屆出づるを要する（同條第三項）。若し此の屆出なきときは、行政官廳は當事者の選定したる委員に代つて選定を爲す。斯くて選定せられたる委員は當事者の選定したる委員の選定したものと看做されるのである（同條第四項）。

委員がきまれば行政官廳は直ちに調停委員會を召集して之を開會するのである（調停法第六條）。調停委員會は議長及其の代理者を置くことになつて居るが、議長及其の代理者は當事者の選定せる委員が選んだ所の委員の互選により、多數を得た者を以て之に充てる。多數を得たもののなきときは抽籤による（調停法第七條）。

次に調停委員會の任務は、勞働爭議の解決に必要なる調査審理を爲し其の調停を爲すことに存する（調停法第八條）。そして其の調停手續は開會の日より十五日間内に結了することを要する（同第九條）。調停委員會が此の手續を完了したるとき又は其の期間を延長したるときは、直ちに其の旨を行政官廳に報告するを要し、此の報告ありたるときは行政官廳は直ちに其の旨公示せなければならぬ（施行法第七條）。

調停委員會の會議が開かれるに當つては、議長又は其の代理者及各當事者の選定したる委員各二名以上が出席せなければ之を開くを得ない。議事は調停法に別段の規定ある場合を除くの外過半數を以て決することになつて居る。可否同數なるときは議長の決する所に依る（調停法第十條及第十一條）。そして調停委員會の議

事は公開しないことになつて居るが、行政官廳は調停委員會の承認を得て當該官吏をして會議に傍席せしむることが出來る（同第十三條）。

次に調停法の規定する所によれば、調停委員會は調停に必要なる範圍に於て當事者又は其の代表者其の他利害關係人又は參考人に對して出席説明を求め又は説明書類の提示を求むるを得ることになつて居る（同第十三條）。若し故なくして其の出席説明又は説明書類の提示を爲さざる者に對しては、五十圓以下の過料を課して之を制裁することに定められて居る（同第三十條）。又虛僞の説明を爲したる者は二百圓以下の罰金に處せられるのである（同第三十一條第一號）。此點は他の諸國にも其の例を見る所であつて、制度のやゝ强制的な性質が此點に關しては認められる。

更に又調停法は第十四條に於て調停委員會は調停に必要なる範圍に於て委員をして作業所其の他爭議の關係場所に立入り、作業若くは設備を視察し又は關係者に質問せしむることを得るものと定めて居る。たゞ軍事上秘密を要する場所に付ては此限に在らずとして居る。そして故なくこの立入、視察を拒み若くは之を妨げ、又は質問に對して答辯を爲さず若くは虛僞の陳述を爲したる者は、二百圓以下の罰金に處せられる（第三十一條第二號）。此の規定も其の精神に於ては亦加那陀などに於ける所謂强制的調査制度の採れる所に似て居るのである。尤も法律は委員又は委員たりしものは故なくして其の職權上知り得たる秘密を漏洩すること

を得ずとし、（第十五條）之に違反したる者は二百圓以下の罰金に處せられることにしてゐるが（同第二十一條第三號）之は固より當然の規定である。

爭議の調停の結果に就いては、法律は調停手續が結了した場合には調停委員會は其の顚末を行政官廳に報告するを要するものと定め、若し調停不成立に終り勞働爭議解決するに至らざりしときは、調停委員會は其の報告に委員會の決議せる爭議調停案及之に關する少數意見を表示することを要すとして居る（第十六條）。調停不成立の場合に委員會の調停案及之に關する少數意見を併せ報告することは、調停委員會の存在の意義を明かにする所以であるが、特に法律が更に一歩を進めて行政官廳をしてこの報告の要旨を公表すべしとして居ることは（第十七條）、或意味に於ては之を輿論の批判に委ぬる所以であつて、勞働爭議の調停の成立たなかつた場合には、委員會は自己の調停案の正當なるや否や爭議當事者が之を容れざることの正當なるや否やを輿論の公平なる批判に待つと云ふことになる次第で、米國などに於て考へられて居る所と其の主旨を同じうして居る。そして法律が但書として勞働爭議が解決した場合に於て、當事者の一方の選定したる委員全員が豫め反對の意思を表示した場合には、其の公表を爲さしめないことにして居るのも、法律の規定としては當を得たもので、斯かる場合に强て之を公表する必要のないことは謂ふ迄もない。

此等の規定に依て見れば、我國の爭議調停法は法律に列擧したる事業に於ける爭議は場合に依ては之を强

制的調停に附することにして居るけれども、當事者が其の調停に依り和解して調停條項に服するや否やについては當事者の自由に委かす次第であつて、法律により直接に之を強制して和議を成立たしめ、又調停委員會として之に對し判決的な決定を與ふることのなきを知ることが出來る。されば我國の調停法は事件を調停に附することだけを強制的にして居るに過ぎないで、裁決をまで強制的にはして居ない。謂はゞ強制附議自由解決といふべきもので、他國にも其の例を見ることが出來る。調停委員會の決議はたゞ之を公表することにより輿論の批判を待つて、當事者之に服從せざる場合に間接に其の反省を促し、以て決議を尊重せしめんとするに過ぎぬ。

併し乍ら調停法は爭議が調停に附せられたる限りは、調停の進行中の効力に關しては次の如く規定して居る。即ち調停法に列記せられたる事業に於ける勞働爭議に關し調停委員會の開設せらるる通知を受けたときは、現に其の爭議に關係ある使用者及び勞働者並に其の屬する使用者團體及び勞働者團體の役員及び事務員以外の者は、調停手續が結了に至る迄は左に揭ぐる目的を以て其の爭議に關係ある使用者又は勞働者を誘惑若くは煽動することを得ずとしてある。

一　使用者をして勞働爭議に關し作業所を閉鎖し、作業を中止し、雇傭關係を破毀し、又は勞務續續の申込を拒絕せしむること。

一、勞働者の集團をして勞働爭議に關し勞務を中止し、作業の進行を阻害し、雇傭關係を破毀し、又は雇傭繼續の申込を拒絕せしむること。

此の禁止は一言にしていへば調停手續繼續中に於けるロックアウト及ストライキの禁止であつて、之亦他國に其の例を見る所であるが、とにかく此の禁止規定あることに依つて調停は其の實際的效果を强められるものであることは言を俟たぬ。そしてこの禁止規定ある限りは調停手續を徒らに遷延せしむることは出來ない筈で、斯くては企業家並びに勞働者の權利を侵害することになるから、それで法律は前に示したやうに調停委員會の構成及び其の調停手續の結了に關して共に日限を定めて成るべく速に之を爲さしめんとしたのである。

以上示す所の如くなるが故に、我國の勞働爭議調停法は仲裁々判制でなく、爭議に對して判決を下して之を法律的に强行することになつて居ない點に於て、十分强制的な仲裁制度と云ふことは出來ないが、爭議を行政官廳の見る所により場合に依ては當事者の請求なくとも調停委員會の調停に附することにして居る點、調停委員會は關係者及參考人を召喚して其の說明を求むるを得る點、作業場其の他爭議の關係場所に立入り作業若くは設備を視察し又は質問を爲し得る點、之を拒む者は過料又は罰金に處せられる點、爭議が調停に附せられ其の手續の繼續中はロックアウト及ストライキの禁じられてゐる點等から之を視れば、一種の强制

的調停制度たるを失はないのである。從つて之が爲に勞働者の罷業に關する自由權が或程度の制限を受けることになるのを免れない。

茲に於てか、この調停法の成立せんとせる際には、勞働者の團體の間には極力之に反對して其の議會通過を阻止せんとする運動が行はれた。又現在に於ても尚この法律を廢止せんとする運動が行はれて居る次第である。企業家側に在つては法律に列擧して調停法の適用せられる事業が國家及地方自治體の經營せるもの、多いのと、たとへ私の會社に依て經營せられるものでも其の事業が公共的な性質を帶びたるものであることとの爲に、此の法律の成立に對してあまり反對の意思の明かにせられる所は無かつた。併し國家は法律に列擧され調停法の適用せられる事業は、すべて社會一般の生活に直接密邇な關係を有するものである所から、社會生活の平安を期する必要上此等の事業に於ける爭議に關してはやゝ強制的な調停制を定めて、調停委員會をして其の爭議の解決に必要な調査審議を爲さしめ、其の調停を爲さしめることにした次第である。即ち社會生活一般の平安換言すれば社會の公安の爲には、多少企業家及び勞働者のロックアウト及ストライキに關する自由權を制限するとも致方なしとの見地より、終に此のやゝ強制的な調停制度を布くに至つた次第である。そして之を制定するに當つては、諸國の制度が先例として參酌せられたのは言を俟たざる所であつて我國の制度として獨創的な點は全く先例のない特質の認むべきものはない。調停制度として現今普通に認め

られて居るもの丶中に於て所謂準强制的調停制といふ分類に屬すべきものである。

そこで尙ほ少しく此點について考へてみるのに、爭議當業者双方の意思が合致して調停を請求する場合に調停委員會が開設せられるのは、當事者双方が之を希望するが故に然かせられるものなれば、格別問題となることはないが、今たとへ其の事業が直接に公衆及び軍事に關係のある事業なればとて、當事者の一方のみの請求あるに依て調停委員會が開設せられたり、又當事者の請求はないのに、たゞ行政官廳に於て必要ありと認めるだけで、調停委員會の開設せられたりする場合に就いては、制度として種々の疑義が生ぜざるを得ない。即ち當事者の一方のみの請求あるに於て調停委員會が開設せられる場合には、相手方たる當事者はその請求を爲さないのに爭議が調停に附せられるのだから、それは相手方たる當事者に取つては、一種の强制調停たる性質を帶ぶること上述の通りであるが、まして當事者何れもその請求を爲さゞるに行政官廳が之を必要と認むるに依り調停委員會の開設せられる場合には、當事者双方に取つて事件は全然强制調停に附せられることになるのだから、由來斯かる强制調停に對しては勞働爭議の當事者の何れかの側に於て之を苦痛と考へることになるを避け難い。

多くの場合に於て勞働爭議は勞働者側が或種の新たな要求を雇主側に持ちかけるか、さなくば從來の勞働條件を維持せんが爲めに要求を爲すかであつて、大抵は勞働者側が積極的に働きかける方で、使用者側は消

極的に受身に立つのである。從て今爭議の調停が行政官廳の見込に依つて行はれる場合には、使用者側は之を歡迎する側に立ち、勞働者側は餘り之を喜ばない事情に在るのが多數の場合であらう。尤も事情の逆であるやうな場合も有り得べきだが、それは少い場合であるべきことは想像し易い所である。又當事者の一方が調停を請求する場合についても、使用者側がその請求者たる場合が多くて、勞働者側がその請求者たる場合の少かるべきことも、容易に想像し得る所である。此の場合にも亦例外的には逆の事情の存ずることのあるべきは謂ふ迄もない。されば今上に述べたやうな意味に於て一種の強制調停が行はれるについて、之を喜ばず之を苦痛とし又不當とする考の起り易いのは、多くの場合勞働者側であるべきは疑のない所である。其の事は之を現時の勞資關係一般の狀態より推すも正に然るべき所と見得られる。

即ち勞働者は折角勞働條件の維持改善等の爲めに使用者に要求を齎して、其の結果爭議が起つて居る際にそれが使用者側の意思によつて調停に附せられたり、又は行政官廳の意思によつて調停に附せられたりするに於ては、折角戰はんとする鼻を折られ、要求すべきだけの要求を十分に要求し得ざることになるべきを恐れる所から、多くの場合に於て調停を喜ばざることにならざるを得ないのである。從つてかゝる一種の強制調停に對しては、之を不當と見、場合によつてはそれは勞働者の權利を制限するものとして、かゝる制度を不都合と思はざるを得ないやうな事情に在る。

運輸事業や通信事業や水道瓦斯電氣等の供給事業やは、直接に公衆一般の生活に關係し、公益的な性質に富む事業であるには相違ないが、それはとて、其種の事業に從事する勞働者だけが、其の勞働條件等について要求し得べき所をも要求し得べからずとせられる筈はなく、勞働者として有する權利に至つては、他の普通の事業に於けるものと異なる理由はないのだから、今斯かる事業に從事するの故を以て、一種の強制調停に服せざるべからざることゝ爲るに於ては、それは甚しく他の事業に從事する勞働者よりも不利——少くとも權利の制限せられた地位に立たせられるものとして、之を不滿と考へるもの ゝあるのを、如何ともし難き次第である。勞働者が勞働條件の維持改善其の他その境遇の改善の爲に要求し得る所の權利は、從來の考へ方では、苟も勞働者たる限り當然に有する權利で、謂はば勞働者の根本權であると信ぜられるから、その權利が事業の性質に依つて制限せられる筈はないと主張せられ、從つて今かゝる公益的及び軍事關係事業のみを他と區別して、之に從事する勞働者に限つて一種の強制的な爭議調停制に服せしめんとするのは、不當だと考へる者があるのである。

されば單純に勞働者側からいへば、勞働爭議の調停に關して、たとへ事業が如何なる種類の事業たるにせよ、ともかくも強制調停は飽迄排斥しなければならぬとする者の存するのは、否み難い事實である、勞働者中に在つても社會主義的な見地を有する者に至つては、強制的調停なると否とに拘らず一概に勞働

爭議の調停制度そのものを否認し排斥する態度を持して居る。即ちその觀る所を以てすれば、現時の資本主義的企業制の下に在つては、勞働者と資本主とは到底利害の一致しないものであつて、勞働條件其の他に就て兩者間に協調的な和合を見出さんことは到底不能事である。されば今調停に依つて爭議を和解せしめんとするのは徒勞のことたるに過ぎず、かゝる妥協は兩者間に何等かの共通の利害があつて始めて行はれ得べきことであるのに、勞資間にはその共通なプラットホームがないのだから、双方歩み寄りで手を打つべき餘地は存しない、勞働者は資本主企業家に對してはたゞ終始的に戰を爲すべきのみであつて、戰ふといふことは即ち勞働者の境遇を改善すべき唯一の道であり、又勞働者が資本家に對して戰ふことに依つてのみ現時の資本主義的企業制は漸次に改廢せられ得るものである。されはその戰を未然に防いだり又之を妥協的に和解せしめんとする調停制は、たゞ一時を彌縫するものたる以外の效果を有するものでなく、寧ろその一時的な彌縫策が、勞働者の爲めには段々其の戰鬪力と戰鬪意志とを弱むる働を爲し、やがて其の境遇に安住せしむる催眠劑となつてしまふ虞があるといふのである。

斯様な見地は固より現今の勞働者の多くが之を懐いて居るわけではなく、勞働者中には爭議調停制度を是認するものもあり、勞働組合の如きにしても其の制度を是認し之を運用する立場に在るものもある。併し之を一般的にいつて、從來の實績としては、同じ爭議調停制にしても、勞働者自ら進んで之を請求する場合の

外、他より強制的に爭議を調停に附する制度に對しては、反對な態度を持する傾向の強かつたことだけは否み難い所である。併し最近に於ては思想一般の變化と共に、強制調停制に關する勞働者の態度も大いに變化せんとする傾向を呈して來たことも亦掩ひ難い所である。

而して考へてみるのに、我が勞働爭議調停法は一種の強制調停制を定めんとしては居るが、その強制は事件を調停に附するや否やについて、全然これを當事者の意思のみに委かせないで、或種の事業に關しては當事者一方の意思のみに依ても、又行政官廳の意思に依つても之を調停に附し、調停委員會を開設することあるべしといふに過ぎない。即ち調停の強制が或場合に行はるゝことあるべきことを定むるものである。

然るに強制調停といふ中には、斯くたゞ事件を強制的に調停に附するといふ以外に、一旦調停に附した以上は其の調停委員會の定めたる調停條項をも強制し、當事者は否應なしに之に服從しなければならぬ制度とすることも考へ得られる。即ち調停をば一種の裁判的のものとなし、調停條項による裁決を以て事件をば裁判的に解決する制度である。さうして強制調停制といへば、斯くの如く事件を調停に附することも強制的であるし、又調停條項に服從せしむることも強制的であることに依つて始めて完全な強制々度たり得るものと見て差支ない。

併し斯くの如く事件が調停に附せられること自體も、又その調停條項が強行せられることも、共に強制的

に行はれることになれば、それは最早和解でもなければ居中調停でもなく、實質的には強制裁判たるに外ならぬ。されば勞働爭議仲裁々判にあらざる限り、調停制としてかやうな強制を行ふべき性質のものではない。調停としてはたとへ事件を或る場合に限り、又は一般的に調停に附するにしても、調停機關に於て定めた調停條項に服すると否とは、之を係爭當事者の自由意思に委かすこととして強制しないのが普通である。たゞ仲裁々判に在つては、それが元來裁判たる性質のものであるから、一旦事件が之にかけられた以上は、その裁判は當然に強制せらるべきものであつて、其の點が調停と異ならざるを得ない。その代り裁判は公法的のものに非ざる限りは、事件を強制的に裁判に附することなく、私法的な所謂民事裁判に在つては、事件を裁判にかけるや否やは當事者の意思に待つことで、たゞその意思が當事者一方の意思であればよいとするのが普通である。勞働に關する仲裁々判とても大體に於て之に則るべきは勿論である。

所で今我國で行はれることになつてゐるのは、勞働仲裁々判制ではなく調停制度であるに過ぎない。さうして調停である限りは、その調停の効果は裁判上の和解の行はれるものと爲すのが普通であるから、調停機關の決定する所は勿論判決たる効力を有せず、幸にして調停が成立すれば和解の出來上つたものとなり、たとへ調停條項は定まるとも、當事者の双方又は一方が之に服しなければ、調停は不成功に終り和解は成立せざるものとなる外はなく、調停機關として之を當事者に強制すべき權能は認められない。此の意味に於て調

停機關は一種の和解機關である。勞働爭議に關して和解（conciliation）は即ち當事者のみの直接交渉（negotiation）によつても成立ち得るが、又居中調停（mediation）に依つても成立ち得る。併し居中調停はそが和解的調停たる限り所謂仲裁（arbitration）とは異なるもので、兩者はその機關が別々であるべき筈のものである。

我が勞働爭議調停法によれば、調停は原則として調停委員會開會の日より十五日內にその手續を結了すべきものとし、場合により之を延長するを得るものとして居る（第九條）。さうしてその手續の結了した場合に於ては調停委員會はその顚末を行政官廳に報告するを要するものとする（第十六條第一項）。所で今その手續の結了と共に勞働爭議が解決すれば問題は殘らないが、若し勞働爭議解決するに至らなかつたときは、調停委員會はその報告に委員會の決議せる爭議調停案及び之に關する少數意見を表示するを要することが規定されてある（第十六條第二項）。尙ほ又行政官廳は右の報告を受けたるときはその報告の要旨を公表すべしとしてある。但し勞働爭議解決したる場合に於て當事者一方の選定したる委員全員が豫め反對の意思を表示したるときは此限にあらず（第十七條）となつてゐることはすべて既述の通りである。

されば法文によれば、調停委員の調停に依り爭議が解決すればよいが、若し解決しなかつた場合には、調停委員會としては當事者に對しては其の上爲し得べき所はなく、たゞその決議した調停案と之に關する少數

意見とを行政官廳に報告するを要するのみである。さうして行政官廳は調停の成り立たなかつた場合には、調停委員會からの報告は必ずその要旨を公表すべき定めであるから、つまり調停の成り立たなかつた際にはその調停案と少數意見とが世に公表されるだけのことで、謂はゞ世間をして公平に之について考へしめ、これだけ骨を折つたが調停は成り立たなかつた、成り立つのが無理か成り立たなかつたのが無理か、公平に考へて貰ひたいといふだけのことをするに過ぎないのである。

斯く法文に於て、調停上の決定を當事者に對して強制しないことになつて居る點は、勞働者に取つては、調停が既述の如く強制的に開催せられ、當事者としての勞働者側は之を欲しない場合にでも事件が調停に附せられる制度を其の効果に於て多少緩和することになつて、やゝ其の邊が氣になる次第である。從つて事件こそ調停に附せられても、當事者は調停案が氣に入らなければ之を拒絕するを得る自由を有するから、之が爲めに、主張すべき權利を著しく制限せられたり、要求すべき利益を著しく抑へられたりする恐はなくなるわけである。けれども之を勞働者側からいへば、事件を調停に附するといふこと自體が、その要求の貫徹特には勞働運動上都合よからぬやうな場合もあることと、前に述べた通りだから、調停案の強制こそなけれ、ただそれが無いといふだけで、調停の強制の行はれるといふことから生ずる迷惑を免れるわけにはなり得ないと、考へることを避け難い。

そこで問題は更に轉じて、爭議が調停に附せられ、調停が進行しつゝある期間に於ける當事者の行動の自由が保持せらるゝや、それとも其間その自由に制限が加へられるやといふ點に於ても表はれて來ざるを得なくなる。さうして此點に關しても同じく爭議の當事者たるから、勞働者の感ずる利害は使用者の感ずる所よりも一層痛切ならざるを得ず、從て問題の意義の重心はやはり勞働者側に落ち來らざるを得ない。

法の規定に依つて見れば、爭議が調停に附せられた以上は、その手續が終了するまでは爭議の直接なる當事者以外の者は、使用者側に對してロックアウトを爲すべく勸誘したり勞働者側に對してストライキを行ふべきことを勸誘するを得ざるものとなつてゐること、上に之を示した通りである。

然るに此點に關しては種々の意見が存し得るのであつて、最も強い意見は調停手續進行中は公益事業については同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止し併せて罷業及び閉鎖の勸誘を爲すことを禁止すべしと爲すもので、次に強い意見は調停手續進行中は公益事業たると否とを問はず同盟罷業及び作業所閉鎖の勸誘を爲すことを禁止すべしとするものである。更に又或意見では調停手續進行中は公益事業については係爭者たると否とを問はず同盟罷業及び作業所閉鎖の勸誘を爲すことを禁止すべしと爲し、又或意見では調停手續進行中は公益事業については係爭者以外の者が同盟罷業及び作業所閉鎖の勸誘を爲すことを禁止すべしとする。さうして此所にいふ係爭者とは現實に爭議を爲せる使用者及び勞働者だとする意見と、此等の者以外にその屬する使

用者團體又は勞働團體の役員その他の執務者をも含ましむべしとする意見とが分れるのである。

此等の多少づゝ異れる異見につき各々其の理由とする所を見れば、先づ最も強い意見として上に掲げたるもの即ち調停手續の繼續中は公益事業については同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止せんとする主張の理由とする所は（一）爭議を調停に依つて解決せんとするのは平和的手段を以て事を圓滿に治めんとする主旨に出づるものであつて、彼の同盟罷業や作業所閉鎖が飽迄鬪爭手段として行はれるのと全然その立場を異にして居る、兩者は到底兩立し難いものであるのに、今公益事業について平和手段により爭議を圓滿に解決せしめんと欲して調停の手續を執り乍ら、一方に於ては同盟罷業や作業所閉鎖を自由に行はしむることを放任するに於ては、これ實に調停制度を設くる趣旨に戻るものと謂はねばならぬ。（二）交通運輸事業や通信事業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは社會の人々の日常生活と最も密接な關係を有しその必要缺くべからざる事業であるのに、其等の事業が突如として休止さるゝは一般公衆の生活を脅かすものと謂はねばならぬ。されば今此等の事業に於て爭議の生じた際にこれを調停に依つて解決せんとするのは、右の如き作業休止に依る國民一般の迷惑を除き社會生活をして平安ならしめんとする主旨に出づるに外ならぬ。さればこそ此等の公益事業を選んで特に此等の事業に於ける勞働爭議を調停に依つて解決せんとするものである。然るに一方に調停の手續を行ひ乍ら、他方同盟罷業や作業所閉鎖を禁止せざるに於ては、調停制度は甚だその主旨を貫

かざるものとなるを免れ難い。（三）特に鐵道、郵便、電信、電話等の如き官業による公益事業に在つては、豫算の關係上常に必ずしも急速に勞働者の要求を容れ難い場合がある、然るに今此點について勞働者と十分な諒解を遂ぐれば爭議は圓滿に解決する見込もあるやうな場合に、突如として同盟罷業を爲す自由を與へて置くに於ては、折角圓滿に解決すべきものも解決し得ざることになつて、調停制度の效果を少なからしむるものと謂はなければならぬ。（四）成程同盟罷業を爲すことは勞働者の有する唯一の有力な武器たるに相違ないけれど、今調停手續の進行中にその罷業を禁止したからとて、それが爲めに全然その權利を蹂躙し武器を奪ふことにはならぬし、又禁止は使用者側に對しても同樣に作業所閉鎖を行ふべからずといふことに於て行はれる次第だから、獨り勞働者に對して酷なわけではなく、其間公平の失はれる恐はないといふのが大體その理由とする所の主要點である。

次に調停手續進行中は公益事業たると否とを問はず、同盟罷業及び作業所閉鎖の勸誘を禁止すべしとする意見の理由とする所は、（一）公益事業たると否とを問はず、調停手續進行中といへども同盟罷業及び作業所閉鎖を禁ずることは不可なりとするも、苟も調停手續の開始された以上は、その結果を妨ぐる行爲を禁ずるのは制度をして有效のものたらしむべき道なれば、罷業又は閉鎖を勸誘する行爲は之を禁止すべきものだといふに在る。

次に公益事業に關しては、調停の手續進行中は係爭者たると否とを問はず、罷業及び閉鎖を勸誘することを禁ずべしとする意見と、係爭者以外のものが勸誘を爲すのを禁ずべしとする意見とは、公益事業なればとて調停手續の進行中同盟罷業や作業所閉鎖を禁じ得べきものではないが、然し事公益に關する事業なれば、此等の鬪爭手段の齎す損害を成るべく回避する道を講ずることは當然であるから、罷業や閉鎖の勸誘をなすことは之を禁ずべしとするのである。たゞその勸誘を禁ずるについて、一方の意見は、罷業や閉鎖か爭議當事者の自發的決意に出でたものなら致方がないから、たゞ第三者が之を勸誘するのを禁ずるに止むべしとし、他方の意見は、苟も罷業や閉鎖の行はれるに依つて生ずる公衆の迷惑を成るべく回避せんとするならば、爭議當事者なると否とを問はず他人を勸誘して罷業や閉鎖を行はしめんとする行爲は之を禁止すべきものだと考へ、兩者が主張として相岐れて來るのである。さうして尙係爭者の範圍については之を廣く解せんとする意見と狹く解せんとする意見とが分れ、一方はたゞ現實の爭議當事者以外の者は苟も勸誘を爲すを許さるべきものにあらずと見、他方は勞働組合の認めらるゝ限り又使用者團體の認めらるゝ限り、その團體本來の性質及び任務より見るも、其の役員其の他の執務者が罷業や閉鎖の勸誘を爲すのは禁止さるべき筋のものにあらず、彼等が之を爲すのはその任務を盡すものたるに外ならずと見んとするのである。

以上種々な意見の中で我が調停法の採れる所は、成るべく勞働者の罷業と使用者の作業所閉鎖との自由を

殘し置かんとする主旨により、たゞ公益事業に限り、調停手續の進行中罷業や閉鎖の勸誘若くは煽動を爲すを得ずとする意見である。然かもその勸誘煽動を爲すを禁ぜらるゝ者の範圍は、現に其の爭議に關係のある使用者及び勞働者並に其の屬する使用者團體及び勞働者團體の役員及び事務員以外の者としたのである。

今此等の意見に就いて考へて見るに、先づ公益事業に在つては調停手續の進行中は罷業及び閉鎖を禁止すべしとする意見は、調停の制度を制度として効果多きものたらしめんとする考から出て居るのであつて、其の點から見れば一應尤な議論のやうに見へるけれども、元來勞働者に取つては、罷業を行ふといふことは、勞働上に於ける其の要求を貫徹せんが爲の手段としては最も有効な手段であり、使用者側に對して用ゐるべき武器としては殆んど唯一の有力な武器であるから、たとへ、調停手續の繼續中に限つたことではあるにしても、よし一時的たりとも其の權利行使が妨げられ、その武器を用ゐ得ざるものとせられるに於ては、それは勞働者に取つては甚大の苦痛たり又損失たらざるを得ない。殊には罷業を行ふには乘ずべき最も都合のよい時機があつて、其の機會を逸するに於ては罷業は結局實行し得べからざることになり、又行つても効果の薄いものとならざるを得ざる恐が少くない。然かも調停の手續の繼續する時期の如きは罷業を行ふべきための時機としては甚だ大切な時期である場合が少くないのだから、其の期間罷業が禁止せられることは、勞働者としては最も苦痛とする所で、斯くては事件が調停に附せられたといふことだけで其の事實が已に大いに勞

働者に不便と不利とを與へ、元來公平なるべき調停をして勞働者に不公平な損害を與ふることになるのを免れ難い。

此の事情は事業の性質の如何によつて變るべき性質のものではないから、たとへ公益に關係のある事業なればとて罷業を禁止すべきにあらず、之を禁止するに於ては其種の事業に從事する勞働者は事實上は罷業權に大いなる制限を加へられることゝならざるを得ない。特に法の採れるが如く調停を當事者の一方のみの請求により、又は行政官廳が之を必要と認むるに依りて稍々强制的に開設するものと爲すに於ては、勞働者は使用者側の請求や官廳の見込によつて爭議を調停に附せられ、然かも其間罷業を禁止されて戰略の鼻を挫かれ、又其間結束を切崩されたり、さなくも少くとも然かさせされて、直接間接に大いな不利と不便とを被らざるを得ざることになる。

尤も罷業の禁止は他方使用者側に對して作業所閉鎖の禁止せられることに依つて、平均せられるやうに見へ、獨り勞働者のみが迷惑するのではないやうに見へるけれど、それはたゞ紙上の公平論たるに過ぎない。實際に於ては企業家側の作業所閉鎖と勞働者側の同盟罷業とは、勞働に關する鬪爭武器としては日を同うして語るべからざるものあり、特に之を行ふについての時機等に關しては、後者は遙かに敏感に利害關係を感ずる性質のものであるから、兩者が同樣に禁止されたからとて、其の結果は決して公平なるを得ず、勞働者

の被る不利益は遙かに多大である。

尙又罷業及び閉鎖の禁止を行ふべしとする主張は、通信運輸業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは、直接に公衆生活と關係を有する公益的事業なるが故に、市民の生活を安定せしむる意味からも調停手續進行中は罷業及び閉鎖の禁止をしなければならぬとするのだが、それは此種の事業に於ては全然罷業や閉鎖を爲すを得べからずとするものならば兎も角、苟も此等の事業に從事する者と雖も罷業や閉鎖を爲し得るものとせられるからには、たゞ調停手續の進行中だけ之を禁止したからとて、それに依つて著しく公衆生活の安定が得られるものではない。その安定は多く得られないに拘らず前述の如く之が爲めに勞働者の被る迷惑は多大なりとせば、たゞ公衆の利便だけを見て勞働者の迷惑は之を犧牲にしてもよいといふわけには行かない。元來現時の罷業はその進步せるものに至つては突如として無警告に行はれるものではなく、大抵は一定の警告期間を置いて豫め日時を期して其の定められたる時期より罷業は開始せられるものであるから、一般公衆は其の期間內に應急策を講じ得べきものである。それに又勞働者としては罷業に對する社會の同情の有無を氣遣ふことに於ては、通信運輸業の如きに從事する者は最も敏感なのであつて、然も亦罷業の成否が社會一般の之に對する同情の有無厚薄に依つて別れる所も多大な次第なれば、たとへ罷業の自由が其儘に殘し置かれたればとて、猥りに公安を紊るやうな突飛な罷業の行はれるものにあらざることは、睹易き所である。何

れにしても罷業が勞働者の權利であり又唯一の有力な武器であるからには、たゞ事業が公益に關係ありといふだけの理由で以て罷業の自由を奪ふべきものではない。現今の如く經濟界が有機的に造り上げられてゐる社會經濟の時代に在つては、何れの産業といへども社會一般の利害に關係せざるものはなく、公益的事業といふことも中々一概に定め難い事情がある。公益事業といへば何れも公益事業であり、私益事業といへば大抵皆私益事業といへるやうな有樣なのだから、特に通信運輸事業や、水道瓦斯電氣等の供給事業のみについて、其の從業者に罷業を禁止せんとするが如きは、たとへ之が調停手續進行中だけのことたりとも、決して其の勞働者に對して親切な態度とは謂ひ難い。

すべて斯くの如くなるが故に、罷業や閉鎖を禁止せんことは、たとへそが公益事業及び軍事關係事業に限らるゝとも、又調停手續進行中に限らるゝとも、從來の勞働運動の理論と實際の必要からいへば、妥當のことゝは謂ひ得られないのである。從つて罷業や閉鎖を勸誘することを禁止せんとする意見も、同一樣の理由に依つて妥當な意見と謂ひ難いのである。但し伊太利などのやうに一般的に罷業權を否認し、之を禁止する態度を取るものに於ては、議論の立場は全然異つて來ざるを得ない。

次に調停手續の進行中は公益事業たると然らざるとを問はず、一般的に罷業及閉鎖の勸誘を爲すことを禁止せんとする意見は、たゞ調停の實を擧げるといふことのみを考へて勞働者の權利を顧みるを忘れた議論

であり、又見様によつてはともかくも罷業の如きを行はざらしめんとし、勞働者をして其の機會を逸せしめんとする資本家的の議論たる譏を免れ難い。我が勞働爭議調停法では、法に揭げられた種類の公益事業にあらざる普通の營利事業に於ては、爭議を調停に附することからが已に當事者双方の請求がなくてはならぬとせられる位であつて、之を强制的に調停委員會の調停にかけることをしないものとして定めて居るほどであるから、たとへ調停手續が繼續中なればとて、罷業や閉鎖の勸誘を禁止すべき理由は毛頭無い。或はそれは罷業や閉鎖の禁止ではなくて勸誘の禁止だから差支ないではないかといふ意見が出るかも知れないが、普通の營利事業について、たとへ調停手續の繼續中なりとも、當事者双方の合意あるにあらずして、罷業や閉鎖の禁止を行ひ得べきものにあらざることは、苟も勞働法規上の議論としては言を俟たざる所であつて、それは議論にはなり得ない。

さうして罷業や閉鎖の勸誘といふことは、此等のことゝ特に罷業が多數者の團結によつてのみ行はれ得るもので、勞働組合が最も中央集權的に出來上つて居るもの以外に在つては、勸誘なくしては其の實現は考へ得られないほどのことであるからには、その勸誘の禁止されることは罷業そのものゝ禁止されるのと實際的には殆んど異ならざる意義を有する。從つて罷業そのものゝ禁止の行ふべからざるものである限りは、之が勸誘の禁止も行はるべき筈のものでない。

右二樣の意見について其現れる所を述べたると同じ理由により、先に調停手續進行中公益事業に就いて同盟罷業及び作業場閉鎖の勸誘を禁止すべしとの意見も、不當の意見たらざるを得ない　たとへ公益事業なりとも罷業や閉鎖の禁止の行はるべきものにあらざる限り、その勸誘を禁ずることの一般的に禁止せらるべきものにあらざることは、特に罷業については勸誘に依つて始めて罷業の成り立ち得る性質より之を見て當然のことゝいふべきである。況んや勞働組合が公認せられんとする時代にあつて、其の組合が組合としての意義を發揮し任務を盡し効果を擧げん爲めには、かゝる一般的な勸誘の禁止の行はれることは、勞働組合主義に反するものであつて、若しかゝる禁止が行はるれば、勞働組合は折角存立して居ても、まさかの時に物の用を爲さざる効能の薄いものとなつてしまう外はない。

最後に調停手續の繼續中は公益事業については爭議の當事者以外の者が罷業や閉鎖を勸誘するを禁ずべしとの意見は、その當事者の意義を廣く解すると狹く解するとにより、勞働組合主義を承認しその効果を發揮せしむることになるのと否との岐るゝ所となる次第だが、之亦何れにしても徹底せる意見たるを得ないのである。即ち係爭當事者の意味を狹く解して其の以外の者が罷業や閉鎖を勸誘することになれば、當事者にあらざる限り勞働組合の役員や其他の執務者の如きもその勸誘を爲し得ざることになつて、勞働組合はやはり右述の如く甚だ力なきものとなり、此の意見も亦其の結果に於ては右に掲げた意見の如く、一般的に罷業や閉鎖

の勸誘を禁止すべしと爲すものと多く選ばざるものになる。さうして係爭當事者の意義を廣く解する側の意見に於ては、勞働組合の役員其他の執務者は勸誘を爲すを許されることになるから、事情は右に比較してやゝ緩和され、勞働組合主義は大分多く承認せられ、勞働組合の側も大分多く表はれ得ることになる。併し乍ら此の意見の如くしても、勞働組合員が積極的に罷業の勸誘援助を爲すことは許されないから、たゞ勞働組合主義は部分的に承認せられるに過ぎないで、十分徹底的に勞働組合主義の效果を發揮せしむる所以とはなり得ない。されば此の二樣の見地は其間多少の相違こそあれ、勞働運動の立場からいへばやはり不徹底を強ゆるもので、何れにしても勞働者に取つては双手を擧げて歡迎すべきものではあり得ない。

要するに斯くの如き箇條のものであるが故に、調停手續繼續中に、如何なる程度に於てゞも勞働運動に對して制限を加ふべしとする見地は、勞働者の喜び得ざる所であつて、我が勞働爭議調停法が、上に掲げた意見中、現に其の爭議に關係ある使用者及び勞働者並に其の屬する使用者團體及び勞働者團體の役員及び事務員以外の者は、同盟罷業及び作業場閉鎖の誘惑又は煽動を爲すことを得ざるものと定めて居ることも、之を勞働運動者の側よりいへばあまり好ましからざる規定と考へられてゐるであらう。

第五編　日本の農村社會政策

第一章　我が國情と中產主義

前に第一編第二章に於て之を論じたやうに、在來の社會問題は勞働問題を以て中心とする實質を備へたものであり、思想の時代的傾向から之を基礎として定められる社會問題の觀念としては、斯かる實質的內容のものを以て社會問題と見るのが、一般的な風潮であつた。然るに最近に至つては、時代思想の變化に伴ひ、社會問題の觀念の樹て方が變つて來、從つて社會問題の實質的內容についても、從來とはやゝ異つたものがその內容として理解さるゝに至つた。少くとも其の實質的內容の範圍については、かなり之を廣く解釋するやうになつて來たことは確かである。

此の變化に依つて我國に於ても、今や農村問題を以て重要なる社會問題と考へ、然かもそれはたゞに農村

內部に於ける階級對立的な關係より發生する問題のみならず、農村と都會との對比關係から生ずるものをも重大な社會問題と見なければならなくなり、之に伴つて農民一般の經濟や生活に關する問題の如きも、益々多く社會問題としての意義を有することになつて來たのである。

特に農村の住民がその經濟の窮乏と生活の困難とから、漸次疲弊し沒落する運命に陷り、都會其他鑛工業地に向つて轉住し、爲めに農村人口の減少を來たし、都會人口との釣合が取れなくなり、都會に於ては過度な人口周密狀態を呈して、國民保險上及び國民精神上に於ても好ましからざる狀況を呈するに至りつゝあることは、極めて重大な社會問題と考へられるやうになつて來たのである。

そして此の農民に關する問題は、中小商工業者に關する問題と共に、所謂舊中產階級に關する問題を形成し、それは又更に給料生活者を中心とする新中等階級に關する問題と相並んで、極めて重要にして然かも解決の困難な現時の社會問題の一分野を造り成して來たのである。

從つて社會政策もまた、從來の社會問題觀を基礎とするのでは、到底よく時勢の實狀に應ずるを得ず、新たなる社會問題觀に順應して、問題の新分野に對しての政策としての研究と實地施設とを見ることの必要が年に月に加はりつゝあることを知らなければならぬ。

私は今此等の新分野に關して其一々に觸れて論議することは紙面の關係上到底出來難いのだから、茲には

最近思想の傾向として中産階級的問題を重視することゝ、新しい社會觀が、其の表現の上に於て新しい中産階級主義的な傾向を取り、國家的に見たる社會組織に關しても、國民經濟としての構成に於ても、一種の新中産主義と名づくべき傾向のものが甚だ有力になつて來たことを論ずると共に、之を我國の實情に照して考察することを以て、一般論的な部分と爲し、個別的に内容に觸れての取扱としては、農村及び農民に關する包括的な問題を取り上げて、我國の實狀としての其の概觀を叙するの傍、更に農村内部に於ける從來の小作問題を檢討し、之が對策について考察することに止めたいと思ふ。

先づ我が國情と中産主義について考へて見やう。

抑も資本主義は大資産主義であり、社會主義は無産主義である。用語は少しく粗雜に過ぎるけれども、斯く言ふことに依つて資本主義と社會主義との特色上の相違の一面は表現され得るであらう。然るに其の資本主義を是正して大資産主義若くは大資本主義に墮せず、然も亦同時に社會主義特には共産主義の無産主義的傾向に陷らないで、社會組織の態樣に於ても、産業構成の實體に於ても、企業遂行の形態に於ても、中産主義を維持し、又新たに其の意義を造り上げて、資本主義的ならざるそして同時に社會主義的ならざる社會經濟體系を確立せんとする傾向が近時頗る著明になつて來たことは、何人の目にも見逃がし難い所であらう。そして此の傾向とそれに伴ふ運動とは、世界到る所に之を窺ふことが出來、謂はゞ現在に於ける世界的現象

である。

此の中產主義的傾向が世界大戰後に於て著しく頭を擡げ、殊には近時の經濟界に於ける世界的大不景氣に促されて其勢を得て來たことには、抑も理由あることで、一つには從來の資本主義的なブルジョア支配の政治の行詰りと、資本主義的自由經濟の下に助長せられる社會の階級的分裂傾向並びに之に伴ふ階級鬪爭の激化との爲めに、社會の全一的保存の必要が痛感さるゝに至り、新舊中產階級を中堅とする社會構成と政治との行はるべき時勢的な要求が表はれて來たのであるが、今一つには又資本主義的企業と之に伴ふ諸經濟機構の行詰りの爲めに、社會經濟の體系上に於ても大勢的な是正を必要とするものあるに至つたことが、新たなる中產主義的傾向を喚び起すに至つたものと見なければならぬ。

人も知るが如く、中產階級を維持し中產主義的な產業組織を社會經濟の一隅に於て存續せしめんとする政策上の努力や小規模の社會的運動は、世界大戰以前に於ても、かなり廣く行はれて居た。詳言すれば、農民や中小商工業者等に依つて形成せられる所謂中產階級なるものを保護し、其の社會的地位を確定して、社會が有產階級と無產階級との二大區別に分裂することを避けると同時に、產業が大資本に依る大規模企業の支配の下に漸次統一せられんとする傾向を阻止し、中小資本に依る中小規模產業の地盤を確保せんとする希望と努力とは、かなり古くから歐洲諸國の如き舊國の間に行はれ、我國に於ても亦資本主義的傾向の進展する

に連れて段々と斯かる政策上の希望と要求とは其の意義を増しつゝあつたのである。併し乍ら此の意味に於ける中産主義的な傾向は、謂はゞ純粹な保守的傾向であつて、資本主義の進展に伴つて舊來の中産階級が漸次其の地位を危うくせられるのに對して、之を保護し、其の沒落を防止せんとすることが、其の社會的考慮の眼目であると共に、同じく又資本主義的産業の發展の爲めに、中産的な中小企業が農工商のあらゆる方面に於て壓倒され沒落し行くのに對して、之を保護して其の命脈を維持せしめんとすることが、其の經濟的考慮の下に於ける希望と努力とであつたのである。即ち資本主義的な自由經濟の發展と之に促がされて表はれる社會的變化の大勢とは、之を如何ともすることが出來ないが、せめては其の大勢の下に於て、中産的産業と中産階級とを維持し、亡びんとするものを助けて之を存續せしめんとするに過ぎなかつた。換言すれば古き良きものゝ失はれ行かんとする時勢に對して、保護に値ひし、存續の必要ありと思はるゝものを、保護し存續せしめんとするに外たらなかつた。

然るに近時新たに頭を擡げて來た所の中産主義の傾向は、斯かる保守的な見地にのみ立つものではない。寧ろ進んで積極的に時勢そのものゝ轉換をはかり、中産階級を以て中堅とし中心勢力とする所の社會組織と社會生活とを造り出すと共に、資本主義的な大企業組織に片寄らんとする生産經濟の態樣を改めて、中産主義的な生産組織を普及せしめ、依つて以て一般的に社會生活と經濟活動とを其の立場とする所に於て革め、

又その體系の改造を實現せんとするものである。つまり社會主義が資本主義の改造に依り其の反位として實現せんことを期するが如く、やはり資本主義の改造に依りその後繼者として實現せんことを期するものである。勿論中產主義は社會主義のやうに、全然資本主義を否定しその反位に立つものではなく、たゞ資本主義を是正することに依り、その中に於て取るべきものは取り、保存すべきものは之を保存し乍ら、而も漸次に純資本主義の皮殼をぬぎ捨てゝ實質的に中產主義的なものを造り出さんと期するものである。

この新たなる中產主義的な傾向は、從來の自由主義經濟に對して、統制經濟的な傾向に隨伴して表はれて來たのであるが、然し中產主義的な傾向と統制經濟的な傾向とは、必ずしも本質的に離るべからざる關係を有するものではない。統制經濟的な傾向の下には、社會主義經濟の氣運も亦進行し得るのであつて、社會主義は其の本質に於てより以上に統制經濟的な傾向に立つものと言はなければならぬ。唯だ併し乍ら、近時の中產主義運動は、國家主義の新運動とは互に提携すべき本質上の聯關を有することを否み難いのであつて、國家的に見たる社會全體觀の進展は、其の社會內部の構造として階級的分裂を厭ひ、中產階級を中堅とする諸階級の併存と互助と共の有機的な全社會的結成を必要とするものである。そして國家主義は社會生活一般についても、經濟生活方面に就いても、これを國家社會としての全體的な統制の下に置かんとするものであるから、その意味に於ては國家主義と相伴つて表はれた所の中產主義は、統制經濟的な傾向の下に進行せん

と欲するものと言ふことが出來るのである。少くとも從來のやうな無條件的な自由主義の下に於ては、中產階級の衰亡と中產的企業の敗北とは之を避け難いのであるから、中產的企業と中產階級の存續を計り、出來得べくばこれに指導的地位を與へんとする新傾向は、國家主義的見地の下に於ける統制的な立場をこそ喜べ之と離反し之を排擊すべき理由を有せないのである。但しその統制的な立場は國家主義的傾向と相伴ふことを條件とするを忘れてはならぬ。

要するに總て右のやうな意味合の下に新中產主義は生れ出で又發展して來たのであるから、其の傾向は勿論多少は反動的であり又多少は復古的であるにしても、たゞ之を保守的な反動傾向と見ることは當らない。必ずや之を以前の古き中產階級保護運動と區別して、その新運動としての意義と本質とを捕捉しなければならない。そしてその新運動としての意義と本質との下に於ては、之を我國の社會的な並びに經濟的な一般情勢と照し合せて、我國に於ても斯かる新傾向の發生し來ることの當然であることが考へられると共に、產業の諸方面と併せて又社會生活一般の情態とから檢討して、斯かる新傾向の或程度まで發展せんことの寧ろ喜ばしく、又必要であることも考へられねばならぬ。

諸多の產業の中に在つて、農業ほど中產主義的な性質を有するものはない。尤も一口に農業と言つても、米國や加奈陀や濠洲やアルゼンチンなどのやうな大農組織のものもあり、一概には取扱ひ難いが、然しそれ

營の國々の大農制にしても、それが十分資本主義的なものになり得ないで、農業と資本主義との間には、一般的に反りの合ひ難い性質の存することは、今や廣く認められてゐる所である。農業に在つては、資本主義的な傾向が經濟界を風靡する時期に於ても、其の經營は資本的に集約にこそなれ、其の經營規模は却つて反對に縮小して行く傾向を辿り、工業生産などに於けるが如くに、漸次大資本を以てする大規模企業が優越を占めることにはならないで、小規模農業が却つて生産能率も高く經濟界に對する適應性としての彈力も強い實狀を示してゐる。つまり時勢の進歩に伴ふ農業の集約化といふことは、其の小經營化を意味するに外ならないで、其の狀甚だ工業生産に於けると趣を異にするものがある。

農業に於ける此の特性は、資本主義の進展は必然的に資本の集中と事業の集中とを發生せしむるものなりと信ずる所のマルキシストの間に於てすら、夙に之を認めなければならないとする議論が表はれて、終に彼の修正派の運動を生ずるに至らしめたること、よく人の知る所で、マルクス主義的な集中理論は農業には妥當せず、強ひて之を妥當せしめんとする考は、畢竟農業の本質を辨へざるより來ると信ぜられるに至つたのである。

農業に在つては、昔も今も依然として自作農主義が支持せられ、アーサー・ヤングの言葉のやうに、所有の魔術は砂礫を化して黄金とするものと信ぜられてゐる。自作農主義といへばそれは勿論中産主義であつて

自家の勞働力を以て耕種し得る程度の農地を所有し、農業の業務はやがて一家の經濟であり、一家の經濟はとりも直さず一家の生活を意味するといふ有様である。そして此の中産的な自作農制に在つては、單純なる土地所有に依る不勞所得の生ずる餘地もなければ、又雇傭勞働に伴ふ賃銀搾取の行はれる餘地もない。つまり土地私有制に伴ふ社會的弊害と賃傭勞働制の有する社會的缺點との發生する餘地の存しないことが、自作農制をして社會的に最も弊害の無い從つて健全なる制度たらしむる所以であつて、而も同時に、農業生産は資本的なる大農生産に於けるよりも、小農的なる自作制に於てより以上に生産能力を發揮するものとして、經濟的にも自作經營が尊重せられる次第である。畢竟農業は普通の工業と異なり技術上より見たる其の生産過程が物理的な若くは化學的な器械的な過程でなくて、生理的な過程であるが故に、其の生産はたゞ資本を多く用ゐ大規模經營を行ふといふことに依つて能率を上げ生産費を安くすることが出來ないで、寧ろ却つて生産者たり經營者たる者自身が、趣味と愛情と密接な利害關係とを以て之に當る場合に於ける方が、生産力を多大に發揮することが出來る次第で、その遣方を以てすれば其の經營はどうしても小規模な經營とならざるを得ず、所謂自作農制を以て技術上にも經營上にも最も優れた制度たらしむる所以である。そして自作農制が中産制であることは繰返して言ふ迄もない。

斯くの如くにして農業に於ける自作農主義は、古くから推奬され尊重されて來たのであるが、近時の國家

主義的傾向の下に於ても、例へば伊太利のファッシズムにしても獨逸のナチズムにしても、一つには社會構成上の見地から中產階級を以て社會の中堅たらしめんと欲し、その中產階級に在つては農民特に自作農民がその中堅を爲すものとして、此の部類の人々の社會的地位を維持せしむることの必要から、一つには又國家に於ける農業生產を盛んにし、國民食糧と國內工業原料の供給上の安定充足を圖らんとする必要とから、同時に又一國經濟の組織は農業を以て基礎とせなければならぬといふ見解とから、農業と農民就中特に自作農業と自作農民との保護獎勵を行ふことに、大いに力を注いで居る次第である。即ちその必要から農地に對しても自作農的な所有制は飽迄これを尊重せんと欲し、彼の社會主義的なる私有制の否認から、自作農地に對する所有制をも否認せんとしたるボルシェヴィズムの如きと全然その立場を異にすることを明かにした。

然るに彼のボルシェヴィズムの如きに在つても、曾て共產主義を字義通りに行はんとした戰時共產主義時代に在つては、或程自作農地の所有をも否定し、一概に土地私有制の全廢を企てたが、そのボルシェヴィズムすら其の後に於ける態度は漸次に緩和されて、ネップ以後は自作的小農地の所有は法制上はともかく事實上は容認せられんとするに至つた。そしてスターリンの農業共同化政策に依るコルホーズの獎勵の如きも、教義としての土地私有制否認には動きがないにしても、農民の心情に於ける所有愛着を一概に否認せんとは欲せず、共產農場と相待つて私有制的基礎觀念の加味された共同農場を普及せしめんと期するものである。

何れにしても農業に於ける斯かる現象は、固より是れ農業の有機的生産業たる本性より生ずるものであつて、一方に資本主義とよく反りの合はないのも此の特性より來り、又他方に於て社會主義と調和し難いのも此の本性より生ずるものであることを見遁がしてはならぬ。然らば即ち農業はまことに之れ中産主義の本宗本元たるべき本性を有するもので、中産主義が提唱さるゝ限り、農業特に自作農業の保護奬勵と、農民特に自作農的中産農民の保護誘掖とが必要とせられるのは、洵に當然のことゝ言はねばならぬ。そして之は世界共通のことであるが、まして我國のやうに、古來農を以て國を立て、然も農村には大農の數は極めて少く、たとへ大農地の所有者はあつても、農業經營に至つては何れも小規模で平均一町歩に滿つや滿たざる實狀に在り、他方又農村に純無産者たる者の甚だ少き國柄に在つては、中産主義は實に我が農業の據つて立つ所たり、我國の農業といへば、直ちに中産主義を思はしむる所に在つては、我邦農業の維持即ち中産主義の確立でなければならぬ。そして中産階級の維持は先づ農業の保護に依つて行はれざるを得ないのである。

社會的關係と經濟的關係との双方から觀て、農業及び農民の維持を必要とすること、今日の時勢に於て甚だ痛切なるものあるは、上に述ぶる所に依つて明かである。そして農業の維持といふことゝ農民の維持といふことゝは、固より離るべからざる關係を有し、結論としては、兩者は共に實現しなければならないが、然し政策上より之を觀たる方針としては、兩者は別々にこれを考へ、その何れかに重きを置くことが出來る。

そしてそれはたゞ觀念的に可能なばかりでなく、實地方策上の意見としても別個のものとなり得る。

農業の維持といふことに重きを置かない議論として、先づ考へられる所のものは、一國經濟の全體としての進展發展が遂げられる限りは、農業を必ずしも其の國民經濟內に維持せなければならぬ必要はない、商工業が殷盛になつて農村の人々を勞働者として商工業方面に吸收し、それ等の人々は農村に於けるよりもより以上の所得に有りついて生活の向上を圖るを得、然も失業の災疫に見舞はれることがないならば、其の國民經濟は之に依つて益々充實し、國民一般の生活の向上が實現されるのであるから、何も引合ひ難い農業を強ひて維持する必要はないではないか。國民の食糧や工業原料は之を外國からの供給に仰いだからとて、國際分業の利便こそあれ、憂ふべき弊害は生じ得ないといふ議論である。この議論は寧ろ自由主義的な見地に立ち、謂はゞ資本主義的傾向に沿ふものであるから、上に叙べ來つたやうな見解とは到底一致し難く、その論據に對して立入つた論議を加ふることになれば、日も之れ足らないことになるのみならず、本書の主旨にも叶はないから、茲には立入らないで置く。たゞ一つ忘れてならないことは、斯かる自由主義的な見地も、現在我國に於て相當有力な地位を占めてゐるといふことである。

次に農業は是非とも之を維持しなければならぬといふ見地から、強い農業保護主義を主張する人々の間に在つても、農民を必ずしも現在の數若くはそれ以上に維持せなければならぬとは見ない所の議論が存在する

のであつて、これはよく調べて見たら、我國の農政學者や農學者の間には隨分多數の人々に依つて、懷かれて居る議論であらう。それ等の人々の見る所を以てすれば、我國の農村の人口は少しく過剩を告げてゐるのである。人口過剩なるが爲めに農家平均一戸の經營の下に在る耕作面積は一町歩に足り足らずといふやうなことになり、そんな小さい面積の耕作を以てしては、如何に技術を改良し經營方法を改善してみた所で、到底農家の一戸々々の所得を現狀よりも大いに增加せしめることも出來なければ、其の生活を向上せしむることも出來ない。出來得べくんば現在の農村人口が半數位ゐになつて一戸平均耕作面積一町五反以上二町歩くらゐになつて欲しいものである。さうなれば農家は甫めて稍々人間らしい生活が出來るやうになるであらうと論ずる。

此の議論は農業並びに農民保護論としては確かに一箇の見識であつて、狀態が斯くの如くなり得るに依つて初めてよく農民もその獨立の存在を失はないで行くことが出來、又我國の農業全體としても生產の增加、業務の改良、技術の進步を期し得る。現在迄のやうに、農村人口が過剩で所謂五反百姓がうよ〳〵してゐるのでは、結局農業の進步も十分には期待し難く、中產階級としての農民の社會的存在も保持し難い。寧ろ農民は年々に疲弊して多數相率ゐて無產階級化する外はない。されば農業といふ經濟的見地からも、同時に又、農民といふ社會的見地からも、我邦農村人口の適當なる減少を希望する次第で、其の爲には政策としては海

外移植民を奨勵すべしと主張するのである。從つて又此種の論者中には農村の人口制限亦止むを得ずと考へてゐる者が少くないであらう。

惟ふに此の議論は、資本主義機構に依る現在の經濟一般狀勢を有りの儘に見、其の狀勢の下に於て農業及農民を維持するには、斯くの如く觀、斯くの如く論斷する外はないと考へるものである。進んで資本主義機構そのものをまで改革し、農業に從事する人々が、現狀若くはそれ以上の人口に及ぶことを寧ろ希望し乍らそれ等の農民がよく中產階級としての社會的地位を維持し、多少づつその生活の改善をも爲し得るやう、其の平均所得の增加を實現し得るやうな新經濟機構を造り出さなければならぬといふ風には、考へないのである。されば此種の人々の立場は、中等階級を尊重し、農民の維持を主張する立場ではあり乍らも、その考へ方は大體に保守的で進步的革新的ではない。從つて此種の見地を抱く人々は、私が前に掲げた舊式な中產主議論者の中に見出さるべきであつて、新興の國家主義的見地に立つ革新的な新中產階級論者の陣營に據るものではないと見なければならぬ。

然るに之に反して、農業を維持すると共に農民を維持することに重きを置く議論は、我邦の農業を現狀に於て維持しその衰頽疲弊を防止するのみならず、進んで其の一般的生產力の增加と業務全體に亘る繁榮とを期しなければならないが、同時に又農民を其の數に於て減少せしめないやうにすることが大切で啻に彼等の

無產階級化を防ぎ、その都市其の他商工業地帶へ向つての流出を阻止するのみならず、其の生活狀態を引上げて、名實共に中產階級としての存在を有し得べきやうにしてやらなければならない。農業を維持し繁榮せしめることは國民經濟上重要だが、農村人口を維持し增加せしむることは社會構成上重要で、兩者は相伴つて行はれねばならぬ。そして又農村人口の多いといふことは、軍事上からも極めて必要なことで、良き兵士は最も多く農村から出ることは否定すべからざる事實で、擧國皆兵主義は農民人口の維持に依つて其の意義を完成することが出來る。又兵農一致といふことは、國防上からも產業上からも是非とも實現せらるべきものである。農業が榮えても、農民が減つては何にもならないといふのが其の主張である。

惟ふに此の議論は、極めて鮮明に國家主義的見地を表はすものであつて、國家生活を其の國防上から、又其の政治上から、又其の經濟上から見、社會構成としての國民の分布をも考へ、國家を全一體としてあらゆる方面あらゆる角度から見て完備せるものたらしめ、力の充實せるものたらしめんと希ふのである。そして其の農業及農民に對する考へ方は、たゞ從來の自然主義的な大勢や資本主義經濟の機構を其の儘にして、其の大勢の下に於て農民及農業の維持を圖らんとするものでなく、農業本位的な新たな經濟機構を造り出し、農民を中堅とする中等階級を培養し、國民精神を堅實なる農民精神の上に置いて、新たなる國家的全體觀の下に新社會生活を築き上げんとするものである。例へばイタリアのファッショに於ける農民精神と農民傳統

との尊重の如き、獨逸ナチスの兵農主義の如き、何れも斯かる新國家主義的見地の表現として之を見なければならない。

されば新中産主義の表はれとしての農業及び農民の保護といふことは、上に述べ、最後の見方のものとして之を解釋せなければならぬが、併しその主張する農業の維持繁榮と農民の維持及び生活向上とは、到底これを從來の資本主義的な一般經濟傾向の下に於ては實現し難いものであるから、此の新しい主義主張は、勢ひどうしても資本主義經濟の是正的な改革を必要と考へ、農業及び農民の維持と向上との實現し得べきやうな新たなる社會經濟機構と社會經濟生活とを造り出し、從來の自由主義經濟に對して、國家主義的な統制を加へ乍ら、經濟機構の改革を實行せんと企圖する次第である。たゞ其の新機構を如何樣に造り上ぐべきかについてのプランは正確明細には立つてゐないやうであるが、其の大方針を確立してその方針に合致するやうなその大方針を實現し得べきやう、部分々々に對して改革を行つて行けば、それでやがて全體の新機構は出來上がるものと信じられてゐる。重大なるは其の根本的大方針であると觀るのである。

中産主義の本據は農業であるが、併しそれは又商業上にも確乎たる地盤を占め得べきものであり、又占めなければならないものである。資本主義の發展は、商業上に於ても漸次に大資本主義の地盤を擴大せしむるに至り、啻に卸賣業の方面に於てのみならず、小賣業の領域に於ても、彼の百貨店の發達に依り、大資本に

依る大經營の優勢を造り成し、中小商業の立場を危殆に陥れるに至らしめた。又農業生産者の側に於ける販賣組合の發達と、消費者としての農民及び給料取勞働者等の間に於ける購買組合の發達とは、やはり中小商業の領域を侵して獨立業務としての商業の範圍を狹ばめんとして來た。這邊の事情は近時何れの國に在つても甚だ顯著なことであるから、何人もよく之を知る所である。そして之に對する防禦運動として商人の間に一方には百貨店對抗運動が行はれ、他方には所謂反產運動として產業組合運動が火の手をあげてゐることも世人の目に瞭かな所である。

然るに是等の中小商業自衞運動は、資本主義の大勢がまつしぐらに進み行く時勢の下に在つては、却々容易に効果を擧げることが出來ない。尤も產業組合運動は、それ自身が一つの資本主義的傾向であるとは言ひ得られないのであつて、やはり是れ亦農民その他の中產階級が其の經濟的獨立を維持せんが爲めの運動であるけれども、併しとにかく之を中小商業者の側から見れば、純資本主義的なる百貨店の發達と共に、やはり中小商業の占據する地盤を犯かすものとして、之に對する自衞運動を行ふことを餘儀なくせしめられるものである。然るにも拘らず、是等に對する商人側の對抗運動は、從來の時勢の下に在つては、いつも甚だ有力なるを得ないで、とかく獨立業務としての中小商業の運命は、追々にせばめられ行くを免れ得ざる有樣に在る。そして見樣に依つては、之れ實に時勢の要求として止むを得ざるものとも言ふことが出來る

けれども廣くこれを全社會の大きな立場から見、社會構成上の階級的分布から言ふたらば、中産階級として中小商人の占むる地位は甚だ重要であつて、それ等の人々が漸次に其の獨立の地位を失つて無産者化するといふことは由々敷問題たらざるを得ない。然も其の事特に我國に在つて然るものあるを考へしめられる。

何人の目にも明かなやうに、我國に在つては、中小商人殊に都市に於ける小商人の數は、歐米諸國の實狀に比して、遙かに多いやうである。都市に於ける小商人過多といふことはたしかに否み難い實狀であつて、之を社會經濟の合理化といふ見地からいへば、生産者特に農業生産者と一般消費者との賣買關係上に於ける隔りを少くし、其の間に商品が商人の手に依つて、轉々賣買せられることに依つて生ずる無駄を省かんが爲に、所謂中間商業整理の行はれることを必要とし、商品就中特に食料品其の他日用品の市場組織を今少しく簡單なものと爲すことの必要が痛感さるゝ有樣である。然るに同時に又翻つて之を考ふれば斯くの如くにして多數の小商人が淘汰される曉に於て、それ等の人々が他の中産階級的な獨立なる業務に携はることが出來て、中産階級としての地位を保つて行き得るならば問題はないが、若しさうでなくて、淘汰さるゝ者は其の獨立なる經濟的地位を失ふだけであつて、落ちて非獨立的な無産階級化する外はなく、勞働者になるか、それにもなれないで失業者と化する外はないといふ風であつたならば、それは又社會的に觀て甚だ困つたことたらざるを得ないであらう。

マルクス主義流に考へて、斯くの如き小商人即ち其の獨立なる地位を保ち得る能力なき小商人輩が、落ちて無產者化するは當然の成行であり、總て斯くの如くにして中小商人も無產者化し、中小工人も無產者化し少數の有產階級所屬者を除いては社會の大多數部分が無產階級化するのは、社會發達上の法則的な進行順序である。そして其の大無產階級がやがて社會支配の力を得て行けば、それでよいのであるといふ風に考へるならば、右に述べるやうな小商人沒落の事實が露骨に表はれ來た所で、格別騷ぐには當らないわけである。然るに若し斯くの如き社會主義的な見地を信奉しないで、國家主義的な見地から、中產主義を押立てゝ進まうといふのであつたならば、中小商人の沒落して行く其の有樣を平氣な顏で見送つて居るわけにはまゐらない。若し小商人が過多であるから、その減少して行く傾向は社會經濟的に見て寧ろ結構なことであるといふならば、それ等商人としての業務を失ひ行く人々に對しては、彼等が落ちて非獨立な無產者とならないで、中產階級としての他の地位と業務とを獲得し得るやうに大勢が導かれなくてはならない。國家の政策が行はれなくてはならない。伊太利のファッシズムなどに在つては、無產者たる人々をも引上げて中產階級的な地位と生活とをもつたものにしたい、世に無產階級無からしめたいと希望し、之を無產階級に對する政策の標的としてゐる有樣である。即ち社會主義者等の考へ方と逆に考へて行かうとしてゐるのであつて、こんな考へ方が今後一般的に廣まつて行くやうであるならば、無產者をすら引上げて中產階級化しめやうと欲するの

であるから、まして從來中産階級たる地位を占めてゐた中小商人其他の者が、其の地位を失つて無産階級に沒落せんとする傾向に對しては、極力其の勢を阻止することに政策の方針を向けるのは、當然至極のことであらねばならぬ。それが所謂中産主義の中産主義たる所以であつて、舊來の中産主義以上に、新らしい中産主義に在つては、積極的に施設し、時勢そのものをも變革して中産階級の維持と繁榮とを圖らんとする次第である。

但併し乍ら我國のやうに、都市に於ける小商人が餘りにも多數である實狀の下に於て、實際問題として、果してよく農業並びに工業に於ける中産主義と兩立併行して、商業上の中産主義が實現し得られるか。農工業上の中産主義を實行せんとすれば、小商人の如きは却つて益々其の立場を危くせられるやうなことにならないで濟むかどうか。現實には彼の産業組合主義をどうするか、産業組合運動はやはり之を新中産主義實現の爲めの手段的な組織として益々其の發達を助成すべきか。それとも、産業組合運動は資本主義時代に於ける舊中産主義的なものとして寧ろこれを止揚し、新中産主義の實現の爲めには、他の協同形式を以てする新組織を造り上げて行くことにすべきか。問題は實に其所に存する。現代の惱みも亦實に此所に存せなければならないのである。

工業企業に在つては、大資本に依る大規模企業が壓倒的に優越の地位を占め、中小企業は到底これと競爭

の立場に於て太刀打の出來るものでないといふことは、從來廣く信ぜられてゐる所である。即ち資本主義經濟は其の基礎を工業の發展に置くものであつて、而も其の工業の發展は産業革命期以來の技術の進歩と經營組織の變革とに依つて促され、資本の蓄積と其の利用とを以てする大規模なる機械的生産は、漸次に舊來の小規模なる手工業や家内工業の如きを倒して、獨り天下に威を振ひ、之に對しては中小工業は手も足も出でないものだといふ信念は、廣く行渉つてゐるものであつて、これ即ち工業發達の通則と見られてゐる所である。

然るに此の通念に對しても、近者漸くに疑問が抱かれるやうになり、實際生産界に在つては其の通念の是正せられなければならないやうな實狀が、漸次に造り成されつゝあるを見るに至つた。そして其の情勢は、世界大戰後のデフレーション時代と之に伴ふ産業界未曾有の大不景氣に依つて明白に表現するに至つたもので、戰時中及びこれに續いた或時期に我國々を訪れたる好景氣と、其の後又北米合衆國の如きにあつては、一九二三年頃から二九年まで華々しく其の姿を表はした産業界特に工業生産界に於ける好況との、反動として表はれた大不景氣は、此の情勢をして表はれ來らざらんと欲するも能はざらしめたものである。少しく詳かに之を考へて見るならば、大體次のやうに言ふことが出來るであらう

大資本に依る大規模生産は、諸所に大いなる工場を有ち機械力に依る生産を主とし、然も多くは流動作業

の仕組に依つて生産の過程を始から終まで、即ち原料への第一次の加工から全製品の仕上げに至るまでを、一連鎖の作業として行ひ、勞働者は各分業に依つて其の作業の一小部分づつを受持ち、數十人數百人若くは時には數千人の者が各作業工程に從事する有樣である。從つて其の生産は、世の中の景氣が好くて、斯かる工業製品に對する需要が旺盛であり、作業を全幅に行つて生産能力を百パーセント發揮することの出來る時期に際しては、生産の能率も擧がり生産費も安くて濟み、大量生産に依る利點として經濟學の教科書などに揭げられてある所のものは、何れも皆字義通りに表はれて來ることになる。けれども斯樣な生産方法は工場機械その他の資本的設備が大であるだけ資本の固定を來たすことは避け難い所であつて、さうすることが即ち斯かる生産方法の特色とする所である。されば一朝にして世の中の景氣が化して大不景氣となり、商品に對する需要が頓みに減退し、一般的に消費力の大萎縮を見るやうなことになると、固定した資本設備を全幅に働かせては生産過剩を如何ともし難いことになるから、折角の資本的設備はその何パーセントかはこれを遊ばせることにする外はなくなり、所謂操業短縮に依る固定資本の痲醉化は避くるに由なきことになつてしまふ次第である。そして之が爲めに資本に對する配當は急に減少し、企業利益は激減し、事業に依つては繼續すら困難なことになり、延いて勞働者の多數をして失業の憂目に陷らしめ、不景氣は益々深刻化して、一進も三進も行かなくなつてしまふ次第である。

惟ふに斯くの如きは、即ち之れ資本主義の行過ぎに依つて生ずる行詰りを如實に物語るものであつて、議論ではなく諸國の實狀が有りのまゝに之を示すものたるに外ならぬ。そしてその實狀は相當大いなる程度に於て我國にも之を見ることが出來た。大正五年頃から八年頃までの戰時好景氣時代の反動としての大正九年以後の大不況時期に於ても既に其の實狀を見ることを得たが、更に昭和五、六年のデフレーション時代を絶頂としての困憊期に在つては、斯かる行詰りの狀態は實に眼もあてられぬ有樣であつた。併し我國の此の實狀よりも以上に資本主義的なる行詰りを示したのは、北米合衆國の狀況でなくてはならない。彼國に在つては、戰時中から戰後にかけて經濟界は常に大いなる好況に惠まれ、一時少しの反動的不況はあつたが、又更に上に示した時代に於ける所謂フーバー景氣は彌が上にも生産の旺盛を齎らし、生産組織は彌が上にも大規模化し、生産方法は愈々以て機械的生産となり、從つて資本の固定を見たること實に莫大なものであつた。所が一九二九年の大爆發は一朝にして空前の大不景氣に轉換すべく經濟界の急角度な方向變換を餘儀なからしめた爲に、其の後に於ける實況は洵に坂に車の下るが如く、引止めやうもなく手のつけ樣もなき有樣となつた。多くの事業は破綻し、資本の配當は半減以下に減少し、失業者は一時千數百萬人を數ふる有樣となり、國民を擧げて四苦八苦の難境に陷らしめた。そして何分にも莫大な資本が身動きのならぬやうに固定してしまい、生産物の種類々々に從つて、大體その生産にのみ最もよく適合するやうに機械と工場とが設備されて

しまつてゐるものだから、之を他の道に利用することも六ヶ敷く、膠着して動かずといふのが其の有りのままの實狀となつてしまつたのである。

斯く觀來るならば、米國に於けるこの實狀は、大好景氣時代に於ける資本主義的生産の行過ぎ、之に伴ふ生産の機械化、資本の固定化として、まことに之れ資本主義の過度進行に依る自殺的な行詰りと言ふ外はない、過度の資本主義化は當然に自己破壞に導くといふ彼のマルクス流の理論が、其の一部分に於て正當なるを證するものともいふことが出來る。何れにしてもあの富裕な米國にして、即ち世界の富の過半を掌握し、富の標象たる黄金の三分二にも當る多量を擁有し、一時は不景氣知らずの國として、世界羨望の的となつたその當の米國に於て、一九三〇年以來のやうな大困難大不況が表はれて來ようとは、何と言つても不思議なことである。そしてブレーントラストなどと呼ばれるものが、智慧嚢の底をはたいて手を變へ品を易へて方策を施してみても、一向大いなる景氣好轉の氣運を呼起すことの出來ないといふのは、如何にも不思議千萬なことである。けれども事實は事實だから致し方がないのであつて、資本主義の常道たる大資本に依る大規模生産と機械化に依る大量生産主義が、必ずしも常に經濟の繁榮を齎らすものでなく、好景氣不景氣は種々樣々な原因があつて動くものであつて、資本主義的大企業は寧ろ却つて好景氣の續く限りに於て、其の時期に際してのみ適當な生産形式であるが、不景氣の時期に際會しては、却つて動きの取れない不適當な生産形

式となつてしまふことを、しみじみ感ぜしめるものがある。世界の進化は、一時巨大なるマンモス類の繁榮を見せしめたが、其の後自然界其の他の事情の變化は、巨大なるが故に却つて彼等を生存の不適當者たらしめ、其の絕滅を餘儀なくするに至らしめた。適者は永久に適者たるを得ず、適者たり得たる特長が、やがて不適者たる特長たるに至ること、たゞ獨り動植物の自然生存に於てのみのことではない。社會關係特には經濟關係に於ても、常に其の理法の行はれるを見る次第である。

玆に於てか、工業界に在つても、近時彼の資本主義的な大資本主義と相並んで中產主義が唱道せられるを見るに至つたのである。即ち工業界に生存機能の永續と其の健康狀態の支持の爲めには、只管なる大資本主義化は寧ろ忌むべきであつて、之と相並んで中產的なる手工業や家內工業組織の如きが維持せられ、其の側に依つて工業生產界の彈力を保ち、資本の固着と生產の行詰りを避け、好景氣時代にも極端な躍進は出來ない代りに不景氣時代に在つても、事情に適應して轉換し得る自由を保ち、常に彈力を有して屈伸自在に、環境に適應し得る工夫を失つてはならないといふ主張である。そしてこれが彼の社會的に見たる中產階級維持としての手工業者や其の他中小工業從事者を維持せなければならぬとする主張と相伴つて、互に相扶けつゝ其の氣勢をあげて來たことは勿論である。即ち經濟的にと、社會的にと、兩方面より其の各々の理由とする所に立つて共同に其の主張を強め來つたものである。

是を我國の實狀から考へて見ると、我國が北米合衆國などに比して、とても比較にならぬほど貧弱な富源しか有せず、國土は狹く、經濟發達の程度に於てはまだ遙かに資本主義的發展の階段に於て後れてゐるのは何人の目にも明かな所である。然るにも拘らず、世界經濟界の王者に近き米國は四苦八苦の有樣であるのに世界經濟界の地位では漸く中產者たるに過ぎない我國が却つて都合がよくて、或意味と或程度とに於ては、好景氣の流に棹しつゝありと言ひ得られる狀況を呈し得たのは、抑も何が故であらうか。それは一に輸出貿易の伸脹と、國內軍需工業の隆盛とに因ると信ぜられてゐる。そしてその輸出貿易の伸脹は爲替相場の低いことゝ、生產技術の改良發達に依る生產費の安價とに基ゐするものと考へられてゐる。洵にその通りであるが、同時に忘れてならないことは、その呂に行はれつゝある輸出商品や軍需品の生產は、必ずしも大工場に於てのみせられてゐないといふことである。成程或種のものは大資本を以てする大工場の生產する所であるが、それと共に全國隨所に散在する小工業の生產した所のものも決して少からざる部分に上ぼつてゐることは、見逦してならない所である。而も我國工業製品の生產費が安くて、從つて其の販賣價格が安く、世界到る所に大手を振つて侵入し進出し、天下無敵の觀ある所以のものは、爲替安と技術的進步とに原因する以外に、尙ほその經營組織にも原因し、小工業や家內工業組織に依る勞働費の安價といふことは、甚だ大いなる事實として是非とも正當に認識されねばならぬ所のものである。そして動もすれば其の賃銀費用の低廉なの

はそれだけソシアル・ダムピングが行はれてゐるわけだといふ風に考へられんとするけれども、その必ずしも然らざることは今や又漸く廣く認められて來た所である。

そして斯くの如く、一方に大資本的な大工業組織が存すると共に、他方亦これと相並んで中小工業組織が存在し、工業全體としての組成狀態が複雜になつてゐるといふことは、景氣の變動や、工業製品に對する需要の變化に對して、生産を機宜に適應せしむる上に於て最も便利であることも、十分によく認められなければならぬ所である。つまり經濟界の變動即ち環境の變化に對する工業組織の適應性が大であり、其の經營組織として彈力の大を意味する次第で、其の長所は上に既に之を述べた所であるが、我國の實狀はまことに好く其の適例を示すものと言ふ外はなく、米國に於ける資本固定の身動きのならぬ膠着狀態と對比して、實によき例證でなければならぬ。そしてこれが現今我國の大きな强味でなくて何であらうぞ。

試に我國の大中小工業分布の實狀を觀てみるがよい。かなり大きな資本制的な工場が方々に存在するが、同時に又隨分と澤山な小工業が存在することに驚くであらう。殊に大阪、名古屋其の他の大都市及其の附近や北九州地方などには大工業の傍、小動力を用ゐて數人乃至數十人の勞働者を用ゐる小工場と、家庭的な仕事場とが、實に群存し叢生してゐる。又家内工業組織に依る工業生産の盛んなことも一驚を喫するばかりである。そして是等の小工場や仕事場に於ては、全製品も造られてゐるが、多くは種々の部分品が製造せられ

るのであつて、それ等を集めて全製品とする組立工場は又別に存在し、大きなそして複雑な職業的分業組織が出來上つてゐる。

この小工業的分布は、從來はとかく大工業都市及び其の附近や或限られた地方に偏在する風であつたが、近頃は又彼の農村更生の爲めに主張せられる農村の工業化といふ要求と相俟つて、此種の小工業は農村の間にも追々散布せられるやうになりつゝあり、此勢を以て進んで行くならば、近き將來には隨分農村の隅々までその分布を見るに至るであらうとも思はれる有樣である。そしてその情勢はたゞ獨り純粹な工業生産を田舍に分布するといふだけでなく、農山漁村の生産物を原料として之に加工して社會に供給せんが爲めの副業的な工業も追々に發達し、或は産業組合の個に依り或は小會社的な企業として漸次進歩して行かうとする勢のあることも、必ず認めて置かなければならない事實である。そして之は農山漁村の爲めに歡迎すべく、奬勵すべき所たるばかりでなく、工業といふ立場から見ても、寧ろ喜ぶべき現象であることは、上に說く所から見て疑のないことである。

果して然りとせば、之を工業の立場からいふも、中産主義的な企業組織は、彼の資本制的な大企業組織と共に、併存兩立すべきものであつて、工業に於てはかの大資本的大生産組織の優越が斷然承認されなければならぬと信ぜられた所の從來の考は、やはり多少ともに是正せらるべき必要に迫られてゐる次第で、工業

ばかりは例外を爲すとは考へ得られないことになる。

近來、中産主義を高揚して其の實現の爲めに戰つて來た伊太利のフアッシズムや獨逸のナチイズムの如きは、中産主義を廣く實現して之を工業方面にまで及ぼすに於ては、工業生産は之が爲めに全體的には多少その發達の武歩を弱められ、資本主義的大生産が遂げ來つたやうな生産界の大發展は期し得られないかも知れぬ。それが爲めに國富の增進も多少テンポが遲くなり、經濟界の隆昌昔日の如くなるを得ず、資本主義全盛時代のやうには參り兼ねるかも知れない。併しそれでも致方のないことで、富の增加といふやうな純經濟的なことは多少之を犧牲にしても、他方政治上、軍事上、社會上より之を考へて、中産階級の維持が必要であるならば、その方に重きを置く外はない。何しろ國家は營利會社ではないのだから、金儲けの方面では多少損になつても、他の精神的、文化的、社會的な方面で得をすることになるならば、それでよいわけである。資本主義は餘りにも金儲主義であり、其の爲めに幾多の弊害に苦しむやうになつたのだから、それを矯正することも亦必要であるといふ風に考へて來たやうである。

然るに若し工業方面に在つても、實狀は必ずしも斯くの如くのみ考ふるを許さず、却つて上に示すやうに大資本制に加味するに中産主義を以てすることが、却つて生産界の彈力を强からしめ、生産費をも輕減せしめ、更には又勞働問題の如きをも發生する餘地少からしむるものであるならば、ファッシコやナチスの心理

する所は杞憂に過ぎないことになり、多少そんなことになるにしても、決して憂ふるに足らず、寧ろ却つて産業組織の健全の爲めには經濟的にも之を歡迎すべきやうであるならば、中產主義は、實に農工商の各方面に亙つて、其の保存と普及とを圖るべきものたらざるを得ないことになる。

固より物事は餘り片寄つてはいけないのであつて、理論上はともかくとして、實際的には偏局せず限定せず、複雜で然も其の間にゆとりのあるのがよいから、一概に大資本制を排して中產主義を徹底せしむべきではない。又爾かせんと欲しても實地に行はれ得るものではないから、資本制的生產組織をも適當に發達せしむると共に、中產主義的組織をも維持し又奬勵普及せしめて、兩者が都合よく併存して長短相補ふ組織を造り上げ、以て國民經濟全體が一體として複雜に有機的に出來上つて、其の間十分な統制の取れたものと爲すことが、結局は最も健全な道であるであらう。又實狀は必ずさうならないでは濟まないことであらう。たゞ注意すべきは、一概なる資本主義的傾向を進めて行くことの危險を避くることゝ、又極端なる社會主義的大生產化の誤りを犯すなからんことと之れであつて、中產主義の地盤の確保と涵養といふことは、洵に當今の時務として緊急切要のことであらねばならぬ。特に我國の實狀に於て。

第二章　農村近時の社會情勢

社會問題としての農村問題を檢討するについては、先づ以て農村一般の社會情勢について、其の近狀を觀察し、以て我國に於ける社會政策の對象として、農村及びその住民に關する一般問題が、如何に重要な意義を有せざるを得ざるかを知り、今後に於ける農村社會政策のねらひ所を見定める上に附與する所あるべき研究を試みることが肝要である。

惟ふに現代諸國に於ける農村が、都會との比較上の關係に於て、又その內部の實狀に於て、如何樣に變化しつゝあるか、その一般的情勢に就いては、大體議論は定まつてゐる。つまり農村人口は漸次都會に流出して減少し、其の勢は年と共に促進されて、所謂農村荒廢と農民疲弊の狀態を呈すると共に、農村內部に於ては、自作農衰滅して小作農及び純勞働者増加し、然かも農村社會としては小作爭議や勞働爭議などの爲めに階級鬪爭的分解作用が其の勢を逞うするに至りつゝあること、世界を通じて古き農業國(先進文化國)に於ける情勢である。

此の一般的情勢について茲に論議を新たにせんとするものではないが、其の大勢の中に在つて、最近時の實狀は如何なる程度に於て其の勢を進めつゝあるか、將又緩めつゝあるか、特に我國に於ける其の情勢の顯現狀況は如何程のものであるか、又小作爭議の如き社會問題的な性質のものに於ては、思想の反影するところ著明ならざるを得ざるものであるが、其の思想の動向と其の影響の表面に現はるゝ狀況如何、などといふ問題については、常に觀察を新たにして、アップツーデートな判斷を得て置く必要がある。

更には又同じく農村人口が減退するといふ勢の續く中に在つても、その勢は時に依り年に依つて多少緩急なきを得ないが、其の時に當つての緩急の生ずる原因如何、又一口に小作爭議といつても、其の發生する理由、特にそれが小作人の要求に基づく場合には、その要求内容は時と共に多少變化し、然かも其の變化は思想と觀念と意識との變化若くは進步に依つて促さるゝ所多大ならざるを得ないが、此點についての近時の實狀如何等々の問題は、是非とも的確に之を解釋し捕捉し把握して置かなければならぬ所である。

此の意味に於て本章は我國最近時の實狀を數字的に觀察して、粗雜な研究方法に依るものではあるが、大體の情勢の動きと、其の原因を爲す所のものを究明せんと欲する。

然かも先づ結論的に之をいへば、最近我國の農家戶數はかなり著しき減少の實狀を呈して居り、就中自作農家の減少が著しく、同時に又農家經濟の狀態は愈々窮乏を告ぐる情勢を示しつゝあるが、此の情況は、農

民が薄利なる農業を捨てゝ都市の商工業に移り、勞働報酬の少き農業を去つて其の比較的多き都市の勞働に移らんとするといふ一般的説明や、農村の人々が都市の高き文化と享樂的な生活とを求めて、田舎を去つて行くといふ一般的原因以外に、主として最近に於ける動きは、農產物の價格關係に其の原因を置くものであることが言はれる。そして小作爭議や農村運動に就いて見れば、近時一般の思想界の傾向としての國家主義の擡頭、特に我國に在つては日本精神の振興と愛國熱の醱酵とに影響せらるゝ所頗る著明で、同時に又近時の全體觀的な社會觀から、經濟の政治化及び倫理化傾向に促されての運動方向の變化と、爭議を革命手段と考ふる小兒病的な傾向から、小作人や勞働者の現實なる地位向上、利益の擁護及び增進といふ實際的な傾向への變化の如きも、共產主義的思想の衰頽を如實に物語ると共に、斯かる階級鬪爭的な運動から全農民的な運動への推移の狀勢が、明瞭に認め得られるやうである。

　思想的に言はれる國家主義的傾向と、之に伴なう農業及び農民保護の必要と、並びに之に呼應する全農民的な運動とは、今や世界的に共通した時代の要求であると見られ得る所で、洵に汎農業保護主義に關する國際聯盟經濟委員會の謂ふが如く、社會的、歷史的及び心理的な理由からして、今や農業の維持といふことは大多數の國々に取つては實に緊急的な問題であり、しかもそれは單純なる經濟問題とのみは考へられない。秩序と安定との要素であり、精力の貯水池である所の農民（自作農）階級は、少くとも舊國と稱せらるゝ國々

に於ては、社會的建築の基礎であり、工業と大都市とに於ける生活の爲めに衰耗せる國民の體力を更生せしめ若返らしむる上に、更に重要な役目を演ずるものである。そして此考は我國に於ては以前から存在してゐたが、最近特に著しく力を得て來たやうであつて、國家の政策動向に於ては勿論のこと、農民間に行はるる社會的又は政治的運動に於ても、之を實地に窺ふことの出來るのは愉快である。

然るに農村の實狀は、經濟的には、近時頗る振はないのであつて、その原因は種々ある中、最近（主として昭和五、六年頃から九、十年の頃まで）に於ては、農産物價格の急激なる下落に依り、工業製品價格との間に於ける所謂鋏狀形態（scissors）の愈々甚しきを致したることが、最も有力な働を爲したやうである。此の鋏狀形態は、世界何れの國に於ても窺はれる現象で、試に數國に關する農産物價格指數と工業製品價格指數との數年比較を示せば左表の如き有様である。

農産物價格指數（a）と工業製品價格指數（b）の比較

	一九三二	一九三三	一九三四	一九三四（自六月至十二月）	一九三五（自一月至六月）
獨逸 a	九一・三	八六・八	九五・九	九九・九	一〇四・九
獨逸 b(1)	一一七・五	一一一・七	一一七・三	一一九・四	一二四・〇

イングランド及ウェールス（一九一三＝一〇〇）	a	一〇九・〇	一一一・〇	一一九・〇	一二二・〇	一二一・〇
	b (2)	九四・〇	九三・七	九六・三	九六・六	九八・六
イタリー（一九一三＝一〇〇）	a	三三九・六	三八〇・七	三九七・九	三〇八・五	三三〇・八
	b (2)	三〇九・九	三八三・四	三七五・八	三七六・〇	三九四・八
加奈陀（一九一六＝一〇〇）	a	四八・三	五一・〇	五九・〇	六一・一	六二・七
	b (3)	七八・八	六七・二	七一・六	七一・七	七一・九
北米合衆國（一九二六＝一〇〇）	a	四八・二	五一・四	六五・三	六九・八	七九・〇
	b (4)	六八・三	六九・〇	七六・九	七七・七	九九・六
ポーランド（一九二八＝一〇〇）	a	五二・〇	五二・四	四六・八	四六・〇	四二・四
	b (5)	—	七二・九	七〇・六	六九・三	六七・一

備考 1) 工業生産の消費材—2) 卸賣生産品一般—3) 食料品以外の消費者財—4) 農産物以外の生産品—5) 購買される製品

尚ほ獨逸に於ける狀態については、左表は參考に値する。

獨逸に於ける農産物と工業製品との價格の開

	農業生産品價格	工業生産品價格	農業生産品の購買力
一九一三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二四—二五	一二九・五	一四四・八	八九・四

一九二五―二六	一二八・六	一四三・五	八九・六
一九二六―二七	一三七・六	一三五・〇	一〇一・九
一九二七―二八	一三五・二	一四一・九	九五・三
一九二八―二九	一三二・五	一四三・三	九二・五
一九二九―三〇	一二二・〇	一三八・四	八八・二
一九三〇　十一月	一一三・五	一二八・八	八八・二

次に北米合衆國に於ける狀況左表の如し。年代が古い所に偏し新しい所のないのが遺憾だが、一九三〇年以前の狀態もわかり、特に同年に於ける急激な變化が窺はれて面白い。

	農産物價格指數（生産地相場）	農業者の購入する製産品の價格	兩者の比較
一九二三年十二月	一三七	一五四	八九
一九二四	一三九	一五七	八九
一九二五	一四三	一五七	九一
一九二六	一二七	一五五	八二
一九二七	一三七	一五三	九〇
一九二八	一三四	一五五	八六
一九二九	一三五	一五五	八七

一九三〇	九七	一四七	六六

すべて右の如き實狀は以前から存する所であるが、特に最近に於て鋏狀の激しくなつたことは農家困窮の加增されたる主原因として、最も注目すべき所たらざるを得ない。惟ふに斯かる鋏狀の發生することは、種種の原因によるものであるけれども、就中主要理由は、（一）工業に在つては、生産企業に當る業者の團結と勞働者の團結とが共に有力に存在して、生産品價格の下落を或程度阻止することが出來るのに、農生産者の間には斯かる團結の力の備はらざること、（二）工業界に在つては、製品の賣行が減退し價格の下落する場合には、競爭上限界生産者が脱落して製品供給の減少することに依り、價格下落の勢が阻ばまれるのみならず業者間に生産を制限し又販賣を統制することも比較的容易であるのに、農業方面に在つては、生産者は農業を純企業として營む者よりも生活の爲めに營む者が多數である所から、互に競爭を統制して生産や販賣を統制することが困難であり、團結の無い小農者等は生産物價格の如何に拘らず、兎も角も生産し慣れて來たゞけのものは生産するばかりでなく、價格下落の際には、それより來る損失を償はんが爲めに、往々多くを生産して販賣量の增加で之を補はんとする風すらあること、（三）農生産者は大抵は其の生産物を中間商人の手を經て賣却する所から、消費者の需要に對して生産物供給量が過多であるか過少であるかを知ることに於て工業生産者ほど鋭敏でなく、價格が下落してしまつて事態甚だ面白からざるを見て甫めて之に氣が付き、そ

れまでは殆んど無關心のやうなのも少くない實狀であることなどこれである。

要するに以上述べるが如き事情を原因として、最近に於ける農村と農民と農業との狀態は、從來降だりつつあつた阪道を一層急に下つたと同時に、從來やつて來た農民運動の方向に於ては、急角度の轉換を爲しつつある。その情勢を我國について實地に見定め、併せて其の原因を爲す所のものを明示することは、たとへ其の概樣をつかみ得るに過ぎないにしても、蓋し研究に値する所のものたらざるを得ないであらう。

先づ第一に觀察すべきは農家の戶數であるが、從來少しづゝは增加してゐたのに、近時その減少の勢が目につくやうになつて來たことは、注意を要する所である。即ち都鄙人口の區分から見て、前者が著增するに比して後者は寧ろ減少する傾向のあつたことは、之を窺ひ知ることが出來たけれども、それでも尙ほ農家の戶數について見れば、昭和七年に至る頃までは大勢は多少づゝともかくも增加してゐた。然るに其の年を境にして其の以後かなり目立つて減少を示して來たことは、見逃し難い現象である。其の實狀左表の如し。

年次	農家戶數	前年比較○增▲減
昭和元年	五、五五五、一五七	
同二年	五、五六一、六〇八	○六、四五一
同三年	五、五七五、八八一	○一四、二七三
同四年	五、五七五、五八三	▲二九八

同	五年	五、五九九、六七〇	○二四、〇八七
同	六年	五、六三三、八〇〇	○三四、一三〇
同	七年	五、六四二、五〇九	○八七〇
同	八年	五、六二一、五三五	▲二〇、九七四
同	九年	五、六一七、四八六	▲四、〇四九
同	十年	五、六一〇、六〇七	▲六、八七九

右表の示すが如く、昭和八年には前年に比し二萬九百七十四戸を減じ、昭和九年には前年に比して四千四十九戸を、昭和十年には又前年に比し六千八百七十九戸を夫々減じてゐるから、昭和九年の農家戸數は之を農家戸數の最大だつた昭和七年に比すれば、二萬五千二十三戸を、昭和十年の農家戸數は同じく三萬千九百七戸を減じたわけである。此の現象はたゞ偶然のものとして看過し得べきものではなく、昭和七年の農家戸數が已に前年に比し僅かに八百七十戸を增したに過ぎなかつた狀況と照し考ふれば、其の頃から減少せんとする勢が馴致されたものと見るべきで、恐らくは昭和五年の農產物價格慘落の後を受け農家の生活が甚しく窮迫するに至つた事情に原因するものであらう。

この現象は尙ほ之を自作と小作と自作兼小作とに區別して農家戸數を見ることに依つて、更に深き意義を有することを思はしめる。

	自作農家	小作農家	自作兼小作農家
昭和元年	一、七三二、一八〇	一、五〇八、五三九	二、三一四、四三八
同　二年	一、七三七、一九三	一、四九五、六七六	二、三二八、七三九
同　三年	一、七四八、〇七一	一、四八二、八五六	二、三四四、九五四
同　四年	一、七三七、四三八	一、四七八、二一四	二、三五九、九三一
同　五年	一、七四二、九九三	一、四八六、一三三	二、三七〇、七四四
同　六年	一、七五六、三九九	一、四九五、三一〇	二、三八二、〇九一
同　七年	一、七五四、五三七	一、四九八、五九六	二、三八九、三七六
同　八年	一、七四五、八四七	一、四九九、八五五	二、三七五、八三三
同　九年	一、七四〇、二一九	一、五〇八、三一九	二、三六八、九四八
同　十年	一、七三二、〇八六	一、五一八、一八一	二、三六〇、三四〇

即ち右表に就いて見れば、自作農家の數は昭和六年までは大體殖えて來てゐるが、同年を絶頂として漸減の勢に轉じ、比年確實に減少して、昭和六年に比して、實に一萬六千百八十戸を減じ、其の歩合やがて一%に垂んたり、昭和十年には更に減じて六年の數に比し二萬四千三百十三戸の差を生じ其の減少歩合一・三%に及ぶ有樣である。然るに之に反して小作農家の數を見れば、昭和四年頃までは漸減狀態であつたのに、其後は年々增加の足取を示し、昭和九年と昭和四年とを比較すれば其間實に三萬百五戸を增して居り、その增

加步合二・〇%強、昭和十年には更に增加して、三萬九千九百六十七戶の差を示すことになつた。其の增加步合二・七%に及んでゐる。次に自作兼小作農家に於ては、昭和七年までは年々增加の勢が見へるが、昭和八年には前年に比し一萬三千五百四十三戶を減じ、昭和九年には更に六千八百八十五戶を減じてゐる。昭和十年も前年より八千六百戶を減じた。

此の狀況も亦昭和五年頃を境としての自作農家の困窮を物語るに足るものであつて、自作農家中その地位を保ち得ないで自作兼小作に落ち、自作兼小作たりし者の化して純粹の小作者となれる數の少からざるを示す次第である。我が農村近時の經濟狀態は此等の事實からしても、大體を察することが出來ると共に、右の如き變化が其の主原因を昭和五、六年に於ける農產物價格の暴落に置くことも之を否定することが出來ない。

次に耕地の所有者狀況について見るに、大正十四年以降昭和九年に至る所有者戶數は左表の通りである。

年次	總數	五段未滿	五段以上一町未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上十町未滿	十町以上五十町未滿	五十町以上
昭和元年	四、九九七、五九三	二、四九二、三三五	一、一三二、一六一	八八九、八一四	三二〇、二〇六	一一四、一一四	四五、九一七	四、一四五
同　二年	五、〇〇八、七五一	二、四八四、七〇八	一、一三六、六二七	九〇三、五三七	三二九、九五七	一一四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
同　三年	五、〇四五、〇六〇	二、五〇四、二九三	一、一四〇、〇三六	九〇九、六九九	三二八、九五三	一一三、八五一	四五、一七三	四、〇五五
同　四年	五、〇四〇、六四九	二、五〇八、九三三	一、一四六、二四五	八九九、五六〇	三二三、九八五	一一三、四三五	四五、四四五	四、〇五七
同　五年	五、〇六四、九四五	二、五五四、六三五	一、一二六、八九九	八九五、九三二	三二四、八四四	一一六、九四一	四五、八一二	三、八八四

同　六年	五、〇二九、四四七	一、三三三、四二八	一、一七三、一二五	八九九、一二八	三四四、九八三	一一三、八六九	四六、〇五一	三、二七一
同　七年	五、一二〇、一二八	一、三四六、〇八九	一、一八六、〇五二	九〇一、四一五	三三二、二二七	一一三、四四九	四六、一三五	二、七一八
同　八年	五、一一九、九三六	一、三五〇、四三七	一、一八四、〇七六	八九九、二〇六	三三三、七七九	一二三、一〇四	四六、四〇三	三、六六四
同　九年	五、〇九六、一九五	一、三五九、一三三	一、一八九、四四九	九〇〇、六七七	三三五、九七七	一二三、六八一	四六、三四一	三、五四七
同　十年	五、一四七、四二三	一、三五五、二九八	一、二〇四、四八一	九〇五、九五六	三三三、二四五	一二一、一六八	四五、七七八	二、四一五

右表に依つて見れば、耕地の所有者總數は、昭和七年迄は漸次增加してゐたのだが、昭和八年及九年には漸減の傾向に變じ、其の狀かなり著明である。然し昭和十年には又かなり增加して來てゐる。そして所有耕地の面積の廣狹に依る區別の上から之を觀れば、大體三町未滿の所有者は增加の趨勢にあるに反して、三町以上の所有者數は漸減する大勢を示してゐる。減少傾向の特に著しいのは五十町以上の大所有者である。漸增の趨勢を示してゐるものゝ中では、五段以上一町未滿の所有者階級が最も多く增加傾向を取り、年々確實な足取で增してゐる。その增加傾向に在ることは、之を五段未滿の所有者數があまり目につくほどの增加を示してゐず昭和九年に於ては却つてかなり著しく減少してゐるのと照合して考ふれば、喜ぶべきことには相違ないが、何分一町以下の所有者は自作農家として所有面積の大さが十分だとはいへないから、やはり小土地所有者の增加といはなくてはならぬ。之に比すれば一町以上三町未滿の所有者は、自作農としては中堅を爲し從つて農民としても中心勢力を形造る部類の人々であるから、其の數の年々增加することは最も歡迎せ

ちるべき現象たらざるを得ない。然るに近年の實狀はやゝ停頓狀況に在り、昭和二年までは年々確實に增加してゐたのに、其の後は寧ろやゝ減少した有樣である。之では農家經濟の藥にならないのが思ひやられる。

此の狀況に關聯せしめて、次の耕地耕作面積別に依る農家戸數表を檢討してみるがよい。

	五段未満	五段以上一町未満	一町以上二町未満	二町以上三町未満	三町以上五町未満	五町以上
昭和元年	一、九[illegible]、[illegible]八〇	一、八六五、七[illegible]	一、二一〇、[illegible]	三二〇、五六八	一三四、一一六	[illegible]
同二年	一、九四四、五三三	一、八九五、八一八	一、一九五、[illegible]	三二一、七四一	一三三、六六[illegible]	七〇、五二四
同三年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、八〇九	[illegible]	一三三、〇四七	七〇、四三九
同四年	一、九三八、一五五	一、八九九、八四二	一、二三〇、[illegible]	三二八、〇二七	一三〇、一〇六	六九、二四八
同五年	一、九二九、四〇四	一、九一六、三六七	一、二二七、四一七	三二六、五二五	一二九、〇五六	七〇、九〇一
同六年	一、九四一、四八八	一、九二三、一七一	一、二三六、三〇二	三二九、七四七	一三〇、〇七八	七二、九三五
同七年	一、九二六、四一九	一、九三三、三二九	一、二四二、八六三	三二四、二八四	一二九、五二二	七六、一九一
同八年	一、九三〇、六四三	一、九二七、六六〇	一、二四七、五一七	三二九、三五一	一二九、五三九	七六、八三五
同九年	一、九一八、五〇七	一、九三二、四二〇	一、二五〇、八一八	三三一、〇八八	一二九、二〇九	七六、四四四
同十年	一、九〇八、六四三	一、九一九、〇七三	一、二四五、八一七	三三三、六八一	一二七、九二〇	七七、五七一

右表について觀るに、二町以上三町未満の耕作者戸數は昭和五年迄は漸減してゐたが其の後は又少し增加

の傾向にある。併し大體停滯狀態である。そして三町以上五町以下の耕作者數は昭和四年頃から漸減の傾向を示してゐる。然るに五町以上の耕作者數は昭和四年頃迄は漸減してゐたのに其の後は又著しく增加しつゝある。前掲所有關係の場合と甚だ其趣を異にすることを注意すべきである。而して小面積の耕作者について見れば、五段以下の耕作者數が明かに漸減傾向に在ることを認め得られる。之はたしかに喜ぶべき現象である。次に五段以上一町未滿の耕作者數はやはり所有地面積別の場合と同じやうに昭和七年頃までは明かに年年確實な步調で少しづゝ增加しつゝあつたが、其の後は又かなり著明に減少傾向に轉じてゐる。即ち我國の自作農家は此位の大きさの面積の所有者に於ては近時も年々增加しつゝあることがわかるが、耕地面積に於ては最近はかゝる小面積の耕作經營者が減ずる狀勢を呈して來たことが窺はれるのである。然るに一町以上二町未滿の耕作者數は、前表で明確に比年かなり著しく增加する傾向に在ることが窺はれるが、前々表の所有地別では一町以上二町未滿のものは近年やゝ減少しつゝあることが示されたのだから、兩者を併せて考へてみると、此の位の大きさの面積については自作兼小作人の部類に屬するものが比較的多く又それが近時は年々增加傾向に在ることを想像し得られる。若し實狀が斯くの如くならずして、此の面積階級に於て所有者數も耕作者數も共に年々增加の勢を示してゐるならば、それは即ち、中堅自作農の增加として最も喜ぶべき現象であるが、事實さうでないとすれば、前に示した昭和六年以後に於ける最近の趨勢としての自作農戶數の

減少傾向と併せ考へて、近狀甚だ好ましからざるを思はなくてはならぬ。そしてその原因を思へ。

農家の經濟狀態が近年甚だ困窮の度を加へこそすれ決して樂になつて來てゐないことは、上に示す所に依つても之を推知し得られるが、更に立入つて農業生産狀態や、農家の私經濟調査について之を窺つてみることにする。

先づ主要農産物の作付面積に就いて見るに、既往十年間の實狀は左表の如き有樣である。

	米	大麥	裸麥	小麥
昭和元年	三、一五八、二七一・七町	四四七、五四四・七町	五四四、五一三・八町	四六七、五七一・一町
同二年	三、一七三、六八三・五	四二五、五二〇・〇	五三〇、六六〇・一	四七三、七四二・〇
同三年	三、一九一、七三六・一	四〇三、七二三・五	五一〇、九六一・一	四八九、九六五・七
同四年	三、二三〇、六〇四・一	三九四、四六九・六	五〇一、〇四〇・五	四九四、九六八・一
同五年	三、二三九、三二一・六	三八〇、三三八・八	四八二、七九〇・二	四九一、四五六・三
同六年	三、二四八、七一九・五	三八〇、三九三・八	四七五、三八六・七	五〇一、一四一・六
同七年	三、二五七、〇〇九・四	三八〇、〇七二・二	四七九、六八九・二	五〇八、七二三・八
同八年	三、一七三、二〇三・三	三四七、二九四・七	四三七、六五九・四	六一六、四七六・七
同九年	三、一七二、八一〇・六	三三一、七四五・一	四二四、三八五・〇	六四八、四九七・五

同　十　年　　三、二〇四、一七八・九　　三四一、九四八・四　　四三九、七一三・七　　六六三、八六八・〇

米の作付面積は、昭和七年までは逐次增加してゐたけれども、八年九年とも七年に比し八萬四千町ばかり減じてゐる。然し昭和十年には又多少增加したが、漸く昭和三、四年の頃の狀勢を恢復し得たに過ぎなかつた。麥については大麥裸麥ともに各年漸減の狀態に在り、たゞ小麥のみは價格の關係上かなり著しい漸增傾向を示してゐる。併し何といつても米の作付面積が重要問題であることは言を俟たざる所で、それが右のやうに減少したことは、先に述べた農家戶數減少の狀況と併せ考ふべきことである。

次に養蠶について見ても、既往五ヶ年の狀況としては、養蠶戶數、掃立數量、產繭價格ともに減少の狀勢を示し、たゞ昭和八年が例外を爲してゐるに過ぎぬ。

其の他の農產物に就いては、一々之を示す必要を認めないが、要するに近年農產物一般の價格が甚しく下落して、農家の收入を著減せしめたことは、爭はれない事實であつて、一方に重き租稅公課の負擔に任じ、又過重の負債に苦しめられてゐる所へ、甚しき收入の減少に出會つたのだから、農家の經濟は慘憺たる狀況に陷り、其狀特に昭和五年以後に於て甚しいことは、周く世に知られてゐる通りである。試に帝國統計年鑑に揭げられてゐる所の農產物價額について、昭和四年より八年に至る五年間の數字を引用して置く（單位圓）。

	食用、園藝、工藝農産物總價額	米	麥	人口一人ニ付農産物價額
昭和四年	二、四九九、九四一、二四七	一、五八四、七三九、八四八	二七一、〇九八、五一八	三九・七
同　五年	一、八二四、三〇四、八〇四	一、一一七、九五一、五四八	二〇三、二五八、八六八	二八・三
同　六年	一、五〇一、三一〇、三八四	九一三、一八一、五六七	一五五、〇六五、四五七	二三・〇
同　七年	一、八六二、六九九、二〇四	一、二三五、〇二三、九九七	一五八、一四五、八七三	二八・一
同　八年	二、一九九、二一一、一三五	一、四三三、五九〇、四一九	二二一、六八四、〇九六	三二・七

是に依つて大體の様子は判るであらう。大正十四年には農産物價額は三、二七五、六〇一、六三四圓で人口一人につきての平均は五四・七圓だつたのだから、之と昭和八年の狀態とを比較すれば總價額に於て一、〇七六、三九〇、四九九圓を、一人當に於て二二・二圓を減じてゐる。最少だつた昭和六年を比較すれば總價額は一、七七四、二九一、二五〇圓を、一人當りは三一・八圓の減少であつて、半額以下に降つたのだから、昭和八年はやゝ恢復してゐるやうでも、漸く大正十四年の數字の六割にまで戻り得たに過ぎない。

斯様な狀態であるが故に、農家の經濟調査に表はれた所を見ても、農業所得は一般的に極めて小額で、之を生計費と突合はせて過不足を檢討すれば、大抵は赤字を出してゐる有様である。即ち最も低い程度の生活標準を以てし乍ら、尚且つ、生活費に事を欠いで、新たなる負債の原因を年々に造り出しつゝある有様であ

る。農林省調査にかゝる昭和八年三月一日より同九年二月末日に至る實狀に基づいた農業利得と生計費との比較として示さるゝ所は、右の狀況を證して餘りある

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
農業總收入	一、〇一一・九八	一、〇〇三・八五	九四〇・五〇	九八五・四四
農業經營費	三四五・二三	四三一・六二	四八五・〇八	四二〇・六四
差引農業所得	六六六・七五	五七二・二三	四五五・四二	五六四・八〇
家計費	六九四・〇六	五九八・一九	五二六・三三	六〇六・一九
差引過不足	(－)二七・三一	(－)二五・九六	(－)七〇・九一	(－)四一・三九

是に依つて是を觀れば、農家は普通の農業所得を以てしては、生計が立ち難いのであるが、然かも右の調査に選ばれたる農家は、當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地を耕作するものゝ中からであるから、中位の農家たるを失はない。以て一般の狀況を察すべく、それ以下の農家經濟の如何に切詰めてしかも餘裕なきものであるかゞわかる。從つて農家の大多數では、何か他に農業以外の所得例へば一家の中の誰かゞ給料を取る職業に從ふか、何ぞ兼業を營んでその收入を得るかしなくてはならぬ。然らざる限り生活費不足の爲めに年々新たに負債して行く外はないのである。

農家經濟調査に表はれた農業及家事收入左表の如し 之と前揭の農業所得上の不足額とを比較して示し置く。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
農業所得	一二五・八四	一一四・〇五	一二一・三〇	一二〇・四〇
家事收入	四五・五六	三七・〇五	四〇・〇一	四〇・八八
合計	一七一・四〇	一五一・一〇	一六一・三一	一六一・二八
農業所得の生計費に對する不足額	(−) 二七・三一	(−) 二五・九六	(−) 七〇・九一	(−) 四一・三九
差引	(+) 一四四・〇九	(+) 一二五・一四	(+) 九〇・四〇	(+) 一一九・八九

上記の如く、比較的多額の農業及家事收入のある農家では、どうにか生活が出來て多少の餘剩が生じるが、一般農家に一樣に右の如きを期待するわけには參らない。大多數はとても低い生活標準を以てして漸くに活きて行くだけのことである。

農家負債の額については、昭和七年農林省農務局の調査の結果として示さるゝ所、農家一戶當平均八百三十七圓で、負債總額四十七億一千七百萬圓とされてゐる。之を負債の目的別に從つて調査農家平均一戶當金額と割合とを示せば次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
農業用負債	三五二・二五	三九二・七八	二二一・九二	三二二・三一
	% （四八・七七）	% （五一・六二）	% （四四・五六）	% （四八・八一）
兼業用負債	一一・九〇	五・四七	〇・〇八	五・八二
	（一六・五）	（〇・七二）	（〇・〇二）	（〇・八八）
家事用負債	三五八・〇八	三六二・六一	二七五・九六	三三二・二二
	（四九・五八）	（四七・六六）	（五五・四二）	（五〇・三一）
合計	七二二・二三	七六〇・八六	四九七・九六	六六〇・三五
	（一〇〇・〇〇）	（一〇〇・〇〇）	（一〇〇・〇〇）	（一〇〇・〇〇）

目的別中家事用負債の割合が大體五割に及び（平均五〇・三一%）自作農にも自作兼小作農にも小作農にも大差なき有様であることは、最も注意を要する所である。これを以てたゞ農家が生活上に贅澤を覺えたからだとか、冠婚葬祭に金を掛け過ぎる結果だとか簡單に片付けてしまうことは、甚だ當を得ざる所である。そんな事情も有るには有らうが、大體は食つて往けない結果であることを見逃してはならない。

農村に於ける社會狀勢を窺ふ爲めには、小作に關する狀況を見ることが必要であるが、先づ小作料について近年の實狀を窺ふに、年に依つて大した變化はなく、一時の社會狀勢と小作人運動との影響に依つて、昔

目に比してやゝ低下されたものが、大體そのまゝに持續されてゐる有樣である。それでも昭和七年に最低に達した田地の小作料は其の後やゝ增加して居り、畑地の小作料は昭和八年を最低として、やはり其の後騰貴してゐる。併し之は大した理由あるに依るものとも思へない。

試に既往十年間の田地と畑地との小作料實額と對大正十年指數とを示して見やう。

年次	普通田 實數	普通田 指數	普通畑 實數	普通畑 指數
	石		圓	
昭和元年	一・〇一	九一	一八・九九	一〇二
同二年	一・〇二	八七	一八・七八	一〇一
同三年	一・〇四	八九	一八・五〇	一〇〇
同四年	一・〇三	八八	一七・二三	九二
同五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五
同六年	一・〇二	八七	一三・七四	七三
同七年	一・一一	八六	一一・二一	六〇
同八年	一・〇二	八七	一〇・九二	五八
同九年	一・〇四	八九	一一・二〇	六〇
同十年	一・〇二	八七	一二・六七	六八

次に小作争議の状況を見るに、昭和元年より十年に至る全国争議件数左表の如し。（農林省調査——括弧内は社会局調——前者は毎年一月より十二月に至る一年間の、後者は毎年四月十日に至る前一年間の合計である）

年次	件数		指数
昭和元年	二、七五一	（三、〇一九）	一〇〇
同　二年	二、〇五二	（二、三四四）	九二
同　三年	一、八六六	（一、[illegible]九九）	六八
同　四年	二、四三四	（一、五一一）	八八
同　五年	二、四七八	（一、七二三）	八九
同　六年	三、四一九	（三、二三一）	一二五
同　七年	三、四一四	（三、〇八三）	一二五
同　八年	四、〇〇〇	（二、六七七）	一四五
同　九年	五、八二八	（三、八四九）	二一二
同　十年	五、五一二	（五、〇〇四）	二〇〇
	「六、八二四」		「二四八」

備考　「　」内は第十二次農林省統計表に據る。

右表に依つて窺はれる所は、小作爭議は昭和元年には特に多かつたが（大正十年頃から大抵毎年千五、六百件）其後は漸減してゐたのに、昭和五年にはかなり多く、六年から著しく増加したことゝ、昭和八年にも多く特に九年及十年に於て甚だ多數だつたことである。昭和六年に多かつたのは五年の農産物價格暴落の影響と不作であつたこととゝに主因を置き、昭和八年以後殖えて來たのは、昭和七年及八年の米の不作の影響を受け、爭議原因としては小作地引上、小作料滞納等に依るものゝやうである。此事情については、後に小作爭議の原因を示すから、それと併せ考へて見る必要がある。

次に近年に於ける小作爭議の係爭耕地面積と關係人員（地主及び小作人）とを示してみる。

年次	關係土地面積	參加人員	
		地主	小作人
	町	人	人
昭和元年	九五、六五一・八	三九、七〇五	一五一、〇六一
同　二年	五九、一六八・三	二四、一三六	九一、三三六
同　三年	四八、六九三・七	一九、四七四	七五、一三六
同　四年	五六、八三〇・五	二三、五〇五	八一、九九八
同　五年	三九、七九九・〇	一四、一五九	五八、五六五
同　六年	六〇、三六四・七	二三、七六八	八一、一三五

同　七　年	三九、〇二七・六	一六、七〇五	六一、四九九
同　八　年	三〇、五九五・九	一四、三一二	四八、〇七三
同　九　年	八五、八三八・〇	三四、〇三五	一二一、〇三一
同　十　年	七〇、七四五・一	二八、五七四	一一三、一六四

前に掲げた爭議件數表と併せ見て、昭和六年には件數も多かつたが、係爭耕地面積も關係人員も目立つて多い。昭和五年來の金解禁の影響を受け、農産物價格の慘落したことが、引いて斯くの如き農村に於ける社會不安を齎らすに至つたことを考へれば、政治の當否巧拙の影響する所實に覿面で、且つ至大なるを思はしめる。それにつけても、小作爭議の狀況について檢討する場合には、その原因を爲すものに就いて調べてみることが肝要であるから、左に爭議原因の主なるもの丶歩合わけを窺ふことにする。

原　因	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
一、風水旱虫害等自然的不作	七一・一	五〇・六	四七・三	五〇・六	二二・九	三四・三	三一・〇	一六・二	二一・三
二、農民組合の指令又は模倣	二・三	四・一	四・七	二・二	三・二	二・八	三・六	〇・九	一・二
三、小作料高率	六・五	九・九	六・四	四・四	四・六	二・八	二・二	二・五	一・七
四、農産物價格下落	〇・二	一・〇	〇・六	〇・一	一一・五	七・〇	一・四	〇・五	〇・七

五、小作權又は小作地引上	一・五	三・一	二四・七	二八・九	四〇・四	三八・二	四四・五	五六・九	五二・四
六、小作料滯納	一・八	二・四	三・三	三・九	五・四	五・一	九・二	一二・一	一〇・二
七、調停又は契約條項不履行		〇・三	〇・四	一・五	一・六	〇・九	一・五	〇・七	〇・二
八、舊地主より小作申込拒絶	―	―	―	―	―	―	〇・九	〇・五	〇・八

右表に示す所に依つて之を考ふるに、小作爭議の原因としては、從前は小作料の減免に關するものが斷然多くの割合を占め、大部分はそれであると謂つてもよかつたのが、昭和に入つてから以後は年々著しく減少して來たことが目につく。（表中自然的不作の項と小作料高率とを參看）然るに小作權に關係ある事項を原因とするものは年々其の歩合を增しつゝあり、小作料關係のものと原因としての重要度に於て其の地位を交替しつゝあること注意を要する所で、小作地引上を原因とする場合の近年頓みに增加しつゝあることも併せ考へられる。之は思想の進步と社會狀勢の發展とに伴つて、當然に表はれる傾向で、工業勞働者の罷業原因について見ても、常に認められる傾向であるが、ともかく近年我國の農村に於ける實際的情勢として斯くの如きを見るに至つたことは、注意に値する所たるを失はない。尙ほ小作爭議原因中農產物價格下落といふ項目に於て、昭和五年及び六年の歩合が例外的に大であつたことも、金解禁直後に於ける狀況として見遁し難き所である。

右の情況を更に詳しく見究めるために、小作爭議に於ける要求事項別に依る歩合表を掲げてみる。

要求事項	昭和元	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
一、一時的小作料減額	七三・一	五八・八	五四・三	五五・一	四二・〇	四七・一	三七・一	二五・二	二五・九
二、永久的小作料減額	九・二	一一・四	七・九	五・六	五・八	四・〇	二・八	二・六	二・四
三、小作米納入延期並に分割支拂	—	—	—	—	〇・一	一・四	四・[illegible]	四・三	五・三
四、小作契約繼續	一・五	一六・七	二一・二	二五・六	三四・九	三一・七	四[illegible]	五二・四	五〇・三
五、小作權又は永小作權の確認又は讓渡	三・九	三・六	三・三	三・五	四・六	六・四	四・九	四・一	三・六
六、契約又は調停條項の履行	—	—	—	〇・五	〇・七	〇・五	〇・二	〇・一	〇・一

右表の諸項目中小作料減額要求の歩合が年々に少くなつて、其代り小作契約の繼續要求の歩合が年々增加しつゝあることが、著しく目につくであらう。特に後者に於ては昭和五年から急に增加の歩調が勢を得たことが目につくであらう。此の事實は前に述べた所と互に照し合ふものであるが、小作契約の繼續が要求されそれが爭議原因として大なる歩合を占むるに至りつゝあることの裏には、近年の小作爭議の原因が、地主の小作地引上といふ事實に存する所の大なるを思はしめる次第で、小作爭議の原因に關する前掲表中の當該項目が近年（特に昭和五年以後）甚だ歩合增加の歩調を辿りつゝある事實と併せ攷ふべきである。近年農產物

の價格下落其他の理由に依り農村不況が痛切になり、小作人に小作料滯納の事實多く、地主をして小作地引上を敢行せしめ、之を理由として小作爭議を頻發せしむるに至つたことは、容易に之を知り得る所で、小作人側からいへば、防禦的な理由から爭議を發生せしむる場合多きに至つたことを思はしむる。何れにしても喜ぶべき現象ではない。

從來農村に於ける社會的運動といへば、小作人が組合運動に依つて地主に對抗し、小作條件の維持改善を圖ることを中心とし、殆んどこれに限られてゐたと見ても大過なき實狀であつた。即ちそれは工業勞働者の間に於ける勞働組合運動と大體その目的及び運動方法を同うするもので、正に我國に於ける農業勞働者の組合運動といふべきものであつた。然かもその運動は當初は小作料の減免その他小作條件の維持改善を目的とする經濟運動として行はれることを主眼としたものであつたが、其後時勢の一般の上から見て民主々義的傾向が進展し、又マルクス主義的社會主義思想が浸潤するやうになつてからは、農村に於ける小作人運動も階級運動としての色彩を濃くするに至り、運動は段々政治運動化して、しかも何となく革命運動らしい意識を有つものすら表はれて來て、農村社會の不安を極度に陷らしめんとするの風を見るに至つた。

然るに冒頭に之を指摘したやうに、昭和五、六年の頃から、我國一般の思想界の狀勢も變化し、之に伴ふ新しい國家主義的な運動が起きるやうになつてからは、其勢は農村にも及ばないでは措かないばかりでなく

或意味に於ては農村方面から此の新氣運が動いて來たともいへる次第で、とにかく農村運動の上に實状としての急角度な轉換が表はれて來た。即ちそれは從來の小作爭議若くは、もつと廣く小作運動專門の農民組合が、多少その階級鬪爭的な態度を改めて、經濟的には獨り小作人といはず農村一般の經濟的窮迫を緩和すべき方策と施設に對する要求を爲すことに主眼を置くと共に、その運動は益々これを政治化するにしても、目標は立法や政策の要求として合法的方向に之を定め、議員選擧に際しての投票の獲得にも、より以上の力瘤を入れるやうになつて來た。そして又かゝる小作人中心の運動以外に農村に於ける各階級や各層の人々の共同的運動即ち全農民的な運動も新たに大いに頭を擡げて來て、農村の窮乏を救ふことの爲めのみならず、全國全國民を救ふべきが爲めの新國家主義運動が欝然として勢力を表はして來たのである。加之農會や其他の既存團體に於ても大いに農村的な運動氣勢が加はり、特に產業組合に於ては、昭和八年より十二年に至る擴充五ケ年計畫も行はれ、近年其の組織網の擴大強化の實狀と相伴つて目覺ましき運動展開を見るに至り、然かもその運動が從來の經濟運動たる範圍を越へて益々政治的內容を有するに至つたことは、最も注意を要する近時の傾向である。

特に注意すべきことは、此の產業組合の新運動展開に於ては、その指導精神は、たゞ從來の所謂產業組合主義の普及徹底を期することに在るか、それとも新時勢と共に產業組合主義なるものそれ自體についても檢

討を加へ新しき認識の下に新しき意識を樹立すべきかゞ、今や一つの課題となりつゝあることである。それと同時に又産業組合運動の衝に當る中堅勢力の間には、必ずしも既成制度維持の下に農民の運命を打開し往くことを志とせず、革新的氣運の下に新建設を希ふものが、かなり勢力を有してゐるやに思はるゝことも、決して見逃してならぬ所である。

以上の如き見解の下に少しく近時に於ける農民運動の實狀について見るに、先づ小作組合運動に在つては小作人組合及び組合員數は左表の如き消長を示してゐる（農林省調－括弧内は社會局調）

	組合數	組合員數
大正十年末	六八一（一、一一四）	―（一三二、三二二）
同十二年末	一、五三〇（一、五三〇）	一六三、九三一（一六三、九三一）
同十四年末	三、四九六（三、三一三）	三〇七、一〇六（三〇七、一〇四）
昭和元年末	三、九二六（三、九一五）	三四六、六九三（三三八、七〇四）
同二年末	四、五八二（四、二七五）	三六五、三三二（三四七、四二九）
同三年末	四、三五三（四、一一五）	三三〇、四〇六（三二五、九八三）
同四年末	四、一五六（三、八六六）	三一五、七七一（三〇一、三二六）
同五年末	四、二〇八（三、九七九）	三〇一、四三六（二八六、八五二）

同	六年末	四、四一四 (三、九一七)	三〇六、三〇一 (二七一、一五四)
同	七年末	四、六五二 (四、〇六二)	二九六、八三九 (二五六、三九七)
同	八年末	四、八一〇 (四、一五〇)	三〇二、七三六 (二四六、一七二)
同	九年末	四、三九〇 (三、八六四)	二七六、二四六 (二三五、一九九)
同	十年末	四、〇一一 (三、四四四)	二四二、四二二 (二〇三、四五四)

即ち組合數に於ては、大正年間には急速な增加を爲したけれども、昭和に入つてからは停滯狀態に在り、昭和三年以後少しく減少し、五年頃から又少し殖えたが九年からは又少し減じてゐる。然るに組合員數に於ては、昭和二年が絶頂で三十六萬五千餘人に及んだが、其後は漸減し、昭和十年には二十四萬二千餘人に減り、正に盛時の三分の二に過ぎない狀態となつた。次に地主組合の數及び組合員數左表の如し。

	組合數	組合員數
大正十年末	一九二	—
同十二年末	二七〇 (二九〇)	二三、五六一 (三三、五六一)
同十四年末	五三二 (四九八)	三四、五五九 (四四、九一七)
昭和元年末	六〇五 (五九一)	四一、四二五 (五五、八七九)
同二年末	七三四 (六五五)	五七、〇五二 (六〇、九六四)
同三年末	六九五 (六一四)	五五、六九五 (五四、三八四)

同四年末	六五五（六四三）	五五、一三八（四八、一〇四）
同五年末	六四〇（五四九）	五三、七七八（五〇、五四〇）
同六年末	六四五（四八五）	五〇、五五六（四三、七一一）
同七年末	六六二（五二九）	五〇、四五四（四五、三〇四）
同八年末	六八六（五一九）	四九、六四五（四二、一一〇）
同九年末	六三三（四七六）	四八、八三六（三六、七〇[illegible]）
同十年末	五三一（四四五）	三八、一七七（三四、一八六）

組合數及び組合員數ともに、其の消長は前表と殆んど同一傾向である。

小作組合の運動方針の近年に於ける變化については前に述べたが、その變化の表はれとしての合法的對議會運動について見れば、近年は立法要求の運動が目につくやうになり、殊に米價下落に依る農村不況の激化のため、地主にして小作地を引上げる者が增して來た結果として、之を原因とする小作爭議も殖えたことは既述の通りで、同時に小作權確立の爲めに小作法の制定されんことを要求する運動が行はれて來た。以て今日に及んでゐるが、今後もその運動は益々力強く行はれるであらう。政府の立案せる農地法との關聯に於て、此の運動の展開奈何は今後の大いなる關心事たらざるを得ない。

代議士選擧及び府縣會議員選擧に於ける無產農民黨の運動は直ちに之を以て小作人組合の運動とは見ると

とが出來ないが、とにかく無産農民の選擧運動として重視するに足るものであるから、左に無産政黨の府縣會議員選擧成績について昭和二、六、十年の比較表を掲げておく、

	候補者數	當選者數	得票數	一人當得票數	候補者當選率
昭和二年	二一六	二八	二五七、八九四	一、一九四	〇・一三〇
同六年	二四一	一七	二七一、九〇一	一、[illegible]	〇・一七九
同十年	九八	四〇	二一九、〇七九	二、二五八	〇・四〇八

三回の比較に於て、得票數に大なる變化はなく、多少は減退氣味ですらあるが、當選者數に於ては昭和十年の選擧に際し從來にない良い成績を示した。即ち當選者四十名を出し當選率は昭和六年の〇・一三〇に對し十年は〇・四〇八であつた。之は從來の對選擧方針が當選よりも寧ろ選擧の機會に於ける地盤の擴張と主張の普及とに重きを置いてゐたのを改めて、當選にも重きを置くことにし、無産黨所屬候補者の亂立を防ぎ又その相互競爭を避けることにした結果だと信ぜられてゐる。

次に農會の運動について見るに、之は元來系統農會として農業の改良發達を圖ることを使命と爲し、農業上の技術的並びに經營的指導と、今一つには農業利益の代表を爲すことを以て、任務とするものであるが、近年の著しい傾向は農民運動の政治化傾向に伴つて、農會の農業利益代表機關としての活動が目醒しく、

なつて來たことである。勿論その指導機關としての任務が忘れられ等閑に附せられてゐるわけではないが、農會の政治的進出といふ事實は、近年の著明事實として産業組合のそれと共に重視すべきものである。

産業組合が現今の農民自助運動として最も有効適切な組織であることは、夙に認識されてゐる所だが、近年は農村の窮乏激化と共に、其の更生の必要が痛感せられるにつれて、産業組合の使命は益々重きを加へて來た。そして政府の奬勵と産業組合自身の全國的系統組織の下に於ける擴充計畫とに依り、近時の發展は實に素ばらしいものがある。殊に農産物の販賣や肥料その他農用資財の購入に就いて組合的活動の手を擴げ、所謂流通經濟方面への進出は、從來この事が農業經濟の有する弱點に觸れ最も不便と不利益とを被つてゐた方面であつたゞけ、洵に近年の趨勢として、農業經濟に取つては特記に値する所のものである。その進出のあまりに花々しきため、昭和六年頃からは所謂反産運動としての商人側の對抗運動も漸々熱を帶びて來るやうになつた。そして又醫療組合の普及が企てられると共に醫師團體との對立をも見、其他種々の利用組合の設置と活動範圍の擴大との爲めに、種々の社會的摩擦を見るやうにはなつたが、産業組合運動としては、此の現象はその政治的進出と相竝んで、近年の著大な發展を物語る以外の何者でもない。

たゞ玆に全社會的に之を見て、近年右述の如き農會及産業組合の政治化運動と、種々の意味に於ける都市進出と、流通經濟への突進としての商業進出との行はれるに至つた傾向の爲めに、農村と都市との對立狀態

が尖鋭化され、農業利益と商業利益との對蹠的關係が問題化されて來たことは、極めて重大な意義を有する現象たらざるを得ないことを、吳々も注意すべきである。近時一般の傾向として、社會問題が從來の階級對立的意義に於ては少からず緩和されたるに反して、右の如き都鄙對立の意義に於て新たに重要性を加へつゝあること、世界的に之を見て、政治的にも經濟的にも社會的にも、頗る重大なる影響を有する次第なれば、我國近時に於ける上述の傾向は、深き考慮と愼重の講究を要求するものたらざるを得ない。

第三章　小作組合運動

我邦に於ける小作人運動は主として小作人組合の手に依つて行はれ、これが農村内部に於ける階級的意義を有つた社會運動として最も重要な役目を働いてゐることは、周知の事實である。そしてそれは小作人組合としては我邦特有のものであり、歐米諸國のものと著しく其の性質を異にしてゐるが、併しそれは小作人を企業者と見て其の團結たる組合と考へる場合のことである。然るに我國の小作人を企業者と見ないで、勞働者と見、其の組合團結を一種の勞働組合と見るに於ては、それは必ずしも獨特の性質を有したものではなく普通にいふ勞働組合の一變形たるに過ぎぬ。

何れにしても農村社會政策を講ずるについては、小作問題は重大な問題であり、小作爭議は動もすれば農村經濟と農村生活とを内部より破壞する力ともなり得るものであるから、その爭議の母體たる小作人組合については、十分その性質を檢討する必要がある。茲に少しく勞働組合としての小作人組合について、討究してみたいと思ふ。

いふ迄もなく、勞働組合は勞働者の團體である。そして其の勞働者は主として肉體勞働者をいひ又主として工業勞働者をいふ。然し之は沿革上の理由に基く所が多いから、當初は工業方面の勞働者の間に主として勞働組合が造られたにしても、其後組合運動が發達するにつれて、その以外に在つても鑛山や炭坑の勞働者、鐵道從業勞働者、海員等の間にも、漸次勞働組合が組織さるゝに至り、農業方面にも亦、漸次之を見るやうになり、現今に於ては獨り工業雇傭勞働者のみならず、廣く產業の各方面に涉つて勞働組合は組織されて居る。そして又雇傭勞働者といふ意味もあまり狹く解釋さるゝことなく、獨り筋肉勞働者たるに限らないで、精神勞働者をも包括するに至り、たとへ組合としては別々の組合を組成するにしても、共に廣く勞働組合と名づけらるゝ範疇内に入るものとして、同樣の目的と立場と性質とを有するものとなつて居る。現に其の實例は之を英國に於て見ることが出來る。殊に世界大戰後其の傾向が著明になつて來た。尙又所謂雇傭勞働者といふ意味も必ず嚴格に解釋されなければならぬ筈はなく、雇傭勞働者ならざる勞働者の間にも亦勞働組合の組織され得べき餘地は殘されて居る。

私は今我國の小作人組合の如きものも亦これを勞働組合といへるかどうかを問題として、攻究して見たいと思ふのである。從つて若し近き將來に於て我國にも勞働組合法が出來るとするならば、それは小作人組合にも適用さるべきものであるか。前に論じた社會局編成の勞働組合法案の如きも、小作人組合に適用さるべ

き立法案として取扱はれるのを可とすべきものであるか否かに就いても、考へて見たいと思ふのである。

前に之を詳論したやうに、現今普通に勞働組合といへば、其の目的とする所は、勞働條件の維持改善といふことに存する。他に相互救濟や教育等の目的を併せ有することは差支ないにしても、たゞ後者だけを目的とし前者の目的を有しないでは勞働組合とはいへないが如く、勞働條件の維持改善といふことは、勞働組合としては是非之を目的としなければならぬ所のものとせられるのが普通である。社會局の勞働組合法案の如きも、其の第一條第一項に之を明定して居て、之を以て勞働組合の性質を限定せんとすることは、前に之を論じた通りである。

そこで問題となることは、その所謂勞働條件の維持改善なるものは、如何なることを意味するかといふことである。普通の意味に於て勞働條件といへば、それは大抵雇傭條件といふことゝ同意義であつて、主として雇傭契約に依つて定められるものに相違ない。從つてその勞働條件の維持改善の爲めに、之を目的として勞働者の間に組合團體が組成せられることになれば、それはどうしても主として先づ雇傭勞働者の間に於て表はれる現象たらざるを得ない。從つて又其の組合團體は前に述べたやうに雇主又はその團體に對立する意味合のものたらざるを得ない。

けれども少し詳かに之を攷ふれば、勞働條件の維持改善といふことは、常に必ず雇傭勞働に限り存する必

要事であるばかりでなく、或種の獨立勞働に在つても其の必要に生ずる。即ち小作農業の如きに在つても、我國などのやうに小農民たる小作人が主として一家の勞働を爲すことを目的として小作を行ふものにあつては、小作人が地主より土地を借用するに就いて、其の賃借の期間、賃借料即ち小作料の歩合若くは額、其の納付の時期及び場所、乃至は小作料輕減の方法、其他小作料を實物納にするか金納にするかといふことや、小作料滯納の場合に於ける小作人の責任、小作契約解約の時期、其の解約告知條件及び期間、小作人の爲せる土地改良其他に對する地主の賠償義務、小作人の土地利用上に於ける制限、租稅其他の公課や水利費等の負擔、小作地轉貸の許否其他これに類する種々の事項は、實に小作人たる者の勞働上の條件たる性質を有せざるを得ない。然かもそれ等は小作人が勞働を爲すに就いては、何れも實に重要な意義を有するものであつて、之に依て小作人の勞働に對する報酬は定まり、又その勞働の安定不安定も定まり、其他勞働者としての小作人の權利と義務とは之に依つて限定せられる。

尤も小作人の勞働に關する右に掲げたやうな色々な重要條件は、元來雇主なるものをもたない小作人に於ては雇傭契約として定まる筈はない。いふ迄もなく此等の條件は地主との關係に於て定まる。即ち地主との間に取結ばれる賃貸契約に依つて定まる。そしてそれ等が普通勞働者に於けるが如く雇傭契約に依つて定まらないで、賃貸借契約に依つて定まるが爲めに、普通に世間の人々は工業や鑛業などの企業家と勞働者との

間の關係と、地主と小作人との間の關係とを全然別異なものと見、從つて小作契約に依つて定まる諸條件と、雇傭契約に依つて定まる諸條件とを、全然別な眼で見て、勞働に關する諸條件としての兩者の同種性を認めやうとしない。

然るに今たゞ之を法律的な解釋からのみ見ないで、その經濟的な實際關係から見、勞働の行はれるに就いての實際上の意味から見るならば、兩者が契約としての法律的な性質を異にすることは、餘り重要な意義を有するものではない。雇傭契約が雇はれたる勞働者の勞働に關する諸々の條件を限定するが如く、地主と小作人との間の小作契約は小作人が勞働を行ふについての其の諸條件を限定するのだから、之を勞働に對する條件を爲すといふ實質的な意義からいへば、勞働に關する限りに於ては、兩者は同一樣な實質的意義を有する。即ち小作契約が地主との間に於て定まるといふことは、勞働者たる小作人に取つては、雇傭勞働者の勞働契約が雇主との間に於て定まるのと、其の間意義の輕重あるものではない。

法律的に之をいへば、一方は雇傭契約として直接に勞働に關係して、雇主と勞働者との間に其の人的關係を規定するものであるのに、他方は賃貸借契約として、土地に關係して其の所有者たる地主と之を借用する小作人との間に、物件を介しての關係を規定するものであるから、其の契約としての性質はよほど異つたものである。けれどもこゝに勞働といふことを中心にして之を經濟關係として實質的に解釋するならば、雇傭契約

といへども亦賃貸借契約をみたやうな風に考へられぬことはない。即ち例へば工場に於て一定の機械を使用されて勞働の行はれる場合には、特に其の勞働が請負的勞働として勞働者に依つて引受けて行はれるやうな場合には、企業家と勞働者との關係は、之を雇傭契約の形式によつて定めないでも、機械を中心として勞働者が其の機械及び之が使用に必要な工場設備を借用するものとして、賃貸借契約として定めることは可能である。即ち勞働者は雇傭契約により賃銀の支拂を受けることにしないで、生産上の結果は一切自己の責任と爲し、却つて企業家に對して一定の使用料を支拂ふものとする契約形式を取ることも出來得べきである。兩者の場合はたゞ其の契約を異にし法律關係としての形式を異にするのみで、その實質に於ては、兩場合とも に勞働者は自己が勞働を爲すに就いての諸條件に關する約束を爲し、勞働に對する一定の報酬を得ることを目的として勞働を行ふものに外ならず、その實際的效果に於て多く異る所はない。

斯かることは之を鑛山や炭坑勞働の如きについていへば、更に一層尤らしくなつて來る。即ち勞働者が一日の賃金何程とか、幾千量の採鑛若くは採炭に對して賃銀何程とかいふやうな契約を爲し、之に關係して勞働の諸條件を定むる雇傭契約をしないで、一定の鑛區若くは坑區を引受けて勞働し其の使用料を支拂ふものとしての賃貸借契約を爲し、之に關係して勞働の諸條件を定むる契約を取結ぶことは、十分可能なことである。そして此の契約形式によるのと普通の雇傭契約形式によるのとでは、勞働に關する其の實際上の效果に

於ては固より多く異る所がない。

されば問題はたゞ契約形式の異同に關するに過ぎないが、現今世の中に於て、工場や鑛山や炭坑などでは勞働に關しては普通の雇傭契約が行はれて、右にいふやうな賃貸借契約の行はれないのは、現今の工場工業や鑛山業や採炭業などは大企業として行はれ、大規模に一手に經營せられる風になつて居るものだから、その經營實際上の必要と便宜から之を見て、斯くの如く機械や鑛區の如きを一つ々々切離して取扱ひ、之を勞働者に賃貸するを不可とするからのことである。だからかゝる契約形式が採用されないで、勞働設備は一切企業家に於て之を用ゐるものとし、之を用ゐるに就いての勞働者をばやはり企業家が雇傭する制度を採つてゐるのである。

然るに翻つて農業を見れば、現今に於ても尙ほ我國の農業は小規模に行はれ、田畑一筆づつが切離して取扱はれる狀態にあり、然かも農業勞働は工場勞働や鑛山勞働などの如く之を一所に集めて密集的に行はしめることが出來ないで、勞働者を雇つて之を監督して働かすことが困難なものだから、地主は田畑一筆づゝを却つて勞働者たる小作人に貸付けて、小作人をして其の生産上の結果を引受けて之を使用し勞働せしむる方法を採ることにして居る。從つて其の契約を爲すに當つては、小作人を雇傭する契約を結ばないで、之に土地を賃貸する契約を結ぶ次第である。小作人としては何れにしても勞働を爲すに過ぎないが、小作地を賃借

して獨立勞働を爲す方が、地主に雇はれて働くよりも都合がよいから、やはりその契約形式を喜び、玆に廣く小作契約は行はれることゝなつた次第である。

　されば要するに雇傭契約たると小作契約たるとは、たゞ其の形式を異にするのみであつて、勞働を爲すといふ事實について之を見れば、何れもその條件を規定する契約たるに外ならず、その實質に於て多く異る所はないのである。

　すべて幼稚な小作制度に在つては、小作人は人に雇はれないで自分獨立に勞働を爲すものではあるが、其の社會上の地位は低く經濟上の實力も弱くて、從つてその小作といふ關係は一種の勞働關係たるに外ならない。されば彼の分益小作制の如きは、其の行はれてゐる佛伊其他に於ける實状に就いて見れば、之を一の小作制と見るべきか、それとも勞働制と見るべきかについては、甚だ判定し難きものがある。普通には小作制として取扱はれて居るけれども、小作制としては極めて幼稚なものとして取扱はれるのを例とし、其の說明は寧ろ勞働制として之を爲すのが却つてよりよく其の制度としての特質を明かにするに適すとせられる。そしてその事情は分益小作制の起原を明かにすることに依つて愈々確めらるゝ次第であつて、地主が農業勞働者を雇傭する代りに、之に一定の耕地を當がつて耕作せしむることより創まり、多くは農民解放の行はれた際に、さきの土地附屬の農奴たりし者が其儘に小作人となるのを通常の例とするのである。要するにそが一

の勞働制と見られる所に注意が拂はれねばならぬのであつて、ともかくそが一種の勞働制と見られ得るものである限り、之に關する契約に依つて定まる諸條件は、勞働條件たるに外ならず、たゞその契約の法律上の形式が異なるに過ぎないのである。

我國の現行小作制は、もはや純然たる分益小作制とはいへない。それよりはやゝ進歩したものであるけれど、然し其の本來の性質に於ては兩者間に未だ根本的の相違の認め難い程度のものであるから、その小作契約も亦實質に於ては小作人たる者の勞働に關する諸條件を規定することを以て、其の主要の意義とする次第である。

すべて斯くの如く見るならば、今勞働者が其の勞働條件の維持改善の爲めに之を目的として團體を組成する場合に、その團體を名づけて勞働組合といふものである限りは、分益小作制の行はれる國々の小作人や、我國のやうな小作制の行はれる所に於ける小作人が、その小作條件の維持改善の爲めに之を目的として團體を組織した場合には、その所謂小作人組合なるものは、どうしても之を勞働組合の一種と見、廣き意味に於ける勞働組合の範疇内に屬するものと見なければならぬ。之を勞働組合範疇に屬せざるものと見るべき正當な理由は存しないのである。

そして勞働組合は所屬組合員勞働者の勞働條件の維持改善を圖ることを目的と爲すものたる點に於て、そ

の條件を定むるに就いての相手方たる雇主に對して、之に對立する性質のものであることは當然で、此の意味に於てかゝる目的を有する勞働組合を横斷組合と稱し、たゞ組合員の教育や、相互救濟や其他種々の意味に於ける勞資協調の目的の爲めに企業家資本主と勞働者とが一團になつて組織する組合とは區別せられ、後者は前者に對して縱斷組合と稱せらるゝ次第である。然るに今小作人組合は、その對立の相手方としては雇主なるものを持たぬが故に、一見右の意味に於ける對立組合たる性質を有しないやうだけれど、勞働條件なるものが雇傭條件に限られざる限り、小作人組合も明かに對立組合であり、横斷組合である。その對立はいふ迄もなく地主に對する對立であつて、普通の雇傭勞働者の組合が資本主企業家たる雇主に對する對立組合たるが如く、小作人組合は資本主たる地主に對する對立組合である。即ち資本主企業家たる地主の階級と勞働者たる小作人の階級とが明白に文字義通りに階級として區分せられ、其の階級の對立關係に於て、一方の階級に屬する小作人が團結して他方の階級たる地主に對抗せんとするもので、この位明瞭な對立はないと言ふてもよい程明白な階級的對立による所謂横斷組合である。

されば何れの點から見ても、我國の小作人組合は、これを勞働組合と見る外はないものであつて、勞働組合法が造られて一般的に勞働組合に適用され、その組織や行動を規律すべき目的と任務とを有する立法である限り、勞働組合法は當然に小作人組合にも適用されるものと見て差支ない。されば社會局立案の勞働組合

法案の如きも、たゞあのまゝで廣い規定を掲げて居るからには、法案條文中に特別の規定を設け小作人組合を除外せざる限り、當然小作人組合にも適用のある法規たらんとするものと見て差支ないのである。

以上論ずる所に依つて、我國の如き小作制度の下に於ける小作人組合は、之を勞働組合の一種と見る外はないのだが、併し以上の所論は我國の小作人を勞働者と見て其の前提に從つて組立てられたものである。そこで更に探究しなければならない問題は、我國の小作人を勞働者と見ることの當不當である

一般的に之を觀て、我國の小作人は企業家たる素質を備へたるものなりや、將又勞働者たるに過ぎざるやに就いては、茲にはなるべく簡單に述ぶるに止めたいと思ふが、それでもやはり一通り議論の筋道だけは辿つて行かなければならぬ。

先づ我國普通の小作人は企業家たる資質を具へたりやと尋ねるに、私は然らずと信ずる。

抑も企業家なるものは如何なる經濟上の任務を負ふものであるか。謂ふ迄もなく企業家は生産業務の指導者として其の經營に關する一切の責任を負ひ、其の實行の任に當るものであつて、獨立の地位を占め、土地其他の資本を使用し、勞働者を雇傭して生産業務を成立せしむることを以て務とする。これだけの意味をただ文字の表面からのみ解釋すれば、我國普通の小作人の如きも亦、企業家たる地位に在るものと見て差支なく、たとへ其の大多數は事業の規模が小さくて企業としてはまことに貧弱なものであらうとも、小作人たる

者の經濟上の任務が企業的任務であると見らるべきことの妨とはならない。

けれども現今の企業組織なるものは今少し立入つて之を解釋しなければならぬものであつて、企業家の任務も亦今少しく詳かに之を見定むる必要がある。そして之を爲すに於ては容易に吾々は我國普通の小作人が企業家としての資格を完備して居ないことを見出し得る。

現時の企業組織なるものは、特殊の生産方法と相伴へるものであつて、それが現代資本主義經濟の特色を爲すは實に茲に存する。その特殊の生産方法といふは、生産に伴ふ損失の危險をば生産に從事する總べての人人が負擔しないで、企業家といふ一部類の人々のみが職業的に專ら其の負擔の任に當る遣方である。謂ふ迄もなく生産事業には一つには技術上の理由から、一つには又經營上の理由から、事業が失敗に終り損失を招く危險の伴ふものである。そして此の損失の危險は、生産事業に携はるあらゆる部類の人々即ち地主と資本主と勞働者と企業家とが、然るべく之を分擔する遣方で行くことが出來る筈であつて、さうするのが本來からいへば當然かも知れない。然るに現時の企業經濟なるものに在つては、此の損失の危險は獨り專ら企業家が之に當ることになつて居り、資本主や勞働者はその純粹な資本主たり勞働者たる資格に於ては、その損失負擔の任に當らないことになつて居る。即ち事業に資本を貸付けた資本主は事業の成否に拘らず契約通りの利子支拂を受け、又事業に雇はれた勞働者はやはり事業の成敗には無關係に契約通りの賃銀支拂を受くるこ

とになつて居る。そして獨り企業家のみが事業失敗の場合にはその全責任を負ひ、損失の全部を負擔すべきものとなつて居るのである。

斯く企業家が職業的に事業失敗の責任を負ふを敢て辭せざる所以のものは、事業には又成功の望があつて損失の危險がある代りには利得の機會もあり、損失ばかり表はれるものではないのだから、企業家は損失の危險に任ずる代りに利得のあつた場合には專ら之を自己の所得とすることゝして、之を樂みに企業としての任務に當るものであることは論ずるまでもなきことである。そして企業家は利得に對する確信を以て業に臨み、利得を目的として之を經營することになる所からして斯くの如き事業方法を營利主義的方法と名づくる次第で、此の營利主義的生產方法は實に現時の企業組織と切つても切れぬ連絡を有するものである。

ともかく斯くの如くに營利と損失との兩機會を天秤棒にかけて企業家が一切其の責任に當る分業的な方法になつて居る點が、現時の企業生產の大特色であつて、企業家の任務と職業とは實に此點に於て特質を備へて居る。

されば農業生產に在つても、若し小作人が此の企業家たる任務を完全に盡して、他人より借りた土地に對しては生產の結果の如何に拘らず必ず豫め定つてゐる地代を支拂ひ、又他人を雇入れた際には必ず契約通りの賃銀を支拂ひ、自己はその業務經營に關する全責任を帶びて、損得ともに一切之を一身に引受くるもので

あるならば、かゝる小作人は企業家たるに相違なく、かゝる遣方を本則とする小作制は企業制としての實質を備へて居るといはねばならぬ。そして其の實例は現に之を英國などに於ける進歩せる小作制に見出すことが出來る。

然るに翻つて我國の小作制を見れば、小作人はまだ斯かる企業家としての全責任を帶びて居ない。即ち我國に在つては小作料は定額として契約されてあるけれど、年々の作柄に依り少しく不作な場合には小作人は地主に對して小作料の減免を求め、その減免の額や歩合については常に諸所に小作爭議を見る有樣であり、とにかく一般的にその減免が行はれる習慣となつて居る。此點から見ても我國にあつては、小作農業に於ける生産結果に伴ふ損失の負擔は獨り小作人が之に任ずることゝはなつて居なくて、地主が之を負擔するか然らざれば地主と小作人とが之を分擔することになつて居る。固より我國の小作制は小作料が定額となつて居る點に於て、彼の歩合小作料制たる分益小作制に比すれば、やゝ進歩せる、少くとも面目を異にせるものであるが、從つて歩合小作料制に於けるほど明白に生産結果の損得ともに地主と小作人とで分割し分擔することにはなつて居らぬが、それでも小作人が完全に企業家としての損失負擔の責任を帶びて居ないことは掩ふべからざる所である。

從つて我國の小作人はまだ完全な企業家たる資格を備へたりといふことが出來ない。小作制は純粹な企業

制と見ることが出來ない。勿論小作人は多少企業家らしい性質を有つて居るけれど、たゞそれだけのことである。そしてたゞそれだけのことでは之を企業家とはいひ得られない。其の理由は後に論ずる。

それに尙ほ企業家たらんが爲めには、其の所得は經濟學上に所謂利潤の範疇に屬するものでなくてはならぬ。そして其の利潤は生產結果の良否に依つて變動し、その實質は所謂經營なる部類に屬する勞務に對する勞賃（Wage of management）と、收益と生產費との計算上より生ずる純粹な餘剩とより成立つべき筈のものである。勿論前者ばかりの場合もあれば後者の加はる場合もあり、又全然若くは一部分損失に歸してしまう場合もあり、之れ全く事業成績の如何によつて定まる。

然るに我國の普通の小作人の大多數に就いて見れば、その所得は生產物實物に於ても又其の貨幣換算額に於ても、年々多少づつ增減があつて、其の點に於ては利潤所得に似た所もあるけれど、然し大體に於ては年年凡そ定まつた額である。然かも其の額たるや僅かに一家の生活を支ふるに足るや足らずのものであるに過ぎない。そして又其の額は之を小作農業の爲めに一家の人々の爲せる勞働に對する普通賃銀額として割當て計算して見れば、漸くに普通賃銀額に相當するか、或はやゝもすれば其の相當額以下であるに過ぎない。從つて普通大多數の小作人の所得は普通の勞賃所得たる額以上には上ぼり得ないで、普通企業家の之を含む經營勞賃には及ばない。ましてそこに生產費との相對計算に於て純餘剩たる利得の含まれる餘地などは、

毛頭存在しないのが通例である。

つまり我國大多數の小作人は、他人に雇はれて勞働する代りに他人の土地を借りて其の上に獨立な勞働を爲すものたるに過ぎない。從つて其の仕事の上の任務も殆んど獨立勞働者たる任務たるを以て盡きて居る。又その所得も小作勞働に對する普通勞賃所得を獲て滿足する有樣にある。されば我國大多數の小作人はどう見ても企業家といふには不適當で、勞働者たる實質を其の業務上の任務に於ても又その所得に於ても具備して居るものと見る外はない。勿論我國の小作人はその收入が生產實物に於て先づ行はれるから、その生產物の價格の高低により、又實物收穫量の多少により、所得額に多少の變動のあることは、認められねばならぬ事實である。そして此事は前に一言したやうに、彼等は多少企業家らしい資質を與へるやうに見へるけれど、然し雇傭勞働者といへども、其の勞賃の全部若くは一部分を實物財貨に於て貰ふ場合もあり、特に農業に在つては作男作女に對する勞賃報酬が實物に於てせられる例は少なくない。從つて其の貨幣收入は貰つた勞賃實物の市場相場の變動に依つて多少の高低があるのを免れぬ次第だから、此の事情あるが爲めに小作人を企業家といはねばならぬ理由はない。又勞賃の定め方も之を一定金額としないで、生產物の分け取りといふ方法で他人を雇傭することも屢〻行はれる實例であり、農業方面には決して其の例は少くない次第だから、小作人所得の一定しないことは、彼等を實質上勞働者と見るを不可ならしむる理由とはなり得ない。

佛伊などに於ける分益小作人が企業家たらずして勞働者と認めらるゝを適當とし、國際勞働會議に於ても勞働者として取扱はれることにせられた如く、我國の小作人も亦之を勞働者と見るを適當とする。たゞ彼等は勞働者であり乍ら多少企業家らしい所を有つて居ることだけは否認すべからざる所であるが、その事は毫も之を勞働者と見ることの妨となるものではない。普通の雇傭勞働者中にも企業家らしい資格の多少賦與されたのは幾らもある。以下少しく其の點について詮索してみやう。

現今たゞに一部の人々の間の問題たるに止らないで、かなり廣く實際に行はれんとし又行はれつゝある所の、彼の利潤分配制（Profit-sharing）なるものは、普通の雇傭勞働者に對して利潤の一部分を分配する制度である。つまり現今普通の企業制の下に在つては、企業家が獨りで之を取つてしまう所の利潤の一部分をば勞働者に分配し、之に依つて勞働者の所得を增さしむると同時に、又勞働者に企業に對する興味を感ぜしめ、企業の成績に對して直接に利害を感ずるやうにして、其の結果勞働者の勤勉を增し、その勞働能率を增進せしめんとすることを以て目的として居る。現今の企業制はその本來のまゝであつては、企業の成績に對する直接な利害はたゞ獨り企業家が之を有するのみであつて、勞働者は全く直接の利害關係を有せず、事業成績の如何に拘らず、たゞ契約通りの賃銀さへ貰へばそれでよいことになつて居て、前述の如く其所に企業制の生産方法としての特色がある。然るに利潤分配制は此點について緩和を試み、勞働者も利潤の分配に與

かるものとして、之に多少ともに企業家らしい資格を賦與し、之を賦與することに依つて一面には企業の現制に伴ふ利益獨占の弊を緩和し、一面には又益々企業成績を良好ならしめんと期する次第である。

然かも利潤分配制に在つては、利潤の分配はたゞ之を企業家の一方意思に依る恩惠的な贈與たらしめないで、企業家と勞働者との間の明白な契約として、利潤の生じたる場合には之を分配するといふことゝ、其の分配の率や其他實際上分配の行はれるに就いての方法とに關して豫め協定を遂げ、公明な制度として之を行ふことになつて居る。そして其の制度を創むるに就いては大抵は企業家側の發意に依つて計畫が立てられるが、それが愈々實行されることになつてしまへば、勞働者は契約に依つて生ずる權利として利潤の分配を請求することが出來、企業そのものに對する勞働者の地位と關係とは、之に依つて普通勞働者たる關係とはやや異れるものとなつてしまうのである。

斯かる利潤分配制の行はれる狀態の下に於ては、勞働者は雇傭勞働者であり乍ら然かも同時に多少企業家としての資格に伴ふ關係に入ることになつて、其所に又一種の特色が生じて來る。そこで問題となることは今かゝる特色を帶びた勞働者は最早之を勞働者といふことが出來ないか、彼等は之を企業家と呼ばねばならないか、從つて彼等は最早勞働者として其の勞働條件の維持改善の爲に勞働組合を組織し、その組合員となることは出來なくなるか、彼等の間に出來上る組合團結は、企業家の團結たるに過ぎざるかといふことであ

る。この問題は併し乍ら實は一向問題とはなり得ないのであつて、多少利潤の分配に與からうとも、從つて多少企業家らしい色彩がつけられることにならうとも、そんな事は勞働者たる資格の上には何の影響する所もなく、利潤分配に與かる勞働者も亦全く之に與らざる勞働者と同樣に、やはり勞働者たるに外ならない。勞働者たる範疇以外の何者にも屬しない。從つて彼等の間に組織される組合團體も、それが勞働條件の維持改善の目的の爲に造られるものである限り勞働組合たること勿論である。加之その所謂勞働條件なるものゝ中には利潤分配に關する事項も包含せられるのが例であつて、利潤分配に關する契約は勞働組合と雇主若くはその團體との間の集合取引に依り團體契約として締結せられるのが、最もよく利潤分配制をば有効にして公明ならしむる所以と考へられて居る。即ち勞働組合は公然と斯かる利潤分配制を認め、自己の手に依つて之に關する集合契約を取結ぶまでになつて居るのである。要するに利潤分配の行はれることは、之を受くる勞働者の勞働者たる資格を寸毫も傷くるものではなく、寧ろ現今一般の氣運としては、利潤は企業家が之を獨占すべきものではなく、勞働者にも之を分配すべきものだとして、勞働者側からも進んで之を要求するといふ風に傾いて來て居るのである。

さればかゝる意味に於て今勞働者たる者に多少企業利潤の所得と見らるべきものが附着して居やうとも、從つて又その資格に多少企業家らしい色彩が施されやうとも、それに毫も勞働者たる資格の妨とならないの

だから、之を我國の普通大多數の小作人について見て、彼等の所得に場合により多少企業利潤たるものに伴ふ性質の含まれた所があらうとも、又彼等の爲す所が多少企業家らしい資格に應ずる所があらうとも、前に述べた主たる理由より之を見て彼等を勞働者と見ることの妨とはなり得ない。從つて今此等の小作人が多少利潤的性質を帶びた所得をも包括して一般的にその勞働所得の增加の爲めに、或は又其他種々の勞働條件としての小作條件の維持改善の爲に、之を目的として組合團體を組成する場合に、之を勞働組合と見ることは右に述べた事情に關聯しては、何等不可なる理由を見出さないのである。

　右の利潤分配制に比して更に一層勞働者に企業家らしい資格を賦與するものは、勞働者企業參加制（Co-partnership）である。尤も之は通常利潤分配制と併せ行はれ、分配される利潤がたゞ勞賃に對する附加として勞働者に支給さるゝことなく、勞働者のその企業に對する投資として、或は基金に繰込まれ或は當該企業會社の株券の購入の爲めに用ゐられることになつて居る。然しともかくも勞働者は此の制度のあることにより分配された利潤でもつて漸次に當該企業の投資者と化し、株主たる資格を兼ね有することになるやうにせられるのである。

　されば此の制度の下に在つては、勞働者は明かに企業家たり資本主たる資格を兼ね有することになるのであつて、彼等は直接に企業の榮枯盛衰に對して利害を感じ、その所得は勞賃たる部分以外に投資々本に對す

る利子及び利潤配當たる部分を含むことになる。そしてかゝる勞働者等は企業に對するその參加をたゞ名ばかりのものたらしめないやうに、又たゞ利益の配當を受けるだけのものたらしめないやうに、即ち眞實に企業の實行經營に對して參加するものたるの實を擧げ得るものたらんが爲めに、企業參加委員會を組織することも屢々之を見る例である。

ともかく、斯くの如くすることに依つて勞働者は企業家としての資格と實權とを多少ともに具備することになるわけで、然かもその資格と實權とは、企業參加制が制度として益々公明なものとせられ、益々確實のものとせられると共に、益々現實となり具體化して行くのである。

この企業參加制の下に在る勞働者に就いても亦その組織する組合は、勞働條件の維持改善の目的の爲めのものであるならば、之を勞働組合といふに何等差支なく、又その企業參加に關する事項そのものも勞働に關する一條件（然かも甚だ重要な一條件）として取扱はれ、勞働組合は之が實施と其の有効性の發揮とに關して大いに力瘤を入れる次第である。即ち企業參加といふことの爲めに勞働者が勞働者たるに何等の妨を爲すことなく、その事あるが故に彼等を勞働者と見るべからず企業家と見ざるべからずとは謂ひ得られない。

されば此の制度との比較に於て之を攷ふるも、我國の小作制に於て小作人たるものに多少企業家らしい資質の認むべき所ありとも、之を其の主たる資質の上より考へて勞働者と看做すのは毫も差支ないことがわか

る。そして彼等を企業家と見るのは却つて甚だ實狀に適合しないことがわかる次第である。若し現今の工業や鑛業その他交通業などの方面に於て、その勞働者に今少し廣く企業經營に參加するを得る道を開くことが出來、更に進んでは我が小作制度に於けるが如く、勞働者が自分で事業の經營を行ひ、獨立の地位を保ち、企業家なるものゝ支配を受くることなくして、其の勞働を爲すを得る道が開けて來るやうなことにもなるならば、それは今日の勞働問題解決の爲めには、どんなに歡迎すべきことだか知れない。現に勞働者の自治組合に依る生産事業の獨立經營組織を造り出すことを以て、勞働問題解決の道と攷へ、かゝる新組織に向つて生産界の改造を行はねばならぬと主張する一派の人々の存することより見るも、かやうな自主勞働制は勞働者に取つては甚だ望ましい制度であることを否み難い。その意味に於ては我國の小作制の如きは、之を勞働制として見れば大變面白い組織といふに足る次第で、企業組織としてはまことに幼稚なものだが、勞働制としては普通の單純な雇傭制よりも却つて進んだ所がある。そしてたとへ世にかゝる自主的勞働の爲される組織が廣く行はるゝに至つたからとて、そがやはり勞働組織たることには何の變りもない。勞働組織が化して企業組織となるわけのものではない。蓋し企業組織といはれるものには、前に之を詳かにしたやうな定まつた意味があるからである。

以上私は我國の小作人の間に組織されて居る小作人組合なるものを、勞働組合と見ることの當否について

攷へ、之を攷ふるに當つての二つの重要點に關して色々の方面から之を討究してみたのである。即ち一つにはそが果して勞働條件の維持改善をはかることを以て目的と爲す組合であるか否かの點につき、その所謂勞働條件なるものゝ意義を究め、我國の小作制に於ける小作條件の維持改善を爲すことを目的とするのは即ち所謂勞働條件の維持改善を爲すことを目的とするものたるに外ならざることを論定するに努めた。次には、我國の普通大多數小作人は之を勞働者と見るのを適當とすること、從つて彼等の間に作られる小作條件の維持改善の目的の爲めに存する小作人組合は、勞働者の造つた勞働組合たるに外ならざることを論究した。そして此等兩方面よりせる探究の結果は、どうしても小作人組合は之を勞働組合の一種と見る外なきものであることが明かにせられたのだから、勞働組合に關する一般的規定は小作人組合にも當然に適用さるべきもので、社會局立案の勞働組合法案の如きも、特に小作人組合を除外する意味の規定のない限り、あの法案のまであるならば、それはやはり小作人組合にも適用さるべき法律案たるに外ならざることが、論證せられたわけである。

然るに彼の法案に關する當局の説明なるものを見ると、あの法案を小作人組合には適用のない法律たらしめんとするものゝ樣である。そして小作人に關してもあの勞働組合法案のやうな小作人組合を規律すべき法案が必要だから、場合によつて別にそんなものを立案してみたいなどといふ意向も當時傳へられてゐた。そ

してその小作人組合法案にはやはり勞働組合法案の第十一條及第十二條のやうな條文を設くべきだと言はれて居た。即ち勞働組合員たるの故を以て雇を解いたり、組合に加入せざること若くは組合から脱退することを條件として雇傭したりするやうなことは許されないといふ規定と、組合團體と雇主又はその團體との間に爲されろ團體契約の效力に關する規定とに該當する規定を設けたいといふのである。

私の見る所では、勞働組合に關する一般規定はやはり明白に小作人組合にも適用されるものとして之を制定し、法案も從つてたゞに雇傭勞働者にのみ適用さるゝやうな意味に之に應ずる字句を用ゐることなく、廣く雇傭勞働者にも小作人の如き獨立勞働者にも適用されるものとして之に適する條項を設け字句を用ゐることにしてほしいと思ふ。然しもしそれが何等かの理由で法律として面白くないといふならば、別に必ず小作人組合に關する規律を爲すべき法律を制定して貰ひたいと思ふ。その小作人組合法なるものは勿論勞働組合法の一特殊法として之と併立すべきものとし、小作人組合を公認し、その權利義務を定むる法律として、小作人組合員たるの故を以て小作人たることを得ざらしむるやうな地主の權利を認むることなく、又小作人組合の團體交渉權を認め、小作に關する集合契約を有效ならしむる規定を設くべきものである。

要するに、一つの勞働組合法で以て普通勞働者の組合と小作人組合とに共に適用あるものとしてもよければ、勞働組合法と小作人組合法とを同一主旨の下に別々に設けてもよく、法制としての編成はどちらになつ

てもよいが、とにかく小作人組合に關してもすでに造られて居る社會局の勞働組合法案のやうな法律が出來て、小作人組合の公然たる法的承認とその權利の法的保障との行はれんことは、最も必要なことである。とにかく私は小作人組合なるものが、其の性質上勞働組合の一種たるに外ならざることを論定することに依つて、勞働組合に關する立法の行はるゝ際には、小作人組合も合せ考慮せられ、之を勞働組合の一種として法律上の地位を定め、其の取扱を爲す適當の處置の爲されんことが、社會的立法政策上當然の任務であることを明かにする次第である。

第四章　小作爭議調停制

前章に之を明かにしたやうに、我國の小作人は之を企業者と見るよりも、勞働者と見るのを當れりとし、從つて小作爭議も亦これを勞働爭議の一種と見るを可とする實状に在る。そしてそれが一種の勞働爭議であるからには、之に對しては調停制度の設けらるべき必要のあることも、普通の勞働爭議に於けると異る所なく、然かも尙ほこれを我國農村の實情からいへば、小作爭議に對して調停の行はるべき必要は、普通の勞働爭議に於けるよりも更に一層切實なるもののあることが容易に知り得られる。

謂ふ迄もなく農村は一つの纏つた共同生活體でなくてはならぬ。所謂地方自治の根柢は、農村生活のこの共同性に置かるべきもので、古來農村は斯かる共同生活として發達し、所謂ゲマインシャフトの性質を完全に具備したものであつた。然るに現代の個人主義は、漸次に斯かる共同生活體を崩解に歸せしめ、個人主義思想と個人主義經濟機構とは、農村共同體をも追々に分解の勢に導きつゝもつて進んで來てゐる。そして此の分解の勢を助くる最も有力な働きは、農村内部に於ける階級的分立と、其の對時に依る鬪爭であることは

言を俟たざる所で、さなきだに農村の各個人が思想上と經濟上の理由から、農村を捨てゝ都市に向つて流出し、又農村の資本も農業を捨てゝ商工業に向つて流出する風が盛んで、農村と農業經濟との疲弊を齎らしつつあり、又農業と商工業との産業的對立も、漸次に後者が優位を占めて前者の疲弊を助長しつゝあるのに、その農村の內部が、階級的に分裂して、地主と小作人との間に階級鬪爭としての小作爭議が激烈を極むるやうでは、農村の疲弊は停止する所を知らず、その內部的分解と一般的衰頹とは、年に月に甚だしきを致す外はない。

我邦に在つては、農業が小規模農業として行はれ、大地主の大農經營の下に多數の被傭勞働者が勞働に從事することもなければ、又單純な被傭勞働者として中小地主の下に雇はれて働く者も少く、大多數の農民は自作農であるか、さなくば小作人であり、然らざれば自作兼小作農であり、乃至は又小作人兼被傭勞働者である。されば我國に於ては、歐米諸國に於て之を見るやうに、農村雇傭勞働に關する爭議の發生することは極めて少く、たゞ小作爭議が勞働爭議として行はるゝに過ぎない實狀に在る。然かもその小作爭議が性質上一種の勞働爭議たることに、歐米に於て多くこれを見るを得ざる特色が存するわけであつて、伊太利その他拉典民族の間に存する分益小作制の下に於ける小作爭議が、やゝ相似たる性質を有するに過ぎない。

斯樣な事情からして、小作爭議は我が農村に取つては、實に重大な意義を有し、農村生活の危機が之に依

つて誘致せられる恐の少からざる次第である。

此の實狀より之を見て、我國に於ては、普通の勞働爭議に關しては、前に之を示したやうに、所謂公益事業に從事する勞働者の爭議に對して、調停法が設けられたに過ぎざるに拘らず、小作爭議に對しては、夙に小作調停法の制定を見るに至つた。

小作調停法は、大正十三年七月二十二日法律第十八號として公布され、同年十二月一日より施行されたるもので、其法の規定に依る小作調停は、調停制としては未だ甚だ不完全なものたるを否み難く、諸國の發達した勞働爭議調停制などに比較すれば、頗る幼稚の域を脫し得ないが、兎も角實際の必要に應じて生れ出でたものである。

小作調停法に依れば、小作調停は小作料其の他小作關係に付き爭議の生じた際に行はれ、小作關係についての爭議である限り、如何なる係爭事件でも之を調停に附するを得、法の上に狹い限定は爲されてゐない。そして調停は當事者の申立に依つて行はれ、所謂任意調停であつて、強制調停でない（第一條第一項）。調停の申立は、之を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方裁判所に爲すのだが、當事者の合意を以てすれば、爭議の目的たる土地を管轄する區裁判所にも申立を爲すことが出來る（同條第一項及第二項）。又調停の申立は爭議の目的たる土地の所在地の市町村長を經て之を爲すことも出來る（第三條）。そして調停の

中立は爭議の實情を明かにして之を爲さなくてはならない（第六條）。中立は書面又は口頭を以て之を爲すことを得るものとし（第七條）、比較的無學な小作人にも簡單に中立が出來るやうにしてある。

中立の効力としては、調停の中立を受理したる事件に付、訴訟が繫屬するときは調停の終了に至る迄訴訟手續を中止すと規定され（第九條）、成るべく調停に依つて事件を解決せしむる主旨が採られてゐる。

裁判所は、調停の中立を受理したるときは調停委員會を開くことを要するが、し爭議の實情に鑑み之を開かないで調停を爲すことも出來る。けれども當事者の中立があつたならば、實情の如何に拘らず調停委員會を開かなくてはならない（第十條）。

併し乍ら裁判所は、事情に依り適當なる者ありと認むるときは、右の規定に拘らず、之をして勸解を爲さしめることが出來る（第十一條）。之は成るべく事件を裁判的に解決しないで、出來ることなら合意的に氷解せしめやうとする主旨に出づる規定で、小作調停制の精神の在る所を示してゐる。

次に小作爭議は其の當事者が多數である場合が少くないから、法律は當事者多數なる場合に於ては、其の全部又は一部を代表して調停に關する一切の行爲を爲さしむる爲め總代を選任することを得と定めてゐる。そして又裁判所は、右の規定に依る總代の無い場合に於て必要ありと認むるときは總代の選任を命ずることを得、何れの場合に於ても總代は必ず當事者中から之を選任しなくてはならない（第十二條）。そして總代の

選任は書面を以て之を證することが必要である。又總代の解任は之を裁判所に屆出づるにあらざれば其の效がない（第十三條）。

爭議は固より當事者間のことであるが、調停の結果に付利害關係を有する者は、裁判所の許可を受けて、調停に參加することが出來、又裁判所は調停の結果に付利害關係を有する者の參加を求むることを得る（第十五條）。之は必要な規定である。

裁判所に於ける調停手續は、元來調停が裁判でないのだから、之を公開しない。但し裁判所は相當と認むる者の傍聽を許すことを得るのである（第二十一條）。

調停の效力については、裁判所は調停前調停の爲め必要と認むる措置を爲すことを得と定めてあり（第二十五條）、調停そのものゝ效力としては、調停は裁判上の和解と同一の效力を有するものとなつてゐる（第二十七條）。これは借地借家調停の效力についても同樣に定められてゐるのであつて、小作調停と借地借家調停とは、大體に於て同一樣の主旨を以て作られてゐることを注意しなければならぬ。即ち何れも純然たる和解制度であつて、當事者が納得し、その合意に依つて和解の成立つことを期待し、事件は小作爭議といふものゝ性質に鑑み、社會的に特に農村現時の實狀に於て如何に重要意義を有するものであらうとも、法は之を強制的に解決すべく之に對して裁判を行ふことを爲さゞるのみならず、和解そのものも強制せず、之を任

意和解に導くことを以て制度の本旨とするのである。併し調停に依つて和解が成立したら、それは裁判上の和解たる効力を有するものと爲すのである。

次に調停委員會は調停主任一人及調停委員二人以上を以て之を組織する（第二十八條）。調停主任は判事の中から毎年豫め裁判所長が之を指定するのである。調停委員は、調停に適當なる者に就き地方裁判所長の選任した者の中から、各事件に付主任が之を指定するのである。但し當事者が同意を以て選定した者あるとき、又は地方裁判所長の選任したる者に付當事者双方が各別に選定したる者あるときは、其者の中から先づ指定することを要する。此の規定に依つて指定せられた者は、正當の事由なくして之を辭することを得ない（第二十九條）。

調停主任は、爭議の實情に鑑み適當と認むる場所に於て調停委員會を開くことを要する（第三十條）。

調停委員會の決議は調停委員の過半數の意見に依るのだが、可否同數なるときは調停主任の決する所に依る（第三十一條）。そして調停委員會の評議は秘密である（第三十三條）。又調停委員會は當事者、總代又は利害關係人の陳述を聽き且つ必要と認むるときは證據調を爲すことを得る（第三十五條第一項）。

調停委員會に於て調停が成立すればよいが、若し期日に於て調停成らざるときは、調停委員會は適當と認むる調停條項を定むることを得る。此の場合に於ては、調停委員會は其の調停の正本を當事者、總代あると

きは總代に送附し、且當事者又は總代が其の送附を受けたる後一月內に異議を申述べざるときは、調停に同意したるものと看做す旨の通知を爲すことを要する。そして當事者又は總代が此の正本の送附を受けたる後一月以內に調停委員會に異議を申述べざるときは、調停に同意したるものと看做すのである（第三十六條第一項乃至第三項）。尤も調停委員會は申立に因り此の期間を伸長することを得る（同條第四項）。然るに當事者又は總代が調停條項に對し異議を申述べたるときは、調停委員會は其の旨を相手方、總代あるときは總代に通知することを要する（同條第五項）。

調停成りたるとき又は右の規定に依り調停に同意したるものと看做されたるときは、裁判所は調停主任の報告を聽き調停の認否に付決定をしなければならない。そして調停認可の決定に對しては不服を申立つることを得ないが、調停不認可の決定に對しては民事訴訟法に從ひ即時抗告を爲すことが出來る（第三十八條）。裁判所は調停が著しく公平ならずと認むる場合にあらざれば調停不認可の決定を爲すことを得ないのである（第三十九條）。そして調停委員會を開きたる場合に於ては、調停は認可決定ありたるときに限り裁判上の和解と同一の效力を有する（第四十條）。

扨て以上に示す所が、我が小作調停法の大樣であつて、之に依つて見れば、之は飽迄和解制度であり、然かもそれは任意的な和解制で、調停の申立を爲すか爲さないかが已に當事者の任意的であるのみならず、調

停條項に應じて調停を成立せしめるか否かも任意であり、調停不成立の場合に調停委員會の定めた調停條項の送附を受けた際に、之に對して異議を申立てるか否かも任意的である。

斯様な任意的な和解を基礎とする調停制が、小作爭議のやうな重大な社會問題に對する解決方法として適當なものであるや否やは、尚ほ大いに研究を要するものであらねばならぬ。調停制度の中にも强制的なのがあり、又調停制から更に進んで仲裁裁判制を採用することも考へられ、我國社會政策上の今後の問題としては、尚ほ大いに研究の餘地の存することを忘れてはならない。

そこで少しく調停制度について一般的に考へてみるのに、元來調停制度なるものは和解及仲裁制度（Conciliation and arbitration）として知られるものであつて、其の制度の實狀は諸國に於て種々雜多であり、一般的に見ればかなり複雜な内容を有するものである。惟ふに爭議の解決がたゞ當事間のみの和解に依つて爲される場合には、調停の問題が這入つて來る餘地はないのだから、謂ふ所の和解及び仲裁制度は爭議に第三者が關與することに依つて解決の道が講ぜられる場合に限るものである。そして仲裁は讀んで字の如く第三者の介入を待たなければならないが、和解制度（Conciliation = Einnigung）も亦第三者の關與を待つて後行はれる所のものに限られるのである。

若し第三者が私的な又は公的な部局の組織に加はつて、爭議の當事者双方を突き合せ、兩者の合意につい

て爭議を解決せしむる目的で其間に周旋する場合には、其の過程を和解又は居中調停（Conciliation or mediation）と云ひ、其爲に組織せられる部局を和解局又は調停局（Conciliation Board）と云ふ。居中調停は右の如く和解と同樣の意味に用ひられるが、又特殊の意味の附せられる場合もある。特殊の意味に於ける居中調停は其の方法が臨機的で、又其行はれる時期も定まつて居ず、個人の間の爭に第三者の調停の爲されるのに似て居る。即ち爭議のまだ餘り進まない早い時期に、好意を有する局外の第三者が中に這入つて當事者をして互に意思の疏通を爲さしめ、事件を圓滿に解決に導くこともあれば、又爭議がよほど進行した上で和解も終に効を奏せず、さればとて事件を仲裁々判に附するは當事者が好まないと云ふ樣な場合に役立つこともある。普通に行はれる所では居中調停には三種類ある。政府の役人の之を爲す場合と、私的な共同機關や個人が之を爲す場合と、所謂有力者の之を爲す場合とである。其の方法は勿論種々であり、其の成功すると否とは中に這入る人の人格と信望と手腕とによることで、從つて之は制度としては甚だ効能の不確かなものたるを免れない。併し英國の調停史上には此の居中調停の著名な實例が多い。

然るに若し爭議の解決が當事者の平和的な合意に依つて爲され得ない場合には、斯かる調停機關は更に進んで自ら之ならばと信ずる所の解決條項を定め、之を當事者双方に提出して双方が之を容るゝや否やを見、又場合に依つては、双方の意思の如何に拘らず、其の條項により強制的に問題の解決を計り得るものと爲さ

れることがある。斯くの如くして爭議當事者の中間に立ち權威を以て爭議解決を行ふを仲裁（Arbitration；Schiedspruch）と云ひ、之を行ふ組織としての部局を仲裁局又は仲裁々判所（Board of Arbitration or Court of Arbitration；Schiedsgericht）と云ふ。仲裁局は單獨にも組織され得るが、先づ居中調停に依つて和解を試み和議の成らざる場合には進んで仲裁を行ふものとして和解及仲裁局（Boards of Conciliation and Arbitration）として成立つのが多い。何れにしても和解と仲裁との異る所は、和解は爭議當事者双方の合意に依つてのみ行はれるに反して、仲裁は其間に立つ仲裁局が權威を以て之に臨み權威に依つて爭議の解決を圖ることに存する。

仲裁には初次的のものと第二次的のものと（Primary and secondary）ある。初次的のものは公平なる仲裁者としての仲裁局又は仲裁々判所の働に依つて當事者間に契約の條項が定められ、諸々の事項が新たなる契約條項として定められ、之に依つて新たに當事者間に權利義務の關係の定められるものをいふ。之に反して第二次的のものは全く司法的である。即ち仲裁局や仲裁々判所は現存の權利義務の關係に就いて其の解釋を定める働をするものである。されば第二次的仲裁は司法的で比較的容易であるのに反して、初次的仲裁は立法的で比較的困難である。然し初次的仲裁の爲される場合には普通第二次的仲裁も併せ爲される。

仲裁には又任意的のものと強制的のものとある。任意的のものは爭議當事者双方共に仲裁を受けることを

任意的に同意し、又仲裁條項を容れて爭を解決するや否やも自由なるをいふ。強制的な仲裁には更に二樣の區別が認められる。一は仲裁を受けるか否かは當事者の任意とせられないで事件は強制的に仲裁に附せられるのだけれど、其の仲裁判斷に服するや否やに就いては當事者に於て選擇の自由を有するものであつて、つまり此の場合には事件の審理だけが強制的に行はれるものである。之に反して他の強制的仲裁は事件を仲裁に附することも強制的なれば其の仲裁條項として定められたるものも強制的に當事者に依つて遵奉せしめらるゝもので、つまり審理も裁決も共に強制的に行はれるものである。

以上何れかの意味に於ける和解か仲裁かゞ現今調停制度といはれるものに於て行はれるのだが、尙ほ現時の實狀としては、かゝる第三者の仲介による調停でなくて、企業家と勞働者若しくは地主と小作人との當事者間に於ける協定に關しても右と關聯して觀察せなければならぬものがある。この協定（Trade Agreements）は賃銀又は小作料其他の條件に關して、双方側の代表者の共同協議に依つて爲されるもので、之はつまり彼の集合協約（Collective bargaining）に外ならない。若しかゝる代表者の會合が年一二回と云ふやうに時を隔てゝ然かも不規則に開かれるに過ぎない場合には、亞米利加などでは普通に之を共同協議（Joint conference）と云ひ、之に依つて定められたものを上に述べたやうに協定（Trade Agreements）と云ふのである。然るに若しかゝる協約が規則正しく會合する部局的組織に依つて爲され、然かも協約すべき事項

に關して紛議が生じたり、合意が出來難かつたりする場合には、其の部局が仲裁によつて權威を以て之を治定し得るものであるに於ては、其の組織は Trade Board of Arbitration と呼ばれるのである。

試に調停の行はれる方法に就いて考ふるに、其の方法としては大體次の八つが考へられる。初のものほど簡單で順次複雜な組織を要する。

（一）企業家若くは地主個人と其の勞働者若くは小作人の代表者との間に於ける商議。

（二）企業家若くは地主個人と其の勞働者若くは小作人の爲に外部より來れる勞働組合若くは小作組合の役員との間に於ける商議。

（三）勞働組合若くは小作組合の役員と企業家若くは地主の團體の役員との間に於ける商議。

（四）勞働組合若くは小作組合の委員と企業家若くは地主團體の委員とが時々會合して賃率若くは小作料其他の諸問題について商議し、同時に又法律上の問題で比較的重要ならざるものに就いて協議決定する爲に常任的な共同委員會を設置するもの。

（五）其の時々の要務の爲に斯樣な委員會が多少規則正しく定時的に會合協議するもの。

（六）企業家若くは地主と勞働者若くは小作人との双方から同數宛の代表者を出して共同委員會を組織し、一般の問題について協議する爲には多少規則正しき時期に於て會合し、其の協議に關しては定ま

れる規程を設け、同時に又司法的な道に於て比較的重要ならざる問題や地方的な問題やを取扱決定する爲には調委員會を造り之に當らしむるもの。

（七）特殊な事件は之を當事者双方に依つて認められたる一の仲裁者に附して決定せしめるもの。

（八）共同委員會若くは他の和解局の如きものに附け加へて、若し此等が事件を解決し能はない場合には制度上之を仲裁に附する旨を定むるもの。尤も斯くの如くにして仲裁に附せられるのは事件の總べてゞあつてもよければ、たゞ事件中の或種のものに限つても差支ない。そしてこの仲裁者は常任的であつても事件毎に隨時に任ぜられるものであつてもよい。注意すべきことは上に掲げたものゝ後の方の方法中に示されたる仲裁と云ふのは、公的權威を以てする仲裁々判的のものを意味すると見るを當れりとすることである。從つて此等の諸方法は初めの方の簡單なものは個別的な任意商議であり、中程のものは任意的ではあるが組織的な和解制度であり、後の方の最も複雑なものは强制的な或は又强制的でなくとも公的な仲裁々判を作ふもので、其の間大體に通りの區別が認めらるべきものである。そして此等は大體調停制度の發達する順序に沿ふて居るのである。

要するに此等色々な方法を色々に採つて行はれる制度が現今諸國の間に存して居るのだが、抑も斯様な制度が必要となつて來たのは、一方には産業の發達と他方には勞働運動の進歩とに依つて促されたもので、在

會と云ふ廣い利害と大きな立場とが勞働に關する紛爭に就いて段々密接な利害を感ずるに至り、之をたゞ當事者間のことゝして之に任かして置けなくなつたからである。此事に就いては簡單に要點だけ述べて置きたいと思ふ。

現時のやうに企業者若くは地主が團結して共同利益の維持增進を圖ると共に、勞働者若くは小作人も廣く團結して有力な大組合を作つて、兩者が社會を縫ふて對峙するやうな狀態の下に於ては、勞働若くは小作の條件に關する協定は段々團體的に行はれる必要が生ずるのみならず、更には之に十分な社會性を有たせて、少くとも同地方又は同産業内に於ては共通的に適用されることを可とする。そしてその勞働條件若くは小作條件を定めるにも、又既に定まつてゐるものを解釋するにも、社會的に認められた共同機關を必要とすると同時に、之に關する紛爭の生じた場合には之を公的に解決する社會的な機關を要することゝなり、さうでなくてはとても勞資双方の間の關係を規律して行くことが出來難い。そして社會一般としては、勞働契約若くは小作契約の行はれることに關しても、又之に標準を與へ、紛議の生じた場合に之を解決することに關しても、それはたゞ勞資間の問題として傍觀するわけには行かないのである。之を傍觀するに於ては、紛爭は引いて社會一般の平和を害し利害を脅かすに至り、社會としては其の全體の安全と幸福とを衞る爲に、之に干涉することの止むべからざるを見るのである。卽ち社會一般は爭議に關して所謂利害關係ある第三者となつ

てしまつたわけである。

爭議が斯く社會的な重要意義を有するに至つたに就いては、社會一般の調和ある生存の爲に斯かる爭議の生じ得べき餘地なからしむることを最も可とし、其の状態に到達する爲には、現時の企業組織や小作制を廢止するの外なく、然かも之を廢止する爲には力の爭として飽迄勞働運動や小作運動を助長して、勞働者や小作人に終局的な勝利を得しめ、自治的組織を實現せしめることにせなければならぬと見る立場も現今相當に有力な立場であるが、それと同時に又文明の進歩と云ふことは力の支配に代ふるに法の支配を以てすることに外ならざれば、勞働や小作に關する紛爭の如きも之を實力に依つて解決すると云ふ立場の代りに、之を法的事件として取扱ひ所謂立法的手段と司法的過程とに依つて其の解決を計ることは、文明人として當然に努めねばならぬ所と觀て、合意と裁判とに依つて事件の解決を計り、然かも其の合意と裁判とは十分社會的な公の事務として行はれるやうにしなければならぬとする立場も存する次第である。

調停制度は謂ふ迄もなく後者の立場に據るものであつて、なるべくは事件を當事者の合意によりその自由意思を以て解決せしめんと欲するけれども、其の合意の出來ない場合には、社會意思を代表する國家が公權力に依つて之を解決するも辭すべきにあらずと迄考ふるに至つたのである。たゞ然し乍ら國家は十分公平な立場に立ち特に爭議の仲裁を行ふ機關は其の組織に關して當事者双方の利益を公平に顧慮することの出來る

ものと爲すことを必要とする次第なれば、其點には十分の意を用ひるけれど、苟もかゝる公的な機關を以てする強制仲裁も行はれるものと爲さなければならぬとする意見が、現に實地に適用される迄に立至つた次第である、尤も國家が何れの邊まで踏込んで爭議の調停を爲すべきかに就いては、諸國の現狀に於てにまだ決して一致を見る迄になつて居ない。たゞ合意的な和解を爲さしむるに止むべしとする立場を守つて居るのもあれば、更に進んで強制仲裁を行ふのもあり、又其の強制を強制審理に止むるのもあれば強制裁判を迄行ふのもある。從つて之に關する制度の一般論を試むる場合には、其の組織や職能に就いて種々の分類を爲す必要を見るのである。

現今諸國の間に存する爭議調停制は一見甚だ複雜であるけれども、其の根本の立場とする所から之を見れば先づ二大別さるゝを得る。即ち和解主義と裁判主義とに依る區別であつて、和解局（Conciliation boards＝Einnigungsämter）と云はれるものは前者に屬し、仲裁局（Arbitration boards＝Schiedsgerichten）と呼ばれるものは後者に屬する。其の外形から見れば兩者は甚だよく類似したものであるが、調停に關する根本の立場の相違に從つて、その行ふ決定の性質と效力とに大いなる相違を有する。

試に發達の上から爭議調停制度を見るに、現代經濟の發達の表はれるやうになつた當初に在つては、社會生活一般を支配するものは個人主義的原則であつたし、又契約に關しては生産方法や之に用ひる生産手段が

所謂日進月歩の勢を以て進んで居た爲に、常に新たな疑義の生ずるを免れ得なかつた。茲に於てか個人主義を基礎とし其の自由意思に依つて問題を解決せんとする和解制度が追々と出來上る必要を見るに至つた次第で、佛、英などに於ける和解制度が此の必要に應じて生れた。然るに其後經濟と社會一般の發達により、單純な個人主義を以てしてはとかく社會一般の調和ある發達を期し難い事情が頻發するやうになり、全體主義的な社會見地が厭でも受け入れられねばならなくなつたものだから、茲に調停制度に關しても彼の仲裁主義が表はれるやうになり、社會が社會一體として公に爭議に干渉することの避くべからざる事情が熟するに連れて、この權威的な仲裁制度が追々に廣く採用せられるに至つた。然しその權威的干渉は強制的に行はるゝに就いて、たゞ事件の審理をのみ強制的に行ふに止むること、北米合衆國や加奈陀の實例の之を示すやうなものもあれば、更に進んで事件の決定をも權威を以て強制的に行ふこと濠洲ヴィクトリヤや新知蘭に之を見るやうなのもあり、更には又ファッショ伊太利に於て之を見るやうなのもある次第である。

そして私は既述の如く、我國の小作爭議を一種の勞働爭議と見ることの正當なるを信ずるものであるから茲に小作調停制について考ふるに當つては、今一度翻つて先に勞働爭議と其の調停制について說いた所を併せ見ることの必要あるを思ふものである。讀者は本章と第四編第四章とを對比して、系統ある連絡の下に考究せられんことを希望する

第五章　小作法案と農地法案

我邦に於て小作爭議その他小作に關する種々な問題の發生するのは、勞働問題が發生するやうな意味に於て、今日の實狀としては洵に止むを得ないことである。そして小作爭議に對しては、これが治平策として小作調停が行はれるやうになつて居ること既述の通りだが、政策としてはもつと根本に立入つて、斯樣な面倒な問題の頻發する原因を除去することに努むるのが肝要である。そして其の原因は元より種々であるけれども、最も大切な點は小作に關する權利義務が明確になつてゐないで、その解釋上に於ても幾多の疑義を生じ特に小作料の減免等に關しては、小作慣行上紛爭の生じ得べき素地の造り成されてゐる事情も存することである。

この見地からすれば、小作關係に對して、もつと明確な法的規律を與へ、その權利義務に關して、整つた法律を制定することが、政策上極めて重要で、目下の急務だと謂つて差支ない。人も知る如く我國の小作制は、制度としては發達程度の低いもので、古來の面目を其儘に多分に遺存して居り、法的な明確な規定に從

はないで、たゞ在來の慣習に從つて行はれてゐるものである。然かもその慣習は、昔時人情が重厚で、地主と小作人との關係が人情味に富み、相互扶助的で協同的であつた時代には、小作關係をして圓滿な關係たらしむるに足るものであつたが、現代個人主義思想や自由主義觀念が發展して、殊に人々は唯物的な利益主義に墮し、只管に權利を主張し利益を追ふやうになつて、其の風が農村の隅々までも浸漸するやうになつてからは、慣習が不文的でお互の了解づくで行く小作關係を造つてゐるだけ、却つて其事の爲めに紛爭の間隙が多く、隨所に小作爭議を頻發せしむることになつてしまつたのである。

從つて此の事情は何時までも之を昔のまゝに持續するわけに行き兼ねる。その根本に於て小作關係そのものを法的に詳細明確に規定することを爲さないで、たゞ爭議の發生した場合に之を調停するといふ分では、常に奔命に疲れるばかりで、小作關係を安定し、引いて農村生活の内部狀態を安定することにはなり得ない。

茲に於てか我國にも、小作法と名づくべき特別法を制定することの必要が、かなり早くから唱へられてゐる次第で、今日まで其の成立を見るには至つてゐないが、今後の問題としては、甚だ重要な研究事項であることを否み難い。

そこで試みに立入つて、抑も小作法が制定せられるものとするならば、如何なる事項について、規定を設け關係を確定したらよいものであるかといふ問題について考へてみたいと思ふ。そして之を考究するに就い

ては、理論的に考察を進むると共に、我邦にも小作法に關しては既に世に公にされてゐる法案があるから、その規定せんとする所をも併せ記してみたいと思ふ。その法案には、大正十年に小作制度調査委員會に幹事私案として提出されたものと、昭和二年に公にされた小作法草案とがある（多くの場合、最初に出來るものは理想的な所をねらふのが普通であるから、前者は最も進んだ考の下に立案されてある）。

然るに最近に至つては又小作法に代ふるに農地法なるものを以てし、自作農地の創設維持と併せて農地の使用收益關係（即ち主として小作關係）を調整せんとする企が、政府に於て立案せられ、現に農地法案なるものが第七十議會に政府案として提出され、衆議院に於て審議せらるゝ所あるを見た。之は法案第一條の示すが如く「互讓相助の精神に則り」右にいふ調整を圖らんとするもので、小作問題を根本的に解除せんが爲めの自作農地の創設及び維持を圖ると共に、小作關係に於ける地主及び小作人の權利義務の重要點について規定を設け、以て其の關係を調整せんとするものである。

以下少しく小作法規制定といふことの行はるゝ場合に、法の名稱は小作法であらうと將又農地法であらうと之に拘泥する所なく、苟も小作關係を整調するに就いては、如何なる事項に關して如何なる考を以て法規の制定を爲すべきかを、考察してみたいと思ふ。

抑も法律上に於ては、小作といふ關係はたゞ契約に依つてのみ成り立つものであつて、法律の規定や遺言

や時効などに依つて小作關係の生ずるものではない。我國の法律は民法に於て「賃貸借」といふ廣い規定の下に、小作契約に關することをも包含せしめて居る。民法第六百一條に「賃貸借ハ當事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其ノ賃金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス」と規定して居る。されば我が現行法の下に在つては、小作に關する契約も、宅地や建物や道具や機械や家畜や什器やの賃貸借に關する契約も、同一の性質を有する契約として同一條文の下に、同一樣の取扱を受くるものである。小作契約と普通の賃貸借との間に、性質上何等の區別が認められて居ない。

けれども小作に關する法規は、たゞ賃貸借契約の當事者として、地主と小作人との權利義務を明かにし、機械や器具の如きを賃借せる當事者の有する權利義務と一括して之を取扱ふばかりでは、不十分と謂はざるを得ないであらう。農業には種々の特別の性質があり事情があり、特に農地と農場とに至つては、其の生産力の維持培養に關する技術上並びに經濟上の諸事情の顧慮せらるべきものがあり、其他小作契約の期間、その解除、小作料の決定及び支拂方法、小作人と地主との諸關係等種々の複雜な事情があつて、それ等は農業の維持發達の上から之を見て、法規上に於て十分顧慮せらるべきことを要するものであるから、小作に關する特別の規定の設けられることは、其の必要甚だ大なりとせなければならぬ。此點に於ても我が民法は缺點を有するを否み難く、法制上の大いなる不備である。小作に關する特別法が制定せられんとして、現今漸く

其の機運の動いて來たのは洵に故ありと謂ふべきである。

尙ほ今少しく詳かに小作契約の性質に就て攷ふるに、小作契約は一定の報償に對して物又は權利を使用しその果實を收得するに在るが故に、その契約は有償契約であつて、且又双務契約である。然しその果實と見らるゝものは、常規的な經濟の原則に從つて收益と見らるべきものといふことになつて居るから、例へば果樹園や野菜園に關して小作契約の結ばれたる場合には、果實としてはたゞ其の園から年々生ずる野菜や果物のみが考へられ、その土地からしてたとへ鑛物が採掘し得られるにしても、それは契約の內容に屬する果實と見ることは出來ない。從つて今若し普通の農地を農作の爲めに小作する者が、其の土地からして石材を採取したり粘土を掘り取つて煉瓦の材料に供したりするやうなことを爲せば、それは明かに契約違反である。けれども、法律上果實といふのは、權利上の目的物から新たに產出さるゝものでなくても、その目的物の一部を取り去るのであつても、その取去ることが契約の目的とする所に叶ひ、所謂經濟の常規的原則に從つて之を收益と見るを得るものであればよいのだから、例へば石炭や石材や粘土や砂利を採取することの目的の爲に土地に關して契約が結ばれた場合には、それは固より果實の享受たるに外ならぬ。之を我國の言葉で小作契約と呼んでは甚だおかしく聞えるが、獨逸民法にいふ Pachtvertrag は此の後者の如き場合をも包むものである。

そして小作契約は、我が民法の賃貸借に關する規定に照せば、たゞ當事者の一方が相手方に或物の使用及び收益を爲さしむることを約し、相手方が之に其の賃金を拂ふことを約するに因りて其の效力を生ずるものとなつて居るから、其の契約としての性質は諾成契約であつて、使用貸借の樣に要物契約ではない。即ち其の契約により使用收益せらるべき對象が限定せられ且それが引渡さるゝに依つて成り立つ契約ではなくたゞその使用收益を爲さしむべきことと、之に對して其の賃銀の拂はるべきことが約束せらるれば、それで契約は成立つのである。然し暫く成文の規定を離れて攷ふれば、小作契約に於ては、その目的地が小作人に引渡されるといふことは、その契約の效力に關して重要な意義を有せざるを得ざるものであつて、引渡に依り小作人の權利には物權的性質を取得するや否や、之を取得するものと爲すべきや否やに就き、大いに研究を試むべき餘地のあるものである。

尙又小作契約の形式に關して我が民法には何等特別の規定を設けて居らぬから、どんな形式に依つても差支ない筈である。契約形式に關する法律上の限定のない我國に在つては、之を實狀に徵するも從來小作契約は大抵口約に依つて行はれ、證書を作製する場合は寧ろ少數だつた。然し近時法律思想の普及と小作爭議の頻發等の爲めに、證書を作製するものが段々多くなり、公正證書に依つて契約の行はれる例も追々增加するやうである。之を小作慣行調査書に就いて見るに、次の如く記されてある。

『小作契約は各地共に概ね口約にて成立し小作證書を以て契約するは大地主又は小作人が他地方の者なる場合又は特別の事情ある場合に限れるが如し。但し近時一般の傾向としては小作證書を以て契約する風あるに至れり。地方に依りては古來よりの慣行として地主の備ふる帳簿に小作人に捺印せしめ以て小作契約の證とすることあり』と。

小作契約が文書に依つて爲される場合には、その書面には契約の目的、期間、小作地、小作料其の他の重要事項に關して、明確な指示の行はるゝを可とすることは言を俟たざる所で、此の明示の缺けたるが爲めに紛議を生ずる場合も決して少くない。フォン・デア・ゴルツ氏は其著『農業經營』中に此の明示を要する重要な諸點として、次の二十項目を掲げて居る。

一　地主及び小作人の氏名
二　小作に附せられたる目的物の種類及び範圍
三　小作期間の始期、繼續期間及び終期
四　小作料の種類、額及び支拂期
五　小作免除を爲すことあらば之に關する規定
六　小作料不拂の場合に對する規定

七　小作目的物に關し容認せらるべき使用方法
八　建物保存
九　非常の災害に對する保險
十　小作人の行ひたる改良及び建築に對する賠償
十一　小作人の側に於ける擔保義務
十二　小作契約遵守に關し地主の行ふべき制理
十三　定められたる期限以前に於ける小作契約の解除
十四　小作權を第三者に讓渡することの許容
十五　小作期間終了以前に小作人の死亡したる場合に其の相續人に對する小作權の移轉
十六　小作人と地主との間に於ける爭議の解決
十七　地主又は前小作人によりて引受けられ尙ほ其の效力を持續する諸義務の轉嫁
十八　小作地に賦課せらるゝ租稅其他の公課の負擔
十九　小作契約締結の爲めに生ずる費用の負擔
二十　小作に附せられたる目的物の引渡及び返還の時期と場所

總て右に掲げられる所は、同書が經營學の書物であるが爲めに、少しく地主の立場より見た所に偏した嫌あり、從つて正當に云へば、今少しく小作人の立場より見たもの丶附加せらるゝ必要と、右諸項目中に改善を加ふべきものとはあるであらうが、然し大體に於て重要な諸點を殆んど網羅せるものと見て差支ないであらう。そして私が茲に一々之を揭ぐる所以のものは、之に依つて後に論ぜんとする所の小作契約の內容に關する論點となるべき所のものが、豫め窺知し得られるからである。その意味に於て尙ほ本邦小作慣行調査中に掲げられたる小作契約諸事項を窺つて見ることにする。

『各地より集めたる多くの小作證書の實例に付きて觀察するに其の契約事項として最も普通なるは、

一　小作地の郡村字、地番、地目、段別

二　小作料の種類、數量及「口米」「込米」等あるは其數量

三　小作期間

四　小作米（麥又は大豆等）の品質及俵裝

五　小作料納付期日及納付場所

六　小作料輕減の有無及其場合

七　解約の場合

八　保證人の責任

九　期限前解約申込の時期、此場合に於ける賠償の有無及賠償の方法

一〇　地租其他小作地に係る公課夫役及修繕費等に要する勞費の負擔

一一　返地の時期及返地の際に於ける土地並びに地上物の狀態

一二　轉貸の制限

一三　作物の種類、品種、耕種方法等の利用上に關する制限

一四　小作地保護の責任

一五　地荒しの場合に於ける賠償の方法

一六　小作料怠納の虞ある場合の處置

一七　小作料遲延利子及怠納處分

一八　怠納小作料督促費の負擔

一九　小作料變更の有無及其場合

二〇　小作料輕減又は免除の請求及其場合

等とす。而して詳細なる契約に至りては右の外左の如き事項に關して契約を爲せるものあり。

二一　小作料を代金にて換納する場合に於ける價格の決定方法
二二　地主の定むる規則の遵守
二三　訴訟の場合に於ける出訴裁判所
二四　小作人の團結に加はり地主に反抗し又は强談ヶ間敷行爲を爲さゞること
二五　小作料納入を終らざる以前に於て當該地の收穫物を賣却せざること
二六　小作證書は繼續小作中は其の約束期限に拘はらず有効なること』

前にゴルツ氏に從つて示した所と右に示す所とを併せ見たる上で取捨すれば、先づ以て小作契約の內容となるべき重要な諸點は殆ど盡さるゝほど、兩者は詳細なものと見ることが出來るが、然し之を事項の性質に依つて分類すれば、小作契約の內容としては、(一)小作の期間に關する事項と(二)小作料に關する事項と(三)小作人及び地主の權利義務に關する事項とが、其の本幹を爲すものと謂ふことが出來る。仍つて以下少しく此等に就いて詳かに研究して見たいと思ふ。

小作契約の性質より之を見、小作契約の內容に就いて攷ふるに當つて、先づ甚だ重要なことは小作の期間である。

小作關係に於て地主に取つて最も重要な事柄は、小作期間を通じて貸與されたる其の所有地の代償として

支拂はれる小作料が、其の額に於ても其の支拂の期間に於ても、間違なく契約通りに支拂はれるといふことと、今一つは其の土地の性狀特にその生產力が、小作期間を通じて完全に維持せられ、希くはその改善增進の行はれんことである。然るに他方小作人の最も重要とする所のものは、小作期間内に於て、其の小作地よりして出來得る限り多大の收益を擧げるといふことである。そして此の兩當事者の利害は、小作契約の定め方と又小作人の經營者としての性質技能の如何とに依つては、能く一致せしむるを得、少くとも多く相矛盾せしむるなきを得るけれども、同樣に又その小作契約の定め方と小作人の性能如何に依つては、相反馳することにならざるを得ない。

今小作契約上に於て地主の利害と小作人の利害とが、果して好く一致するを得るや、將又相反せざるを得ざるやといふ問題が、實地に決定せられるに當つては、實に小作の期間の長短といふことは、重大な關係を有せざるを得ないのである。

即ち小作が長期の契約の下に行はれる場合に於ては、小作人は其の小作地に對して改良を加へその生產力を培養すれば、それが爲めに生ずる生產上の利益は、自己の所得となるを知るが故に、其の經營者としての權利が十分に法律的に又事實的に保障せられてある限り、土地に對して改良を加へ、その生產力を維持し又增進せしむることに意を注ぎ力を盡すべきは當然である。然るに小作が短い期間に對して契約せられた場合

には、小作人は土地を愛惜して之が改良を爲して見た所で、又其の生產力の永久的維持涵養のことを考へてそれに必要な勞資を費して見た所で、爲めに生ずる生產上の利益は、契約期間終了後に於て多く表はれ、ただ地主の利得を增すのみで小作人自らの利得とはなり得ないことを知るが故に、たゞ其の小作契約の繼續期間内に於て、出來得る限り土地を掠奪的に使用し、成るべく少い犧牲を以て、吸ひ取れるだけの利益を吸ひ取らんとするものである。斯くて長期の小作に在つては、地主の利益とする所と小作人の利益とする所とは一致するを得、少くとも多く矛盾せざるを得るけれども、短期小作に在つては、兩者は大いに矛盾することにならざるを得ない。加之短期小作に在つては、之が爲めに社會經濟一般の利益も傷害せられ、土地荒廢、生產力枯渇の弊を招き易い次第である。之れ即ち由來短期小作が甚だ有害なものとして、一般に非難せられたる所以であつて、法律上に於ても小作契約に關する期間を制限する必要を認め、適當な小作契約最低期間を定めなければならぬとする見解が行はれる次第である。

然るに又あまりに小作契約期間が長きに失しても、それが爲めに他の弊害の生じて來る恐れがある。即ち土地生產の狀況や、一般農業經濟の狀態やが、向上繁榮する狀態にある時には、小作契約の長きに失する爲めに小作料その他の小作條件が、段々と變化する時勢に適合せぬことになり、地主は其間に於て不利益を被らざるを得ない。それに又諸般の狀況が沈衰に向ふ時期に際しては、小作人は堪ゆべからざる苦痛を嘗める

ことになるのを免れ難い。

玆に於てか、小作期間は技術上や經營上の諸觀點から之を見て、あまり長からず短からず、所謂適度なのが最も可なりとせられるのであるが、さてその適度な期間の定め方については一定の標準がない。昔時英國に於ては小作契約期間は二十一ヶ年であることを以て理想的として居たが、フォン、デア、ゴルツ氏の如きは、十二年以下なのは短かきに過ぐるとして居る。

惟ふに此の適度なる期間なるものを實際に限定することは、甚だ困難な事業であらう。或は之を二十年とし或は十五年とし、或は七年とするといふ風に、色々の標準が見出されるであらうが、何れも嚴格に此の標準でなければならぬといふことは出來難い。たゞ法律上に其の限定を爲す必要ありとするならば、それより短くては弊害の生ずることの普通であるべき最短限度を技術上並びに經營上より攷査して、主として慣習に鑑みて、便宜的限定を爲すの外はないであらう。（曩に我國に設けられた小作制度調査委員會に幹事私案として提出された小作法案に於ては、小作權の存續期間は當初十五年以下たるを得ずとせられ、後又七年以上と改められたやうである。何れにも年限そのものに就いては、確乎たる理論上の根據はないやうに思へるが餘り短い小作期間の弊害を認め、之を避けんが爲めに其の最短限度を制定せんとすることには、十分な論據あるを認めなくてはならぬ。）

我國現行民法は、賃貸借の存續期間は原則としては二十年を超ゆることを得ず、若し之より長き期間を以て賃貸借を爲したるときは其の期間は之を二十年に短縮すと規定して居る（民法第六百四條第一項）即ち我が民法は其の最短期間に關しては、何等の制限を設けず、たゞその最長期間に關して之を限定して居るのである。之れ蓋し我が民法は動産及び不動産に對する普通の賃貸借契約と小作契約とを區別して居ない爲めに、二十年より長き期間の賃貸借は、普通の賃貸借關係に於ては多くその必要なきのみならず、又之を認むるに於ては却つてそれが爲めに賃借關係をして事情の變化に適合するを得ざらしめ、當事者に迷惑を感ぜしむるに至るべしと考へたからであらう。又土地の小作に於て若し二十年以上の期間を必要とするならば、それは永小作權の設定に依つて、之を充し得るが故に、賃貸借としては最長期二十年と限定するも不可なしといふ理由から、斯く定められたものであらう。即ち永小作權に在つては、法律はその存續期間を二十年以上五十年以下とすと定めて居るからである（民法第二百七十八條）。

然し何れにしても、我が民法の規定の下に於ては、土地の小作期間は二十年を以て最長とするか、さなくば永小作として五十年を以て最長とするか、その最長期間はともかく限定せられて居る。即ち最短期間に關する限定なくて、最長期間に關する限定が爲されて居るのである。尤も此の限定は、賃貸借の期間を更新することに依り（民法第六百四條第二項）又は永小作權の設定を更新することに依つて（第二百七十八條第二項）更

に之を最長限度期間迄だけ延長することが出來るから、その更新さへ行へば、幾ら永くでも延長することが出來るわけである。たゞ法律は其の期間を限定することに依つて、たとへ更新が行はれるにしても、這間に生ずべき弊害を避け得ることにせんとしたのである。

要するに我民法は、賃貸借に於て小作に關する特別の規定を設けなかつた爲めに、その契約存續期間が短かきに過ぐることより生ずる弊害に對しては何等の顧慮を拂ふことなく、たゞ長きに過ぐることより生ずる弊害に對してのみ顧慮する所があつた次第である。

然るに小作制度そのものゝ經濟的利害より之をいへば、小作期間の長過ぎることより生ずる弊害は、その期間の短か過ぎることより生ずる弊害に比して小なるを謂ひ得べく、あまりに短期なる小作より生ずる經濟上の弊害は地主に取つても社會經濟一般に取つても甚だ多大で、決局は又小作人に取つても不利益たるを免れ難い。古くからその弊害は學者や經營家の之を唱唱する所なのだから、小作法に於ては、その最短期間の限定を爲すことが必要である。

尙ほ小作期間の短かきに過ぐるを防ぐことの必要に關聯して攷へらるべき點は、小作人が小作繼續中に小作地に施した改良に對する賠償を十分にすべきことである。即ち法律は小作人の權利として、此の改良に對する賠償請求權を明確精密に規定すべきであつて、之を爲すこと英吉利の小作法に於けるが如くでなくては

ならぬ。蓋し小作人に對してその小作中に爲した土地改良が十分に賠償せられることゝなるに於ては、小作人はたとへその小作契約の存續期間が短き期間に過ぎないにしても、進んで改良を爲す意思を持ち得ることになり、勞して他人に其の果實を拾得せらるゝこともなく、又自己の犧牲を以て地主の腹を肥やすことになる恐もなく、よく自己の利益の爲めにも小作地に對する改良を安んじて行ふを得るからである。斯くて短期小作に伴ふ經濟上の弊害は大いに緩和せらるゝを得、土地生産力の維持培養といふ、大いなる社會目的が、小作制の下に於ても、かなり好く行はれ得ることになる。

小作制度調査會に示されたる幹事私案に於ては、小作期間に關しては、原則として七年を以て最短期間とし五十年を以て最長期間とせんとした。そして七年以下の小作權を設定したるとき又期間を定めず若くは期間につき疑あるときは之を七年とすと定め、たゞ例外として、已むことを得ざる事情ある場合には小作審判所の判定を以て、七年以下の小作權を設定することを得るものと爲さんと企てた（第二條第一項及第二項）。そして此の期間は之を更新することを得、其の期間はやはり七年を下ることを得ずとした（同條第三項）。

然るに昭和二年の小作法草案に於ては、『小作地賃貸借の期間を定むるときは、其の期間は五年を下ることを得ず、若し之より短き期間を以て賃貸借を爲したるときは、其の期間は之を五年とす』と規定し、最短期間を定めて最長期間に觸れず、然かも最短五年制を採らんとしたのである。そして同法案は、『當事者が

小作地賃貸借の期間を定めざりしときは、各當事者は民法第六百十七條第二項の規定に拘らず何時にても解約の申入を爲すことを得』とし『小作地賃貸借は前項の解約申入後一年を經過するに因りて終了す』と定めんとしてゐる（第八條）。

然るに第七十議會に提出された農地法案に於ては、小作期間については何年といふ限定をしてゐない。ただ『當事者が賃貸借の期間を定めたるときは、當事者が期間滿了前六月乃至一年内に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知を爲さゞるときは、從前の賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做す。但し賃貸人の疾病に因りて自ら耕作すること能はざる爲其の他特別の事由に因りて一時賃貸借を爲したること明なる場合は此の限に在らず』と規定し（第十八條）、解約申入の權利に關しては、『賃貸人は賃借人に信義に反したる行爲なき限り賃貸借の解約の申入を爲し又は更新を拒むことを得ず。但し土地使用の目的の變更又は賃貸人の自作を相當とする場合其の他正當の事由ある場合は此の限に在らず』（第十九條）としてゐる。

期間の限定に關しては法案は段々寛大になつて來てゐる。然し解約申入權に關しては農地法案の規定せんとする所は正當である。昭和二年の草案の如く隨時解約申入權を認むることは、當事者双方に對して之を認むるにしても小作權を尊重する所以でない。

次に小作契約の內容としては小作料に關する事項は甚だ重要事項である。從來我國に於ける小作爭議は、大部分は小作料に關するものであつた。そしてそれは必ずしも小作料に關する契約の不完全な爲めに然るものとは謂ひ得べからざる所で、元來小作制度そのものゝ特質からして、小作料に關してはその契約が如何に明確に行はれて居ても、爭議の起り得べきものではあるが、併し又之に關する契約の完備せざる事爲めに、爭議を誘發する場合も少くない。

小作契約上に於ける小作料の定め方は、小作制の異るに依て一樣でない。即ち拉典民族諸國や朝鮮などでこれを見るやうな分益小作制に在つては、小作料は當該小作地に於ける主生產物の總收穫の一定步合を以て之を定め、地主と小作人との間に之を折半するのが最も多數で、場合に依つては三分一と三分二又は四分一と四分三とするといふ風に、地方の狀況と作物の種類とに依て其の步合を異にする。されば此の分益小作は小作料の點よりして之を契約として見れば、その性質は甚だ組合契約に似たものであつて、此點だけから見れば、それが果して小作契約といふ特別の契約であるか、それとも、一般組合契約の一發現であるか定め難いほどのものがある。けれども兩者は勿論區別さるべきものである。

然しそれは兎も角として、分益小作制に在つてはその小作料は當該地の收穫實物の一定步合と定められる性質のものであることは、忘れてならぬ所である。そして此の制度は多少の利點も持つて居るけれども亦多

くの弊害を伴ひ易く、それが爲めに小作人は土地を十分集約的に使用してその經營を行ふことを得ないで、兎角粗放的な然かも稍々掠奪的な經營に陷るを避け難い。又此の制度の下に在つては、地主は常に小作人の業務に干渉する利害と必要とを有し、爲めに小作人をして業務上と引いては人格的に地主に對して從屬的地位に居らしむる弊害がある。從つて此種の小作契約は農業一般の進歩に連れて、漸次廢滅に向ひつゝある。

小作料に關する右の分益方法と似てやゝ異れるものは、小作料をば當該小作地の主收穫實物に依て收納すべきものとし乍ら、然かもその高は之を收穫歩合に依らず、收穫物の一定量と爲し、其量をば或は重量に依り或は容量に依て限定し、原則としては年々の收穫量の多少に拘らず、その限定されたる量を以て小作料と爲す契約である。此の契約は小作料の點より見ても小作契約をして明瞭に賃貸借契約たらしめ、小作料は法律的には單純に小作地の使用に對する借賃たるに過ぎざるものとなす。

此の契約方法は現今我國に於て普通に行はれる所のものである。そして此の方法に依るときは、小作料の高は原則としては收穫の多少には關係せざるものであるが爲めに、その小作制が純企業化してしまつた所に在つては、小作人は收穫の多少に依り業務の損得が如何なる結果にならうとも、一切之を企業家らしく自己に引受けて、たとへ損失を被るとも、小作料の輕減などは要求せぬことゝ爲し得るけれども、我國の現狀のやうにまだ小作人が純企業家たるに至らず、漸く分益制を離れたばかりの、まだ勞働者たる實質を失はざる

從つて小弱な經濟を營む者の多い所にあつては、收穫實收の少い場合には、いつも小作料低減の要求を起こし、爲めに面倒な多くの爭議を釀すことになるのである。

そこで現今論者中には、此の小作料定額制は之を改めて、寧ろ步合制と爲すを可とすとの議論を爲す者を見るやうになつた。そしてその步合制は小作料が貨幣納たると實物納たるとに關係なく之を行ふべしとするのである。

惟ふに此の提議は、我國現時の小作料爭議を緩和するだけの見地から見れば、小作料を收穫と比例せしむる關係上、多少緩和の效果を齎し得べきものと考へられる。けれども此はやゝもすれば角を矯めんとして牛を殺すの結果に陷り易い。即ち小作料を收穫の多少に比例せしむることゝ爲すに於ては、地主は小作人の擧ぐる業務經營上の成績の良否に對して常に密接な利害を感ずるが爲めに、小作人の業務に對し干渉を試みざれば止まざることになり、爲めに却つて地主と小作人との間の感情を害し利害の衝突を起し爭議をして益々深刻なるに至らしむるの機會を多くすることになる虞がある。それにまた小作人は收穫步合に依る小作料契約を行へば、その業務經營は、自己の分前となるの收益をのみ眼中に置いて集約の程度を決することになるが故に、その集約限度は早く到達せられ、經營は比較的粗放に行はれるを免れ難い。此の後の點は、定額小作料制と步合小作料制との利害の論ぜらるゝ場合に常に指摘せらるゝ所である。即ち定額小作料制の下に於ては、集

約限度の定まるには、常に最後の投資分量に對して其れに因て生ずる總收益が比較せられ、兩者の價値の一致する所を以て投資の限度とするものと見なければならぬ。然るに歩合小作料制の下に在つては、小作人は投資に對して總收益を見ないで、常に地主に小作料を支拂ひたる上で自己の手許に殘る純收益を眼中に置て經營を行ふのであるから、集約限度の決定も亦最後の投資と之に依て生ずる純收益とを比較し、兩者の價値の一致する所を以てその限度とする外はない。茲に於てか歩合小作料制に於ける集約限度は必ずや定額小作料制に於ける集約限度よりも低からざるを得ない。換言すればその限度が早く到達せられ經營は比較的粗放とならざるを得ない。

されば歩合小作制は定額小作料制よりも、社會經濟上より之を觀て常に有利なる制度とは謂ひ難い。從つて小作法に於て、小作料に關する契約を歩合小作料とする契約たらしむることが、立法上策の得たものとは爲し難いのである。然し立法論はともかくとして、現狀に於ては定額小作料契約が廣く行はれ、然かも我國に在つては、小作料は收穫實物に依る定額契約であるのが普通である。

又に小作料契約をば一部分は實物に依り一部分は貨幣に依つて收納する契約と爲す道がある。此の契約方法の下に於ては、實物小作料部分は收穫量の一定歩合と定むることなく、分量又は容量に依て其の實量を定め、之と貨幣の一定額とを以て小作料全額とするのが普通である。小作料に關する契約を斯くの如く定むる

に於ては、實物小作料制に伴ふ種々の不便と弊害は多少之を免れることが出來るが、然し此の方法の下に於てもやはり實物が伴ふ次第だから、之に關する不便と弊害は多少ともに附き纏つて來るのを避け難い。特に小作料たる實物の品質に關する地主と小作人との衝突を免れ難いのである。然し地主が小作地内や其の附近の農村に住ふ者で、自らは農業經營を行はないやうな場合には、或種の農生産物を實物小作料として取ることは、彼れの生活上之を便宜とし場合に依つては又之を必要とする所なれば、此種の小作料契約の行はれることは已むを得せる場合が少なくない。

次に小作料契約をば、純然たる貨幣小作料契約とすることは、現今歐米諸國に於て廣く行はるゝ所で、小作制度が發達するにつれて、實物小作料制は漸次貨幣小作料制と化するのが通例である。而して貨幣小作料制の採らるゝ場合には、其の契約は定額を明示するのを普通とする。然るに小作料をば貨幣定額とするに於ては、地主は一定せる小作料收益を得て都合がよいけれども、小作人にはその年々に於ける生産物の價格の高下に依つて、小作料負擔が變動して定りなく其の經營上の安定を得難い不便がある。されば此種の小作契約は、小作人が資本の豐かな者で、獨立の企業家として小作を營み、小作經營よりして主として企業利潤を擧げることを目的とするものである場合には甚しき不都合なく、小作が純企業たるからには、企業なるものの本來の性質上、それが投機的要素を含有することは止むを得ざる所である。けれど若し小作が未だ純企業

として行はれる迄に農業一般の狀態が發達しないで、小作人は小作に依て主として一家の勞賃所得を占むるのを目的と爲し、事業として利潤を擧げるといふことよりも自家の生活の爲めに小作を行ふものに在ては、その小作經營より生ずる收益は安定せることを必要とする次第だから、此種の小作人に取つては、貨幣定額小作料制は寧ろ不便とせければならぬ。要するに小作料が貨幣定額制となれば、小作といふものは昔時の地主と小作人との共同經營たる性質を失つて、たゞ單純な借地關係となり、小作契約は賃貸借契約たる性質を明確に具備することになる次第なれば、之は進歩した農業狀態に適し、小農業をして純企業化せしむるものである。

貨幣定額は小作料契約の下には、右に掲げたやうな不便の生ずる所からして、或國に於ては、小作料契約をば貨幣の一定額をのみ示すものとしないで、小作料の一部分は之を貨幣の一定額と爲し、他の部分は或種の主要農產物二三を指定して、其の各一定分量の小作料納入期に於ける普通市價を見定め、之を合計した額と爲すといふ方法を取ることが行はれて居る。例へば丁抹に於て小作料をば、其の全價額の約半分だけは貨幣定額とし、あとは大麥と小麥と牛酪との各一定量の時價額とする方法の行はれるを見るが如き之である。

此の契約のしかたは、小作がまだ十分に純企業化しないで、家庭的自給經濟の面目を保存して居る所に在つては、大いに利便多かるべきものと謂ひ得る。けれども此の方法の下に於ても、小作料に關して地主と小

作人との間に爭議を生じ得べきことに至つては、定額制よりも却つて其の餘地が多い。即ち小作料の一部分の算定の基礎たる農産物の市價を見定めることに關して、地主と小作人との意見の衝突を見る恐れは少くないのである。此を見定める方法に關しては、十分明確な契約の行はれるを必要とするであらう。我國に在つては右のやうな小作料の定め方はまだ多く行はれて居ないが、普通に行はれる定額實物小作料をば、場合に依ては其の代價で以て收納することが契約上に許されたものは少くないやうである。そして其の場合の價格決定方法に關しては、契約上に特に其の指定をするのが例となつて居るやうである。

前述の小作法幹事私案なるものを見るに、現物を以て支拂ふ小作料は其の年其の地方に生産したる物の普通品とすと規定せんとして居る。而して其の小作地に生産したる物が右の普通品に該當せざる場合に於ては小作人は自己の生産した物の普通品又は金錢を以て其の支拂を爲すを得るものとし、然かもその場合に於ける金錢は、其の年其の地方に産したる物の普通品を收穫後三ヶ月間の平均相場を以て換算したるものと爲すと立案して居る（第十九條）。

すべて上に述ぶるやうな風にして小作料に關する額の定め方の契約は行はれるものであるが、右何れの方法を採るにしても、小作料の高に就いては地主はその高からんことを希望し、小作人はその低いほど之を喜ぶといふ關係にあるのだから、いつも此點に關して小作爭議の表はれるのを避け難く、步合小作料制に依る

にしても、定額小作料制に依るにしても、兩者の折衷制に依るにしても、その歩合とその定額とについては、地主對小作人の利害衝突を見るを避け難く、小作契約は實に此點を以て難關とするのである。今小作法を制定して、此の點に關する爭議の起る餘地なからしめんと企つるとも、それは所詮望のないことである。蓋しそれは小作料の決定に關しては、經濟理論上に於て、明確に據るべき標準の示さるゝ所なく、地代論の如きは、マーシャル教授の之を示したやうに、直ちに以て之を現時諸國に行はれる小作制に當嵌め得べきものではなく、そのよく當嵌るものありとするも、それはたゞ諸國の或地方に行はれる極めて典型的な少數の場合に過ぎないからである。即ちリカードーの地代論の如きは、彼の英國式の純企業的小作制に對してのみ適用さるべき理論で、然かもその適用の下に於ても、理論上の地代と實際地代とが必ずしも合致しないことは、夙に諸學者の之を認めて居る通りである。まして分益小作制などに於ける小作料の決定に關しては、殆ど何等據るべき理論がない。

英國の諸地方に於けるやうに、小作企業が自由競爭制の下に行はれ、地主は土地に對する永續的改良を引受けて行ふ所にあつては、地主は小作料として土地が正常的收穫と其の正常的價格との下に生み出す所の生産者餘剩中より、正常的能力を有する小作人が其の生産の爲めに要した費用と、所謂正常的利潤とを引去つた以外は、總て之を地主の所得と爲さんことを要求する。此の事情の下に於て地主の要求する所は、生産費

に關係なく、生産物の價格に依て影響せられるものであるから、所謂地代の性質を有する。されば此の英國流の小作制が益々發達すれば、それに連れて地主と小作人との間に於ける生産價値の分配は、經濟理論上に於ける地代論の示す所に一致すべき筈である。

けれども元來リカードー式地代論は、小作企業上に完全な自由競爭が行はれ難く、地方の事情や舊來の慣習が之を妨ぐることの大なるに加へて、地代論の前提とする所の正常的收穫及び農産物の正常的價格なるものも實地には之を見定むこと難く、更に又その前提たる小作人の正常的企業能力なるものゝ程度を定むることが困難である。茲に於てか實際的に定まる小作料は理論上の地代と一致することが頗る困難で、たゞ小作地に對する需要と之が供給との實狀に依り、又地主と小作人との社會的地位や經濟上の實力の如何に依つて或は地主に有利に、或は小作人に有利に決定せられるのを常とする。殊に我國や佛伊其他のやうに、農業經濟上には舊來の傳習的勢力の強大なる所に在つては、かの地代論は殆んど小作料決定に關する理論たり得ない。そして從來は地主の力が強かつたものだから、マーシャル教授の言ふやうに、小作人が小作料を支拂つて尚ほ生活上の必要を充たし得又或程度の贅澤を爲し得る餘裕を有する場合には、地主は漸次に小作料を値上げして、小作人の手に剩る所がたゞ僅かにその貧弱な生存を辛うじて維持するに足るだけのものとなつてしまふまでは、段々に之を上げて行くを例とすることになつたのである。

こんな次第であるから、法令や政策に依つて、小作料に關して正當の額を定めたり、又は之を定むる方法を規定したりすることは、容易に出來得べきものでなく、法的にはやはり之を地主小作人間の自由契約に放任する外はない。政策が小作制度そのものゝ改廢を行ふまでに行けば別問題だが、然らざる限り現今の小作制維持の下に、法令の力や政策で以て、小作料決定に關する準則を定め此點に關する爭議の根蒂を斷切ることは難事中の難事である。

次に小作料支拂の時期に就いて見るに、小作料を收穫實物に於て支拂ふものに在つては、其の納付期は、大抵收穫後一回と定められ、其期に其の全額を納付すべき契約の行はれるのが普通であるけれども、貨幣小作料の場合に在つては、之を年二回又は四回に分納する契約も隨分行はれ得べきであつて、然かも之を分納することは當事者特に小作人に取つては便利である。即ち彼は之に依つて其の年內の經營の計算を都合よく立てゝ行くことが出來る。又分納契約になつて居る場合には小作人は一時に全部の小作料を調達する必要がないから、收穫物を收穫期に於て急に多量に市場に供給して爲めに所謂出盛期なるものを造り出し、生產物の價格を下落せしむるに至ることを多少ともに避け得る。此事は社會經濟上より見ても大いなる利便とせなければならぬ。而して分納契約の下に在つては、分納は年二回であるよりも四回であるのを優れりとすることは言を俟たない。

小作料の支拂期に就いては、尙ほ小作料をば土地が農用に用ひ果されざる以前、即ち未だ收穫の行はれざる以前に於て納付する契約の行はれる例が少くない。然かし之れは疑もなく農業の性質に叶はざるものである。此の前拂契約の下に在つては、小作人は小作地より未だ收益を得ざる以前に既に其の使用料を支拂ふ次第だから、其の小作料は使用料たるの性質に叶ひ難く、然かも小作人は小作地の生產收益を以て之に充つることが出來ないで、自己の有する資本を割いて之を納付する外はない。その非合理的なことは、地主が自ら其の土地を使用する場合を考へて見ればすぐ解かる話である。其の場合に其の土地の使用といふことから出て來る利益は一定期間（主として一收穫期）の經過した上のことである。されば法律上の原則としては小作料は借地後一定期間の經過する每に之を支拂ふべきものとなつて居る。

我が民法には「借賃は動產建物及び宅地に付ては每月末に其の土地に付ては每年末に之を支拂ふことを要す。但收穫季節あるものに付ては其の季節後遲滯なく之を拂ふことを要す」（第六百十四條）と規定してあつて、農地に就いては大抵の場合に其の但書が適用されることになり、收穫季節が認められ其の季節後に借賃たる小作料は支拂はるべきものとなつて居る。尤も之と異つた特約を爲すことは當事者の自由である。獨逸民法に在つては賃貸借の條下に「借賃は賃借期間の終に之を拂ふことを要す、借賃が時期區間に依て定められた場合には各時期區間の經過後に支拂ふことを要す、土地の借賃はそれよりも短き時期區間に依て定め

れざる限り四分一暦年の經過後次の月の第一業日に之を支拂ふべきものとす（第百五十一條）と定めてある。そして小作契約の條下に於ては、一農地の小作に於て小作料が年に依て定められたる場合には、一小作年度の經過後次年度の第一業日に之を支拂ふことを要す（第五百八十四條）と規定してある。我が民法といひ、獨逸民法といひ、共に小作料は收穫季節又は小作年度の經過後に之を支拂ふべきものと爲す點に於て一致して居る。即ち Postnumerando 主義に據て居るのである。小作料の性質に叶つた規定と謂はねばならぬ。

小作法幹事私案に於ては、その第二十一條に、小作人は其の小作料を分割して支拂ふを得る旨を規定し、此の支拂の提供ありたるときは、小作人は爾後其の部分に付ては、遲滯の責に任ぜざるものとせんとして居る。尙又第二十條には、現物を以て小作料を支拂ふ場合に於ては收穫後三月以内に、金錢を以て支拂ふ場合に於ては收穫後六月以内に其の支拂ありたるときは、小作料支拂に付き遲滯なきものと看做す、但し當事者は書面契約を以て之と異る支拂期日を定むることを得るものとせんとして居る。

然し右は小作料の性質より見た小作料支拂の時期に關しての議論であるから、之を小作料支拂の時期といふことのみに就いて考へないで、小作料支拂の義務特に我が民法に謂ふ所の借賃のやうに廣く如何なるものの借賃にも當箝まるものとして借賃債務なるものに就いて考へる場合には、法律上原則としては借賃支拂義務は賃貸契約に依つて直ちに生ずるものであるから、其の賃借せられた目的物の使用收益が行はれると否と

は借賃債務の發生には關係なく、債務はその使用收益が行はれたるに依て始めて發生するものなるが如くに解釋し得べきものではない。從つて賃借人が豫定の使用收益を爲し得なかつた場合に於ても、當然に借賃の免除又は減額を結果するものではない。かるが故に小作料と雖も民法上の解釋としては、小作契約の行はるるに依つて小作料債務は發生するもので、小作收益の行はれることゝ直接の因果關係はない。たゞ小作收益の目的の達せられない場合には、それが不可抗力に原因する場合に限り小作料減額を請求し得ることになつて居るのである。小作料債務發生に關する議論と小作料支拂の時期に關する議論とは、之を混同してはならぬ。

そこで又立歸つて小作料納付の時期の問題について今一言を費して置く。

小作料前納の契約の行はれるものに在つては、地主が小作人の小作料支拂の誠意を疑ふか又はその支拂能力を怪むかの爲めに、之を前納せしむるものであるが、之に似たのは小作料の不拂の場合を慮つて小作人より擔保を供せしむるものである。然し此種の契約は小作人に對して地主の地位の頗る强い所に於てのみ行はれ得るに過ぎないで、小作人の地位が向上し其の實力が段々强くなつて來るに從つて、此種の契約は之を結ばんにも結び得べからざることになつて來るのである。我國に在つて從來その能く行はれた所に於ても、漸次事情は變化しつゝある。

次に小作料支拂遲滯の場合について見るに、我が民法には之に關する特別の規定はない。たゞ小作料といはず一般的に借賃支拂の義務の怠られた場合に於ては、双務契約一般の原則に從つてそれが契約解除の原因となり、又場合によつては損害賠償請求權を生ぜしむることになるに過ぎぬ。然るに獨逸民法に在つては、借賃に關して『借主が二期間引續き借賃の全部又は其の一部分の支拂を遲滯するときは貸主は告知期間を得たずして賃貸借關係の解除を告知することを得、借主が告知前に貸主に債務を辨濟したる場合には告知は行はるゝことを得ず、借主か相殺に依り其の債務を免るゝことを得告知後遲滯なく相殺を表明したるときは告知は無効とす』（第五百五十四條）と規定してある。

尙ほ佛蘭西法に在つては、小作料支拂遲滯の場合に備ふる爲めに、分益小作に關する一八八九年七月十八日の法律（Loi concernant "Bail à Colonat Partiairi 18, Juillet 1889 D. P. 90. 4. 22）に於て「貸主は小作人より受くべき未收額の支拂に關しては、小作人の所有する動產、器具、家畜及收穫物中の其持分に對して民法二千百二條の先取特權を有す」（第十條）と定めてある。之と同樣の趣旨からして獨逸民法に在つても『土地の賃貸人は賃貸借關係に基く彼れの權利の爲めに、賃借人が土地に持込みたる物に付き質權を有す、但し將來の賠償請求權及び當期並びに次期以後の賃借期に對する借賃の爲めに質權を主張することを得ず、又此の質權は差押を禁ぜられたる物に及ぶことを得ず』（第五百五十九條）、といふ規定が設けられて居る。

何れにしても之を賃貸人の利益からいへば、小作料支拂が遲滯にある場合には、一定の條件の下に之を理由として賃貸借契約の解除を爲す權利を認められると同時に、延滯支拂の行はれた場合には延滯中の利子支拂を請求する權利の認めらるゝことが至當と考へられるであらう。蓋し小作料支拂の遲滯される場合には、小作人に於て經營能力乏しき等の爲めに之を支拂ふに足る實力を缺くか、然らざれば何か目的とする所があつて故意に之を支拂はないか、兩者の場合が想像せられる次第で、兩場合とも土地の利用上十分なる地力愛護が行はれ難く地味荒廢を見るに至る恐ありとせられるからである。從つて此の遲滯の場合に對して法律上何等かの規定を設けるといふことは、小作が契約として行はれ、小作料の支拂がその重要な要素とせらるゝ限りは已むを得ざる所である。如何に小作人保護に厚き立法が行はれるにしても、苟も小作制の維持せらるる限りは、貸主の利益も亦顧みられる所がなくてはならぬ。

我が小作法幹事私案なるものにも、(一)小作料の滯納ありたる場合に於ては地主はその最後の二年分の小作料に付き其の小作地の生産物にして其の小作人の占有する物の上に先取特權を有するものとし、その先取特權は國税徴收法に依り徴收することを得べき請求權、共益費用の先取特權、不動産保存の先取權、不動産工事の先取特權、及び永小作權又は小作地賃貸借の登記前に登記したる質權、抵當權を除くの外すべて他の權利に對して優先の効力を有するものと爲すこと(第十七條)、(二)小作料の支拂に遲滯ある場合に於ては

地主は損害賠償として年百分五の利息を請求するを得ること、但し此の規定に異りたる契約ある場合に於ても地主は名義の何たるを問はず年百分十以上の利息を取得するを得ざること（第二十二條）（三）小作人が引續き三年間小作料を滯納し又は其の滯納額が二年分の小作料額以上に達したるときは地主は小作審判所の判定を以て小作權の消滅を請求することを得（第十一條第一號）るものとせんと立案してある。

次に小作料の免除及び輕減のことに關しては、前に一言したやうに我が民法にも規定があるし、諸國法にも夫々規定を設けて居る。元來借賃なるものは賃貸借契約の成立するに依つて、當然に其の支拂債務が生ずるものではあるけれども、小作契約に至つては、借主は小作地より收益を舉ぐることを目的とし、小作料の高も亦或は收益の一定歩合として定められ、さなくも小作收益の高を目安として約定せられるものであるから、小作人の過失に依らないで收益の皆無だつたか僅少だつたやうな場合には、小作料は全免又は輕減せられるのが合理的であるから、此等の規定が設けられるのである。その規定の設けられることは至當とせなければならぬ。

我が民法には第六百九條乃至第六百十一條に之に關する規定があるが、借賃の減額請求權はたゞ小作の如く收益を目的とする土地の賃貸借の場合に限り之を認め、然かも其の請求權は賃借人が不可抗力に因つて借賃より少き收益を得たるときに其の收益の額に至るまで借賃の減額を請求するを得るに過ぎざることとしてあ

る（第六百九條）。そして又此の例外的請求權は賃貸借としての小作に關してのみ之を認め、永小作に於ては之を認めて居ない。蓋し永小作權者は永年に涉り小作を行ふものだから、其の收益は或年に於ては永小作料の額に及ばずとも他の年の多き收益を以て之を補ふを得ること、而して永小作料は普通の小作料よりも低安なることゝを考へて、法律は斯かる取扱をしたものであらう。それは又永小作の性質上正當の考慮と謂はねばならぬ。そして民法第六百九條に謂ふ所の不可抗力は、自然的事實たると賃貸人又は第三者の行爲たるとを問はず、苟も外部より生じた事由であつて、通常の豫防方法を盡くすもそれでは之を避けることの出來ないものを謂ふものと解釋すべきで、畢竟賃借人に關せず賃借人に過失なき場合に於ける其の收益上の缺損に對して賃借人を保護せんとする趣旨に出でたものである。されば賃借人の一身に關すること例へば疾病の如きは其の事由となり得ざるものである。

右の場合に於て賃借人が不可抗力に因つて二年以上引續き借賃より少き收益を得たるときは、契約の解除を請求するを得る（第六百十條）。此事は借賃減額請求權とは別のことであるが、收益不足の事實に關聯するから併せ考へられる。

尚又我が民法は、賃借物の一部分が賃借人の過失に因らないで滅失したときには、賃借人は其の滅失した部分の割合に應じて借賃の減額を請求し得る權利を有するものと定め、更に、斯かる場合に殘存する部分の

みでは賃借人が賃借を爲した目的を達し能はざるに於ては、賃借人は契約の解除を請求するを得るものとして居る（第六百十一條）。此の場合については、其の借賃減額の程度を如何に見定めるかといふことが問題となり得べきだが、その場合に於ける程度の見定めは賃借物の有する使用價値に從つて之を爲すべきであつて賃借物の物としての大さに從つて之を爲すべきものではない。而してその價値に從つて之を爲すものとすれば、其の減額の程度は賃借物の一部滅失の爲めに賃借物全部の使用價値の減少した程度に應ずべきもので、滅失した賃借物の部分の價値の大小に準ずべきものではない。詳言すれば其の減額の標準となる所は、前に賃借物全部に對して認められた價値と、今その一部が滅失した爲めに殘部となれる部分に對して認められる價値とを比較して見て、其の差額として表はるゝ價値減少の程度が標準となるべきである。故にたとへば全部完全なるときに百の價値を有して居た農地一筆が、今其の面積の二割を滅失したが爲めに、殘部は使用上八十の價値は持ち得ないで七十の價値しか持たぬこととなれば、其の小作料は從前の七割に低減せらるべきで、小作人は三割低減の請求を爲し得るものと見るべきである。法文の表面の解釋上からいへば、面積が二割減少したならば借賃二割減の請求權が生ずるやうにも見へるけれども、其の解釋は經濟上の使用價値測定の法則の上から考へて右の如くすべきものと思はれる。又之を滅失した部分の價値に應ずといふことに見れば、全部として百の價値を有する土地でも、滅失した部分だけを取放してその價値をいへば、その面積は全

部の二割に當つて居ても價値は十五しか持たぬこともあり得る。從つて借賃減額の割合はたゞ一割五分減といふことになる。併しそれは妥當でないから、滅失した部分の價値に應じて借賃は減額さるべきものではなく、殘部となれる部分の價値に應じて新借賃額が定まるやうに減額が行はるべきものと、解釋せなければならぬ。

我が小作法幹事私案に於ては、小作人の故意又は過失に因らずして小作地の收益減少したるときは、小作人は其の割合に應じ小作料の一時的減額を請求し其の減收著しきときは其の一時的免除を請求することを得（第二十五條第一項）、とし、又更に法令に依り地租の免除又は徴收猶豫ありたる年に於ては、小作人は其の小作料の免除又は其の支拂の猶豫を請求することを得（同條第二項）るものと定めて居る。右前半の規定は前に述べたる現行民法第六百九條の規定よりも其の適用の範圍が甚だ廣かるべきと同時に、民法條文に於けるやうに減額の限度に關する定を設けないことにせんとしたものである。即ち民法第六百九條に於ては、減額請求權は、賃借人が不可抗力に因り借賃よりも少き收益を得たるときに限り生ずるものとし、その減額は收益の額に至るまでと限定されてあるに反して、小作法幹事私案に於ては、小作人の故意又は過失に因らずして收益減少したるとき其の割合に應じて減額を請求するを得るものとせんとするのだから、小作人の故意又は過失に因らない收益減少の場合は不可抗力に因る場合よりも遙かに多かるべき筈で、不可抗力によるといふ

ことは過失なき事由といふことよりは其の意義が狹いのである。又後者に在つては、たゞ收益の減少といふ事實さへ表はるれば、其の收益が小作料よりも少きことを必要の條件としないのである。更に又其の小作料減額の程度もたゞ收益の減少の割合に應ずるものとするのだから、收益の額に至るまでといふ限定を受けることはない。

要するに小作料の免除又は減額といふことは、小作制がまだ幼稚で、多少ともに分益小作制たる面目を維持する間は廣く行はるゝもので、その事が契約上に明示されてなくても、一般の慣習として殆んど當然に行はるゝものと考へられるほどである。然るに小作制が漸次發達して純企業的小作が行はれるに至れば、小作人は純企業家として業務經營上の成績は、利得にならうとも損失を生ずる場合があらうとも、一身に於てすべて之を引受け、之が爲めに貸主を煩はすことはないといふ風になつて來て、それが企業の企業たる所以であると考へられるに至るから、小作料免除や減額のことは原則としては行はれず、たゞよく／＼の場合に對する例外として行はれるに過ぎざることになる。そして小作料の減額が屢々行はれるやうでは、地主も小作人も共に所得が安定しないで經濟上不便だから、その行はれざるに至ることは、經濟的に之を見て大いなる進歩として便利を齎すものといふ風に考へられる。

然し小作料の減額が原則としては行はれないことになれば、小作人は不慮の災害や凶作等の場合に於ける

業務上の損失に對する保障を得なければならぬから、一面に於て保險制度の完備を必要とすると同時に、其の保障の意味に於て損得を平均する必要上、小作料の額は一般的に稍々低く定められることになるべき筈のものである。

何れにしても、小作料減額の行はれなくなるといふことは、直ちに小作人が高い小作料を負擔するといふことにはならないのである。されば法律に於て小作料減額の請求權はたゞ極めて例外的な場合に限り之を認め、原則的には之を認めないにしても、一般的に小作料の率又は額を低くする道さへ立てば、小作人は決して不利益を被ることにはならない。然かも減額請求を廣く許すことゝするに於ては、其の減額の程度に關して地主に小作人との間に頻繁に爭議の行はれる虞があるから、政策としては寧ろ小作減額を請求し得る場合は之を少くして、もし其の道を講ずることが可能であるならば、一般的に小作料標準を低下せしむる道を講ずることに力を注ぐのが、有効な政策であらねばならぬ。蓋しそれはどうしても、小作制一般の發達並に小作人の地位の向上と經濟實力の培養とに伴はなければならぬのである。

最後に一言すべきことは、若し小作料減額の請求權が認めらるゝものならば、場合に依つては、小作料增額の請求權も認めらるべきものなりや否やといふことである。即ち租税其他の公課の增加、地價の騰貴、比隣地代の昂騰等の事實が發生したやうな場合には、地主は契約上定められたる地代の增加を請求する權利を

有するや否やの問題である。此點に關しては我國の法律には何等の規定が設けられて居らぬ。從つて法學者の見解區々であるやうだが、之を經濟的に觀れば之は一概に論定し難く、地代增加の理由なりとせらるゝ各事項に就いて、其の性質を明かにした上で判斷せなければならぬ。仍て試に之を考へて見るに、租稅の增加の場合には、その租稅公課が土地の所有價値に對して賦課せられるものならば、それは勿論地主が獨り之を負擔すべきもので、その增加を理由として小作料引上を行ひ得べき筈のものではない。然るに若しその租稅公課が農業業務に對して、其の收益價値に對して賦課せられるものたらば、其の增加の行はれた場合には小作人も其の一部を負擔すべき筈で、從つて其の轉嫁の意味に於て其の限度の小作料增加が請求せらるゝに對して、小作人が之を拒み得べき理由はない。從來學者やゝもすれば、公租公課といへば十把一括げにして其の負擔を考へて以て小作料增加請求權の有無を考へて居たやうだが、それはあまり粗雜な觀方といはねばならぬ。どうしても公租公課といはれるものゝ各々に就いて其の性質を見極め、何人が之を負擔するのを至當とするかを考へてかゝらなければならぬ。

次に地價の騰貴が小作料引上の理由になるなどと考へる者あらば、それは全く經濟理論に闇い者といふべきである。元來地價なるものは、小作料を基礎として定まるものでこそあれ、小作料が地價を基として定まるものではない。されば小作料が上れば地價は當然騰貴すべきだが、地價が高くなつたから小作料を上げる

といふことは理窟に合はぬ。觀念として成立ち得ないことである。

次に比隣地代の騰貴による借賃の増加といふことは、宅地の如きものに付ては謂へるかも知れぬが、收益を目的とする小作に在つては、當該地の收益が何等か小作人に固有ならざる原因から増加するに於てこそ地代増加の理由は生ずれ、比隣の地代が何程昂騰しやうとも、當該地の收益が増加せざる限り之が爲めに地代増加請求の有効に行はれ得べき筈はない。

すべて右の如くであるが故に、或種の公租公課の増課以外には上に掲げた諸事實は地代引上の理由とはなり得ない。然るに今農産物の價格が比年騰貴するやうな狀態ありとせば、之が爲めに土地の收益は年々増加して行くことになるから、そんな場合には貨幣の一定額を以て小作料と定めて居る小作契約に在つては、小作料引上げの請求は地主に於て之を爲し得るものと見なければならぬ。然しそれはたゞ貨幣定額小作料制の下に於いてのみのことであつて、貨幣小作料でも小作料の高が收益歩合に依て定められるものに在つては、直ちに當然に小作料引上が問題となるといふ譯には行かぬ。まして現物小作料制に在つては、定額制でも歩合制でも、生産物の價格は契約上の小作料には關係のないことである。此の場合にはたゞ收益實物そのものの増加が小作人に固有ならざる理由に依て生じ、其の狀勢が繼續する場合に限り、定量小作制に於てのみ小作料を増加すべき權利の發生し得べきものと見るべきである。然しそれも小作契約期間が比較的長き場合に

のみ限らるゝことで、たゞ一二收穫季の收益が多大だつたからといふだけの理由で、直ちに小作料増加の請求を爲し得べきやうなものではないと見るのが穩當であらう

要するに小作料に關する事項は極めて重要な事項であるから、小作法規が制定せられる場合には、之に關してはかなり詳細な規定を爲すことを要する。小作制度調査會幹事私案は上述の如く、かなり立入つた規定を爲さんと企てたのである。然るに昭和二年の草案は極めて之をぼかしてしまつた。そして農地法案に至つては此等小作條件に關しては、その所謂「互讓相助の精神に則り」て解決せしめんと欲し、又農地委員會なるものを設けて、その盡力に依つて小作諸條件の改定の如きも圓滑に行はしめんことを期するのである

農地委員會に關しては法案は「自作地の創設維持農地の使用收益關係の調整其の他農地に關する事項を處理する爲市町村に農地委員會を置くことを得。農地委員會に關する規定は勅令を以て之を定む」（第三條）と規定し、その職能としては甚だ廣汎な職能を認めんと欲してゐるやうである。そして「小作關係の當事者は合意を以て農地委員會に將來に向つて小作料其の他の小作條件の改定を請求することを得。裁判所は當事者又は小作官の申立に依り農地委員會の決定著しく不當なりと認むるときは其の決定を取消すことを得。此の申立は決定の通知ありたる日より二週間内に之を爲すに非ざれば其の效力なし。農地委員會の決定は取消の申立なくして前項の期間を經過し又は申立を棄却する裁判の確定したる日より當事者間の契約の内容を爲

す』（第五條）としてある。

以て如何に法案が、農地委員會の活動に期待する所の多大であるかを察するに足るであらう。農村の事情に對してはふさはしいことであつて、農地委員會を一種のツレード・ボードたらしめんとするのは、よいことである　然し小作料に關する法の規定はもつと立入つて定めて置くことが肝要である　法が小作料其他の重要小作條件の準據すべき大綱を示さないで、一切農地委員會の決定に委ねるのでは宜しくない　それでは國家の態度はやゝ無責任の譏を免れ難いであらう。

尚ほ農地法案には、次の如き規定がある　即ち『小作地の小作料の額其の他小作料に關する條件が比隣の小作地の小作料の增減其の他の事情の變更に因り不相當なるに至りたるときは契約の條件に拘らず當事者は將來に向つて小作料に關する條件の變更を請求することを得』（第十三條）といふのであつて、ゆとりのある規定である。農地法案なるものは大體この調子で出來てゐるのである

次に小作に關する法的規律の行はるゝに當つては、地主と小作人との權利義務の限定を明確にすることの最も大切であることは言を俟たない。而して兩者の權利義務の限定は、苟も小作契約の內容に關する事情である限りは、種々の事項に就いて行はるべきもので、前に既に之を論じた所の小作期間や小作料等に關する法律上の規定は、一として兩者の權利義務の限定たる意義を有せざるものはない。併し茲に小作人の權利義

務として論ぜんとする所は、此等小作契約の內容に關するものではなく、小作契約そのものの效果として、又之に關する法律上の規定よりして、小作人が地主及び第三者特に小作地の取得者に對して有する總括的な權利義務、換言すればその權務上に於ける小作人の地位、乃至は小作權其もの、讓渡、轉貸等に關する小作人の權利義務の關係である

何れにしても小作人の有する權利と義務とは、先づ地主に對しては、小作契約が双務契約たる性質上、小作人に對して地主の有する權利義務と互に對應するものである。又小作人が土地の取得者に對して有する權利や、小作權を轉貸し又は讓渡するに就いての權利義務は、小作權が賃借權として有する法律上の性質より之を考査すべきものである。從て茲に論ぜんとする所は、主として小作權の法律上の性質に關する議論とならざるを得ざる次第で、然かも之に就いては、從來法學者の間には隨分盛な論爭と熱心な研究とが行はれて居り、法律の專門家たらざる私が今更素人論を試むる必要もないかも知れぬ。併し私は小作制度の經濟上の性質上よりして常に問題を考へ、又主として經濟關係を見、經濟上の必要よりして吾々が法律に對して斯くありたきものと希望するところを明かにするといふ立場に於て、少しく此問題に關する解決を爲すと同時に論議を試みて見たいのである。

されば私は小作關係に於て地主の有する權利義務及び小作人の有する權利義務に就いて、諸方面に涉って

然かもよく纏つた取扱をすることに意を用ゐるよりも、寧ろ小作人の立場を主位に置き、其の一般的に有する權利義務として考へなければならぬ所のものゝ中で、最も重要な諸點を選んで、其等に就いて稍々詳細な攷究を試むることにする。

本題に立入つて之を攷ふるに、小作人が法律上に於て有する地位は、法系の異るに從て少からざる徑庭を見るのである。即ち羅馬法に在つては、一般的に賃貸借はたゞ單純な債權關係に過ぎずと見て居た。從つて今小作契約に就いて云へば、小作地が賃貸人たる地主よりして、第三者に賣却せられたるが如き場合に於ては、賃貸借契約は之に依つて除却せられ、新所有者は其地を自作するも將又之を新たに小作に附するも自由であつて、ともかく在來の小作契約は土地の賣買の爲めに斷絕せられるのである。此の關係は普通に「賣買は賃貸借を破る」原則として知られて居る。併し之は獨り賣買の場合に於て然るものたるに止らず、交換や贈與の如きでも、總べて小作地の所有權移轉の生じた場合に於ては、其地に關する小作關係は之に依て破毀せられ、小作人は土地の讓受人に對して小作權を主張することが出來ないことになつて居たのである。尤も其の場合に「賣買は賃貸借を破る」といふと雖も、それは賣買契約が成立した爲めに小作關係が破られるのではなく、賣買契約の行はれた結果として小作地の所有が移轉せられるに因り、小作關係が破られることになるに過ぎぬ。又その場合にたとへ小作地の賣買讓渡が行はれても、貸主と借主との間の契約が當然之に依

て破られて消滅に歸するものではなく、その場合に表はれ來る所のものは、たゞ賣買に依る土地所有移轉の結果、貸主が借主をして引續き其地の小作を爲さしむることが出來なくなるといふ事に外ならぬ。換言すれば貸主が借主に對して負ふ義務が果されなくなるといふ事に外ならぬ。從て其場合は小作人は損害賠償の請求權を得、前地主は其の義務を負ふことになり得る。即ち貸主と借主との間に於ける契約關係は土地讓渡の行はれたる後に於ても、兩當事者間に之を解除し又は終焉せしむることの行はれざる限りは、依然存續する次第である。たゞ現實なる小作關係のみが終焉に歸せしめられるのである。

　然るに獨逸固有法に在つては、多くの對人的權利關係は、當事者が其の權利の對象物に支配權を獲得したる瞬間より、物權的のものと看做さるゝことになつて居た。されば賃貸借に在つては、賃借人に其の物件が引渡された以後は其の賃借權は物權的效力を有するものとせられ、從つて其の以後、其の物件が第三者に讓渡せらるゝことありとも、其は何等賃貸借關係に關ることなきものである。即ち「賃貸借は賣買に優先する」原則（Heuer geht vor Kauf）が行はれるのであつて、小作地にしても其の引渡を受けた小作人は、小作地が第三者に讓渡せらるゝとも、それには關係なく契約期間の盡くる迄は依然として小作を續けることが出來るのである。之れ普國法（das preussische allgemeine Landrecht）の採つた態度であつて、賃借人の法律上の地位は、羅馬法に於けるに比して甚だ强いものとせられた。

右羅馬法の採れる所と普國法の採れる所とは、賃借人の地位に對して大いなる相違を生ぜざるを得ない次第で、賃借權を純然たる債權と見るか、之を一定の條件の下に物權と見るかにつき、兩者は各々其の代表的見地を示すものと謂ふことが出來る。獨逸民法は其の第一草案に於ては羅馬法の如く、賃貸借は債權關係たるに過ぎずと見、從て土地の所有權をば法律行爲に依て得たる者の如きは、未だその土地の賃借人に引渡されざる以前ならば之を差止むることを得、既に引渡されたる以後ならば賃借人を排除するを得るものとせんとしたのである。然るに此の態度に對しては大いなる反對論が起り、第二委員會に於ては、現時の社會生活状態の下に於ては賃借人の利害をば大いに顧慮する必要あるものとせられ、小作人其他の賃借人は其の賃借期間繼續して賃借を爲し得ることに關して大いなる利害を感ずるものなれば、法律は出來得る限り其の賃貸借關係より賃借人の驅逐せらるゝことに對して保障を與へざるべからずといふ考が勝を占ることゝなつた

此の考慮よりして獨逸民法は、依然として賃貸借關係を法律關係としては債權關係と見ることを革めなかつたけれども、土地の賃貸借に在つては、其の地が賃借人に引渡されたる以上は、其の後に於て第三者に讓渡せらるゝことありとも、在來の賃貸借關係は之が爲めに破らるゝことなきものとし、讓受人は在來の貸主に代り其の賃貸借上に於ける權利義務の關係を引受くる旨を規定するに至つた。

我が民法は賃貸借に關しては明かに債權主義を採つて居る。從つて我が民法の下に於ては賃借人たる普通

の小作人の如きは、賃借權を以つて賃借地の第三取得者に對抗するを得ない。其他の第三者に對抗することの出來ぬのも、債權の原則として言を俟たざる所である。されば小作地に關して之を言へば、それが有効に賣買讓渡されたる場合に、小作地の讓受人が小作人に對して小作地の返還を請求したるときは、小作人は其の賃借權たる小作權を理由として之を拒絶することは出來ない。小作人はたゞ貸主に對して、その債務不履行に因る損害賠償を請求するを得る權利を有するに過ぎない。

右は我が民法に於ける原則的規定より之を見た所である。けれどもたゞ此の原則だけに止めて置いて、何等賃借人を保護すべき例外的規定を設けないでは賃借人の權利は頗る薄弱なものとならざるを得ない。然るに現時の社會生活の下に在つては、例へば借家住ひをして居る人は、自己所有の家屋に住んで居る人よりも多數であり、土地にしても亦賃借關係は頗る重要な關係である。特に農地の小作は自作よりも廣く行はれ、小作人の數は自作人より多いのだから、此等の不動産の賃借者の權利を斯く薄弱のものと爲して置いて何等之を保障しないのは宜敷ない。せめて賃借契約の繼續期間中は安神して借家又は小作地の利用を爲し得るものたらしめんことは、社會政策上甚だ重要の事といはねばならぬ。

茲に於てか民法には、一般的に不動産の賃貸借は之を登記したるときは爾後其の不動産につき權利を取得したる者に對しても其の効力を生ずる（第六百五條）ものとの規定を設けて居る。此の規定あるが爲めに、不

動產の賃借人は賃貸借の登記さへして置けば、たとへ其の後賃貸人が賃借物の所有權を第三者に讓渡することあるも、賃貸借に依る法律關係は依然として存續するは勿論、賃貸借の事實關係も當然賃借物の讓渡に依つて破らるゝことなく、賃借人はその賃借利用を續けて行くことが出來る。即ち賃貸借に依る法律關係は讓受人たる新所有者と賃借人との間に存續するのである

斯くの如く、不動產の賃貸借は之を登記すれば、第三者に對抗するを得るものとなるが故に、登記後に於けろ賃貸借權の効力は物權と選ぶ所のないものとなる。然らば賃貸借は之を登記すれば賃借權は物權と爲るものなりやといふに、元來我が民法では、物權たるものは法律上に之を列擧する主義を採つて居るのに、登記せる賃借權については何等法律上此點に關する規定がないから、それが物權となるものとは解せられない。やはりそれは權利としては債權たるに過ぎないけれども、登記に依つて之に公示力が與へられた以上はその効力に於て物權的効力が認められるものとなると解釋する外はない。

兎も角法律は、登記の方法に依つて不動產の賃借人の權利を確實にすることにしたのであるが、然るに現時の社會生活は愈々以つて不動產の賃借人の地位を安固にし、更に一層その權利を確實にする必要を生み來つた。特に土地及び家屋を住居の目的を以つて賃借する者の權利を安固にする必要が生じ、住居問題の困難は我國に在つても、民法に於ける右の規定だけを以つてしては、十分に時勢の要求に合致し兼ねる有樣を呈

するに至らしめたので、人も知る如く借家法及び借地法を特別法として制定するに至つた。そして此の法律の規定により、又彼の建物保護に關する法律（明治四十二年法律第四〇號）の規定に依り、借家及び借地權は登記を要せずして第三者に對抗するを得ることゝなり、新たに其の賃借目的物に付き物權を取得したる者と借主との間に賃貸借としての効力を有することになつた。即ち借家法は「建物ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ建物ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ス」（同法第一條第一項）と規定せられた。又借地法に於ては、先づ其の借地權の意義を限定して『本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及ヒ賃借權を謂フ』（同法第一條）と爲して居る。然るに前揭建物保護に關する法律に從へば、建物の所有を目的とする土地の賃貸借に於て、土地の賃借人が其の土地の上に登記したる建物を有するときは、土地の賃貸借は其の登記なきも、之を以つて第三者に對抗するを得ることになつて居るのである。

然るに今や又時勢の要求は、小作に關する賃貸借に於ても、小作人の小作權を法律を以つて今少しく安固のものとせなければならぬとするに至り、小作權に於ても亦やはり登記を待たないで、之を第三者に對抗するを得るものと爲し、新たに小作地の上に物權を取得したる者に對しては、小作人との間に從來の小作關係が存續せらるゝ効力を有するものとしなければならぬといふ希望が、大に表はれて來ることになつた。小作

制度調査委員會に提出せられたる小作法幹事私案は其の第五條第一項に於て「小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス」と規定して居る。即ち之れ借家法に於ける前掲條文と相呼應せんとするものであつて、賃借目的物の引渡が行はれたる以後は、賃借權は登記を待たずして其の賃借物に付き物權を取得したる者に對しても其の效力を有するものとなす主旨に出て居るのである。

農地法案に於ても同樣に「賃貸借は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の效力を生ず　民法第五百六十六條第一項及び第三項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用す。民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用す」（第十一條）と規定し、幹事私案と殆んど同一字句を用ゐてゐる。昭和二年の草案も同樣である（第四條）。

此の條文案は、其の據る所は大體に於て獨逸民法に在る。即ち前に掲げた如く、獨逸民法第五百七十一條第一項は、賃借地が賃借人に引渡されたる以後賃主より第三者に讓渡せられたる場合には、讓受人は以後其の從來の賃主に代つて其の權利を承繼し其の義務を負擔するものと規定して居る次第だから、小作法幹事私案がやはり小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したる者に對しても小作權は其の效力を生ずと爲さんとするのは、正に其の軌を一にするものであつて、共に賃借地の引渡ありたることを以て

賃借權に物權的對抗力を有せしむる理由となさんとするのである。然るに農地法案第十一條第一項及び小作法幹事私案第五條第一項は、借家法第一條第一項と同樣に、小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したる者に對し云々と定めんとし、小作權を以て廣く其の小作地につき物權を取得したる者に對抗するを得るものとせんとして居る。此點は獨逸民法の規定する所に比し更に小作權の對抗力の及ぶ範圍を廣くせんとするものである。獨逸民法第五百七十一條第一項に在つては、賃借地が貸主に依て第三者に讓渡せられたる場合のみを規定し、其の讓渡とは賣買、贈與、遺贈等すべて所有權の移轉を目的とする法律行爲を意味するのである。されば獨逸民法に於ては引渡の完了されたる賃借地の對抗力は右諸行爲の結果新たに賃借地の所有權を得たる者に對してのみ認めらるるに反して、小作法幹事私案は、所有權たると抵當權たると地役權たると、その他何れの物權たるとを問はず、すべて其の小作地に付き物權を取得したる者に對して小作權の對抗力を認めんとするものである。惟ふに之は我が民法が第六百五條に於て不動産の賃貸借は之を登記したるときは、爾後其の不動産に付き物權を取得したる者に對しても其の効力を生ずるものと爲して居る所に順應し、其の登記の除外例を造り、小作地は引渡さへ行はるれば登記が行はれずとも已に十分に其の物權的對抗を有するものと爲さんとする主旨に出でたものであるから、そこで此の第六百五條同樣に其の對抗力の及ぶ範圍を獨逸民法に於けるよりも廣くすることになつたのであらう。

次に又我が民法第六百五條、借家法第一條第一項、小作法幹事私案第五條第一項等に於て『……其効力ヲ生ス』と規定し『第三者ニ對抗スルコトヲ得』としなかつたのは、獨逸民法第五百七十一條第一項が、讓受人は賃主に代つて其の權利義務に任ずるものとして居るのと同工異曲のものであつて、賃貸人が賃貸借の登記又は引渡以後賃貸物の所有權其他の物權を第三者に讓渡したるときは、賃貸借に依る法律關係は新所有者と從來の借主との間に存續するものとし、賃借人が讓受人に對抗し得るに止らず、讓受人も亦賃貸借關係より生ずる權利を借主に對して有することになり、又其の義務を負擔することになる旨を意味するのである。

要するに、借地權の對抗力をば、登記を待たないで認めんとする獨逸民法及び我が小作法幹事私案の如きは、賃借地の引渡といふことに重きを置き、その行はれたる以後は借地權は物權的對抗力を有するものとなさんとするのだから、條文の解釋上に於ては、『引渡』といふことの意味を明確にすることが頗る大切である。而して普通には、此の場合に於ける引渡とは借地人が其の土地に對して實際的に之を支配し得る狀態に置かるゝことだと解釋せられ、引渡を了するとは從つて貸主が賃借物をば借主に對して契約上の使用に適する狀態に於て交付し、借主は其地の使用に必要なる實際上の力をば直接に其地に對して持ち得る狀態に置かるることを意味するものとせられるけれども、此種の細末に涉つた解釋論を試むることは私の志でないから、茲にはたゞそれだけを一言するに止めて置く。

それよりも重要なことは、不動産の賃借權が登記せられずとも、賃借物の引渡の行はれたる以後は、物權的對抗力を有するものとせられることであつて、單純なる債權たるに過ぎずとせられる賃借權に、法の規定により斯かる物權的對抗力の賦與せられるといふことが、最も注意に値する所である。而して法律は何が故に斯かる物權的効力を有し得る不動産の賃借權をば頭から物權とすることをしないで、依然として之を債權として置き乍ら、然かも其の對抗力に於ては殆んど物權と多く相選ばざる程度にまで之を強くせんとするのか。此點は大いに攷究に値する所たらざるを得ない。又賃借權の物權的對抗力は、何が故に不動産に付てのみ斯くの如く認められるに拘らず、動産に付いては認められないのか。此點も亦攷へて見る必要がある。又引渡されたる賃借不動産の有する對抗力と占有權の對抗力との連絡關係如何といふことも、併せ攷究すべき問題たらざるを得ない。

此等の問題を攷究せんが爲めには、今少しく賃借權なるものゝ法的性質について、研究を試むる必要がある。即ち賃借權をば、たゞ法典に於て物權中に入れられて居ないから物權でなく、債權中に加へられて居るから債權だといふばかりで滿足せず、其の權利としての性質を討究して、それが果して物權たる性質のものなりや債權たる性質を有するものなりや、將又兩者の性質の何れをより多く有するものなりや、その何れとして法典に規定するのを妥當とするやを精確に見定めることが、學問上に於ては重要なことだと思はれる。

成文法以外に法律なく、成文に規定されたる權利以外に權利なしといふ見地を採つて居る人達には、斯かる研究を試むる餘地はあるまいが、成文法典を離れて法律の意義を立て權利の概念や本質を見究めんとする者には、右の研究は十分その餘地あるものでなくてはならぬ。

少しく此の問題に就いて考へて見るのに、賃借權が果して物權であるか、それとも債權であるかといふことに就いては、從來法學者の間に既にかなり精密な研究が行はれて居るが、諸家の見る所は必ずしも一致しないで、之を物權と見る論者と債權と見る論者と相分れて互に論難を交はして居る有樣である。而して今賃借權の權利としての性質を見定めん爲めには、先づ以て物權と債權との區別から見てかゝる必要があるが、之に就いても亦學者間に論爭が行はれて意見の一致を見難い。即ち或學者は、權利の物權性は權利者が義務者より或物を取去ることの出來る權能を基礎とするものと考へ、權利者が斯かる法律上の地位に在る場合に彼は其物に付いて物權を有すと稱すべきものだとする。然るに他の學者は、物權の性質は權利其ものゝ內容に依つて定まるもので、人が直接に或物に對する法律上の支配權を有する場合には、彼は其物に對して物權を有し、若し人が他人の行爲を介して物に對して權利關係を有する場合には、彼が有する權利は債權に外ならずとする。されば此の見解に從へば、物權とは人と物との間に存する直接の權利關係だといふことになるのである。然るに又他の學者は、權利の對抗力が絕對的なるか制限的なるかに依つて物權と債權との區別は

立てらるべきもので、訴訟上の保護の絕對的なるものは之を物權と見なければならぬと主張する。

債權と物權との區別に關する右等の見解の中、現今最も多數の學者が之を認め通說と謂ひ得べきものは、物權をば其の權利の內容より見て債權と區別し、人の行爲を介せず直接に物に對して法律上の支配を爲すことがその權利の內容たる權利は之を物權と見るべきものだといふ見解である。仍て即ち今問題になつて居る賃借權に就いて見るに、賃貸借契約は諾成契約たるが爲めに其の契約が成立ちさへすれば、賃借人は賃貸人に對して權利を有し又義務を負ふことになるけれども、其の賃貸借の目的がまだ引渡されない以前に在つては、賃借人の權利はたゞ賃貸人をして契約の主旨に從つて賃借物の使用及び收益を爲し得べきやうに之に必要な行動を取らしむるを得る權利たるに止り、そが單純なる債權たるに過ぎざることは疑なき所である。然れども賃貸人が其の義務を果たし、賃借物を賃借人に引渡し、其他賃借人をして能く其の目的物の使用及び收益を爲し得る地位に居らしめた曉に於ては、賃借人は賃借物に對して直接の法律關係を有することになり、彼は其の物の使用及び收益を爲し得べき法律上の地位に居ることになる。そして此の法律上の地位は他人の物を使用收益し得べき一種の權利たることは疑のない所である。そこで扨て賃借人の有する直接なる物の使用收益を爲し得べき權利は、債權なりや物權なりやといふに、私は之をどうしても物權と見るのが正當だと考へる。

即ち賃借物が賃借人に引渡された後は、賃借人は賃貸人の行爲を介せずして直接に其物を支配し得べき法律上の地位に置かれたるものであつて、彼は其の賃借物に付いては占有權を有し、何人の目から之を見ても其の目的物と賃借人との間には直接なる法律關係が成立つてゐる。されば賃貸借契約は契約として債權關係なりとも、其の主旨に從て目的物が引渡され賃借人が其物を使用收益し得る法律上の地位に置かれた以上は賃借人と目的物との間に物權關係が生じ、斯くて賃借人が直接に其の賃借物を使用收益し得る權利をこそ實に賃借權ともいふべきものなのである。されぱその關係は恰も賣買に依て物の所有權が買主に獲得せられるのと同樣で、賣買契約は元より債權關係だけれど、其の結果買主の手に移る所有權は物權である。されば私は契約の一種類として賃貸借といふ債權關係を認むることは洵に正當なことだと思ふけれども、それと同時に又法律は物權中の一として賃借權なるものを認め、之に關する獨立の規定を定むべきものだと考ふる。

所が民法學者の多數は、賃借權は債權たるに過ぎずと爲すのであつて、賃借人が目的物を直接に使用收益し得る權利は獨立の權利ではなくて、債權たる賃借權に從たる權能に外ならずとの理由により、其の物權的性質を否認せんとする。成文民法の解釋論として學者が斯かる說明をするのは已むを得ないであらうが、成文法を離れて之を考ふれば、物を直接に支配し其の使用收益を爲す權能が、債權としての賃借權に從たる一種の二次的權能たるに外ならずと見る見地の立場はどうも了解し難い。私の見る所では、賃借權としては目

的物を直接に使用收益する權能こそ最も重要なものであつて、賃借權の內容から假りに此の權能を拔き去れば、賃借權は空虛となつてしまう外はない。此の重要な權能に比すれば、賃借人が賃貸人に對して賃借物の使用收益を爲さしむべきことを請求する債權としての權能の如きは、寧ろ甚だ從たるものに過ぎない。之はたゞ賃借人が直接に目的物の使用收益を爲し得る地位に立ち得んが爲めに、其れに必要なる條件を整へしめ法律上の所要形式を調へしむるだけのことを請求する權利たるに過ぎぬ。賃借人の主眼とする所のものは法律上の條件や形式ではなくて、實に目的物の使用收益といふ實質的の利用關係に外ならぬのである。重要なるものを從と見、重要ならざるものを主と見る論者の見地は、私には不當の見地としか見えない。

尙又之を經濟の實際關係からいふも、賃地に其の物を使用收益する人が或物に對して有する關係と、たゞ其の物の所有者たりといふ法律上の關係と、何れが尊重に値するものなりやといへば、前者は勿論後者よりも重要である。此事は特に農業に於て然りとする。蓋し農業に在つては、躬自ら土地を使用し、之を愛し之を培ひて、其の上に勞働を行ひ其の上に生產の業務を營む小作人が土地に對して有する關係と、たゞ其の土地の所有者として土地臺帳上の名義人となつて居る地主が其地に對して有する關係と、何れが重き意義を有し、經濟的に之を見て何れが當然尊重せらるべきかといへば、言ふ迄もなく前者は尊いものとせなければならぬからである　即ち賃貸借關係の在る間は、小作人が土地を使用し其の上に業務を營めばこそ、土地の生

産りは其の力を經濟的に實現し、土地の經濟價値は現實に發揮せられる次第で、地主が土地を所有するといふことは法律的にはともかく、經濟的には土地の上の生産に對して何等の現實關係を有しないのである。即ちマーシャル教授の言ふが如く小作人が acting partner であり、地主は sleeping partner たるに外ならぬ。果して然りとせば、經濟生活其の他社會生活の實狀に適應して、其の要求する所を規範化して社會生活の調子を整へて行くことを以て存在の唯一理由とする法律は、經濟上尊重すべきものを尊重して之に強き力を與へ、經濟上從たる地位に在るものは、法律上に於てもやはり從たる地位を與へるのが正當である。法律といへば本來斯くなければならぬ筈のものなのである。

要するに私は、賃借權なるものは、少くとも小作權なるものは、賃貸借契約の主旨に從ひ目的物の引渡の了せられたる上は、物權たる性質を有するものと見たい。從つて獨逸民法や我が小作法幹事私案が、既述の如く小作地の引渡ありたるときは爾後其の土地に付き所有權其他の物權を取得したる者に對しても、賃借權をして効力を有するものと爲すことは、當然至極のことであらねばならぬ。私の希望を謂へば、物權としての賃借權を民法上に認め、之に關する規定を物權篇中に設けて然るべきだと思ふのだけれども、民法の改正は容易な事業でないとするならば、せめて小作に關してだけでも小作法といふ特別法を設けて、小作權をして物權的効力を有するものたらしむることは、之を時勢の要求から謂つても、亦事理の當然から謂つても、

機宜を得たるものと見るべきである。

右は主として法律に關する議論であるが、翻つて我國の小作慣行に於て、小作地の賣買の行はれる際、小作人の利益がどの程度に於て顧みられて居るかを見るに、從來は地主の社會上の地位が高く、その經濟上の實力が强かつた爲めに、殆んど多く小作人の利益が顧みられてない有樣であつた。けれども又多少は其の顧慮せられたる所もあり、然かも從來はたゞ權利關係としてといふよりは、人情上小作人に氣の毒だから、賣買が行はれても直ちに小作地を取上げることはしないといふやうなのが多數の例であつた。

試に小作慣行に關する資料に載する所を見るに『永小作地ヲ除キ普通ノ小作地ニ於テハ賣買ニ依リ地主ノ代リタルトキハ新地主ニ於テ任意ニ處置シ得ルモ新地主ニ於テ自作ヲ爲サヽル限リハ概ネ從來通リ繼續小作セシムルカ如シ尤モ年期ヲ定メ其ノ期間解約シ得サル小作地ニ在リテハ舊地主ヨリ新地主ニ此ノ旨交渉シテ繼續セシム』と示されて居る。

尙ほ小作地の賣却に際して、一般的に小作人に先買權を與ふるを可とする意見は、かなり廣く行はれて居る所であつて、小作法幹事私案は此點に關して第十六條を設けてゐる。

次に小作人の權利義務に關する重要事項中の一として攷ふべきは、賃貸權の讓渡及び賃借物の轉貸である。

我が民法は賃借權を以て債權と見るものであるに加へて、賃借人が賃借物を使用し收益する手段方法や使

用收益の程度に至つては、賃借人の爲人や才能等の異るに從つて異らざるを得ない次第だから、賃借權は賃貸人の承諾あるにあらざれば之を讓渡するを得ざるものとし、又賃借物を轉貸するを得ざるものとして居る(民法第六百十二條第一項)。從つて小作に在つても、小作權は貸主の承諾あるにあらざれば之を讓渡するを得ず、又小作地の轉貸即ち所謂「又小作」をさすことも許されないのである　然し之は貸主の承諾を得なければ讓渡轉貸してならぬといふだけのことだから、其の承諾さへ得れば之を爲し得ること勿論の義であつて、其の承諾は事前の承諾たるを原則とするが事後承諾であつても一向差支ない。たゞ法律論としては事後承諾の場合には、其の承諾の効力に遡及力ありや否やの點が問題となり得るであらう。又法律論としては、賃貸人の承諾を得ないで行はれたる賃借權の讓渡や轉貸に就いて、其の行爲は無効なりや、將又賃貸人に於て之を理由として賃貸借契約を解除し得るに止るや等のことが、問題となるであらう。

尙ほ少しく小作地の轉貸の場合について見るに、轉貸は賃借人が第三者をして賃借物の使用收益を爲さしむることを約する契約であるから、賃貸人と賃借人との間には依然として賃貸借關係が存續し、賃借人と轉借人との間に新たに別個の賃借關係が成立つことになるのである。而して從前の賃貸人と賃借人との間の關係は轉貸借の行はるゝことに依つて、何等の影響をも被らないのである。然し乍ら轉貸借が適法に行はれたる場合には、轉借人は法律の規定に從つて、賃貸人に對して直接に義務を負ふことになる(民法第六百十三

條第一項）そして又此の場合には、轉借人は借貸の前拂を以て賃貸人に對抗することを得ず（同條同項）と規定されてあるから、轉借人が轉貸人に對して借貸の前拂を爲すとも、それを理由として賃貸人の轉借人に對する借賃請求を拒絶することは出來ない。

右等の賃借權の讓渡及び賃借物の轉貸に關する諸規定は、大抵皆正當の規定であつて、永小作權の如く賃借權を以つて物權と見ざる限りは、小作權について現行法上此種の規定の設けられるのは、已むを得ない所である。

然るに農地法案に於ては、小作地の轉貸に關しては、次の如くたとへ賃貸人の承諾あるときと雖も之を轉貸することを得ざるものと定めんとしてゐる。

> **第十四條**　賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルトキト雖モ小作地ヲ轉貸スルコトヲ得ズ但シ疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲一時轉貸スルハ此ノ限ニ在ラズ
>
> 前項ノ但書ノ場合ニ於テ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ轉貸ヲ拒ムコトヲ得ズ
>
> 第一項但書ノ規定ニ依ル轉貸借ノ終了ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
>
> 第一項但書ノ規定ニ依ル轉借人ハ更ニ之ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

併し農地法案に於ては、市町村其の他營利を目的とせざる團體が賃借したる小作地を更に其の住民又は團體員をして使用又は收益せしむる場合には第十四條の規定を適用しないことにし（第十五條）又賃借人が第十

四條の規定に違反して第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしめた場合には、賃貸人は賃貸借の解除を爲すことを得としてゐるのである（第十六條）。

昭和二年の小作法草案に於ても、小作權の讓渡は賃貸人の承諾あるにあらざれば之を讓渡することを得ないのを原則とし（第五條）轉貸に關しては賃貸人の承諾あるときと雖も之を轉貸するを得ざるを原則としてゐる（第三十一條）。小作制度調査會に於ける幹事私案も亦同一の態度を取つてゐる（第六條及第七條）。何れも小作地の轉貸に伴ふ弊害を防止せんが爲めであつて、之を許すに於ては、中間小作人を生じ、小作關係に於て寄生虫的搾取が行はれることになり易いからである。

獨逸に在つては、小作人が何等かの理由に依り小作契約期間の未だ盡きない前に小作關係から脱退し、自己の代りに小作契約上の權利義務を引受けて之に代る者を据へることは、實際の必要上法律の之を認むる所である。但しその場合に賃貸人の承諾を要するものと爲すことは、我が民法に於けると同樣である。即ち舊小作人が脱退し新小作人が入り來ることを目的とする法律行爲又は小作人の入代ること自體を Pachtabstand と稱し、從前の小作人を Absteher と呼び、新たに入り來る小作人を Abstandnehmer と名づくるのである。

最後に小作權の賣買及び小作地轉貸に關する我國の慣行を覗つて見るに、小作權の讓渡に關しては（一）小作

株の賣買なるものが行はれて居る。而して小作株の賣買は永小作地に於ては普通のこととして行はれるが、一般小作地に於ては比較的利益多き小作地又は小作地の供給の少い地方に於て行はれるのを例とするやうである。賣買を禁止する例もある。而して其の賣買は地主の承諾を得て明からさまに行はれるのもあるが、小作人に於て窃かに之を賣却讓渡し、地主に於ては小作料の不納なき限り之を默認するのが寧ろ多數の例である旨を小作慣行に關する資料は示して居る。又小作地の轉貸に關しては、永小作地に於ては永小作人が自由に之を行ふを得ること勿論だが、普通の小作地に在つては、地主の承諾を得なければ小作地の轉貸を爲し得ざること一般の慣例である。地主に依ては絕對に之を禁止するのもあるが、小作料の滯納なき限りは轉貸を默認する例も少くないやうである。

以上私は、小作法が制定されるとすれば、その中に規定さるべき事項について、重要なものを拾つて之れに關する理論と規定方針とを明かにしたのだが、我國今日の實狀として、斯かる內容を有する小作立法が何時正式に行はれるであらうかは豫測し難い。併し農地法案程度のものであるならば、恐らくは近々制定公布せられるに至ることであらう。たゞ考ふべきことは、農地法案の如き立法を爲すことが果してよく實際的に小作關係の調整を爲すに役立ち、小作關係より生ずる種々の紛爭を減少輕減せしむるに足るや否やといふことゝ、小作立法を斯くの如く自作農地の創設維持と結合して、同じ法律の內容として併存せしむることが、

立法技術にはともかく、社會政策により之を觀たる立法精神に合致し得るや否やといふことである。此は今差當つて考究すべき重要問題であらねばならぬ。

茲にその研究の資に便せんが爲めに、昭和二年に公にされたる小作法草案の全文と、大正十一年に小作制度調査會に幹事私案として示されたるものゝ全文とを掲載して置く。農地法案は昭和十二年三月二日附の官報號外に載つてゐるから、此所に採錄するには及ぶまい。

小作法案

第一章　總則

第一條　本法ハ耕作ヲ目的トスル土地ノ賃貸借及ビ永小作ニ之ヲ適用ス

本法ニ於テ小作地ト稱スルハ前項ノ賃貸借ノ目的タル土地ヲ云ヒ永小作地ト稱スルハ前項ノ永小作ノ目的タル土地ヲ謂フ

第二條　賃借人ガ小作地ニ附隨シテ宅地、採草地、立木、建物其ノ他ノ物ヲ使用又ハ收益スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其ノ權利ノ存續及ビ消滅ハ小作地ノ賃借權ノ存續及ビ消滅ニ從フ但シ當事者ガ別段ノ定ヲナシタルトキ又ハ小作地ノ附隨物ニ關スル債務不履行ニ因リ契約ノ解除アリタルトキハ此ノ限ニアラズ

第三條　第八條乃至第十條、第十二條、第十三條、第十八條及ビ第七十五條ノ規定ニ異ル契約ニシテ賃借人又ハ轉借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第二章　小作地賃貸借ノ効力

第四條　小作地賃貸借ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及ビ第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル小作地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條　小作地ノ賃借權ハ賃貸人ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ別段ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ從フ

第六條　賃貸人ガ其ノ小作地又ハ永小作權ヲ賣却セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ一定ノ期間ヲ定メ買取ノ協議ニ應ズベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第三十三條ノ法人又ハ團體ガ前項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ買取ノ意思ナキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク其ノ小作地ヲ使用スル團體員又ハ住民ニ對シ前項ノ通知ニ基キ賃貸人ト直接買取ノ協議ヲナスベキ旨ノ通知ヲナシ且其ノ旨ヲ賃貸人ニ通知スルコトヲ要ス

第七條　前條ノ期間內ニ賣買ノ協議調ハザルトキハ以後賃貸人ハ其ノ小作地又ハ永小作權ヲ他ニ賣却スルコトヲ得期間滿了前ト雖前條ノ通知ヲ受ケタル者買取ノ意思ナキコトヲ表示シタルトキ亦同ジ

第三章　小作地賃貸借ノ終了

第八條　當事者ガ小作地賃貸借ノ期間ヲ定メザリシトキハ各當事者ハ民法第六百十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ何時ニテモ解約ノ申入ヲナスコトヲ得

小作地賃貸借ハ前項ノ解約申入後一年ヲ經過スルニ因リテ終了ス

第九條　前條又ハ第十三條ノ規定ニ依ル賃貸借終了ノ場合ニ於テ小作地ニ終了ノ時ヨリ一年内ニ收穫スベキ作物（作物ニ付主從ノ別アルトキハ主タル作物）ガ現ニ存スル時ハ收穫終了スルマデ賃貸借ハ仍存續スルモノト看做ス但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ賃貸借關係ノ終了ヲ妨グル目的ヲ以テ濫ニ作付ヲナシタル場合ハ此ノ限ニアラズ

第十條　當事者ガ小作地賃貸借ノ期間ヲ定メタルモ其ノ一方又ハ各自ガ其ノ期間内ニ解約ヲナス權利ヲ留保シタルトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第十一條　小作地賃貸借ノ期間ヲ定ムルトキハ其ノ期間ハ五年ヲ下ルコトヲ得ズ若シ之ヨリ短キ期間ヲ以テ賃貸借ヲナシタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年トス

前項ノ規定ハ兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザルタメ一時土地ヲ賃貸スル場合又ハ土地使用ノ目的ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リテ五年以上賃貸スルコト能ハザルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十二條　前條第二項ノ規定ニ依リ五年未滿ノ期間ヲ定メタル場合ヲ除クノ外小作地賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者ガ期間滿了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ賃貸借ヲ更新セザル旨ノ通知ヲナサザルトキハ前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲナシタルモノト看做ス

第十三條　第八條又ハ第十條ノ規定ニ依ル解約ノ申入アリタル場合ニ於テ其ノ申入後二月内ニ賃貸借ノ繼續ニ關シ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ノ受理アリタルトキハ其ノ賃貸借ハ調停終了スルマデ仍存續スルモノト看做ス、但シ調停ノ申立ノ却下アリタルトキハ此ノ限ニアラズ

前條ノ規定ニ依ル通知アリタル場合ニ於テ其ノ通知後二月内ニ更新ニ關シ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ノ受理アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十四條　小作地ノ賃貸借ニツキ期間ノ定アルコト明ナラザルトキハソノ賃貸借ハ期間ノ定ナキモノト推定ス

第十五條　小作地ノ賃貸人ハ賃借人ニ背信ノ行爲ナキ限リ不當ノ理由ニ因リ惡意ヲ以テ解約ノ申入ヲナシ又ハ契約ノ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ

賃借人解約ノ申入又ハ更新ノ拒絶ガ前項ノ規定ニ反スルコトヲ主張セムトスルトキハ其ノ申入又ハ拒絶ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

第十六條　小作地賃貸借ニ於テハ賃借人ガ信義ニ反シ故意ニ賃貸人ヲ害スル目的ヲ以テ小作料ヲ滯納シタルトキ又ハ小作料全額ノ一年以上ノ滯納其ノ他之ニ準ズベキモノトシテ命令ニ定ムル滯納ヲ爲シタルトキハ賃貸人ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

第十七條　賃借人ガ小作料ノ一部ノ支拂ヲナサムトスル場合ニ於テハ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ賃貸人ハ一部ノ支拂ヲ受領スルモ之ガタメ小作料ノ減額其ノ他ノ請求ヲ承諾シタルモノト推定セラルルコトナシ

第十八條　小作地返還ノ場合ニ於テ小作地ニ作物アルトキハ賃借人ハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ之ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ買取ラシムル目的ヲモツテ濫ニ作付ヲナシタル作物ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第十九條 小作地返還ノ場合ニ於テハ賃借人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃貸人ニ對シ其ノ承諾ヲ得テナシタル客土、灌漑、排水工事等小作地ノ改良ノタメニ支出シタル費用其ノ他ノ有益費ノ償還ヲ賃貸人ニ對シ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ異リタル慣習アルトキハ其ノ慣習ニ從フ

第二十條 第十八條ノ規定ニ依ル作物ノ買取價額又ハ前條ノ規定ニ依ル有益費ノ償還額ニ關シ當事者間ニ協議調ハザル場合ニ於テハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第二十一條 前條ノ場合ニ於テ賃貸人ガ作物ノ代價又ハ有益費ノ償還ニ充ツルタメ裁判所ノ命スル額ヲ供託シタルトキハ賃借人ハ小作地ノ返還ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十二條 鑑定委員會ノ組織其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 賃貸人ガ第八條若ハ第十條ノ規定ニヨリ解約ノ申入ヲナシタル場合又ハ第十二條ノ規定ニ依リ契約ノ更新ヲ拒ミタル場合ニ於テハ賃貸人ハ賃借人ニ對シ契約ヲ以テ定メタル一年分ノ小作料ノ全額以下十二分ノ一以上ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ作離料ヲ支拂フコトヲ要ス賃貸人ハ作離料ノ支拂ト引換ニ賃借人ニ對シ小作地ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ賃貸人ガ第八條若ハ第十條ノ規定ニヨリ解約ノ申入ヲナシタルトキ又ハ第十二條ノ規定ニ依リ契約ノ更新ヲ拒ミタルトキハ之ヲ適用セズ

一、賃借人ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ賃貸人ガ小作地賃貸借ヲ解除スルコトヲ得ベキ事由存スルトキ

二、小作地賃貸借ノ更新ヲナス慣習ナキトキ

三、第十一條第二項ノ規定ニヨリ小作賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキ

第二十五條　賃貸人ハ作離料ノ支拂ニ充ツルタメ小作料一年分ニ相當スル額ヲ供託スルコトヲ得

第二十六條　作離料ノ額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ申立ニヨリ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ一切ノ事情殊ニ左ノ各號ノ事項ヲ參酌シテコレヲ定ム

一、賃借人ノ通常受クベキ損失

二、賃貸人ガ小作地賃貸借ヲ終了セシムルニ至リタル事情

三、小作地ノ普通ノ收穫高

四、小作料ノ額

五、賃借人ガ小作地ヲ繼續シテ賃借シタル期間

六、第七十五條ノ規定ニ依ル償金ノ有無及ビ額

第二十七條　第二十條及ビ前條ノ規定ニ依ル裁判ハ小作地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第二十八條　前條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲナスコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

第二十九條　第二十條及ビ第二十六條ノ規定ニ依ル申立ヲ受理シタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十條　第二十條及ビ第二十六條ノ規定ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及ビ民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

第四章　小作地轉貸借ノ效力及ビ終了

第三十一條　賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルトキト雖小作地ヲ轉貸スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ小作地ノ轉貸借ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項但書ノ規定ニ依ル轉貸借ノ消滅ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項但書ノ規定ニ依リ小作地ノ轉借人ハ更ニコレヲ轉貸シ又ハソノ權利ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十二條　賃借人前條第一項ノ規定ニ反シ又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ反シ第三者ヲシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲナサシメタルトキハ賃貸人ハ小作地賃貸借ノ解除ヲナスコトヲ得

轉借人前條第四項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲナサシメタルトキハ轉貸人ハ小作地轉貸借ノ解除ヲナスコトヲ得

第三十三條　産業組合ソノ他營利ヲ目的トセザル法人又ハ團體カ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員ニ使用及ビ收益セシムル場合ニ於テハ第三十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ市町村其ノ他ノ公共團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ住民ニ使用及ビ收益セシムル場合又同ジ

前項ノ團體員又ハ住民ガ其ノ小作地ヲ第三者ヲシテ使用又ハ收益セシムル場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條　第十八條乃至第二十一條ノ規定ハ第三十一條第一項但書ノ規定ニ依リ轉貸借ニ付之ヲ準用ス

第三十五條　第四條ノ規定ハ第三十三條ノ法人又ハ團體カ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員又ハ住民ニ使用及ビ收益セシムル場合ニ於テ其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ト其ノ團體員又ハ住民トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第八條乃至第三十條ノ規定ハ第三十三條ノ法人又ハ團體カ賃借シタル小作地ヲ其ノ團員又ハ住民ニ使用及ビ收益セ

シムル場合ニ其ノ法人又ハ團體ト團體員又ハ住民トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第三十六條　小作地ノ轉貸借アル場合ニ於テハ轉貸人ハ轉借人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ小作地賃貸借終了ニ關スル通知ヲナスコトヲ要ス

第五章　永小作權ノ効力及ビ終了

第三十七條　第六條、第七條、第十八條乃至第二十一條ノ規定ハ永小作地ノ所有權者ト永小作人トノ關係ニ付之ヲ準用ス永小作人ガ永小作地ヲ賃貸シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ準用セラルル第六條ノ規定ニ依ル通知ハ其ノ土地ノ賃借人ニ對シ之ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條　果樹ノ栽培ヲ目的トシテ永小作權ヲ設定シタル場合ニ於テハ其ノ永小作權ノ存續期間ハ二十年以上七十年以下トス若シ七十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ七十年ニ短縮ス

前項ノ永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ七十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十九條　永小作權ノ期間滿了ノ後永小作人ガ耕作ヲ繼續スル場合ニ於テ永小作地ノ所有者ガ之ヲ知リテ異議ヲ述ベザルトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ存續期間二十年ノ永小作權ノ設定アリタルモノト推定ス

第四十條　永小作人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外民法第二百七十六條ノ規定ニ依ル永小作權ノ消滅ノ請求ハ一月ヲ下ラザル期間ヲ定メテ小作料ノ支拂ヲナスベキ旨ヲ催告シ其ノ期間内ニ支拂ヲナサザルトキニ非ザレハ之ヲナスコトヲ得ズ

第四十一條　第十五條ノ規定ハ永小作地ノ所有者ガ第三十九條ノ異議ヲ述ベタル後一月内ニ永小作人ガ其ノ土地ニツキ賃借ノ申出ヲナシタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條　不可抗力ニ基ク收穫高ノ減少ヲ理由トスル小作料ノ減額又ハ免除ノ申出ハ收穫着手ノ日ヨリ遲クトモ十五日前ニ之ヲナスコトヲ要ス但シ宥恕スヘキ事由アルトキハ此ノ限ニアラズ

第四十三條　前條ノ規定ニ依ル申出アリタル場合ニ於テ當事者ノ一方カ相手方ニ對シ檢見ノ申出ヲナサントスルトキハ遲滯ナク之ヲナスコトヲ要ス

檢見ノ方法ニ付當事者ノ協議調ハサルトキハ小作官ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

檢見ノ申出ヲナスモ相手方之ニ應ゼザルトキハ小作官ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第四十四條　前條第二項及ビ第三項ノ規定ハ契約又ハ慣習ニヨリ當事者ガ毎年檢見ノ上小作料ノ額ノ定ムル場合ニ於テ契約又ハ慣習ニ別段ノ定アル場合ノ除クノ外其ノ檢見ニ付之ヲ準用ス

第四十五條　前二條ノ規定ニ依リ檢見ヲナス者ハ土地ノ立入、耕作狀況ノ調査、坪刈其ノ他檢見ノタメ必要ナル行爲ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ生ジタル損失ハ檢見ヲナス當事者ノ負擔トス

第四十六條　行政官廳必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ減收調査委員ヲシテ小作地又ハ永小作地ノ減收調査ヲナサシムコトヲ得

第四十七條　減收調査ニ關スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國庫及ビ市町村之ヲ負擔ス

第四十八條　當事者ハ合意ヲ以テ關係地ノ所在地ヲ區域トスル小作委員會ニ對シ小作料其ノ他小作條件ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

第四十九條　小作委員會ノ設立、組織其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條　裁判所ハ當事者又ハ小作官ノ申立ニ因リ小作委員會ノ判定著シク不當ナリト認ムルトキハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ判定ヲ取消スコトヲ得此ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

前項ノ申立ハ小作委員會ノ判定ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲナスニ非ザレバソノ効ナシ

第五十一條　小作委員會ノ判定ハ取消ノ申立ナクシテ前條第二項ノ期間ヲ經過シ又ハ申立ノ棄却ノ裁判アリタル時ヨリ當事者間ニ於テ契約タルノ効力ヲ生ス

第五十二條　第五十條ノ裁判ニツイテハ第二十七條及ビ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條　當事者ハ合意ヲ以テ小作條件ノ改定ヲナサシムルタメ一人又ハ數人ノ仲裁者ヲ選定スルコトヲ得前三條ノ規定ハ仲裁者ノ判定ニ付之ヲ準用ス

第七章　小作料ノ供託

第五十四條　小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命スル判決ニ付假執行ノ宣言ヲナス場合ニ於テ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ債務者カ相當額ノ保證ヲ供託スルコトヲ條件トシテ執行ヲ免ルベキコトヲ宣言スルコトヲ得

第五十五條　小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命ズル判決ニ付假執行ノ宣言アリタル場合ニ於テ第一審ノ受訴裁判所ハ債務者ノ申立ニ因リ相當額ノ保證ヲ供託セシメ其ノ執行ノ停止又ハ既ニナシタル執行處分ノ取消ヲ命ズル事ヲ得

第五十六條　小作料ニ關シ爭議ヲ生ズル處アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ債務者ニ對シ相當額ノ供託ヲ命スルコトヲ得

裁判所ハ爾後ノ事情ニ依リ前項ノ供託額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

債務者ガ前二項ノ規定ニ依リ供託ヲナシタルトキハ爾後事ノ事件ニ付假差押ヲナスコトヲ得ズ

第五十七條 小作料債權ニ基ク假差押ノ命ズル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ假差押ノ執行ヲ停止シ又ハ既ニナシタル假差押ノ取消スコトヲ得ルタメ債務者ニ於テ供託スベキ保證額ヲ假差押命令ニ記載スベシ

第五十八條 裁判所ハ小作料債權ニ基ク假差押ヲ命ジタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ債務者ノ申立ニ因リ相當額ノ保證ノ供託セシメ假差押ノ停止又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第五十九條 小作關係ノ爭議ニ付債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ズル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ執達吏ニ小作地ノ保管ヲ命ズルト同時ニ債務者ガ小作地ノ現狀ノ變更其ノ他判決ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲナサザルコトノ誓約ヲナシ又ハ相當額ノ保證ヲ供託スルコトヲ條件トシテ小作地ノ使用ヲ債務者ニ許シ得ベキコトヲ命ズルコトヲ得

債務者ガ前項ノ保證ヲ供託シタル場合ニ於テ不法ニ小作地ノ現狀ヲ變更シソノ他判決ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲナシタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ債權者ノタメニ之ヲ沒收ス

第六十條 債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ジタル場合ニ於テ爾後事情ノ變更ニ因リ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ既ニナシタル假處分ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六十一條 第五十四條乃至第五十八條ノ規定ニヨリ債務者供託ヲナシタル場合ニ於テ小作料債權確定シタルトキハ債權者ハ供託物ニ付他ノ債權者ニ優先シテ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第六十二條 第二十一條、第二十五條、第五十四條乃至第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニヨル供託ハ金錢又ハ小作料トシテ支拂フベキ物ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ著シク物ノ品質ヲ損傷スル虞アルトキ又ハ其ノ貯藏ニ付不相應ナル費用ヲ生スヘキトキハ執行裁判所ハ申立ニ因リ其ノ物ヲ競賣シ賣得金ヲ供託スヘキ旨ヲ供託物ノ保管者又ハ執達吏ニ命スルコトヲ得

第六十三條　小作料債權ニ基ク假執行ノ宣言又ハ假差押命令ノ執行トシテ小作地ノ作物ノ差押ヲナシタル場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ執行裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ債務者ヲシテ差押物ノ隱匿毀損其ノ他執行ヲ妨クヘキ行爲ヲナサザルコトノ誓約又ハ相當額ノ保證ノ供託ヲナサシメタル上執達吏占有ノ儘債務者ヲシテ收穫ヲナサシメ其ノ他差押物ニ付管理上必要ナル處置ヲナサシムルコトヲ得

執達吏前項ノ規定ニ依リ債務者ヲシテ差押物ノ保管ヲナサシムルトキハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルコトヲ要ス

第五十九條第二項ノ規定ハ第一項ノ保證ニ付之ヲ準用ス

第六十四條　本章ノ規定ハ永小作地ノ所有者ト其ノ永小作人並ニ小作地ノ轉貸人ト轉借人トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第八章　罰　則

第六十五條　鑑定委員又ハ鑑定委員タリシ者故ナク評議ノ顛末鑑定委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數又ハ小作官ノ意見ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十六條　第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニヨリ誓約ヲナシタル者其ノ誓約ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス第六十四條ノ規定ニ依リ準用セラルル第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニ依ル誓約ヲナシタル者ニ付又同ジ

附　則

第六十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十八條　本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル土地ノ賃貸借及ビ永小作ニ付亦之ヲ適用ス

第六十九條　本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借ニシテ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノハ其ノ期間ハ契約ノ時ヨリ五年トス但シ第十一條第二項ニ該當スル場合ニ於テ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條　本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉貸借ニシテ期間ノ定アルモノハ其ノ期間、期間ノ定ナキモノハ本法施行ノ日ヨリ二十年間仍其ノ効力ヲ有ス

第七十一條　第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ除クノ外第二章及ビ第三章ハ前條ノ轉貸借ニ之ヲ準用ス

第七十二條　本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借又ハ轉貸借ニ付本法施行前ナシタル解約ノ申入ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リナシタルモノト看做ス

第七十三條　本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年内ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ滿了前六月内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ賃貸借ヲ更新セザル旨ノ通知ヲナシタルトキハ第十二條ノ通知アリタリモノト看做ス

第七十四條　本法ノ規定ハ本法施行前ニ賃借人又ハ轉借人ノ支出シタル小作地ノ有益費ノ償還ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十五條　本法施行ノ際現ニ作株（小作權、土地代、甘土代、さく代、鍬先代等ノ名稱ヲ以テ賣買セラルルモノヲ含ム）又ハ永小作權ノ賣買ノ慣習アル地方ニ於テ其ノ慣習ノ存續スル小作地又ハ永小作地ヲ返還セシムル場合ニ於テハ相當ノ償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十六條　本法ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニアリテハ之ニ準ズベキモノトス

小作制度調査委員會幹事私案「小作法案」

小作權

第一條　本法ニ於テ小作權ト稱スルハ永小作權及耕作又ハ牧畜ヲ目的トスル土地賃借權、地主ト稱スルハ小作權ノ目的タル土地ノ所有者又ハ賃貸人、小作人ト稱スルハ小作權者、小作料ト稱スルハ民法第二百七十條ノ小作料並小作地ノ使用及收益ノ對價トシテ支拂フ金錢其他ノ物ヲ謂フ

本法ニ於テ小作地ト稱スルハ小作權ノ目的タル土地ヲ謂ヒ地主ガ之ニ附隨シテ其ノ小作人ニ使用收益セシムル宅地採薪地其ノ他ノ土地立木及建物其ノ他ノ工作物ヲ包含ス他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス權利ニシテ永小作權ナルヤ否ヤニ付爭アル時ハ永小作權タル小作權ト推定ス

契約又ハ慣習ニ依リ小作料ノ支拂ニ換ヘテ勞務ニ服シ又ハ勞務ニ服スル報酬トシテ他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス場合ニ於テハ小作權ノ設定アリタルモノト看做ス

小作權ノ存續期間

第二條　小作權ノ存續期間ハ七年以上五十年以下トス但シ開墾鍬下年期、開拓鍬下年期、新開免租年期又ハ荒地起返免租年期アル場合ニ於テハ其ノ小作權存續ノ最長年期間ハ五十年ニ其ノ年期ノ期間ヲ加ヘタルモノトス

七年以下ノ小作權ヲ設定シタルトキハ又期間ヲ定メズ若クハ期間ニ付疑アルトキハ之ヲ七年トス

兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ又ハ爾後三年以內ニ其ノ小作地ガ公衆ノ利益トナルベキ道路、水路建築、自作ノ目的ニ使用セラルルコト明ナルカ爲短期ノ小作權ヲ設定スル必要アルコト明確ナル場合ニ限リ小作審

判所ノ判定ヲ以テ七年以下ノ小作權ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ小作權ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ七年ヲ下ルコトヲ得ズ

本條ノ規定ハ永小作權ニハ之ヲ適用セズ

第三條 小作權ノ期間滿了ノ時ヨリ少クトモ六月前ニ小作人ガ小作權設定ノ更新ヲ申込ミタル時ハ地主ガ遲滯ナク小作審判所ノ判定ヲ以テ之ヲ拒ミタル場合ヲ除クノ外其ノ更新アリタルモノト看做ス

前項ノ申込アリタルトキハ爾後小作權ノ期間滿了スルニ至リタル時ト雖モ小作審判所ノ判定アル迄之ヲ滿了セザルモノト看做ス

第一項ノ期間ニシテ短キ慣習アル時ハ其ノ慣習ニ從フ

第四條 小作權ノ期間滿了ノ後小作人ガ目的物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ地主ガ遲滯ナク異議ヲ述ベザリシ時ハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ小作權ヲ設定シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ小作權ガ地主ノ請求ニ依リテ消滅スル場合ニ之ヲ準用ス

小作權ノ對抗力

第五條 小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタルモノニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル小作權ノ目的タル小作地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
法令ニ依リ登記シタル小作權者ノ取得スヘキ權利ハ登記セザル小作權者モ之ヲ取得ス

小作權ノ讓渡及小作地ノ轉貸、賃貸

第六條　小作人ハ豫メ地主ノ承諾ヲ得タル後其ノ小作權ヲ讓渡スルコトヲ得但シ之ト異ル慣習アル場合ニ於テハ小作人ハ其ノ慣習ニ從フコトヲ得

地主ハ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

小作人カ第一項ノ承諾ヲ求メタル場合ニ於テ地主ガ一週間内ニ確答ヲ爲サザル時ハ其ノ承諾アリタルモノト看做ス

小作權ノ讓渡ヲ禁止又ハ制限スル契約ハ之ヲ無効トス

小作權ノ讓渡ニ付爭アル場合ニ於テハ地主又ハ小作權ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得第一項乃至第三項ノ規定ハ永小作權タル小作權ニハ之ヲ適用セズ

第七條　小作人ハ其ノ小作地ヲ轉貸スルコトヲ得ス但シ兵役疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ小作ヲ自ラ爲スコト困難ナルトキニ限リ小作人ハ其ノ小作地ヲ其ノ事由ノ繼續スル間他人ニ轉貸スルコトヲ得

地主、小作人、轉借人ハ小作地轉貸借ノ事由ニ付小作審判所ニ其ノ判定ヲ申請スルコトヲ得

小作地ノ轉貸又ハ賃貸ハ當事者ノ一方又ハ双方ガ其ノ旨ヲ地主ニ通知スルニアラザレバ之ヲ以テ地主ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十六條ノ規定ハ小作地ノ轉貸又ハ賃貸ヲ爲ス小作人ニ之ヲ準用ス

小作權者タル產業組合ガ其ノ小作地ヲ耕作又ハ牧畜ノ目的ヲ以テ組合員ニ轉貸スル場合ニハ本條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條　前條第一項但書及第六十三條ニ依ル小作地ノ轉貸借アル場合ニ於テ轉貸人ガ其ノ小作權ヲ拋棄シタル時ハ之ヲ轉借人ニ讓渡シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ永小作地ノ賃貸借アル場合ニ之ヲ準用ス

第九條　轉貸借アル小作地ノ地主ガ小作權消滅ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ之ヲ其ノ轉借人ニ通知セザルトキハ其ノ轉借權ハ消滅セザルモノト看做ス

前項ノ通知アリタルトキハ其ノ轉借權ハ其ノ通知後一年ヲ經過スルニ因リテ消滅ス但シ其ノ消滅ガ收穫後、作付前、慣習ニ依リテ定マリタル時期其ノ他小作人ノ損害最モ少ナキ時期ニ非ザル時期ニ當ル場合ニ於テハ其ノ收穫ノ終リタルトキ、慣習ニ依リテ定マリタル時期又ハ爾後一年内ノ損害ノ最モ少ナキ時期迄存續スルモノト看做ス

本條ノ規定ハ永小作地ノ賃貸借アル場合ニ之ヲ準用ス

第十條　本法ノ規定ハ第二條乃至第四條ノ規定ヲ除クノ外轉貸人及轉借人間ノ關係ニ之ヲ準用ス永小作人ト其ノ永小作地ノ賃借人トノ關係ニ付亦同ジ

小作權ノ消滅

第十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地主ハ小作審判所ノ判定ヲ以テ其ノ小作權ノ消滅ヲ請求スル事ヲ得

但シ小作權ニ價格アル場合ニ於テハ其ノ代價ヲ提供シテ請求スルコトヲ要ス

一、小作人ガ引續キ三年間小作料ヲ滯納シ又ハ其ノ滯納額ガ二年分ノ小作料額以上ニ達シタルトキ

二、小作人ガ小作地ヲ著シク荒蕪セシメ其ノ小作地ニ永久ノ損害ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲シタルトキ

三、小作人ガ其ノ小作地ヲ耕作又ハ牧畜以外ノ目的ニ繼續使用シタルトキ

小作權ハ前項ノ請求アリタル後一年ヲ經過シタルニ因リテ消滅ス但シ其ノ消滅ガ收穫後、作付前、慣習ニ依リテ定マリタル時期其ノ他小作人ノ損害最モ少ナキ時期ニ非ザル時期ニ當ル場合ニ於テハ其ノ收穫ヲ終リタルトキ、慣習ニ依リテ定マリタル時期又ハ爾後一年內ノ損害最モ少ナキ時期迄存續スルモノト看做ス

第十二條　地主ハ本法ノ規定ニ依ルニ非ザレバ小作權ヲ消滅セシムルコトヲ得ズ

第十三條　小作地ニ質權ヲ設定シタル場合ニ於テ地主ガ質權者ノ住所氏名ヲ小作人ニ通知セザルトキハ小作人ハ地主ニ對シテ小作料ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第十四條　小作人ハ六月前ノ豫告ヲ以テ小作權ヲ拋棄スルコトヲ得但シ是ヨリ短キ慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ從フ

前項ノ豫告期間ハ主タル作物アル場合ニ於テハ其ノ收穫時期ヨリ遡リテ起算スルモノトス

第十五條　民法施行前永久存續スベキモノトシテ設定シタル永小作權タル小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年內ニ小作權者ニ於テ相當ノ代價ヲ支拂ヒテ其ノ小作地ノ所有權ヲ買取リ又ハ其ノ小作地ノ相當ナル割合ノ分割ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ買取又ハ分割アリタル場合ニハ永小作權ハ之ニ依リテ消滅ス

小作人ガ第一項ノ權利ヲ拋棄シ又ハ一年以內ニ之ヲ行使セザルトキハ爾後一年內ニ所有者相當ノ代價ヲ支拂ヒテ其ノ小作權ヲ買取ルコトヲ得

本條ノ相當ナル代價及相當ナル割合及其ノ區域ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

地主又ハ小作人ガ本條ニ依ル權利ヲ拋棄シ又ハ行使セザル場合ニ於テハ其ノ小作權ハ消滅セザルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ爾後五十年ヲ經過シタルトキハ本條ノ規定ヲ適用ス

民法施行法第四十條第三項ノ規定ハ之ヲ削除ス

小作地ノ賣却

第十六條 地主ガ其ノ小作地ヲ賣却スル場合ニ於テハ其ノ小作地ノ小作人ニ對シ賣却ノ相手方及價格ヲ明示シテ之ヲ買取ルベキヤ否ヤヲ確答スベキコトヲ催告スルコトヲ要ス

前項ノ催告アリタル場合ニ於テ小作人ガ爾後一月内ニ之ヲ買取ルベキ旨又ハ其ノ賣却ニ對シ異議アル旨ヲ述ベタルトキハ地主ハ之ヲ賣却スルコトヲ得ズ但シ小作人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ小作人ガ催告ヲ受ケタル後一月内ニ確答ヲ爲サザルトキハ異議無キモノト看做ス

小作人ガ之ヲ買取ルベキ旨ヲ述ベタル後二月内ニ代價ノ提供ヲ爲サザルトキ及小作人カ其ノ賣却ニ對シ異議ナキトキハ地主ハ爾後一月内ニ於テ當初ノ相手方ニ小作人ニ明示シタル價格ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

小作地ノ賣却ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判決ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

地主ガ本條ノ手續ヲ爲サズシテ小作地ヲ賣却シタルトキハ小作人ハ其ノ賣買ノ無効ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

小作料

第十七條 小作人ハ小作料ヲ支拂フ義務ヲ有ス小作料ノ滯納アリタル場合ニ於テハ地主ハ其ノ最後ノ一年分ノ小作料ニ付其ノ小作地ノ生産物ニシテ其ノ小作人ノ占有スル物ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ効力ヲ有ス但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ベキ請求權、共益費用ノ先取特權、不動産保存ノ先取特權、不動産工事ノ先取特權及永小作權又ハ小作地賃貸借ノ登記前ニ登記シタル質權抵當權ニ後ル

第十八條　地主ノ變更其ノ他ノ事由ニ依リ小作料ヲ支拂フヘキ場所ニ變更ヲ生ジ從前ヨリモ遠隔トナリ又ハ運搬困難トナリタル場合ニ於テハ小作人ハ從前ノ場所ニ於テ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

第十九條　現物ヲ以テ支拂フ小作料ハ其ノ年其ノ地方ニ生産シタル物ノ普通品トス

其ノ小作地ニ生産シタル物ガ前項ノ普通品ニ該當セザル場合ニ於テハ小作人ハ自己ノ生産シタル物ノ普通品又ハ金錢ヲ以テ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ金錢ハ其ノ年其ノ地方ニ生産シタル物ノ普通品ヲ收穫後三月間ノ平均相場ヲ以テ換算シタルモノトス

第二十條　現物ヲ以テ小作料ヲ支拂フ場合ニ於テハ收穫後三月以内ニ金錢ヲ以テ支拂フ場合ニ於テハ收穫後六月以内ニ其ノ支拂アリタルトキハ小作料支拂ニ付遲滯ナキモノト看做ス但シ當事者ハ書面契約ヲ以テ之ト異ナル支拂期日ヲ定ムルコトヲ得

第二十一條　小作人ハ其ノ小作料ヲ分割シテ支拂フコトヲ得前項ノ支拂ノ提供アリタルトキハ小作人ハ爾後其ノ部分ニ付テハ遲滯ノ責ニ任ゼズ

第二十二條　小作料ノ支拂ニ遲滯アル場合ニ於テハ地主ハ損害賠償トシテ年百分ノ五ノ利息ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ異リタル契約アル場合ニ於テモ地主ハ名義ノ何タルヲ問ハズ年百分ノ十以上ノ利息ヲ取得スルコトヲ

得ズ

前二項ノ規定ハ小作料ノ支拂ニ代ヘテ消費貸借ヲ締結シタル場合ニ之ヲ適用ス

第二十三條　地主又ハ小作人ハ小作料ノ種類、品質、額、換算ニ付爭アルトキハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得地主小作人間ニ一定ノ割合ヲ以テ收益ヲ分配スルコトヲ條件トシテ小作權ヲ設定シタル場合ニ於ケル其ノ分配ノ割合ニ付爭アルトキ亦同ジ

前項ノ申請アリタルトキハ小作審判所ハ契約ノ如何ニ拘ラズ其ノ小作地ノ相當小作料ヲ判定スルコトヲ要ス

相當小作料ノ判定アリタル場合ニ於テ其ノ判定確定シタルトキハ當事者ノ變更ニ拘ラズ申請ノ年次ヨリ其ノ相當小作料ヲ以テ小作地ノ小作料トス

第二十四條　相當小作料ハ三年間之ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ一定ノ割合ヲ以テ收益ヲ分配スルモノト定メタルモノヲ一定ノ數量又ハ一定ノ金額ノ小作料ニ變更スル場合及小作地ノ一部滅失又ハ一部荒廢ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ前項但書ノ場合ニ於テ相當小作料ヲ變更セントスルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ變更ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ要ス

第二十五條　小作人ノ故意又ハ過失ニ因ラズシテ小作地ノ收穫減少シタルトキハ小作人ハ減收ノ割合ニ應ジ小作料ノ一時的減額ヲ請求シ其ノ減收著シキトキハ其ノ一時的免除ヲ請求スルコトヲ得

法令ニ依リ地租ノ免除又ハ徴收猶豫アリタル年ニ於テハ小作人ハ其ノ小作料ノ免除又ハ其ノ支拂ノ猶豫ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ減免又ハ支拂猶豫ノ請求ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ小作審判所ハ相當ナル減免額及其ノ年次又ハ支拂猶豫及其ノ年次ヲ判定スルコトヲ要ス

第二十六條　相當小作料ノ判定アリタル小作地ノ地主ハ敷金、保證金ヲ受ケ又ハ前拂小作料、手數料、小作料設定料其ノ他直接名義ノ何タルヲ問ハズ相當小作料以外ノ利益ヲ受ケ物又ハ設備ノ使用料若ハ代價トシテ相當小作料ノ本旨ニ反スル不當ノ價格ヲ受クルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前條ノ相當減免額又ハ支拂猶豫ノ判定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

費用ノ償還、損害賠償

第二十七條　小作人ガ小作地ニ付公租、公課其ノ他地主ノ負擔ニ屬スル必要費ヲ支出シタルトキハ地主ハ直ニ其ノ費用ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十八條　小作人ガ小作地ニ客土、灌漑、排水工事等ノ土地改良ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ有益費ヲ支出シ小作地返還ノ際其ノ價格ノ增加カ現存スルトキハ地主ハ其ノ選擇ニ從ヒ其ノ費用又ハ增加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十九條　小作人カ契約ノ有無ニ拘ラズ法令ニ依リ小作料ノ品質、俵裝、荷造其ノ他ニ關スル制限ヲ受ケタルトキハ小作人ハ其ノ選擇ニ從ヒ之ガ爲ニ增加シタル負擔額ヲ小作料ノ支拂額ニ應ジ之ト引換ニ支拂フベキコトヲ地主ニ請求スルコトヲ得

第三十條　小作人ガ契約又ハ慣習ニ從ヒ小作地ニ播種又ハ栽植シタル作物、築造シタル工作物其ノ他ノ設備ニシテ小作地返還ノ際現存シ第二十七條及第二十八條ニ依リ其ノ費用ヲ償還セラレザルモノニ付テハ小作人ハ其ノ際ニ於ケル地主ニ對シ相當ナル價格ヲ以テ其ノ作物、工作物又ハ設備ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得地主又ハ前小作人ヨリ買受ケタル作物、工作物又ハ設備ニ付亦同ジ

第三十一條　前四條ノ償還又ハ請求ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ小作審判所ニ其ノ判定ヲ申請スルコトヲ得

第三十二條　小作地返還ノ際ニ殘存スル土地改良、工作物其ノ他ノ設備ハ小作人ノ負擔ニ於テ爲シタルモノト推定ス

第三十三條　小作權消滅ノ場合ニ於テ小作人ハ第二十七條及第二十八條ノ償還並第二十九條及第三十條ノ支拂ヲ受クル迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ耕作ノ中途又ハ小作人ノ損失最モ少キ時期ニ非ザル時期ニ於テ償還又ハ支拂アリタルトキハ其ノ收穫ヲ終リタルトキ又ハ爾後一年内ノ損害ノ最モ少ナキ時期迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ小作人ガ小作ヲ繼續スル間ハ其ノ小作權ハ消滅セザルモノト看做ス但シ償還又ハ支拂ヲ受クベキ日ヨリ二年間ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十四條　小作人ガ故意又ハ過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ著シク荒廢セシメ若ハ之ヲ毀損シタルトキハ地主ハ小作人ニ對シ之ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

小作審判所

第三十五條　小作審判所ハ區裁判所ヲ以テ之ニ充ツ

小作審判所ノ裁判權ハ區裁判所判事之ヲ行フ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ前項ノ裁判權ヲ行フベキ判事ハ地方裁判所長之ヲ定ム

第三十六條　小作審判所ノ管轄區域ハ區裁判所ノ管轄區域ニ依ル小作審判所ニ對スル申請ハ其ノ小作地所在地ノ小作審判所ノ管轄トス

第三十七條　小作審判所ハ第二條ノ短期小作權ノ設定、第三條ノ拒絕、第六條ノ小作權ノ讓渡、第七條ノ轉貸事由、第十一條ノ小作權ノ消滅、第十五條ノ代償割合及區域、第十六條ノ小作地變更、第十八條ノ小作料支拂ノ場所、第二十三條ノ相當小作料、第二十四條ノ相當小作料ノ變更、第二十五條ノ相當減免又ハ支拂猶豫、第三十一條ノ償還又ハ請求、第三十四條ノ賠償ニ付裁判權ヲ有ス

前項ノ判定ヲ爲スニ當リ小作權ノ存否、種類及小作地ノ範圍ニ付爭アルトキハ小作審判所ハ其ノ判定ヲ爲スコトヲ得

第三十八條　小作審判所ハ判定ニ先チ各當事者ニ一應本法ニ依ル仲裁契約ヲ締結スベキコトヲ勸告スルコトヲ得

第三十九條　本法ノ規定ニ依リ小作審判所ニ判定ヲ申請シ得ベキ事項ニ關スル訴ハ小作審判所ノ判決ニ對シ上訴シタル場合ノ外通常裁判所之ヲ受理スルコトヲ得ズ

第四十條　小作審判所ノ判決ハ通常裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

前項ノ判決ニ不服ナルモノハ控訴院ニ上訴スルコトヲ得

第四十一條　小作審判所ハ判定ヲ爲ス場合ニ於テハ左記ニ該當スル者ヨリ各一人ノ參與員ヲ選定シテ事實ノ判斷及意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ必要アリト認ムルトキハ小作審判所ハ參與員ヲ各三人ト爲スコトヲ得

一、農業ニ關スル知識又ハ經驗アル地主

二、引續キ三年以上農業ニ從事シ現ニ自作人ニシテ地主又ハ小作人ニ非ザル者

三、引續キ三年以上農業ニ從事シ現ニ小作人ニシテ地主ニ非ザル者

第四十二條　左ニ掲グル者ハ參與員タルコトヲ得ズ

一、當事者、其ノ親族、共同權利者及共同義務者
二、未成年者
三、小作審判所ノ管轄區域ニ住居セザル者
四、禁治產者及準禁治產者
五、二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

第四十三條 小作審判所ハ小作審判官其ノ他ニ判定上必要ナル事項ノ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第四十四條 小作審判所ニ對シ地主カ自作其ノ他ノ目的ヲ以テ第三條ノ判定ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ意思ガ相當期間自作其ノ他正當ノ事由アルニ非ズシテ單ニ小作人ヲ變更スルニ止マルモノナルトキハ小作審判所ハ其ノ申請ノ却下スルコトヲ要ス

第四十五條 本法ニ於テ小作審判所ノ判定スベキ相當小作料トハ相當ナル種類及數量又ハ相當ナル一定金額若ハ相當ナル種類及分配ノ割合ノ小作料ヲ謂フ

小作審判所ニ於テ相當小作料ノ判定ヲ爲スニハ左ノ事項ヲ斟酌スルコトヲ要ス
一、土地ノ生產力
二、風水害其ノ他災害ノ多少
三、勞力、肥料其ノ他小作地ノ經營ニ要スル小作人ノ支出
四、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル土地改良
五、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル現物小作料ノ改良

六、地主ノ爲シ又ハ負擔シタル土地改良

小作審判所ハ當事者双方ノ請求又ハ地方ノ慣行ニ從ヒ第二十五條第一項ノ適用ナキ一定金額ノ相當小作料ヲ判定スルコトヲ得

第四十六條　小作審判所ニ提出スル書類ニハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セズ

仲　裁

第四十七條　本法ニ依リ小作審判所ノ判定ヲ申請シ得ベキ事項ニ付テハ地主及小作人ハ契約ヲ以テ一人又ハ數人ノ仲裁人ヲシテ之ヲ判斷セシムルコトヲ得

第四十八條　仲裁契約ニ於テ仲裁人ノ選定ニ關スル定メナキトキハ地主及小作人ハ各別ニ一人ノ仲裁人ヲ選定ス

第四十九條　地主及小作人合意ヲ以テ一人ノ仲裁人ヲ選定スル場合ニ於テ當事者間ニ合意アラザルトキハ地主若ハ小作人カ各別ニ一人又ハ數人ノ仲裁人ヲ選定スル場合ニ於テ既ニ仲裁人ノ選定シタル一方ノ催告アリタル後七日内ニ相手方カ其ノ選定ヲ爲サザルトキハ小作審判所之ヲ選定ス

第五十條　民事訴訟法中仲裁手續ニ關スル規定ハ本法ノ仲裁ニ之ヲ準用ス但シ管轄通常裁判所ノ行フベキ事項ハ小作審判所之ヲ行フ

監　督

第五十一條　小作監督官ハ第四十三條ノ調査ヲ爲スノ外命令ノ定ムル所ニ依リ小作ニ關スル監督及調査ヲ爲シ小作ニ關スル爭アル場合ニ於テハ和解ヲ勸メ地主及ビ小作人ノ選定ニ依リ仲裁人タル權限ヲ有ス

第五十二條　小作監督官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ小作地ヲ臨檢シ耕作ノ狀況面積其ノ他必要ナル事項ヲ調査シ又ハ自

ラ之ヲ行ヒ收穫物ヲ檢査スルコトヲ得

小作監督官ハ職務ノ執行ニ必要ナルトキハ收穫作物ノ收穫調査ヲ命ジ又ハ自ラ之ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 小作監督官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ小作ニ關スル帳簿、記録其他必要ナル書類ノ提出ヲ命ジ之ヲ檢査シ必要ナル場合ニ於テハ訊問ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 小作權設定ノ約款ニシテ本法ノ規定ニ反スル特約ハ之ヲ無キモノト看做ス

罰　則

第五十五條 第七條又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

取得シタル利益ハ之ヲ小作人又ハ轉借人ニ返還セシメ其ノ既ニ消費シタルモノハ其ノ價格ヲ返還セシム

前項ノ返還ヲ爲スコト能ハザルトキハ之ヲ沒收又ハ追徵ス

第五十六條 第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス若シ當初明示シタルヨリモ低廉ナル價格ヲ以テ之ヲ賣却シタルトキハ其ノ差額ハ之ヲ沒收又ハ追徵ス

第五十七條 地主ガ小作審判所ノ判定ヲ以テ小作權設定ノ更新ヲ拒絕シタ場合ニ於テ故ナク小作審判所ニ申立テタル自作其ノ他正當ノ目的ニ使用セザルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十八條 第四十一條ノ參與員ハ刑法第九十五條、第百五十六條、第百五十七條、第百六十五條、第百六十六條、第百九十三條、第百九十七條、第百九十八條ニ付テハ之ヲ公務員ト看做ス

第五十九條 本法ニ依ル小作監督官ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ゲタル者又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

第六十條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條　本法ハ本法施行ノ際現ニ存スル永小作權及耕作又ハ牧畜ヲ目的トスル土地賃借權ニ之ヲ適用ス

第六十二條　本法施行前ニ設定シタル小作權ニシテ存續期間ノ定メナキモノ及其ノ期間ガ本法施行ノ日ヨリ七年内ニ滿了スルモノノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ七年トス

第六十三條　本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉貸借ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ二十年間ハ第七條ノ規定ヲ適用セズ二十年後ニ於テ第七條ノ規定ニ反スル轉貸借アル場合ニ於テハ小作權ノ讓渡アリタルモノト看做ス

總べて上に論ずる所を以て、私は我邦社會政策の一般に渉つて、其の主要事項に就いては、大體その實情と理論とを明かにし得たと信ずる。以上の外に尙ほ社會事業については說明すべく論議すべき多くのものがあるが、之は自ら又別個の研究に委ねるを可とするであらう。少くとも本書は紙數が之を許さないから、全然之には觸れないことにする。

附錄　日本社會政策年表

一　参考書

1　現代法令全集（日本評論社）

2　世界經濟年表（大阪商大經濟研究所）

3　日本勞働年鑑（大原社會問題研究所）

4　社會法と市民法（岩波書店）

5　日本社會事業大年表（刀江書院）

6　其他社會政策の教科書、論文等。

二　重點を法令欄にをく。

三　期間は明治末期以降。

四　三段に分ち

社會史・法令・施設

とする。

日本社會政策年表

社會史　法令　施設

明治六年（一八七三）

勝區舊跡等衆庶遊觀ノ場所ヘ公園設置（一、一五）

明治七年（一八七四）

恤救規則（一二、八）

明治二十八年（一八九五）

質屋取締法（三、一三）

同　右細則（七、二六）

明治二十九年（一八九六）

移民保護法（四八）

明治三十二年（一八九九）

工場法案農商工會議ニ諮問セラル

罹災救助基金法（三、二二）

臺灣罹災救助基金規則（一二、一二）

水難救護法（三、二九）

同　施行細則（七、二九）

同　取扱手續（七、二九）

行旅病人及行旅死亡人取扱法（三、二八）

行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件（六、一九）

外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者救護並取扱特例（六、一九）

行旅病人死亡人等引取及費用辨償ニ關スル件（六、一七）

北海道舊土人保護法（三、二）

同　施行規則（四、八）

船員法（三、八）

同　施行細則（六、一二）

明治三十三年（一九〇〇）

救育所ニ在ル孤兒ノ後見職務ニ關スル法律（三、一三）
救育所ニ在ル孤兒ノ後見職務執行ニ關スル特例（四、一三）
救育所ニ在ル棄兒、迷兒、遺兒其ノ他父又ハ母ニ於テ親權ヲ行ヒ難キ情況ニアル未成年者ノ後見ニ關スル件（三、二七）
精神病者監護法（三、一〇）
同　施行規則（六、二八）
未成年者喫煙禁止法（三、七）
鐵道營業法（三、　）
産業組合法（三、七）
感化法（三、一〇）

明治三十五年（一九〇二）

日英同盟成ル救貧案ノ提出（二月）　國勢調査ニ關スル法律（一二、二）

明治三十七年（一九〇四）

日露戰爭起ル

明治三十八年（一九〇五）

北海道罹災救助基金法（三、一）
道府縣罹災救助基金管理法（七、五）
工場抵當法（三、一三）
鑛業法（三、八）
鑛業抵當法
鐵道抵當法
鑛業法施行細則（六、一五）

明治三十九年（一九〇六）

內務省ヨリ公益職業紹介所設置獎勵ノタメ六大都市ニ補助金下附

傷病兵院法（四、七）

明治四十年（一九〇七）

傷兵院基金管理規則（八、三〇）

足尾、別子銅山罷業暴動起ル（二、四（足）六、四（別））

社會政策學會設立（九、一六）

世界的恐慌

日本社會黨解散（四、二二）

北海道幌内炭山坑夫放火暴擾、軍隊出動（四、二八）

片山潜、平民協會ヲ組織（一二、二二）

帝國紡績三池工場ノ女工同盟罷業

鐵道院内ノ現業員ノ共濟組合ニ關スル件（四、一九）

行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ樺太ニ施行スルノ件（一〇、一）

東京癈兵院設立（二月）

大阪婦人ホーム設立（五、二八）

明治四十一年（一九〇八）

恤救規則ニヨル國庫補助廢止（五月）

横濱電車同盟罷業解決（六、六）

赤旗事件（六、二二）

專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件（六、一九）

市町村ニ於ケル民勢調査ノ際申告ヲ拒ミ若ハ虚僞ノ申告ヲ爲シタル者等ノ處罰ニ關スル件（八、一一）

明治四十二年（一九〇九）

ハワイノ日本人勞働者四千名同盟罷業ヲ開始（五、一〇）

印刷局現業員ノ共濟組合ニ關スル件（三、一五）

遞信部内現業員共濟組合ニ關スル件（五、二六）

沖繩縣罹災救助基金法（三、三一）

同　法施行手續　四、一）

臺灣總督府鐵道部現業員共濟組名ニ鐵道現業員共濟法ヲ準用ノ件（三、二九）

產業組合法施行規則（八、二一）

東京本所ニ無料宿泊所開設（一一、七）

明治四十三年（一九一〇）

韓國併合

借地法案提出　不成立

大阪紡績會社松島分工場ニ同盟罷業（二、一六）

寶文社設立（九月）

水難救護法ヲ樺太ニ施行スルノ件（三、二三）

朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件（九、三〇）

明治四十四年（一九一一）

東京市電同盟罷業（一二、三一）
米價騰貴
片山潜等社會黨ヲ組織（一〇、二五）

工場法（三、二九）
電氣事業法（三月）

恩賜財團濟生會設立（五、三〇）
淺草、芝、小石川ニ市設職業紹介所設置（一一）

大正元年（一九一二）

日本勞働總同盟友愛會成ル（東京）（八、一五）
御內帑金百萬圓ヲ慈惠救濟費トシテ下賜（九、一三）

行旅死亡人ヲ火葬スルノ件（一〇、一八）
海軍造船造兵事業現業員ノ共濟組合ニ關スル件（三、二三）
海軍共濟組合規則（三、二八）

財團法人大阪職業紹介所設立（一一月）
東京市濟民協會設立（八、七）

大正三年（一九一四）

歐洲大戰勃發
大隈內閣成ル
慈惠救濟資金トシテ六十萬圓御下賜（五、二四）
名古屋電車賃値下運動暴動化

行政廳ヲシテ依囑ニ依リ、恩賜財團濟生會ノ事務ヲ施行セシムルノ件（二、二〇）
朝鮮水難救護令（四、七）
國際貿易統計作成ニ關スル協約（六、

東北凶作救濟會設立（一、一三）
右ヲ東北六州災害救濟會ト改稱（一、一四）
（右ニ十五萬圓御下賜）
免囚保護團體タル財團法人輔成會設

大正四年（一九一五）

賑恤資金百萬圓御下賜（一一、一〇）

大正五年（一九一六）

大阪ニ職工組合期成同志會設立（五月）

（二九）

米價調節ニ關スル勅令

無盡業法（六、二一）

無盡業法施行細則（一〇、五）

簡易生命保險法（七、一〇）

同　施行令（八、一八）

同　規則（八、一八）

工場法施行令（八、三）

工場法施行規則（八、三）

鑛夫勞役扶助規則（八、三）

統計ノ進歩改善ニ關スル件（五、一〇）

恩賜救恤資金窮民救助規定（朝）（一、四）

罹災救助基金法中追加（三、二八）

立　東京（七、三一）

恩賜財團濟生會病院開院（東京）（五、三〇）

大正六年（一九一七）

米價騰貴ス

内務省[illegible]課新設

[illegible]官制

大阪職工組合期成同志會成ル（八、一六）

東京市内米價騰貴（一一、七）

東京ニテ全國救濟事業大會開催（一一、一三）

十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業許可取扱方（八、三）

營業警察規則（八、三）

軍事救護法（七、二〇）

同施行ニ關スル件（一二、二〇）

同施行令（一二、八）

精神病者監護法ヲ樺太ニ施行スルノ件（一二、二四）

物價調節令

暴利取締令

請願令（四、五）

國立感化院令（八、二〇）

内務省救護課

東京府慈善協會（[illegible]一）設立（一〇、四）

大正七年（一九一八）

米騒動發ル……富山縣（八、三）

歐洲大戰休戰條約成立

元屯田歩兵救恤金下賜ニ關スル件（六、八）

救濟事業調査會設置（六、五）

經濟調査會設置

星製藥ニ關スル背任判決

米騒動波及

京、阪、名（八、一一）

神戸（八、一二）

東京（八、一三）

[illegible]ニ百萬圓下賜（八、一三）

米騒動ニ關スル新聞記事掲載禁止（八、一四）

宇部炭坑夫暴動（八、一七）

福岡縣嶺地炭坑夫暴動（八、一九）

山口縣[illegible]坑夫暴動（八、二六）

福岡縣二瀬炭坑坑夫暴動（八、二七）

佐賀縣岩谷炭坑坑夫暴動（八、二八）

長崎縣相知炭坑坑夫暴動（八、三〇）

熊本縣萬田炭坑坑夫暴動（九、四）

軍事救助基金法手續（三、二九）

北海道軍事救助基金法施行手續（三、二九）

勞働者募集取締規則　朝鮮（一、二九）

傭人扶助令公布（一一、二一）

勤儉貯蓄奬勵ニ關スル件（一一、二六）

大阪市設簡易食堂開設（六、一）

[illegible]救濟會設立（八、一五）

大正八年（一九一九）

國際勞働憲章宣示

第一回ワシントン國際勞働會議開催（十月—一）

大阪印刷工組合設立（一、四）

内務省保健衛生調査會、勞働者及小學校教員ノ家計調査ヲ行フ

大原社會問題研究所（二、九）

茨城縣常磐炭坑大騷動（三、六）

大阪鐵工組合成ル（五、一八）

日本勞働組合會發會（六、一四）

東京府職工生計調査ヲ施行（六月）

大阪市職工・勞働者ノ家計調査ヲ行フ（六月）

鐵道院、八時間勤務制採用ヲ發表（七、一一）

陸軍作業廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件（四、一）

林野現業員共濟組合令（六、二五）

林野現業員共濟組合規則（六、二八）

精神病院法（三、二七）

臺灣總督府地方廳ニ於テ質舖ヲ設ルコトヲ得ルノ件（一二、一）

臺灣總督府地方廳ノ設クル質舖ニ關スル件（一二、一）

朝鮮阿片取締令

樺太廳鐵道事務所及郵便局現業員共濟組合規則（一〇、一）

勞働保護協會設立（一、二二）

大阪市營宿泊所開設（六、一）

東京ニS・M・U設立（俸給生活者同盟）

京都市職業紹介所開設（六月）

大阪市中央職業紹介所開設（八、一）

財團法人勞資協調會設立（一二、二二）

埼玉縣ニ最初ノ小學校教員團體組織（七、[illegible]）
東京砲兵工廠有志小石川勞働會ヲ結成（八、[illegible]）
國際勞働調査委員會開催（八、五）
大日本鑛山勞働者同盟會設立（九、一）
住友各工場、勞働八時間制實施（九、二九）
川崎造船所八時間制ヲ實施（一〇、三）
大阪ニテ勞働代表反對全國勞働者大會開催（一〇、八）
日本勞働黨結成（一一、二四）

大正九年（一九二〇）

川崎造船所ニ我國最初ノサボタージュ
全國無産者大會東京ニ開催（一、[illegible]）

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件（四、一）
遞信部内職員共濟組合規則（一〇、四）

内務省社會局新設（八、二四）
財團法人協調會中央職業紹介所設立（一月）

二)
生活改善同盟會成立(東京)(一、二五)
大日本鑛山技手組合發會
八幡製鐵所職工大罷業(二、五――一〇)
東京市電從業員怠業(二、二七――二九)
日本最初ノメーデー
民間勞働組合ト官業勞働組合トノ大合同(五、一六)
借家人同盟民衆大會(東京
紡績組合(友愛會)發會(六、一三)
第一回公益職業紹介所主任會議(七月)
日本機械勞働組合成立(大正二〇、一)

警察共濟組合令(三、二四)
同　規則(七、一三)
縣內保護事業經費取扱規定(三、一)
鐵道院共濟組合規則(四、一)
罹災者救助規定(樺、九、一九)
關東廳遞信官署職員共濟組合規則制定(一一、一九)
朝鮮總督府遞信官署現業員共濟組合規則制定(一二、二九)

職業組合法案(農商務省)
勞働組合法案(憲政會)
疾病保險法案(憲政會)
治安警察法改正案(國民黨)
工場法中改正法律案及ビ鑛業法中改正法律案

全日本鑛夫總聯合會成立（一〇、二〇）

大正十年（一九二一）

國際聯盟成立。
農商務省三府五縣ノ工場職工家計調査施行（二月）
協調會家計調査施行（六月）
三菱造船所工場委員制實施（八、三一）
大日本勞働聯盟成立（八月）
日本最初ノ勞働學校（東京）（九、一六）
友愛會、日本勞働總同盟ト改稱（一〇、）
內務省社會局、東京市細民ノ家計調査施行（一一月）

住宅組合法（四、一二）
住宅組合法施行規則（七、六）
住宅組合登記取扱手續（七、六）
借地法（四、八）
借家法（四、八）
借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件（五、一三）
職業紹介法（四、九）
同施行令（六、二九）
米穀法（同）
米穀買入手續（五、三一）
國有林野現業員共濟組合規則中改正（一、七）
朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合ニ

小作制度調査會開カル
社會事業調査會設置（一、一三）
協調會中央職業紹介所開設（六、一）
內務省ニ社會事業打合會開催（七、一）
財團法人協調會中央職業紹介所ヲ中央職業紹介局ト改稱（七、一）
勞働保險調査會設置（一二、一〇）
治安警察法改正法案
工業勞働法案
小作法案
勞働委員會法案（協調會）

關スル件（五、二六）
臺灣總督府鐵道職員共濟組合規則（七、二九）
婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ調印（九、三〇）
黃燐々寸製造禁止法（四、一一）

健康保險法案
借地借家調停法案

大正十一年（一九二二）

社會局官制
日本車輛製造株式會社ノ職工七百名罷業（二、二五）
全國水平社設立（京都三、三）
大阪電燈株式會社罷業
日本農民組合結成（四、九）
關西勞働組合同盟會結成（四、二九）
機械勞働組合聯合會成立（東京、六、四）

關東州ニ於ケル住宅組合ニ關スル件（一一、一六）
借地借家調停法（四、一二）
保險健康法（四、二二）
海事作業廳所屬雇員以下現業員ノ共濟組合ニ關スル件（三、二九）
船員職業紹介法（四、一一）
同　施行規則（一一、一八）
船員職業紹介法第三條ニ依ル補助金

內務省社會局贊澤廢止會ヲ設置（七、一四）
社會局設置（一一、一）
過激社會運動取締法案（政府）
勞働組合法案（國民黨）
農業組合法案（國民黨）
工場法中改正法律案（國民黨）
失業保險法案（憲政會）
借家法改正法案

橫濱社會問題研究所
野田醬油株式會社職工大罷業（千五百名、七、二三——二八）
大阪最初ノ紡織勞働組合結成（九、二一）
大阪ニ日本勞働組合創立大會開催決裂（九、三〇）
農商務省鑛夫生計調査施行（九——・・）
東京府社會課、俸給生活者家計調査（一一月）

支給ニ關スル件（一一、一八）
失業ニ關スル條約（一一、二三）
未成年者飲酒禁止法（三、三〇）
少年法（四、一七）
少年法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件（一二、二九）
少年審判所設置ノ件（一一、一〇）
假出獄少年取締規則（一二、一八）
少年審判費用規則（一二、一八）
矯正院法（四、一七）
矯正院處遇規定（一二、一八）
人口動態調査令（一一、二）
同　施行細則（一一、二）
統計資料實地調査ニ關スル法律（四、一九）
朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合規則制定（三、二四）

小作調停法案

大正十二年（一九二三）

關東大震災
陪審法
小作制度調査會官制
野田醬油株式會社爭議再發（二、三―四、八）
大阪、電氣鑄工爭議（三、二）
全日本鐵工勞働組合成立（大阪四、五）
全國購買組合聯合會設立許可（五、一四）
中部勞働組合聯合會組織（五、二六）
東京池貝鐵工所爭議（六、二五）
官業勞働關西同盟會設立（七、二〇）
千萬圓御下賜（九、三）

製鐵所共濟組合規則（一、一八）
簡易生命保險法改正法
內務省直轄土木事業ニ從事スル現業員ノ共濟組合ニ關スル件（七、三）
土木事業從事員共濟組合規則（七、二〇）
造幣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件（一、二二）
造幣局共濟組合規則（一、二三）
傷兵院法施行規則（三、三一）
精神病院法施行令（六、三〇）
同　施行規則（六、三〇）
工業勞働者最低年齡法（三、三〇）
船員最低年齡法（三、三〇）
同　施行令（一一、二〇）

矯正院開設（一、一）
少年審判所設置（東京市、大阪市一、一）
國際勞働局帝國事務所設置（一一、一五）
協調會中央職業紹介局廢止（三、三一）
職業紹介事務局設置（四、一）
大阪職業輔導會發會（四、三〇）
社會局健康保險部設置（六、一）
勞資協調會館開館（東京市芝公園、六、二三）
船員職業紹介委員會設置（八、二八

借家人同盟會（神田）
東京市中央職業紹介所活動
海軍各工作廠、軍需整理職工ノ解雇（一一、二〇）
神戸日本郵船社員爭議、停船（十一月）
岸和田、和泉、寺田紡績會社爭議（一一月）
日本勞働組合聯合成立（大阪、一二、一五）

船員最低年齡法施行細則（一一、二〇）
農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約（一二、一九）
朝鮮感化令（九、三）
中央卸賣市場法（三、三〇）
中央卸賣市場ノ區域ノ指定（一二、一七）
中央卸賣市場法施行規則（一〇、二九）
同令法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ニ關スル件（一〇、二九）
中央卸賣市場補助金交付規則（一〇、二九）
勞働統計實地調査令（五、一三）
勞働統計實地調査施行規則（六、一〇）
暴利取締、支拂延期

京濱各地ニ食糧局出張所設置（九、二〇）
工場監督官會議
遞信局長官會議
專賣局長官會議
鑛務監督官會議
六大都市職業紹介所長事務打合會
職業紹介事務局官制ノ發布
職業紹介聯絡事務打合會
全國職業紹介所長宛社會局ノ諮問
船員職業紹介委員會官制公布
保險局設置計畫
生活費低減諸施設
產業組合調査會ノ設置
蠶絲業法改正法案ノ審議
農村副業獎勵善後策
小作爭議問題ニツキ統制調査會

治安維持ノ爲ニ緊急勅令

工場法改正法律（三、二九）

瓦斯事業法

臨時物資供給令及同特別會計令（九、二二）

産業組合中央金庫法（四、五）

市町村義務教育費國庫負擔法（三、二七）

同　施行令（六、一八）

恩給法（改正）（四、一三）

恩給法施行令（八、一六）

船員ノ最低年齢及健康證明ニ關スル法律（三、二九）

産業組合中央金庫法（四、六）

同　施行規則（七、五）

工場統計規則（一二、一一）

第十四回帝農總會

帝國農政協會協議會

大阪府社會課、鮮人專門職業紹介所設置

朝鮮總督府、下關驛ニ鮮人職業紹介所設置

對震災諸施設

大正十三年（一九二四）

阪神電鐵、大阪市電從業員同盟罷業
社會事業助成費等御下賜（一、一六
一、二六）
官業勞働同盟吳海工會設立（吳、三、
一六）
第一回農民デー開催（四、九）
神戸市定居細民生計調査（八月—
關東勞働組合總合會組織（九月）
別子勞働組合（一一、二一）
總同盟關東同盟會分裂（第一回、一
〇六）
全國勞働統計實地調査施行（一一、
一〇）
全國勤儉週間（一一、一〇——）

借地借家臨時處理法（七、二二）
職業紹介法施行規則（一一、二七）
勞働者募集取締令（一二、二九）
勞働者使用取締規則（樺、四、一三）
海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ
強制體格檢査ニ關スル條約（八、七）
海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ
定ムル條約（八、七）
小作調停法（七、二二）
同右施行期日及施行ノ地域指定ノ件
（九、二六）
小作調停ノ手數料等ニ關スル件（一
一、一三）
關東州[illegible]令（一、二七）
雇人口入營業取締規則中改正（五、

職業紹介委員會設置（二、二一）
産業勞働調査所設立（東京）（三、
一）
臨時震災救護事務局廢止（三、三一）
フエビアン協會設立（東京）（四、
二一）
恩賜財團慶福會ノ設立
財團法人同潤會ノ設立
職業紹介委員會官制公布
自作農地創定施設要綱（小作制度調
査會答申ノ案）
第三回帝國農政協會大會
帝國農會米穀法改正運動
第十五回帝國農會總會
婦人宿泊所（東京、横濱）

一六）
鑛業法中改正（七、二二）
借地借家調停法中改正（七、二二）
遞信部内職員共濟組合規則中改正、（一〇、二一）
簡易保險規則中改正（六、九）

大正十四年（一九二五）

治安維持法
普通選擧法
社會局勞働組合法案公表
全國勞働組合協議會成立（二、三）
八幡ニ無產者民憲黨（三、六）
生野鑛山坑夫罷業（四、二六）
日本勞働組合評議會創立（五、二四）
貝島炭鑛坑夫大罷業（七、五）

營利職業紹介事業取締規則（一二、一九）
農林省統計報告規則（一〇、二八）
商工省統計報告規則（一〇、二八）
會社統計規則（一〇、二八）
輸出組合法
重要輸出品工業組合法
失業統計調査令（五、二三）
朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合規

國際勞働協會設立（三、二二）
失業救濟ノタメノ地方債
日本フエビアン協會解散（一二、二五）
東京大阪兩地方職業紹介委員會ノ設立
市町村職業紹介委員規程ノ作製
職業紹介事務局官制改正
地方職業紹介事務局長會議

最初ノ國際無産青年デー（九、六）
關東勞働組合聯合會創立（九、二一）
全國失業者（内閣統計局）一〇五、
五九五
大阪社會事業聯盟（一〇、一三）
日本農民黨結成（一〇、一七）
富士紡川崎工場職工爭議（一一、一
一一、三〇）
岐阜縣ニ小作爭議
東京市社會局、勞働者家計ノ調査

則（四、一）
臺灣總督府專賣官業共濟組合規則、
（六、一〇）
職業紹介法施行令中改正（六、二四）
製鐵所共濟組合規則中改正（一一、
一九）
船舶職員法施行細則中改正（一一、
二五）
治安維持法（四、二一）
借地法及借家法施行期日及施行地域
ニ關スル件（四、一〇）
借地借家調停法ノ施行期日及施行區
域ニ關スル件（四、一〇）
治安警察法中改正法（四、八）
鑛業警察規則（五、九）

大阪府失業防止委員會ノ設置
東京市自由勞働者失業救濟委員會ノ
設置
大阪市勞働共濟會失業共濟實施
六大都市日傭勞働者失業救濟事業實
施
工場監督課諸調査ヲ行フ
産業福利協會ノ設立
船舶無線電信施設法公布
生活費低減ノタメノ施設
神戸勞働保險組合ノ設立
預金部ノ社會事業資金貸付
簡易保險積立金貸付
第十六回帝國農會總會（一〇、二七
—）

大正十五年（昭和元年）　一九二六

治安警察法第十七、三十條廢止
普通選擧法施行
資本利子稅法制定
相續稅法改正
小作法案立案
府縣社會事業費低利貸付
京都學生事件檢擧(一、一五)
共同印刷所職工總罷業(一、二〇)
日本勞働組合聯合會分裂(一、二〇)
勞働立法反對大阪全勞働者大會(二、三)
獨立勞働協會(二、六)
勞働法案反對示威運動(東、大阪、京、神、横、岡山、三、七)
全日本鐵道從業員組合(三、一一)
第一回建國祭(二、一一)
職業婦人聯盟(大阪)(二、一一)

健康保險法施行令(六、三〇)
同　施行規則(七、一)
現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金增額ニ關スル件(一二、二九)
專賣局共濟組合規則(一二、三〇)
陸軍共濟組合規則(九、一六)
海軍共濟組合規則(一二、三〇)
郵便年金法(三、三〇)
郵便年金令(八、一〇)
郵便年金規則(八、一一)
工業勞働者最低年齡法施行規則(六、七)
工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約(八、一九)
勞働爭議調停法(四、九)
同　施行令(六、二四)
同　法第一條第一項第六號ノ事業ヲ定

金融制度調査會設置
社會局、母子扶助法制定準備ノ調査開始(六月)
社會事業調査會設置決定(六、二一)
婦人兒童賣買禁遏國民委員會成立(一〇、一二)
東京ニ全國兒童保護事業會議(一一、二)
名古屋地方職業紹介委員會成立
知識階級失業者職業紹介施設改善要綱
知識階級者海外職業紹介斡旋
第一回職業紹介事業講習會
職業紹介ニ關スル會議
中央職業紹介事業研究會
郡廢ニ伴フ吏員ノ失業對策
知識階級者就職斡旋協議會(神戶市)

東京電機工友會（二、一一）
總同盟大阪紡織勞働組合設立（二、二八）
勞働農民黨（三、五）
日本農民組合分裂（三、一一）
關東木材勞働組合（四、四）
濱松樂器爭議（四―一一）
學生消費組合（五、一）
自由勞働同盟（六、一七）
日本交通總同盟（六、二七）
横濱市電爭議（六）
全日本農民組合同盟（六月）
青年訓練所開設（七、一）
全鮮左傾分子大檢擧（七、二四）
東洋モスリン罷業（八、六）
横濱S・M・U設立（八、二八）
石川島造船所爭議（八月）

ムルノ件（七、一〇）
勞働者募集取締令
健康保險法改正（三、二九）
健康保險特別會計法
工場法改正
鑛夫勞役扶助規則改正（六、二四）
救貧法（五、二五）
傭人扶助令中改正（六、三〇）
暴力行爲等處罰ニ關スル法律
産業組合法中改正（四、六）
工場法施行規則中改正
簡易生命保險法中改正（三月）
農業倉庫業法中改正（三、二七）
自作農創設維持補助規則（五、二一）
市町村義務教育費國庫負擔法中改正

少年職業紹介就職斡旋協議會（神戸市其他）
國際勞働協會ノ失業防止策要綱
日鮮勞働者失業救濟事業實施
工場監督官會議開催（六月）
災害豫防勞働衞生講習會
工場附屬寄宿舍規則案要綱（社會局私案）
生活費低減施設（住宅、公益市場、共同宿泊所、簡易食堂、公益浴場、公益質屋）
不良住宅地區改良法案要綱
文政審議會義務教育年限延長建議案
小學校令改正ト幼稚園令制定
社會教育主事會議
兒童扶助法案要綱
感化院法改正諮問

プロフインテルン日本支部
東京市水道局罷業
全國家計調査實施（九月）
東京ニ日本農民黨（一〇、一七）
日本海員組合合同（一〇、一六）
東京計器健康保險組合（一一、一五）
關東消費組合聯盟（一一、一七）
淺野セメント等ニ健保ニ反對ノ爭議（一一月）
日本共產黨再組
社會民衆黨結成
日本勞農總聯合
日本勞農黨
東京市電總罷業（以上一二月）

岡山孤兒院ノ解散
小作法制定準備
帝農第十七回總會
恩給制度改正計畫
文部省、小學校教員保健施設計畫
賃銀前借制廢止計畫
婦人ノ坑内勞働及深夜業禁止ノ決議（國際勞働協會）
少年求人求職者取扱並就職後ノ指導保護要領（通達）
移民、移人民ニ對スル施設

昭和二年（一九二七）

人口食料問題調査局官制

不良住宅地區改良法（三、三〇）

健康保險法ニヨル保險給付開始（一

臺灣銀行破綻
勞働組合法案提出　不成立
日本水平社（京都）
磐城炭坑爭議
大阪ニ日本勞農總聯合創立大會、（一、二五）
臺灣社會事業奬勵費御下賜
朝鮮自由勞働組合（東京）
惡法反對全國無產團體協議會（二、二三）
慈惠救濟資金下賜
全日本農民組合發會式
日本農民總同盟（東京）
日本郵船司厨部大罷業
水產勞資總聯盟
大日本紡績會社大罷業
東京朝鮮勞働組合

同　施行令（七、一三）
同　施行規則（十、一三）
防火地區內借地權處理法（四、一）
工場附屬寄宿舍規則（四、六）
勞働者募集取締規則（樺）（四、六）
公益質屋法（三、二一）
同　施行規則（七、一六）
同法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ件（七、一六）
地方農林統計費補助規則（六、七）
海外移住組合法
健康保險法施行令中改正（三、一二）
勞働統計實地調査令中改正（五、一一）
關東廳警察共濟組合令（六、六）
同　規則
花柳病豫防法（四、四）

一）
東京ニ知識階級職業紹介所設置（五、一）
移民收容所官制
勞働者扶助法案要綱
工場法中改正法律案
工場監督官會議
身體障害ノ程度ノ標準制定
工場災害防止及ビ勞働衛生講習會
交通、土木、建築勞働者災害保障法ノ立案
勞働保險調査會開催
健保診療組織ノ完備
健保改正運動
有社會局改正案
義務敎育年限延長問題
義務敎育費國庫負擔金增額問題

四國地方評議會
南海鐵道大罷業
野田醬油大勞働爭議罷業ニ發展（九月）
全國婦人同盟
日本勞農黨第一回大會（東京、一二、二七）
全國ニ兵役短縮デー

昭和三年（一九二八）

經濟審議會官制
治安維持法改正
第一次朝鮮共產黨事件ノ判決
日本共產青年同盟
解放運動犧牲者救援會
第二次共產黨事件
倉敷紡績爭議

國立感化院規則中改正（四、六）
感化法施行規則中改正（四、六）
廢兵院法施行規則中改正（四、六）
國立癩療養所官制（一〇、一〇）
癩療養所職員制中改正
癩豫防ニ關スル施行規則中改正、（一二、三一）
船員最低年齡法（改正二、二、三）
勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約（一一、八）
勞働者職業病補償ニ關スル條約（一一、一八）
雇員扶助令公布（六、八）
關東州阿片令中改正（七、二七）

全國工場鑛山勞働者敎育協議會
小作法草案
自作農創定ニ關スル地方主任會議
農地金庫案
帝農總會（第十八回）
勞働者災害扶助法案（審議未了）
工場危害豫防及衞生規則案要綱發表
工場法中改正法律案
工場監督主任官會議
安全委員會
健康保險署長會議
船員保險法案要綱（社會局案）

内閣印刷局爭議
勞働農民黨等ニ解散命令（四、一〇）
日本勞働組合協議會全國準備委員會結成（四、一五）
河上博士職ヲ辭ス（四、一六）
新人會解散　（四、一七）
京、九、東北大社會科學研究室解散（四月）
日本海員組合大會、最低賃銀制ノ件ヲ可決
東洋モスリン龜戸工場爭議
全國社外船從業員同盟罷業
東洋モスリン金町工場罷業
日本紡績橋場工場爭議
富山縣ニ電氣料値下爭議
南海電鐵爭議
大阪メリヤス爭議

鑛夫勞役扶助規則中改正（九、一一）
治安維持法中改正（六、二九）
職人扶助令中改正（六、二七）
健康保險法施行規則中改正（四、一七）
海軍給與令中改正（六、二九）
海軍共濟組合規則中改正（六、二[illegible]）
土木事業從事員共濟組合規則中改正（九、二五）
陸軍職工規則中改正（五、五）
郵便年金積立金運用規則（八、三一）
學齡兒童就學獎勵規定（一一、四）
花柳病豫防法施行令（六、二二）
同　施行規則（六、二三）
關東廳救濟所規定（七、三一）
船員最低年齡法施行期日ノ件（一二、一〇）
遞信局共濟組合規則中改正（四、六）

全國實業補習教育會議
農業經營上ノ各種獎勵金
帝國農會大會（一、二四）
第十九回帝國農會通常總會（一一、二四）
小店員女店員保護法制定計畫
海外移住組合聯合會總會
國立移民收容所

芝浦製作所爭議
日本鋼管爭議
日本勞働組合總聯合大阪聯合會結成
全國非戰同盟
御大禮賑恤金下賜
日立製作所爭議
東京ガス爭議
政治的自由獲得勞農同盟改組
日本勞働組合協議會全國代表者會議
臺灣阿片令改正

林野現業員共濟組合規則中改正（八、三〇）

昭和四年（一九二九）

社會政策審議會官制
東京市電ストライキ（十二月）
臺灣社會事業團體ニ下賜金
東京府消費組合協會

朝鮮簡易生命保險令（五、四）
救護法（四、二）
工場危害豫防及衞生規則（六、二〇）
鑛夫雇傭勞役扶助規則（樺一一、三）

社會政策審議會設置（七、一九）
同　廢止（一二、二八）
勞働者災害扶助法案
禁酒法案

横濱市電罷業
横濱ドック總罷業
東京モスリン爭議
四・一六事件
東洋モス爭議
東京交通勞働組合
日本農民總同盟及全日本農民組合
合同
東京市電從業員三千名整理
東京市社會局、知識階級ノ失業登錄
代田橋小作爭議暴動化
社會事業ニ下賜金
勞農黨結成（一一、一）

資源調査法（四、一二）
同法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル
ノ件（一一、二一）
資源調査令（一一、二一）
關東州及南滿洲鐵道附屬地並ニ南洋
群島ニ於ケル資源調査ニ關スル件
（一一、二〇）
臺灣資源調査規則（一二、三〇）
工場調査規則（一一、二八）
工場調査規則第一條第二項ノ規定ニ
依リ原料及材料原動機並ニ作業機
械及設備ノ種類（一一、二八）
工場調査規則第一條第三項ノ規定ニ
依ル生産分類（一一、二八）
農業調査規則（一一、二九）
農業調査令（四、二四）
農業調査施行規則（四、二四）

肥料管理法案
勞働組合法案
工場法中改正法律案
家借法中改正法律案
健康保險法中改正法律案
公娼廢止ニ關スル法律案
健康保險署長會議（九、二三 ）
健康保險課長會議
勞働保險調査會總會（第十三、十四回
船員保險法案要綱
勞働者教育協議會
社會教育局分課規定
米穀調査會設置
帝國農會第三十回總會
拓務省開設

海事資源調査規則（一一、一七）
地方鐵道及軌道資源調査規則（一二、一四）
物價調査規則（一一、二六）
絲價安定融資補償法
工場深夜業廢止
朝鮮警察共濟組合令（一二、二）
同　規則（一二、二九）
臺灣警察共濟組合令（一二、二九）
陪審法中改正（四、四）
社會政策審議會官制中改正（七、一八）
工場法中改正（三、二七）
工場法施行令中改正（六、二五）
工場法施行規則中改正（五、一八）
工場附屬寄宿舎規則中改正（八、二三）

鑛夫勞役扶助規則中改正（六、二六）
船舶職員法中改正（四、一）
社會局官制中改正（七、三〇）
健康保險署官制廢止（七、三〇）
健康保險特別會計法中改正（三、二七）
健康保險法中改正（三、二七）
同　施行令中改正（五、二八）
同　施行規則中改正（六、一）
土木事業從業員共濟組合規則中改正（三、二七）（五、二九）
造幣局共濟組合規則中改正（六、一及一一、二）
製鐵所共濟組合規則中改正（五、三〇）
專賣局共濟組合規則中改正（六、五）
海軍共濟組合規則中改正（一二、五）

陸軍共濟組合規則中改正（六、二〇）
遞信省内職員共濟組合規則中改正、（五、三一）
雇員扶助令施行規則（七、二七）
小作調停法中改正（五、二八）
移民保護法施行細則中改正（五、二八）
朝鮮簡易生命保險規則（九、二五）
癩豫防ニ關スル件中改正（三、二七）

昭和五年（一九三〇）

産業合理局官制
失業防止委員會官制
地方失業救濟事業費國庫補助[illegible]萬圓支出決定（三、二五）
新潟小作爭議暴動化
鐘紡淀川工場大罷業

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約（一二、一五）
資源調査法第一條ノ規定ニ依ル陸軍軍需品ノ生産能力調査ニ關スル件、（一二、一一）

臨時産業審議會
東京市自由勞働者失業保險開始（一二、一一）
失業防止委員會（四、一六）
勞働組合法案
借家法中改正法律案

同兵庫工場大罷業
東京市電總罷業
神戸市電罷業
全國勞働組合同盟
一般使用人組合
東洋モスリン龜戸工場罷業
ガス値下東京市民大會
全國私設社會事業團體ニ下賜

同　海軍軍需品ノ生産能力調査ニ關スル件（一二、一六）
輸出補償法
臺灣警察共濟組合規則（一、一一）
健康保險積立金運用規則（一、一七）
臺灣總督府營林現業員共濟組合令（三、三一）
強制勞働ニ關スル條約調印（六、二八）
工場法施行規則中改正
船舶職員法施行細則（二、一五）
簡易生命保險積立金貸付方針（六、一三）
簡易生命保險規則中改正（七、一五）
臺灣總督府癩療所官制（九、二七）
臺灣總督府營林共濟組合規則（四、一六）

失業手當法案
工場監督主任官事務打合會（四、一四——一五）
鑛務監督主任打合會
勞働者災害扶助法案
勞働者災害扶助責任保險法案
健康保險組合事務打合會
健保課長會議
勞務者教育協會具體案
農山漁村救濟低資供給
帝農二十一回總會
全國職業指導協議會
ブラジル移民金融機關設立案
失業防止委員會ノ內外移住民問題大會

昭和六年（一九三一）

滿洲事變起ル
小作法案提出
日本農民組合成
全國社會事業團體ニ下賜
東京芝浦製作所罷業
日本商工會議所、勞働組合法案反對
建議決
日本經濟聯盟會、勞働組合法案反對
聲明
預金部融通失業者
救濟事業資金

勞働者災害扶助責任保險法（四、二）
同　施行令（一一、二八）
同　施行規則（一一、二八）
救護法施行令（八、一一）
同　施行規則（八、一一）
入營者職業保障法（四、二）
同右ヲ朝鮮・臺灣及樺太ニ施行スル
ノ件（一一、三一）
同　施行令（一〇、三一）
同　施行規則（一〇、八一）
關東州及南滿洲鐵道附屬地並ニ南洋
群島ニ於ケル入營者職業保障ニ關ス
ル件（一〇、三一）
勞働者災害扶助法（四、二）

同上委員會設置（四、一一）
小作法案
治安警察法中改正法律案
勞働組合法案
勞働爭議調停法中改正法律案
船員保險法案
鑛山監督局長會議
小兒保險ノ制定
健保課長會議
第一回勞務者教育協議會
農林審議會設置
農業保險要綱
帝國農會第二十二回總會（一〇、二
八――）
失業防止委員會　知識階級失業對

同　施行令（一一、二八）
同　施行規則（一一、二八）
國立公園法（四、一）
同　施行令（九、一九）
同　施行規則（九、一九）
家計調査施行規則（七、一一）
重要産業統制ニ關スル件
蠶絲業組合法
軍事救護法中改正（三、三〇）
軍事救護法施行令（一一、七）
土木事業從業員共濟組合規則中改正（七、二四）
專賣局共濟組合規則中改正（一二、二一）
林野現業員共濟組合規則中改正（八、三一）
陸軍職工規則改正（七、三）

米穀法中改正（三、三一）
米穀法施行令（六、三〇）
米穀法施行規則（七、一）
産業組合中央金庫法中改正（五、二三）
保險募集取締規則
刑事補償法（四、一）
簡易生命保險法中改正（三、三一）
簡易生命保險令中改正（六、一九）
同　規則中改正（八、一八）
軍人遺族記章令（八、四）
癩豫防法中改正（四、一）
寄生蟲病豫防法（四、一）

昭和七年（一九三二）

失業對策委員會官制
米穀統制調査委員會官制
供給勞働者扶助令（一、八）
強制勞働ニ關スル條約（一二、七）
大阪市、失業保險制度ヲ實施（六、一）

五・一五事件
日本フアシズム聯盟
横濱市電總罷業
東京地下鐵罷業
東京府下活動寫眞說明者總罷業
東武鐵道大罷業
三井、失業救濟金寄附
寺田紡績爭議（七、一六）
日本勞働組合會議
東京市電氣局爭議惡化、強制調停法適用
日本勞働同盟
尼崎汽船爭議
玉川電車罷業
國民精神文化研究所官制

朝鮮小作調停令（一二、一〇）
米穀貯藏獎勵規則（一一、二八）
朝鮮穀物檢査令（九、二四）
救護法（實施）
商業組合法
金錢債務臨時調停法（九、六）
資本逃避防止法
罹災救助基金法中改正（九、八）
產業組合法中改正（九、六）
同　施行規則中改正（九、一〇）
產業組合中央金庫法中改正（九、六）
產業組合中央金庫特別融通及損失補償法
自作農創設維持補助規則中改正（九、三）
經濟更生部設置ニ關スル勅令（九、二六）

失業對策委員會設置（七、二二）
失業防止委員會廢止（七、二二）
農林負債整理組合法案
工場監督主任官協議會
鑛山監督局長會議
非常時局匡救諸問題
健保課長會議
農山漁村經濟更生ニ關スル諸施設
帝農總會（第二十四回）

農山漁村共同作業場獎勵規則（一〇、三一）
農山漁村經濟更生計畫助成規則（一〇、六）
農村經濟更生中央委員會規定（一一、一八）
米穀法施行令中改正（一〇、一）
寄生蟲病豫防法施行規則（七、二三）

昭和八年（一九三三）

外國爲替管理委員會官制
國際聯盟脫退通告
日本遞信從業員組合
日本產業勞働俱樂部
日本製鐵從業員組合
日本港灣從業員組合
閘門、艀船頭總罷業

郵便年金掛金一時拂ノ場合ニ於ケル豫定利率及掛金額（九、二五）
兒童虐待防止法（四、一）
兒童虐待防止ニ依ル費用負擔及國庫補助ニ關スル件（八、二）
同法第七條ニ依ル業務及行爲ノ種類指定ノ件（八、二）

農漁業災害保險法案
農業保險法案
漁船保險法案
工場監督主任官事務打合會議
鑛山監督局長會議
健保課長會議
勞務者教育協議會

愛國運動一致協議會

少年救護法（五、五）

米穀統制法（三、二九）

同　施行令（一〇、二三）

同　施行規則（一〇、二四）

米穀ノ買入代價ニ對シ金利加算ニ關スル件（一二、二七）

米穀統制法ノ一部ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行スルノ件（一〇、二三）

米穀統制法第七條ノ規定ニヨル米穀ノ輸入又ハ輸出ノ制限ニ關スル件、（一一、二〇）

米穀統制法施行規則（一一、一一）

國家重要研究事項（九、一五）

農村負債整理組合法（三、二八）

外國爲替管理法

勞働者災害扶助法施行規則中改正（九、六）

農山漁村經濟更生計畫

帝農第二十五回總會

借地法案要綱

同　施行令中改正（一二、一二）
海陸共濟組合規則中改正（一〇、九）（一二、二〇）
移民保護法施行細則中改正（七、一四）
恩給法中改正（四、八）
恩給法施行令中改正（九、九）
恩給給與規則中改正（九、九）（一二、一一）
米穀需給調節特別會計法中改正（三、二八）
米穀法施行令中改正（六、一）
米穀法施行規則中改正（六、三）
米穀統制委員會官制
米穀委員會官制廢止
農業動產信用法（三、二八）
職業紹介法施行規則中改正

簡易生命保險規則中改正（一〇、五）

昭和九年（一九三四）

滿洲國帝政實施
第五回婦選大會
大阪ニ愛國勤勞祭
遞友同志會分裂
東京市電全線罷業
風水害罹災民ニ内帑金御下賜
三井合名、農村救濟費寄附
遞信從業員聯盟結成大會（東京）
東北冷害凶作救恤金御下賜
日本勞働組合總聯合會
大會　日本主義原則ヲ採用
日本勞働組合全國評議會結成大會

簡易保險健康相談所規則（九、一四）
日本製鐵株式會社ノ從業者ニ對スル扶助ノ特例ニ關スル件（一、二五）
旭川市舊土人保護地處分法（三、一四）
少年救護法施行令（九、二九）
同　施行規則（九、二九）
少年救護法第二十四條第一項但書ニ依ル承認ニ關スル規則（一〇、二二）
公益質屋法ヲ樺太ニ施行スルノ件、（一一、八）
政府所有米穀特別處理法（三、二九）
同　施行令（五、一九）
賃銀調査規則（三、二四）

國民生活安定ニ關スル原案要綱
工場監督主任官事務打合會議
鑛山監督局長會議
土石採取場安全及衛生規則（五、三）
健保課長會議
勞務者輔導學級實施要項
勞務者教育協議會
米穀對策
蠶絲對策
時局匡救對策――農村工業化運動――
――農山漁村經濟更生計畫實施
關東廳救療所（四、二五）
米穀局（農林省内）設置
凶作地對策

右ニ依リ調査ヲ爲スベキ商工會議所
及調査勞務者ノ種類（三、二四）
健康保險法中改正（三、二六）
同　施行令中改正（一二、二七）
鑛業法中改正（三、二八）
船舶安全施行令
陸軍共濟組合規則中改正（六、一四）
殉職學校職員表彰規定（一一、三〇）
米穀對策調査會官制（九、一）
東北振興調査會官制（一二、二四）
凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時
交付ニ關スル法律（一二、一〇）
臨時米穀移入調節法（三、二九）
農業倉庫業法中改正（三、一一）
農會法中改正（四、六）
朝鮮農地令（四、一一）
職業紹介法施行規則中改正（一二、

東北聯合經濟更生協議會決議事項、
（大原年鑑所載）
帝農第二十六回總會　其ノ諸建議
（大原年鑑）

一八）
廢兵院法中改正（三、二五）
簡易生命保險規則中改正（六、一四）
米穀處理委員會官制（五、一八）
勞働者災害扶助法施行令中改正實施（一、一五より）

昭和十年（一九三五）

罹災救助基金ノ貯蓄額ニ關スル件、（二、一六）
工場法中改正法律（三、三〇）
勞働者災害扶助法中改正法律（三、三〇）
外國勞働者取締規則（關）（三、九）
内閣審議會、内閣調査局官制（五、一〇）
社會保險調査會官制（七、二六）

社會保險調査會設置（七、二七）
臨時東北振興事務局設置
退職積立金法案
米穀自治管理法案
米穀統制法中改正法律案
籾共同貯藏助成法案
肥料業統制法案
借地借家調停法中改正法律案
小作調停法中改正法律案

青年學校令（三、三〇）
鑛業法中改正（三、二九）
健康保險法施行規則中改正（五、一）
勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正（三、二二）
專賣局共濟組合規則中改正（三、一九）
海軍共濟組合規則中改正（一〇、二八）
林野現業員共濟組合規則中改正（六、一）
朝鮮船舶安全令（一、一二）
移民保護法施行細則中改正（七、二二）
農村工業獎勵規則
米穀統制法施行令中改正
不動産融資及損失補償中改正（三、

小作法案
農家食糧差押禁止法案
國民保健施設充實ニ關スル法律案
工場監督主任官事務打合會議
健保課長會議
東北振興調査會第一回總會
帝農第二十七回總會

二七）

滿洲ニ於ケル死歿者臨時特別賜金賜與規程（四、八）

朝鮮癩豫防令（四、二〇）

朝鮮痲藥取締令

昭和十一年（一九三六）

警察共濟組合貸付規程（一、三）

同　預託規程（一、三〇）

職業紹介法中改正法律（五、二七）

鑛夫勞役扶助規則中改正ノ件（七、六）

退職積立金及退職手當法（六、三）

昭和十二年（一九三七）

救護法中改正法律（三、三一）

母子保護法（三、三一）

軍事救護法中改正法律（三、三一）

北海道舊土人保護法中改正法律（三、三一）

昭和十二年八月十一日印刷
昭和十二年八月十四日發行

『日本社會政策』　定價 二圓

著作者　河田嗣郎

東京市京橋區京橋三丁目一番地
發行者　千倉豐

東京市神田區神保町三丁目二九ノ一號
印刷者　山縣稱一

發行所　東京・京橋 第一相互館
千倉書房
電話京橋（三七一六・八一一五・八八七九）
振替東京九七八

青野印刷所整版　山縣印刷株式會社印刷　勝井製本

工業經營全書

定價各冊 **一圓八十錢** 送料十四錢（內容見本進呈 申込金不要）

（＊印は既刊）（昭和十二年八月現在 以後各月一冊配本）

卷	書名	著者
第一卷	＊工業經營總論	理化學研究所長・工博 大河內正敏
第二卷	＊纖維工業經營	桐生高工校長・工博 西田博太郎
第三卷	機械工業經營	東京工大教授・工博 關口八重吉
第四卷	化學工業經營	東京工大教授・工博 內田壯
第五卷	電氣化學工業經營	橫濱高工校長・理博 富山保
第六卷	工業經濟論	京都帝大助教授 大塚一朗
第七卷	＊工業立地論	東京工大講師・拓大教授 川西正鑑
第八卷	工場設備	東京工大教授・工博 大槻喬
第九卷	勞務管理	勞働科學研究所・文博 桐原葆見
第十卷	賃銀論	東京商大教授・商博 增地庸治郎
第十一卷	＊生產管理	大阪商大教授 村本福松
第十二卷	＊購買管理及倉庫管理	日本產業能率研究所長 上野陽一
第十三卷	工場事務管理	金子會計事務所長 金子利八郎
第十四卷	＊工業會計及原價計算	東京商大教授 太田哲三
第十五卷	＊工業經營比較	橫濱高商教授 黑澤清
第十六卷	＊工場經營統計	名古屋高商教授 郡菊之助
第十七卷	販賣政策	神戶商大教授 平井泰太郎
第十八卷	＊工業金融	日本興業銀行參事・法博 栗栖赳夫
第十九卷	工業統制論	東京帝大助教授 有澤廣巳
第二十卷	日本工業統制及工業法則	商工大臣 吉野信次

（一五）	生命保險論	早稻田大學教授 商學博士	末高信
（一六）	海上保險論	大阪商科大學教授	椎名幾三郎
（一七）	交通論	早稻田大學教授 商學博士	島田孝一
（一八）	海運論	京都帝國大學教授 經濟學博士	小島昌太郎
（一九）	簿記學	大阪商科大學助教授	木村和三郎
（二〇）	會計學	東京商科大學教授	太田哲三
（二一）	工業會計	橫濱高等商業學校教授	黒澤清
（二二）	會計監査	神戸商業大學教授	原口亮平
*（二三）	稅務論	東・渡部會計事務所	船田勇
（二四）	産業心理學	日本勞働科學研究所 文學博士	桐原葆見
（二五）	統計學	東京商科大學教授 商學博士	藤本幸太郎
（二六）	經營統計	關西學院教授	田村市郎
（二七）	協同組合論	京都帝國大學教授 經濟學博士	八木芳之助
（二八）	公共企業論	神戸商業大學教授	北村五良
（二九）	産業統制論	名古屋高等商業學校教授	赤松要
（三〇）	景氣論	名古屋高等商業學校教授	高島佐一郎

（昭和十二年八月現在）

賣買論	早大教授・商博	小林行昌
工場經營論	名古屋高商校長	國松豐
事務管理總論	金子會社事務局長	金子利八郎
信託經營論	商大教授 三井信託調査課長	内藤章 [illegible]守[illegible]
倉庫論	東京商大教授・法博	内池廉吉
海上保險論	東京商大教授・商博	藤本幸太郎
陸運	慶應大學教授・經博	增井幸雄
海運	東京商大教授	堀光龜
簿記學	神戸商大教授	原口亮平
會計監査	慶大教授・經博	三邊金藏
會計制度論	東京商大教授	太田哲三
企業と租税	前商工政務次官	勝正憲
金融統制論	名古屋高商教授	高島佐一郎
經營學文獻解說	神戸商大教授	平井泰太郎
生命保險論	理學博士	龜田豐治朗
工業會計	東京商大教授・商博	吉田良三
經營學通論	神戸商大教授	平井泰太郎
配給組織論	京・九帝大教授・經博	谷口吉彦
銀行經營論	神戸商大教授 同助教授	田中金司 新庄博
外國爲替論	神戸商大教授 關學講師	增井光藏 [illegible]島省三
企業金融論	神戸商大教授	[illegible]健二
經營費用論	東京帝大教授	中西寅雄
火災保險論	神戸商大教授・商博	瀧谷善一

☆以上全四十一卷完成☆

[illegible]